

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻:別添資料1 添付資料3.15)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【参考として、女川2号炉まとめ資料 別添資料1 3. 竜巻影響評価 3.4 評価対象施設等の設計方針を一部記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本産業規格</li> <li>・日本機械学会の基準・指針類</li> <li>・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987 (日本電気協会) 等</li> </ul> <p>(2) 屋外施設 (外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。)</p> <p>外部事象防護対象施設等のうち屋外施設は、設計荷重に対して、安全機能が維持される設計とし、必要に応じて竜巻防護ネット等の竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を講じる方針とする。</p> <p>【参考として、女川2号炉まとめ資料 別添資料1 3. 竜巻影響評価 3.4 評価対象施設等の設計方針を一部記載】</p> <p>(3) 屋内の施設で外気と繋がっている施設</p> <p>外殻となる施設に内包され防護される外部事象防護対象施設のうち、外気と繋がっている施設は、設計荷重に対して、安全機能が維持される設計とし、必要に応じて施設の補強、防護鋼板の設置等の竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を講じる方針とする。</p> <p>【参考として、女川2号炉まとめ資料 別添資料1 3. 竜巻影響評価 3.4 評価対象施設等の設計方針を一部記載】</p> <p>なお、屋内に配置される施設のうち、外殻となる施設等による防護機能が期待できる施設の内部に配置される施設は、その防護機能により設計荷重に対して影響を受けない設計とする。    また、設計飛来物は評価対象施設等の全面に影響を及ぼすものとして評価及び対策を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本産業規格</li> <li>・日本機械学会の基準・指針類</li> <li>・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987 (日本電気協会) 等</li> </ul> <p>(2) 屋外施設 (外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。) 及び屋内の施設で外気と繋がっている施設</p> <p>外部事象防護対象施設等のうち屋外施設は、設計荷重に対して、安全機能が維持される設計とし、必要に応じて竜巻飛来物防護対策設備である竜巻防護鋼板等の設置又は運用による竜巻防護対策を講じる方針とする。</p> <p>外殻となる施設に内包され防護される外部事象防護対象施設のうち、外気と繋がっている施設は、設計荷重に対して、安全機能が維持される設計とし、必要に応じて竜巻飛来物防護対策設備である竜巻防護鋼板の設置又は運用による竜巻防護対策を講じる方針とする。</p> <p>なお、屋内に配置される施設のうち、外殻となる施設等による防護機能が期待できる施設の内部に配置される施設は、その防護機能により設計荷重に対して影響を受けない設計とする。    また、設計飛来物は評価対象施設等の全面に影響を及ぼすものとして評価及び対策を行う。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯では、4.4.2項以降で評価対象施設等に対する構造健全性評価結果を記載しているが、泊では、評価対象施設等に対する設計方針を記載している。</li> <li>・泊の記載は、女川の別添資料1の記載を参考としているため、女川欄に別添資料1の記載を参考掲載している。(参考掲載のため主要な相違理由のみ記載)</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <p>排気筒は、建屋に内包されていない部分と、建屋に内包されている部分があり、内包されている部分は外気と繋がっている施設、内包されていない部分は屋外施設となるため、大飯含む先行PWR同様に屋外施設上外気と繋がっている施設を纏めて記載している。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻:別添資料1 添付資料3.15)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【参考として、基本方針1.9.1.10(3) 竜巻防護施設のうち、屋外施設及び建屋内の施設で外気と繋がっている施設を記載】</p> <p>c. 排気筒</p> <p>排気筒は竜巻防護施設を内包する施設である原子炉周辺建屋に内包されている部分と、屋外に露出している部分がある。原子炉周辺建屋に内包されている部分については、原子炉周辺建屋に内包されていることを考慮すると、風圧による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないことから、風圧による荷重及び排気筒に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、原子炉周辺建屋に内包されていない部分については、設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプにより貫通し排気筒の構造健全性が維持されないことを考慮して、補修が可能な設計とすることにより、設計基準事故における安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>【参考として、基本方針1.8.2.1(7) a. 屋外施設（外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。）を記載】</p> <p>(f) 排気筒</p> <p>排気筒の筒身については、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、閉塞することはなく、排気筒の排気機能が維持される設計とする。さらに、排気筒は開かれた構造物であり気圧差荷重は作用しないことから、風圧による荷重及び排気筒に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計飛来物の衝突により部材が損傷した場合においても構造健全性が維持され、排気筒全体が倒壊しない設計とする。</p>	<p>a. 排気筒（建屋外）</p> <p>排気筒（建屋外）は、周辺補機棟に内包されている部分と、周辺補機棟に内包されていない部分がある。周辺補機棟に内包されている部分については、竜巻防護鋼板の設置による竜巻防護対策を行なう周辺補機棟に内包されていることを考慮すると、風圧による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないため、気圧差による荷重及び排気筒に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、周辺補機棟に内包されていない部分については、設計飛来物の衝突により貫通し構造健全性が維持されないことを考慮して、補修が可能な設計とすることにより、設計基準事故における安全機能を損なわない設計とする。さらに、風圧による荷重、気圧差による荷重及び排気筒に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯では、4.4.2項以降で評価対象施設等に対する構造健全性評価結果を記載しているが、泊では、評価対象施設等に対する設計方針を記載している。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の排気筒と同じ安全機能を有している大飯の記載を参考とした。また、屋外部分の風荷重等に対する構造健全性維持に係る記載は女川の基本方針の記載を参考とした。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻:別添資料1 添付資料3.15)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【参考として、女川2号炉まとめ資料 別添資料1-3. 竜巻影響評価 3.4評価対象施設等の設計方針 (3) 屋内の施設で外気と繋がってする施設を記載】</p> <p>原子炉補機室換気空調系は、防護鋼板等の竜巻防護対策を行う原子炉建屋に内包されていることを考慮すると、設計飛来物による衝撃荷重は作用しないことから、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び原子炉補機室換気空調系に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【参考として、女川2号炉まとめ資料 別添資料1-3. 竜巻影響評価 3.4評価対象施設等の設計方針 (2) 屋外施設（外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。）を記載】</p> <p>&lt;以下、外部事象防護対象施設を内包する区画&gt;</p> <p>h. タービン建屋及び制御建屋</p> <p>タービン建屋及び制御建屋は、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物等の衝撃荷重及び常時作用する荷重に対して、構造骨組の構造健全性が維持されるとともに、屋根、壁及び開口部（扉類）の破損により当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。また、設計飛来物等の衝突時においても、貫通及び裏面剥離の発生により、当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>補機棟及び原子炉補助建屋に内包されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないことから、気圧差による荷重及び設備に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;以下、外部事象防護対象施設を内包する区画&gt;</p> <p>b. 原子炉建屋（外部遮へい建屋）</p> <p>原子炉建屋（外部遮へい建屋）は、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び常時作用する荷重に対して、構造骨組の構造健全性が維持されるとともに、屋根、壁及び開口部（扉類）の破損により当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。また、設計飛来物の衝突時においても、貫通及び裏面剥離の発生により、当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯では、4.4.2項以降で評価対象施設等に対する構造健全性評価結果を記載しているが、泊では、評価対象施設等に対する設計方針を記載している。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の記載は、女川の別添資料1「h. タービン建屋及び制御建屋」を参考としている。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻:別添資料1 添付資料3.15)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【参考として、基本方針1.9.1.9 竜巻防護施設を内包する施設の設計のうち、(2)原子炉周辺建屋を記載】</p> <p>(2) 原子炉周辺建屋</p> <p>風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、主架構の構造健全性が維持されるとともに、個々の部材の破損により当該建屋内の竜巻防護施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>ただし、設計荷重又は設計飛来物の衝突による影響を受け、屋根、壁、開口部建具等が損傷し当該建屋内の竜巻防護施設の安全機能を損なう可能性がある場合には、当該建屋内の竜巻防護施設が安全機能を損なわないかを評価し、安全機能を損なう可能性がある場合には、設備又は運用による竜巻防護対策を実施する。</p>	<p>【参考として、女川2号炉まとめ資料 別添資料1 3. 竜巻影響評価 3.4 評価対象施設等の設計方針 (2) 屋外施設 (外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。) を記載】</p> <p>&lt;以下、外部事象防護対象施設を内包する区画&gt;</p> <p>h. タービン建屋及び制御建屋</p> <p>タービン建屋及び制御建屋は、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物等の衝撃荷重及び常時作用する荷重に対して、構造骨組の構造健全性が維持されるとともに、屋根、壁及び開口部（扉類）の破損により当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。また、設計飛来物等の衝突時においても、貫通及び裏面剥離の発生により、当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【島根原子力発電所2号炉 設置変更許可申請書添付資料八より引用】</p> <p>(g) ディーゼル燃料貯蔵タンク室（A-非常用ディーゼル発電機（燃料移送系）、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（燃料移送系））、ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽（B-非常用ディーゼル発電機（燃料移送系））</p> <p>ディーゼル燃料貯蔵タンク室、ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽は、地下埋設されていることを考慮し、設計飛来物による衝撃荷重に対して、構造健全性が維持され、ディーゼル燃料貯蔵タンクが安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>c. 原子炉建屋（周辺補機棟）、原子炉建屋（燃料取扱棟）、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋</p> <p>原子炉建屋（周辺補機棟）、原子炉建屋（燃料取扱棟）、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋は、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び常時作用する荷重に対して、構造骨組の構造健全性が維持されるとともに、屋根、壁及び開口部（扉類）の破損により当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。また、設計飛来物の衝突時においても、貫通及び裏面剥離の発生により、当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。ただし、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び常時作用する荷重又は設計飛来物の衝突による影響を受け、屋根、壁及び開口部（扉類）が損傷し当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なう可能性がある場合には、当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないかを評価し、安全機能を損なう可能性がある場合には、竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を実施する。</p> <p>d. A1, A2-燃料油貯油槽タンク室及びB1, B2-燃料油貯油槽タンク室</p> <p>A1, A2-燃料油貯油槽タンク室及びB1, B2-燃料油貯油槽タンク室は、地下埋設されていることを考慮し、設計飛来物による衝撃荷重に対して、構造健全性が維持され、ディーゼル発電機燃料油貯油槽が安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯では、4.4.2項以降で評価対象施設等に対する構造健全性評価結果を記載しているが、泊では、評価対象施設等に対する設計方針を記載している。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊の記載は、女川の別添資料1の「h. タービン建屋及び制御建屋」を参考としている。 ・また、当該建屋は、設計飛来物の衝突により、壁、開口部が損傷する可能性があるため、ただし書きの部分は、大飯の設置許可を参考としている。(記載表現は女川は参照している)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊同様、地下埋設されている島根のタンク室の記載を参考とした。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻:別添資料1 添付資料3.15)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【参考として、基本方針1.9.1.9 竜巻防護施設を内包する施設の設計のうち、(2)原子炉周辺建屋を再掲】</p> <p>(2) 原子炉周辺建屋</p> <p>風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、主架構の構造健全性が維持されるとともに、個々の部材の破損により当該建屋内の竜巻防護施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>ただし、設計荷重又は設計飛来物の衝突による影響を受け、屋根、壁、開口部建具等が損傷し当該建屋内の竜巻防護施設の安全機能を損なう可能性がある場合には、当該建屋内の竜巻防護施設が安全機能を損なわないかを評価し、安全機能を損なう可能性がある場合には、設備又は運用による竜巻防護対策を実施する。</p> <p>【参考として、基本方針1.9.1.9 竜巻防護施設を内包する施設の設計のうち、(2)原子炉周辺建屋を再掲】</p> <p>(2) 原子炉周辺建屋</p> <p>風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、主架構の構造健全性が維持されるとともに、個々の部材の破損により当該建屋内の竜巻防護施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>ただし、設計荷重又は設計飛来物の衝突による影響を受け、屋根、壁、開口部建具等が損傷し当該建屋内の竜巻防護施設の安全機能を損なう可能性がある場合には、当該建屋内の竜巻防護施設が安全機能を損なわないかを評価し、安全機能を損なう可能性がある場合には、設備又は運用による竜巻防護対策を実施する。</p>		<p>e. A1,A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレーナー及びB1,B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレーナー</p> <p>A1,A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレーナー及びB1,B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレーナーは、設計飛来物の衝突による影響を受け、開口部（蓋）が損傷する可能性があるため、当該トレーナー内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないかを評価し、安全機能を損なう可能性がある場合には、竜巻飛来物防護対策設備である竜巻防護鋼板等の設置又は運用による竜巻防護対策を実施する。</p> <p>f. 循環水ポンプ建屋</p> <p>循環水ポンプ建屋は、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び常時作用する荷重又は設計飛来物の衝突による影響を受け、屋根、壁及び開口部（扉類）が損傷する可能性があるため、当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないかを評価し、安全機能を損なう可能性がある場合には、竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を実施する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯では、4.4.2項以降で評価対象施設等に対する構造健全性評価結果を記載しているが、泊では、評価対象施設等に対する設計方針を記載している。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環水ポンプ建屋は、外設施設としての防護機能が期待できないため、大飯において、一部区画が、外設施設としての防護機能を期待できない、大飯の「(2) 原子炉周辺建屋」のただし書きを参考とした。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環水ポンプ建屋は、外設施設としての防護機能が期待できないため、大飯において、一部区画が、外設施設としての防護機能を期待できない、大飯の「(2) 原子炉周辺建屋」のただし書きを参考とした。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻:別添資料1 添付資料3.15)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【参考として、島根原子力発電所2号炉 設置変更許可まとめ資料別添2-1より引用】</p> <p>⑦ 排気筒モニタ室</p> <p>排気筒モニタ室については、外部事象を起因として放射性気体廃棄物処理施設の破損が発生することはないが、独立事象としての重畠の可能性を考慮し、安全上支障のない期間に補修を行うことで、排気筒モニタの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【参考として、女川2号炉まとめ資料 別添資料1 3. 竜巻影響評価 3.4 評価対象施設等の設計方針を一部記載】</p> <p>(3) 屋内の施設で外気と繋がっている施設</p> <p>外殻となる施設に内包され防護される外部事象防護対象施設のうち、外気と繋がっている施設は、設計荷重に対して、安全機能が維持される設計とし、必要に応じて施設の補強、防護鋼板の設置等の竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を講じる方針とする。</p> <p>【参考として、女川2号炉まとめ資料 別添資料1 3. 竜巻影響評価 3.4 評価対象施設等の設計方針 (3) 屋内の施設で外気と繋がっている施設を記載】</p> <p>a. 中央制御室換気空調系、計測制御電源室換気空調系及び原子炉補機室換気空調系</p> <p>中央制御室換気空調系、計測制御電源室換気空調系は、制御建屋に内包されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないことから、気圧差による荷重及び設備に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>g. タービン建屋</p> <p>タービン建屋は、竜巻を起因として蒸気発生器への過剰給水が発生することはないが、独立事象としての重畠の可能性を考慮し、安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、タービン保安装置及び主蒸気止め弁が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(3) 屋内の施設で外気と繋がっている施設</p> <p>外殻となる施設に内包され防護される外部事象防護対象施設のうち、外気と繋がっている施設は、設計荷重に対して、安全機能が維持される設計とし、必要に応じて竜巻飛来物防護対策設備である竜巻防護鋼板の設置又は運用による竜巻防護対策を講じる方針とする。</p> <p>a. 換気空調設備 (アニュラス空气净化設備、格納容器空調装置、補助建屋空調装置、試料採取室空調装置、中央制御室空調装置、電動補助給水ポンプ室換気装置、制御用空気圧縮機室換気装置、ディーゼル発電機室換気装置及び安全補機開閉器室空調装置)</p> <p>換気空調設備 (アニュラス空气净化設備、格納容器空調装置、補助建屋空調装置、試料採取室空調装置、中央制御室空調装置、電動補助給水ポンプ室換気装置、制御用空気圧縮機室換気装置、ディーゼル発電機室換気装置及び安全補機開閉器室空調装置) は、原子炉建屋 (外部遮へい建屋)、竜巻防護鋼板の設置による竜巻防護対策を行う原子炉建屋 (周辺補機棟) 及び原子炉補助建屋に内包されていることを考慮する</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯では、4.4.2項以降で評価対象施設等に対する構造健全性評価結果を記載しているが、泊では、評価対象施設等に対する設計方針を記載している。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島根の安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器である排気筒モニタを内包する排気筒モニタ室の記載を参考にした。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の記載は、女川の別添資料1「a. 中央制御室換気空調系、計測制御電源室換気空調系及び原子炉補機室換気空調系」を参考している。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻:別添資料1 添付資料3.15)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【参考として、女川2号炉まとめ資料 別添資料1 3. 竜巻影響評価 3.4 評価対象施設等の設計方針 (3) 屋内の施設で外気と繋がっている施設を記載】</p> <p>原子炉補機室換気空調系は、防護鋼板等の竜巻防護対策を行う原子炉建屋に内包されていることを考慮すると、設計飛来物による衝撃荷重は作用しないことから、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び原子炉補機室換気空調系に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>と、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないことから、気圧差による荷重及び設備に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯では、4.4.2項以降で評価対象施設等に対する構造健全性評価結果を記載しているが、泊では、評価対象施設等に対する設計方針を記載している。</li> </ul>
	<p>【参考として、基本方針1.9.1.10(3) 竜巻防護施設のうち、屋外施設及び建屋内の施設で外気と繋がっている施設を記載】</p> <p>c. 排気筒</p> <p>排気筒は竜巻防護施設を内包する施設である原子炉周辺建屋に内包されている部分と、屋外に露出している部分がある。原子炉周辺建屋に内包されている部分については、原子炉周辺建屋に内包されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないため、気圧差による荷重に対して、排気筒の構造健全性が維持され安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>また、原子炉周辺建屋に内包されていない部分については、設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプにより貫通し排気筒の構造健全性が維持されないことを考慮して、補修が可能な設計とすることにより、設計基準事故時における安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>【参考として、基本方針1.8.2.1(7) a. 屋外施設（外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。）を記載】</p> <p>(f) 排気筒</p> <p>排気筒の筒身については、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、閉塞することはなく、排気筒の排気機能が維持される設計とする。さらに、排気筒は開かれた構造物であり気圧差荷重は作用しないことから、風圧力による荷重及び排気筒に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計飛来物の衝突により部材が損傷した場合においても構造健全性が維持され、排気筒全体が倒壊しない設計とする。</p>	<p>b. 排気筒（建屋内）</p> <p>排気筒（建屋内）は、竜巻防護鋼板の設置による竜巻防護対策を行う原子炉建屋（周辺補機棟）に内包されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないため、気圧差による荷重及び排気筒に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の排気筒と同じ安全機能を有している大飯の記載を参考とした。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料3.15）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【参考として、女川2号炉まとめ資料 別添資料1 3. 竜巻影響評価 3.4 評価対象施設等の設計方針を記載】</p> <p>(4) 外殻となる施設による防護機能が期待できない施設</p> <p>外殻となる施設による防護機能が期待できない施設は、設計荷重に対して、安全機能が維持される設計とし、必要に応じて開口部建具の補強等、防護鋼板の設置等の竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を講じる方針とする。</p> <p>【伊方発電所3号炉 設置変更許可申請書添付資料八より引用】</p> <p>(a) 使用済燃料ピット</p> <p>設計飛来物が原子炉建屋（燃料取扱棟）の折板壁を貫通し使用済燃料ピットに侵入する場合でも、設計飛来物の衝撃荷重により、使用済燃料ピットのライニング及びコンクリートの一部が損傷して、ピット水が漏えいすることはほとんどなく、使用済燃料ピットの冷却機能及び遮蔽機能に影響しないことにより使用済燃料ピットが安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 使用済燃料ラック</p> <p>設計飛来物が原子炉建屋（燃料取扱棟）の折板壁を貫通し使用済燃料ピットに侵入し使用済燃料ラックに衝突する場合でも、設計飛来物が使用済燃料の燃料有効部に達することはなく、使用済燃料の構造健全性が維持されることにより安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(4) 外殻となる施設による防護機能が期待できない施設</p> <p>外殻となる施設による防護機能が期待できない施設は、設計荷重に対して、安全機能が維持される設計とし、必要に応じて竜巻飛来物防護対策設備である竜巻防護ネット等の設置又は運用による竜巻防護対策を講じる方針とする。</p> <p>a. 使用済燃料ピット</p> <p>設計飛来物が原子炉建屋（燃料取扱棟）の壁を貫通し使用済燃料ピットに侵入する場合でも、設計飛来物の衝撃荷重により、使用済燃料ピットのライニング及びコンクリートの一部が損傷して、ピット水が漏えいすることはほとんどなく、使用済燃料ピットの冷却機能及び遮蔽機能に影響しないことにより使用済燃料ピットが安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 使用済燃料ラック</p> <p>設計飛来物が原子炉建屋（燃料取扱棟）の壁を貫通し使用済燃料ピットに侵入し使用済燃料ラックに衝突する場合でも、設計飛来物が使用済燃料ラックに貯蔵している燃料の燃料有効部に達することはなく、使用済燃料ラックに貯蔵している燃料の構造健全性が維持されることにより安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯では、4.4.2項以降で評価対象施設等に対する構造健全性評価結果を記載しているが、泊では、評価対象施設等に対する設計方針を記載している。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の記載は、女川の別添資料1の記載を参考としている</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊方の記載を参考としている。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊方の記載を参考としている。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (巻:別添資料1 添付資料3.15)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

原子力発電所の巻影響評価ガイド	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【参考として、基本方針1.9.1.10 竜巻防護施設及び巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計(2) 竜巻防護施設のうち、建屋に内包されるが防護が期待できない施設を記載】</p> <p>b. 主蒸気管他</p> <p>主蒸気管他は設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが原子炉周辺建屋の開口部建具であるブローアウトパネルを貫通し、主蒸気管他に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、原子炉周辺建屋のブローアウトパネルに巻飛来物防護対策設備を設置することにより、設計飛来物の主蒸気管他への衝突を防止し、主蒸気管他の構造健全性が維持され安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>【参考として伊方発電所3号炉 設置変更許可申請書添付資料八より引用】</p> <p>(b) 使用済燃料ラック</p> <p>設計飛来物が原子炉建屋（燃料取扱棟）の折板壁を貫通し使用済燃料ピットに侵入し使用済燃料ラックに衝突する場合でも、設計飛来物が使用済燃料の燃料有効部に達することはなく、使用済燃料の構造健全性が維持されることにより安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>c. 新燃料ラック</p> <p>設計飛来物が原子炉建屋（燃料取扱棟）の壁を貫通し新燃料貯蔵庫に侵入し新燃料ラックに衝突する場合でも、設計飛来物が新燃料ラックに貯蔵している燃料の燃料有効部に達することはなく、新燃料ラックに貯蔵している燃料の構造健全性が維持されることにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計飛来物のうち鋼製パイプが新燃料ラックに衝突することなく、新燃料ラックに貯蔵している燃料に直接衝突し、燃料の構造健全性が損なわれることを考慮して、巻防護鋼板の設置による巻防護対策を行うことにより、設計飛来物が新燃料ラックに貯蔵している燃料に直接衝突することを防止し、燃料の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯では、4.4.2項以降で評価対象施設等に対する構造健全性評価結果を記載しているが、泊では、評価対象施設等に対する設計方針を記載している。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前半部分は、伊方の類似設備である「(b)使用済燃料ラック」の記載を参考とした。後半部分は、大飯の外殻となる施設による防護機能が期待できない設備であり防護対策を実施する「b. 主蒸気管他」の記載を参考とした。</li> </ul>
		<p>【参考として伊方発電所3号炉まとめ資料6条(巻)-別添1-資料6-362ページより引用】</p> <p>③燃料移送装置</p> <p>原子炉容器から取り出された燃料集合体については、燃料移送装置により使用済燃料ピット側に移送され、使用済燃料ピットクレーンにて使用済燃料ピット内の使用済燃料ラックに貯蔵される。</p> <p>当該装置により燃料集合体を移送中に設計飛来物が燃料コンテナに衝突した場合、当該コンテナが貫通等の損傷を受けることにより燃料集合体の損傷が想定される。</p> <p>そのため、当該装置使用時に巻が襲来する恐れが生じた場合は、当該作業を一時中断して、移送中の燃料集合体は設計飛来物の影響を受けない原子炉格納容器（原子炉建屋）内に移動する運用をする。</p>	<p>d. 燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱棟クレーン、燃料取替キャナル、キャスクピット、燃料検査ピット</p> <p>燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱棟クレーン、燃料取替キャナル、キャスクピット、燃料検査ピットは、設計飛来物が原子炉建屋（燃料取扱棟）の壁を貫通し、燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱棟クレーン、燃料取替キャナル、キャスクピット、燃料検査ピットに衝突し移送中又は取扱い中の燃料の構造健全性が損なわれることを考慮して、巻襲来が予想される場合には、燃料取扱作業を中止し、移送中の燃料は燃料移送装置にて原子炉建屋（外部遮へい建屋）内に移動する又は取扱い中の燃料は使用済燃料ピットクレ</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料取扱作業中止に係る記載は、伊方及び島根のまとめ資料を参考とした。また、使用済燃料ピットクレーン退避に係る記載は、島根の設置許可を参考とした。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻:別添資料1 添付資料3.15)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【参考として伊方発電所3号炉まとめ資料6条(竜巻)-別添1-資料6-362ページより引用】</p> <p>④使用済燃料ピットクレーン</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ピット内の使用済燃料ラックに燃料集合体を貯蔵する、あるいは使用済燃料ラックから原子炉容器に燃料を装荷する等の際に使用する。</p> <p>当該クレーンにより燃料集合体の取扱い中に設計飛来物が当該クレーンのホイストや燃料保持機構に衝突した場合、ホイスト等が破損することにより燃料集合体の落下が想定される。</p> <p>そのため、当該クレーン使用時に竜巻が襲来する恐れが生じた場合は、当該作業を一時中断して、取扱い中の燃料集合体は所定の位置に戻す運用をする。</p> <p>【参考として島根原子力発電所2号炉 設置変更許可申請書添付資料八 (a) 原子炉建物1階原子炉補機冷却水ポンプ、熱交換器、配管及び弁、原子炉建物2階 原子炉建物付属棟空調換気系、原子炉建物4階原子炉建物天井クレーン、燃料取替機、燃料プール、燃料プール冷却系配管及び弁、使用済燃料貯蔵ラック、燃料集合体、廃棄物処理建物3階 中央制御室換気系等の一部記載を引用】</p> <p>なお、原子炉建物天井クレーン及び燃料取替機については、竜巻の襲来が予想される場合には、燃料取扱作業を中止し、燃料プール、燃料プール冷却系配管及び弁、使用済燃料貯蔵ラック及び燃料集合体に影響を及ぼさない待機位置への退避措置を行う。</p>	<p>ーンにて使用済燃料ラックに貯蔵することにより、移送中又は取扱い中の燃料の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ラック及び使用済燃料ラックに貯蔵している燃料に影響を及ぼさない待機位置への退避措置を行う。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯では、4.4.2項以降で評価対象施設等に対する構造健全性評価結果を記載しているが、泊では、評価対象施設等に対する設計方針を記載している。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻:別添資料1 添付資料3.15)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【参考として、女川2号炉まとめ資料 別添資料1 3. 竜巻影響評価 3.4 評価対象施設等の設計方針 (2) 屋外施設 (外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。) を記載】</p> <p>a. 原子炉補機冷却海水ポンプ (配管, 弁含む)</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ (配管, 弁含む) は、設計飛来物 (鋼製材) の衝突により貫通することを考慮し、竜巻防護ネットの設置等による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び原子炉補機冷却海水ポンプ (配管, 弁含む。) に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。なお、竜巻防護ネットの金網を通過する可能性がある設計飛来物として設定した砂利の衝突に対して、部材を貫通しない厚さを確保し、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>e. 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプは、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮し、竜巻防護ネットの設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び原子炉補機冷却海水ポンプに常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>f. 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナは、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮し、竜巻防護ネットの設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び原子炉補機冷却海水出口ストレーナに常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>g. 配管及び弁 (原子炉補機冷却海水系) 配管及び弁 (原子炉補機冷却海水系) は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮し、竜巻防護ネットの設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び配管及び弁 (原子炉補機冷却海水系) に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯では、4.4.2項以降で評価対象施設等に対する構造健全性評価結果を記載しているが、泊では、評価対象施設等に対する設計方針を記載している。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・当該施設 (e~g) は、循環水ポンプ建屋内に設置しているが、当該建屋全体が、外殻となる施設による防護機能は期待できないことを考慮し、女川の屋外施設であり、泊同様に防護ネットを設置する方針である「a. 原子炉補機冷却海水ポンプ (配管, 弁含む)」(風荷重等を考慮) を参考とした。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻:別添資料1 添付資料3.15)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【参考として、基本方針1.9.1.10 竜巻防護施設及び竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計(2) 竜巻防護施設のうち、建屋に内包されるが防護が期待できない施設を記載】</p> <p>b. 主蒸気管他</p> <p>主蒸気管他は設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが原子炉周辺建屋の開口部建具であるブローアウトパネルを貫通し、主蒸気管他に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、原子炉周辺建屋のブローアウトパネルに竜巻飛来物防護対策設備を設置することにより、設計飛来物の主蒸気管他への衝突を防止し、主蒸気管他の構造健全性が維持され安全機能を損なうことのない設計とする。</p>		<p>h. 原子炉補機冷却水サージタンク (配管及び弁含む)</p> <p>原子炉補機冷却水サージタンク (配管及び弁含む) は、設計飛来物が原子炉建屋 (周辺補機棟) の開口部建具である扉を貫通し、原子炉補機冷却水サージタンク (配管及び弁含む) に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、竜巻防護壁の設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の原子炉補機冷却水サージタンク (配管及び弁含む) への衝突を防止し、原子炉補機冷却水サージタンク (配管及び弁含む) の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯では、4.4.2項以降で評価対象施設等に対する構造健全性評価結果を記載しているが、泊では、評価対象施設等に対する設計方針を記載している。</li> </ul> <p>【大飯】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯の外殻となる施設による防護機能が期待できない設備であり防護対策を実施する「b. 主蒸気管他」の記載を参考とした。</li> </ul>
	<p>【参考として、基本方針1.9.1.10 竜巻防護施設及び竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計(2) 竜巻防護施設のうち、建屋に内包されるが防護が期待できない施設を記載】</p> <p>b. 主蒸気管他</p> <p>主蒸気管他は設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが原子炉周辺建屋の開口部建具であるブローアウトパネルを貫通し、主蒸気管他に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、原子炉周辺建屋のブローアウトパネルに竜巻飛来物防護対策設備を設置することにより、設計飛来物の主蒸気管他への衝突を防止し、主蒸気管他の構造健全性が維持され安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>【参考として、女川2号炉まとめ資料 別添資料1 3. 竜巻影響評価 3.4 評価対象施設等の設計方針 (4) 外殻となる施設による防護機能が期待できない施設を記載】</p> <p>a. 原子炉補機室換気空調系</p> <p>原子炉補機室換気空調系は、設計飛来物の衝突により、開口部建具に貫通が発生することを考慮し、防護鋼板等で開口部建具の竜巻防護対策を行うことにより、原子炉補機室換気空調系への設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び原子炉補機室換気空調系に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>i. 主蒸気系配管他</p> <p>主蒸気系配管他は、設計飛来物が原子炉建屋 (周辺補機棟) 又はディーゼル発電機建屋の開口部建具であるブローアウトパネル、扉又はガラリを貫通し、主蒸気系配管他に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、竜巻防護鋼板等で開口部建具の竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の主蒸気系配管他への衝突を防止し、主蒸気系配管他の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯の外殻となる施設による防護機能が期待できない設備であり防護対策を実施する「b. 主蒸気管他」の記載を参考とした。また、泊同様、開口部建具への防護対策を行う方針としている、女川の「a. 原子炉補機室換気空調系」の防護対策に係る記載を参考とした。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻:別添資料1 添付資料3.15)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【参考として、基本方針1.9.1.10 竜巻防護施設及び竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計(2) 竜巻防護施設のうち、建屋に内包されるが防護が期待できない施設を記載】</p> <p>b. 主蒸気管他</p> <p>主蒸気管他は設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが原子炉周辺建屋の開口部建具であるブローアウトパネルを貫通し、主蒸気管他に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、原子炉周辺建屋のブローアウトパネルに竜巻飛来物防護対策設備を設置することにより、設計飛来物の主蒸気管他への衝突を防止し、主蒸気管他の構造健全性が維持され安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【参考として、基本方針1.9.1.10 竜巻防護施設及び竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計(2) 竜巻防護施設のうち、建屋に内包されるが防護が期待できない施設を記載】</p> <p>b. 主蒸気管他</p> <p>主蒸気管他は設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが原子炉周辺建屋の開口部建具であるブローアウトパネルを貫通し、主蒸気管他に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、原子炉周辺建屋のブローアウトパネルに竜巻飛来物防護対策設備を設置することにより、設計飛来物の主蒸気管他への衝突を防止し、主蒸気管他の構造健全性が維持され安全機能を損なうことのない設計とする。</p>		<p>j. 制御用空気系配管</p> <p>制御用空気系配管は、設計飛来物が原子炉補助建屋の開口部建具である扉を貫通し、制御用空気系配管に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、竜巻防護壁の設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の制御用空気系配管への衝突を防止し、制御用空気系配管の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>k. 蓄熱室加熱器</p> <p>蓄熱室加熱器は、設計飛来物がディーゼル発電機建屋の開口部建具である扉又はガラリを貫通し、蓄熱室加熱器に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、竜巻防護鋼板等の設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の蓄熱室加熱器への衝突を防止し、蓄熱室加熱器の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯では、4.4.2項以降で評価対象施設等に対する構造健全性評価結果を記載しているが、泊では、評価対象施設等に対する設計方針を記載している。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯の外殻となる施設による防護機能が期待できない設備であり防護対策を実施する「b. 主蒸気管他」の記載を参考とした。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯の外殻となる施設による防護機能が期待できない設備であり防護対策を実施する「b. 主蒸気管他」の記載を参考とした。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料3.15）

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【参考として、基本方針1.9.1.10 竜巻防護施設及び竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計(2) 竜巻防護施設のうち、建屋に内包されるが防護が期待できない施設を記載】</p> <p>b. 主蒸気管他</p> <p>主蒸気管他は設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが原子炉周辺建屋の開口部建具であるブローアウトパネルを貫通し、主蒸気管他に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、原子炉周辺建屋のブローアウトパネルに竜巻飛来物防護対策設備を設置することにより、設計飛来物の主蒸気管他への衝突を防止し、主蒸気管他の構造健全性が維持され安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【参考として、島根原子力発電所2号炉 設置変更許可まとめ資料別添2-1より引用】</p> <p>④ 排気筒モニタ</p> <p>排気筒モニタは、放射性気体廃棄物処理施設の破損の検出手段として期待している。外部事象を起因として放射性気体廃棄物処理施設の破損が発生することはないが、独立事象としての重畳の可能性を考慮し、代替設備による監視及び安全上支障のない期間に補修を行うことで、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【参考として、島根原子力発電所2号炉 設置変更許可まとめ資料別添2-1より引用】</p> <p>④ 排気筒モニタ</p> <p>排気筒モニタは、放射性気体廃棄物処理施設の破損の検出手段として期待している。外部事象を起因として放射性気体廃棄物処理施設の破損が発生することはないが、独立事象としての重畳の可能性を考慮し、代替設備による監視及び安全上支障のない期間に補修を行うことで、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>1. ディーゼル発電機燃料油移送配管</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送配管は、設計飛来物がA1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ及びB1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチの蓋を貫通し、ディーゼル発電機燃料油移送配管に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、竜巻防護鋼板等の設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物のディーゼル発電機燃料油移送配管への衝突を防止し、ディーゼル発電機燃料油移送配管の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>m. タービン保安装置及び主蒸気止め弁</p> <p>タービン保安装置及び主蒸気止め弁は、蒸気発生器への過剰給水の緩和手段（タービントリップ機能）として期待している。竜巻を起因として蒸気発生器への過剰給水が発生することはないが、独立事象としての重畳の可能性を考慮し、安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯では、4.4.2項以降で評価対象施設等に対する構造健全性評価結果を記載しているが、泊では、評価対象施設等に対する設計方針を記載している。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯の外殻となる施設による防護機能が期待できない設備であり防護対策を実施する「b. 主蒸気管他」の記載を参考とした。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島根の安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器である排気筒モニタの記載を参考にした。</li> </ul>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻:別添資料1 添付資料3.15)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【参考として、基本方針1.9.1.10 竜巻防護施設及び竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計(4) 竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設を記載】</p> <p>a. タービン建屋、永久構台及び耐火隔壁</p> <p>竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、タービン建屋、永久構台及び耐火隔壁について、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して倒壊により竜巻防護施設へ波及的影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【参考として、女川2号炉まとめ資料 別添資料1 3. 竜巻影響評価 3.4 評価対象施設等の設計方針を記載】</p> <p>(5) 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設</p> <p>外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設については、設計荷重による影響を受ける場合においても外部事象防護対象施設等に影響を及ぼさないよう、必要に応じて施設の補強、竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を実施することにより、外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(5) 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設</p> <p>外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設については、設計荷重による影響を受ける場合においても外部事象防護対象施設等に影響を及ぼさないよう、必要に応じて施設の補強、竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を実施することにより、外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯では、4.4.2項以降で評価対象施設等に対する構造健全性評価結果を記載しているが、泊では、評価対象施設等に対する設計方針を記載している。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の記載は、女川の別添資料1の記載を参考としている</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻:別添資料1 添付資料3.15)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【参考として、基本設計方針 1.9.1.10 竜巻防護施設及び竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計(4) 竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設を記載】</p> <p>c. 主蒸気逃がし弁消音器</p> <p>主蒸気逃がし弁消音器は設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが衝突により貫通することを考慮しても、主蒸気逃がし弁消音器が損傷して閉塞することはなく、主蒸気逃がし弁の排気機能が維持される設計とする。</p> <p>さらに、主蒸気逃がし弁消音器が風圧力による荷重及び気圧差による荷重に対して、構造健全性を維持し安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>以上より、主蒸気逃がし弁消音器が、竜巻防護施設である主蒸気逃がし弁に機能的影響を及ぼさず、主蒸気逃がし弁が安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>【参考として、女川2号炉まとめ資料 別添資料1 3. 竜巻影響評価 3.4 評価対象施設等の設計方針のうち、(5) 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設を記載】</p> <p>さらに、「非常用ディーゼル発電設備」(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。) 排気消音器が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象防護対象施設である非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）に機能的影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>さらに、ディーゼル発電機排気消音器が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象防護対象施設であるディーゼル発電機に機能的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>c. 主蒸気逃がし弁消音器</p> <p>主蒸気逃がし弁消音器は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、主蒸気逃がし弁消音器が損傷して閉塞することなく、主蒸気逃がし弁の排気機能が維持される設計とする。</p> <p>さらに、主蒸気逃がし弁消音器が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>以上より、主蒸気逃がし弁消音器が、外部事象防護対象施設である主蒸気逃がし弁に機能的影響を及ぼさず、主蒸気逃がし弁が安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯の竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設である「c. 主蒸気逃がし弁消音器」の記載を参考とした。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻:別添資料1 添付資料3.15)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【参考として、基本設計方針 1.9.1.10 竜巻防護施設及び竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計(4) 竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設を記載】</p> <p>a. 主蒸気安全弁排気管 主蒸気安全弁排気管は設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが衝突により貫通することを考慮しても、主蒸気安全弁排気管が損傷して閉塞することはなく、主蒸気安全弁の排気機能が維持される設計とする。 さらに、主蒸気安全弁排気管が風圧力による荷重及び気圧差による荷重に対して、構造健全性を維持し安全機能を損なうことのない設計とする。 以上より、主蒸気安全弁排気管が、竜巻防護施設である主蒸気安全弁に機能的影響を及ぼさず、主蒸気安全弁が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>e. タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管 タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管は設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが衝突により貫通することを考慮しても、タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管が損傷して閉塞することはなく、タービン動補助給水ポンプの機関の排気機能が維持される設計とする。 さらに、タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管が風圧力による荷重及び気圧差による荷重に対して、構造健全性を維持し安全機能を損なうことのない設計とする。 以上より、タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管が、竜巻防護施設であるタービン動補助給水ポンプに機能的影響を及ぼさず、タービン動補助給水ポンプが安全機能を損なうことのない設計とする。</p>		<p>d. 主蒸気安全弁排気管 主蒸気安全弁排気管は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、主蒸気安全弁排気管が損傷して閉塞することではなく、主蒸気安全弁の排気機能が維持される設計とする。  さらに、主蒸気安全弁排気管が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。 以上より、主蒸気安全弁排気管が、外部事象防護対象施設である主蒸気安全弁に機能的影響を及ぼさず、主蒸気安全弁が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>e. タービン動補助給水ポンプ排気管 タービン動補助給水ポンプ排気管は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、タービン動補助給水ポンプ排気管が損傷して閉塞することはなく、タービン動補助給水ポンプの機関の排気機能が維持される設計とする。  さらに、タービン動補助給水ポンプ排気管が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。 以上より、タービン動補助給水ポンプ排気管が、外部事象防護対象施設であるタービン動補助給水ポンプに機能的影響を及ぼさず、タービン動補助給水ポンプが安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯では、4.4.2項以降で評価対象施設等に対する構造健全性評価結果を記載しているが、泊では、評価対象施設等に対する設計方針を記載している。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯の竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設である「d. 主蒸気安全弁排気管」の記載を参考とした。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯の竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設である「e. タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管」の記載を参考とした。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻:別添資料1 添付資料3.15)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【参考として、女川2号炉まとめ資料 別添資料1 3. 竜巻影響評価 3.4 評価対象施設等の設計方針のうち、(5) 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設を記載】</p> <p>e. 軽油タンクA系ベント配管、軽油タンクB系ベント配管、軽油タンクHPCS系ベント配管</p> <p>軽油タンクA系ベント配管、軽油タンクB系ベント配管及び軽油タンクHPCS系ベント配管は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、軽油タンクベント配管が閉塞することなく、軽油タンクA系、軽油タンクB系及び軽油タンクHPCS系の機能が維持される設計とする。</p> <p>さらに、軽油タンクA系ベント配管、軽油タンクB系ベント配管及び軽油タンクHPCS系ベント配管が風圧による荷重、気圧差による荷重及び常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象防護対象施設である軽油タンクA系、軽油タンクB系及び軽油タンクHPCS系に機能的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>【参考として、基本方針1.9.1.10 竜巻防護施設及び竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計(4) 竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設を記載】</p> <p>i. 換気空調設備 (蓄電池室の換気空調設備の外気と繋がるダクト・ファン及び外気との境界となるダンパ)</p> <p>換気空調設備が竜巻防護施設を内包する施設である制御建屋に内包されていることを考慮すると、設計竜巻荷重のうち風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しない。気圧差による荷重に対しては、換気空調設備の構造健全性が維持される設計とする。</p> <p>以上より、換気空調設備が、竜巻防護施設である蓄電池に機能的影響を及ぼさず、蓄電池が安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>【参考として、女川2号炉まとめ資料 別添資料1 3. 竜巻影響評価 3.4 評価対象施設等の設計方針のうち、(5) 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設を記載】</p> <p>f. ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管が閉塞することがなく、ディーゼル発電機燃料油貯油槽のベント機能が維持される設計とする。</p> <p>さらに、ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管が風圧による荷重、気圧差による荷重及び常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象防護対象施設であるディーゼル発電機燃料油貯油槽に機能的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>g. 換気空調設備 (蓄電池室排気装置)</p> <p>換気空調設備が原子炉補助建屋に内包されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しない。気圧差による荷重及び設備に常時作用する荷重に対しては、換気空調設備の構造健全性が維持される設計とする。</p> <p>以上より、換気空調設備が、外部事象防護対象施設である蓄電池に機能的影響を及ぼさず、蓄電池が安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯では、4.4.2項以降で評価対象施設等に対する構造健全性評価結果を記載しているが、泊では、評価対象施設等に対する設計方針を記載している。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の記載は、女川の別添資料1 「e. 軽油タンクA系ベント配管、軽油タンクB系ベント配管、軽油タンクHPCS系ベント配管」を参考としている。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯の竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設である「i. 換気空調設備 (蓄電池室の換気空調設備の外気と繋がるダクト・ファン及び外気との境界となるダンパ)」の記載を参考とした。</li> </ul>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料3.15）

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4.4.2 建屋、構築物等の構造健全性の確認 設計荷重に対して、建屋・構築物等の構造健全性が維持されて安全機能が維持される方針であることを確認する。 (1) 設計荷重によって施設に生じる変形・応力等の算定 建屋・構築物等の形状や特徴等を反映して設定した設計荷重によって設計対象施設に生じる変形や応力等を算定する方針である。設計対象施設に生じる変形や応力等は、その技術的な妥当性を確認した上で、原則として、現行の法律及び基準類(注4.2)等に準拠して算定する。</p> <p>(2) 構造健全性の確認 「(1) 設計荷重によって施設に生じる変形・応力等の算定」で算定される変形・応力等に基づいて、設計対象施設（建屋・構築物等）が以下の構造健全性評価基準を満足する方針であることを確認する。 ① 竜巻防護施設（外殻となる施設等による防護機能が確認された竜巻防護施設を除く） 設計対象施設が終局耐力等の許容限界(注4.2)に対して妥当な安全余裕を有している。 ② 竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設 1) 設計対象施設あるいはその特定の区画(注4.3)が、終局耐力等の許容限界(注4.2)に対して妥当な安全余裕を有している。 2) 設計飛来物が設計対象施設あるいはその特定の区画(注4.3)に衝突した際に、竜巻防護施設の安全機能の維持に影響を与えない。(注4.4) (注4.2) 建築基準法、日本産業規格、日本建築学会及び土木学会等の規準・指針類、並びに日本電気協会の原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG4601-1987)等に準拠する。 (注4.3) 竜巻防護施設を内包する区画。 (注4.4) 貫通及び裏面剥離（コンクリート等の部材に衝突物が衝突した際に、衝突面の裏側</p>	<p>4.4.2 建屋、構築物の構造健全性の確認結果 設計荷重に対して、建屋・構築物等の構造健全性が維持されて安全機能が維持されることを確認した。 (1) 設計荷重によって施設に生じる変形・応力等の算定 原子炉格納容器、原子炉周辺建屋および制御建屋に対し、建屋の形状や配置状況を反映した受風面積、形状係数等を考慮した設計竜巻による複合荷重 <math>W_{11}</math>、<math>W_{12}</math> を作用させ、評価対象施設に生じる以下の変形を算定した。 ① 鉄筋コンクリート造部分 設計竜巻による複合荷重により生じるせん断応力を算出し、地震応答解析モデルに適用しているせん断力の復元特性 (<math>Q-\gamma</math> 関係) よりせん断歪度を算定した。 ② 鉄骨造部分 設計竜巻による複合荷重により生じるせん断応力を算出し、地震応答解析モデルに適用している荷重変形関係 (<math>Q-\delta</math> 関係) から得られる水平変位より層間変形角を算定した。 (2) 構造健全性の確認 a. 竜巻防護施設 ① 構造骨組の評価 1) 鉄筋コンクリート造部分 地震応答解析モデルに適用しているせん断力の復元特性 (<math>Q-\gamma</math> 関係) より算定したせん断歪度について、鉄筋コンクリート造耐震壁の最大応答せん断ひずみ度の許容限界値 <math>2000 \mu</math><sup>※1</sup> を十分下回り、安全余裕を有していることから構造健全性を確認した。 ※1: 原子力発電所耐震設計技術規程 (JEAC4601-2008) に示されている、Sクラスの建物・構築物の鉄筋コンクリート造耐震壁に対する基準地震動 <math>S_s</math> による各層の鉄筋コンクリート造耐震壁の最大応答せん断ひずみ度の許容限界値。 2) 鉄骨造部分 地震応答解析モデルに適用している荷重変形関係 (<math>Q-\delta</math> 関係) より算定した層間変形角について、許容限界値 120 分の <math>1^{\circ\text{2}}</math> を十分下回り、安全余裕を有していることから構造健全性を確認した。 ※2: 建築基準法施行令第82条の2に示されている、当該層間変位の当該各階の高さに対する割合の許容限界値。 また、建屋の主要部材である外壁・屋根に対する</p>	<p>(設工認にて説明)</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川は資料なし ・建屋、構築物等の構造健全性の確認結果については、設工認にて説明する方針。</p>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻:別添資料1 添付資料3.15)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
でせん断破壊等に起因した剥離が生じる破壊現象)に対して、施設の構造健全性を確認することを基本とする。	<p>①気圧差の影響評価を実施し、終局耐力を上回ることを確認した。</p> <p>②設計飛来物の評価</p> <p>1)鉄筋コンクリート造部分 設計飛来物が竜巻防護施設に衝突しても、建屋の外壁や屋根スラブの壁厚が裏面剥離・貫通を防ぐために必要な壁厚を確保していることを確認した。</p> <p>2)鉄骨造部分 設計飛来物が鋼構造部分(原子炉周辺建屋)の外壁に衝突した場合、貫通することから、竜巻防護施設である使用済燃料ピット中の燃料集合体への影響確認を行った。評価結果は、4.4.3に示す。</p> <p>b. 波及的影響を及ぼし得る施設の評価 タービン建屋の設計竜巻による複合荷重 <math>W_{t1}, W_{t2}</math> による層せん断力は、保有水平耐力より小さいため、タービン建屋の主要構造部材は損壊しない。タービン建屋の天井材、窓等の損傷の可能性は否定できないが、主梁、柱は機能を保ち、タービン等の重量機器、主配管は溶接され支持構造物で固定されていることから、飛散すると考えがたい。タービン建屋から飛来する飛来物による影響は、剛体で投影面積が小さく重量もある鋼製材による影響評価で包含されると考えられる。</p> <p>また、廃棄物処理建屋については、地震応答解析モデルに適用しているせん断力の復元特性 (<math>Q-\gamma</math> 関係)より算定したせん断歪度について、鉄筋コンクリート造耐震壁の最大応答せん断ひずみ度の許容限界値 <math>2000 \mu</math> を十分下回り、安全余裕を有していることから構造健全性を確認した。</p> <p>c. 開口部(扉等)についての評価 竜巻防護施設の開口部(扉等)に対する気圧差荷重(<math>W_p</math>)ならびに風圧力による荷重及び気圧差荷重による複合荷重(<math>W_p+0.5W_p</math>)と設計飛来物の衝突について評価を実施し、竜巻防護施設に影響を及ぼさないことを確認した。</p> <p>補足説明資料10: 建屋、構築物の構造健全性評価結果</p>		(設計認にて説明)	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川は資料なし ・建屋、構築物等の構造健全性の確認結果については、設計認にて説明する方針。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料3.15）

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4.4.3 設備の構造健全性の確認</p> <p>設計荷重に対して、設備（系統・機器）の構造健全性が維持されて安全機能が維持される方針であることを確認する。</p> <p>(1) 設計荷重によって施設に生じる変形・応力等の算定</p> <p>設備の形状や特徴等を反映して設定した設計荷重によって設計対象施設に生じる変形や応力等を算定する方針である。設計対象施設に生じる変形や応力等は、その技術的な妥当性を確認した上で、原則として、現行の法律及び基準類（注4.5）等に準拠して算定する。</p>	<p>4.4.3 設備の構造健全性の確認結果</p> <p>設計荷重に対して、設備の安全機能が維持されることを確認した。</p> <p>(1) 設計荷重によって施設に生じる変形・応力等の算定</p> <p>a. 竜巻防護施設</p> <p>①海水ポンプ 海水ポンプ及びポンプモータに対し、設計竜巻による複合荷重 <math>W_{t1}, W_{t2}</math> を作用させ、発生応力を算定する。</p> <p>②海水ストレーナ 海水ストレーナに対し、設計竜巻による複合荷重 <math>W_{t1}, W_{t2}</math>、ストレーナ内圧の重ね合わせ、発生応力を算定する。</p> <p>③海水系配管 海水系配管に対し、設計竜巻による複合荷重 <math>W_{t1}, W_{t2}</math> に配管内圧及び自重を重ね合わせ、発生応力を算定する。</p> <p>④排気筒 排気筒に対し、設計竜巻による複合荷重 <math>W_{t1}, W_{t2}</math> を作用させ発生応力を算定した。</p> <p>⑤使用済燃料ビット 使用済燃料ビットについては、飛来物の影響を鉛直方向および水平方向それぞれに対して燃料被覆管の歪量を算定した。</p> <p>⑥換気空調設備</p> <p>1) ダクト ダクトに対し、設計竜巻による気圧差荷重 <math>W_p</math> を作用させ、発生応力を算定した。</p> <p>2) ダンバ ダンバの構成部材毎（ケーシング、ペーン、シャフト）に設計竜巻による気圧差荷重 <math>W_p</math> に自重を重ね合わせ、発生応力を算出した。</p> <p>3) ファン ファンに対し、設計竜巻による気圧差荷重を <math>W_p</math> を作用させ、発生応力を算定した。</p> <p>⑦主蒸気管他 主蒸気管他については、風荷重による損傷は考えにくく、また、転倒することもないため、構造健全性の評価対象としない。</p> <p>b. 竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設</p> <p>①タンクローリー タンクローリーは複数台所持しており、また発電所構内に分散配置していることから、竜巻により全台損傷することは考え難いが、竜巻襲来</p>		(設工認にて説明)	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は資料なし</li> <li>・設備の構造健全性の確認結果については、設工認にて説明する方針。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料3.15）

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>の恐れがある場合には、竜巻の被害を受けにくいトンネル内に移動させる運用としている。当該施設が竜巻により何らかの影響を受けた場合、速やかに保修等の対応を行う。</p> <p>※ レーダーナウキャストにおいて、「竜巻発生確度2」かつ「雷活動度3以上」の場合</p> <p>②主蒸気逃がし弁消音器 主蒸気逃がし弁消音器に対し、設計竜巻による風荷重 <math>W_b</math> を作用させ、発生応力を算定した。</p> <p>③主蒸気安全弁排気管 主蒸気安全弁排気管に対し、設計竜巻による風荷重 <math>W_b</math> を作用させ、発生応力を算定した。</p> <p>④タービン動補助給水ポンプ大気放出管 タービン動補助給水ポンプ大気放出管に対し、設計竜巻による風荷重 <math>W_b</math> を作用させ、発生応力を算定した。</p> <p>⑤ディーゼル発電機排気消音器 ディーゼル発電機排気消音器に対し、設計竜巻による風荷重 <math>W_b</math> を作用させ、発生応力を算定した。</p> <p>⑥燃料油貯蔵タンクベント管 ベント管に対し、設計竜巻による風荷重 <math>W_b</math> を作用させ、発生応力を算定した。</p> <p>⑦重油タンクベント管 ベント管に対し、設計竜巻による風荷重 <math>W_b</math> を作用させ、発生応力を算定した。</p> <p>⑧換気空調設備 1)ダクト ダクトに対し、設計竜巻による気圧差荷重 <math>W_p</math> を作用させ、発生応力を算定した。 2)ダンバ ダンバの構成部材毎（ケーシング、ペーン、シャフト）に設計竜巻による気圧差荷重 <math>W_p</math> に自重を重ね合わせ、発生応力を算出した。</p> <p>⑨耐火隔壁 耐火隔壁については、評価中。</p> <p>(2)構造健全性の確認 「(1)設計荷重によって施設に生じる変形・応力等の算定」で算定される変形・応力等に基づいて、設計対象施設（設備）が以下の構造健全性評価基準を満足する方針であることを確認する。</p> <p>①竜巻防護施設（外殻となる施設等による防護機能が確認された竜巻防護施設を除く） 設計対象施設が許容応力度等に基づく許容限界（注4.5）に対して妥当な安全余裕を有してい</p>		(設工認にて説明)	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川は資料なし ・設備の構造健全性の確認結果について、設工認にて説明する方針。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料3.15）

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>る。</p> <p>②竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設</p> <p>1) 設計対象施設あるいはその特定の区画(注4.6)が、許容応力度等に基づく許容限界(注4.5)に対して妥当な安全余裕を有している。</p> <p>2) 設計飛来物が設計対象施設あるいはその特定の区画(注4.6)に衝突した際に、竜巻防護施設の安全機能の維持に影響を与えない。(注4.7)</p> <p>(注4.5) 日本産業規格、日本電気協会の原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601-1987）及び日本機械学会の規格・指針類等に準拠する。</p> <p>(注4.6) 竜巻防護施設を内包する区画。</p> <p>(注4.7) 貫通及び裏面剥離（コンクリート等の部材に衝突物が衝突した際に、衝突面の裏側でせん断破壊等に起因した剥離が生じる破壊現象）に対して、施設の構造健全性を確認することを基本とする。</p>	<p>に対し海水ポンプを防護するため、設計飛来物による衝撃荷重(<math>W_f</math>)は評価しない。</p> <p>②海水ストレーナ 海水ストレーナ胴板、スカート、基礎ボルトに発生する応力評価を行い、健全であることを確認した。</p> <p>③海水系配管 配管に発生する応力評価を行い、健全であることを確認した。</p> <p>④排気筒（建屋外） 建屋外の排気筒の丸ダクト及び角ダクトに発生する応力評価を行い、健全であることを確認した。 なお、排気筒の板厚は薄く飛来物の衝突による貫通等の損傷を受けることが支配的であるため、複合荷重の算定において、飛来物による衝撃荷重(<math>W_f</math>)は評価しない。</p> <p>⑤換気空調設備 排気筒（建屋内）、ダクト、ダンバについて気圧差に対する健全性評価を行い、安全機能が維持できることを確認した。</p> <p>b. 竜巻防護施設に波及的影響影響を及ぼし得る施設</p> <p>①耐火隔壁 耐火隔壁については、評価中。</p> <p>②主蒸気逃がし弁消音器 設計竜巻による風荷重(<math>W_f</math>)に対する、消音器を支持している架台柱脚のすみ肉溶接部に発生する応力評価を行い、健全であることを確認した。</p> <p>③主蒸気安全弁排気管 排気管に発生する応力評価を行い、健全であることを確認した。</p> <p>④タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管 蒸気大気放出管に発生する応力評価を行い、健全であることを確認した。</p> <p>⑤ディーゼル発電機排気消音器 設計竜巻による風荷重(<math>W_f</math>)に対する、消音器を支持している架台の基礎ボルトに発生する応力評価を行い、健全であることを確認した。</p> <p>⑥換気空調設備 排気筒（建屋内）、ダクト、ダンバ、バタフライ弁、ファンについて気圧差に対する健全性評価を行い、安全機能が維持できることを確認した。</p> <p>⑦燃料油貯蔵タンクベント管 ベント管に発生する応力評価を行い、健全であ</p>		(設工認にて説明)	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川は資料なし ・設備の構造健全性の確認結果については、設工認にて説明する方針。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料3.15）

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>ることを確認した。</p> <p>⑧重油タンクベント管 ベント管に発生する応力評価を行い、健全であることを確認した。</p> <p>2) 設計飛来物に対する評価</p> <p>a. 海水ポンプ（海水ストレーナ・配管含む） 海水ポンプは100%×3台あるが、設計飛来物（鋼製材）の衝突により海水ポンプモータのケーシング等が貫通し、安全機能の維持に影響を与える可能性がある。そのため、飛来物となりうる物品の固縛等による飛来物の発生防止対策および飛来物の衝突から海水ポンプを守る防護ネット等を設置する。従って、飛来物は海水ポンプに衝突し得ないことから、海水ポンプへの飛来物の影響はない。 また、砂利等の微小な飛来物に対しても、主軸の固着、モータ冷却管の閉塞等ではなく、機能へ影響を与えないことを確認した。</p> <p>b. 排気筒 高所放出がクレジットとなっている基準設計事故である原子炉冷却材喪失等で放出される放射性物質による敷地境界での被ばく、及び、平常時の気体廃棄物の計画放出等での敷地境界での被ばくについて、排気筒が損傷しても線量めやすさ値を超えないことを確認した。</p> <p>c. 使用済燃料ビット 設計飛来物が使用済燃料ビット内に進入し、燃料集合体に衝突する場合、発生する歪が燃料被覆管の破損が生じる歪より小さく燃料被覆管が損傷しないことを確認した。 使用済燃料ビットライニングは、設計飛来物が衝突した場合、損傷する可能性があるが、ライニング背面の使用済燃料ビット（軸体）部分であるコンクリートは十分な厚さを有しているためコンクリートを貫通することは無い。ライニングが損傷した場合、ビット水の漏えいが生じるが、コンクリート軸体を貫通しないことから、大量のビット水の漏えいが生じることはなく、冷却機能及び遮へい機能は維持される。</p> <p>d. 主蒸気管他 主蒸気管他是設計飛来物が開口部を貫通し、衝突することによりその安全機能を喪失するおそれがあることから、飛来物となりうる物品の固縛等による飛来物の発生防止対策および飛来物の衝突から主蒸気管他を守る防護ネット等を設置する。従って、飛来物は主蒸気管他に衝突し</p>		(設工認にて説明)	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川は資料なし ・設備の構造健全性の確認結果については、設工認にて説明する方針。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料3.15）

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>得ないことから、主蒸気管他への飛来物の影響はない。</p> <p>e. 主蒸気逃がし弁消音器 設計飛来物の衝突により、貫通するが、排気機能への影響はなく、問題ないことを確認した。また、砂利等の極小な飛来物に対しては、閉塞することはなく、問題ないことを確認した。</p> <p>f. 主蒸気安全弁排気管 設計飛来物の衝突により、貫通するが、排気機能への影響はなく、問題ないことを確認した。また、砂利等の極小な飛来物に対しては、閉塞することはなく、問題ないことを確認した。</p> <p>g. タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管 設計飛来物の衝突により、貫通するが、排気機能への影響はなく、問題ないことを確認した。また、砂利等の極小な飛来物に対しては、閉塞することはなく、問題ないことを確認した。</p> <p>h. ディーゼル発電機排気消音器 設計飛来物の衝突により、貫通するが、排気機能への影響はなく、問題ないことを確認した。また、砂利等の極小な飛来物に対しては、閉塞することはなく、問題ないことを確認した。</p> <p>i. 換気空調設備 外気取入口には、フィルタが設置されており、フィルタでの除塵機能により、閉塞しないことを確認した。</p> <p>補足説明資料12：設計竜巻に対する設備の構造健全性の確認結果 補足説明資料13：竜巻防護対策の概要について</p>		(設計工にて説明)	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川は資料なし ・設備の構造健全性の確認結果については、設計工にて説明する方針。</p>
4.5 その他の確認事項	4.4 に示す以外の確認事項については、原子力発電所の図面等を参照して十分に検討した上で設定する。例えば、中央制御室等の重要な区画等や非常用発電機等の重要な設備等に繋がる給排気ダクト類へ作用する風圧力が安全機能維持に与える影響等、安全機能維持の観点から重要と考えられる確認事項を設定する。そして、それぞれの項目について検討を行い、安全機能が維持される方針であることを確認する。	4.5 その他の確認事項 解説4.3.1.2.3において要求がある「圧力差の影響を受け得る計器類」については、評価対象である耐震Sクラスの計器類は、全て建屋内に設置されており、竜巻により建屋内・外で差圧が発生した場合にその影響を受けるものは無い。(海水ポンプ関連で屋外設置の耐震Sクラスの計器なし) 中央制御室及び非常用発電機の設備に繋がる給排気ダクト類は、風圧力の影響を受けない構造となっているを確認している。		

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料3.15）

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 竜巻随伴事象に対する考慮          5.1 概要          竜巻随伴事象に対して、竜巻防護施設の安全機能が維持される方針であることを確認する。</p> <p>5.2 基本的な考え方及び検討事項          検討対象とする竜巻随伴事象は、原子力発電所の図面等を参照して十分に検討した上で設定する。          ただし、竜巻随伴事象として容易に想定される以下の事象については、その発生の可能性について検討を行い、必要に応じてそれら事象が発生した場合においても安全機能が維持される方針であることを確認する。</p> <p>(1)火災          設計竜巻等により燃料タンクや貯蔵所等が倒壊して、重油、軽油及びガソリン等の流出等に起因した火災が発生した場合においても、竜巻防護施設の安全機能の維持に影響を与えない。</p> <p>竜巻防護施設を内包する建屋内については、設計竜巻により飛来物が侵入する場合でも、建屋開口部付近に飛来物が衝突し、原子炉施設の安全機能を損なう可能性がある発火性又は引火性物質を内包する機器はなく、火災防護計画により適切に管理することから、建屋内の竜巻防護施設が安全機能を損なうことはない。</p> <p>建屋外については、設計竜巻により危険物タンク等に火災が発生する場合でも、外部火災防護施設の安全機能を損なうことのない設計とすることを「1.11 外部火災防護に関する基本方針」にて考慮する。          なお、建屋外の火災については、消防用水、化学消防自動車及び小型動力ポンプ付き水槽車等による消火活動を行う。</p>	<p>5. 竜巻随伴事象に対する評価          竜巻随伴事象は、過去の竜巻被害の状況及び大飯発電所のプラント配置から想定される以下の事象を抽出し、事象が発生する場合においても、竜巻防護施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>(1) 火災</p> <p>竜巻防護施設を内包する建屋内については、設計竜巻により飛来物が侵入する場合でも、建屋開口部付近に飛来物が衝突し、原子炉施設の安全機能を損なう可能性がある発火性又は引火性物質を内包する機器はなく、火災防護計画により適切に管理することから、建屋内の竜巻防護施設が安全機能を損なうことはない。</p> <p>建屋外については、設計竜巻により危険物タンク等に火災が発生する場合でも、外部火災防護施設の安全機能を損なうことのない設計とすることを「1.11 外部火災防護に関する基本方針」にて考慮する。          なお、建屋外の火災については、消防用水、化学消防自動車及び小型動力ポンプ付き水槽車等による消火活動を行う。</p>	<p>【参考として、女川2号炉まとめ資料 別添資料1 3. 竜巻影響評価 3.5 竜巻随伴事象に対する評価】          3.5 竜巻随伴事象に対する評価          竜巻随伴事象は過去の竜巻被害事例及び女川原子力発電所のプラント配置から、想定される事象である、火災、溢水及び外部電源喪失を抽出し、事象が発生した場合の影響評価を行い、外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないことを確認した。【添付資料3.4】</p> <p>(1) 火災          竜巻随伴事象として、設計竜巻による飛来物が建屋開口部付近の発火性又は引火性物質を内包する機器に衝突する場合及び屋外の危険物貯蔵施設等に飛来物が衝突する場合の火災が想定される。          建屋内については、飛来物が侵入する場合でも、建屋開口部付近には、発電用原子炉施設の安全機能を損なわせる可能性がある発火性又は引火性物質を内包する機器は配置されておらず、また、外部事象防護対象施設を設置している区画の開口部には防護鋼板設置等の飛来物防護対策を行うことを考慮すると飛来物が到達することはないとから、設計竜巻により建屋内に火災が発生することはなく、建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない。          建屋外については、発電所敷地内の屋外にある危険物貯蔵施設等の火災がある。火災源と外部事象防護対象施設の位置関係を踏まえて火災の影響を評価した上で、外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とすることを「1.8.9 外部火災防護に関する基本方針」に記載する。以上より、竜巻随伴事象としての火災に対して外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>3.5 竜巻随伴事象に対する評価          竜巻随伴事象は過去の竜巻被害事例及び泊発電所のプラント配置から、想定される事象である、火災、溢水及び外部電源喪失を抽出し、事象が発生した場合の影響評価を行い、外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないことを確認した。【添付資料3.4】          (1) 火災          竜巻随伴事象として、設計竜巻による飛来物が建屋開口部付近の発火性又は引火性物質を内包する機器に衝突する場合及び屋外の危険物貯蔵施設等に飛来物が衝突する場合の火災が想定される。          建屋内については、飛来物が侵入する場合でも、建屋開口部付近には、発電用原子炉施設の安全機能を損なわせる可能性がある発火性又は引火性物質を内包する機器は配置されておらず、火災防護計画により適切に管理することから、設計竜巻により建屋内に火災が発生することはなく、建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない。          建屋外については、発電所敷地内の屋外にある危険物貯蔵施設等の火災がある。火災源と外部事象防護対象施設の位置関係を踏まえて火災の影響を評価した上で、外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とすることを「1.8.10 外部火災防護に関する基本方針」に記載する。          以上より、竜巻随伴事象としての火災に対して外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【女川】          記載充実（大飯参照）          ・泊の記載は、女川の別添資料1の記載を参考としているため、女川欄に別添資料1の記載を参考掲載している。（参考掲載のため主要な相違理由のみ記載）  <p>【大飯】          記載表現の相違  <p>【大飯】          プラント名称の相違  <p>【大飯】          記載方針の相違</p> <p>【大飯】          記載表現の相違</p> <p>【大飯】          記載方針の相違</p> <p>【女川】          設計方針の相違</p> <p>【大飯】          記載表現の相違</p> <p>【大飯】          記載方針の相違</p> <p>【女川】          設計方針の相違</p> <p>・女川では、外部事象防護対象施設が設置されている区画の開口部に對して飛来物防護対策を行っており、飛来物は侵入しないが、泊では、外部事象対象施設が設置されている一部区画に飛来物が侵入するため、開口部付近に飛来物が衝突する発火性又は引火性物質を内包する機器がないことを確認している。（先行PWRと同様）</p> </p></p></p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料3.15）

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(2) 溢水等 設計竜巻による気圧低下等に起因した使用済燃料プール等の水の流出、屋外給水タンク等の倒壊による水の流出等が発生した場合においても、竜巻防護施設の安全機能の維持に影響を与えない。	(2) 溢水  竜巻防護施設を内包する建屋内については、設計竜巻により飛来物が侵入した場合でも、建屋開口部付近に飛来物が衝突し、原子炉施設の安全機能を損なう可能性がある溢水源がないことから、建屋内の竜巻防護施設が安全機能を損なうことはない。  建屋外については、設計竜巻により溢水が発生する場合に、溢水における防護対象設備の安全機能を損なうことのない設計とすることを「1.8 溢水防護に関する基本方針」にて考慮する。	<p>【参考として、女川2号炉まとめ資料 別添資料1 3. 竜巻影響評価 3.5 竜巻随伴事象に対する評価】</p> <p>(2) 溢水 竜巻随伴事象として、設計竜巻による気圧低下の影響や飛来物が建屋開口部付近の溢水源に衝突する場合及び屋外タンク等に飛来物が衝突する場合の溢水が想定される。 外部事象防護対象施設を内包する建屋内については、飛来物が侵入する場合でも、建屋開口部付近に飛来物が衝突して外部事象防護対象施設の安全機能を損なう可能性がある溢水源が配置されておらず、また、外部事象防護対象施設を設置している建屋の開口部には、防護網板設置等の飛来物防護対策を行うことを考慮すると、飛来物が到達することはないとから、設計竜巻により建屋内に溢水が発生することはない。 また、建屋内は設計竜巻による気圧低下の影響を受けないことから建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない。 建屋外については、気圧低下の影響による屋外タンク等の破損は考え難いものの、設計竜巻による飛来物の衝突による屋外タンク等の破損に伴う溢水が想定されるが、「1.7 溢水防護に関する基本方針」にて、竜巻時の屋外タンク等の破損を想定し、溢水が安全系機器に影響を及ぼさない設計としていることから、竜巻随伴事象による屋外タンク等が損傷して発生する溢水により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない。 以上より、竜巻随伴事象としての溢水に対して外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p>	(2) 溢水 竜巻随伴事象として、設計竜巻による気圧低下の影響や飛来物が建屋開口部付近の溢水源に衝突する場合及び屋外タンク等に飛来物が衝突する場合の溢水が想定される。 外部事象防護対象施設を内包する建屋内については、飛来物が侵入する場合でも、建屋開口部付近に飛来物が衝突して外部事象防護対象施設の安全機能を損なう可能性がある溢水源が配置されておらず、設計竜巻により建屋内に溢水が発生することはない。また、建屋内は設計竜巻による気圧低下の影響を受けないことから建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない。  建屋外については、気圧低下の影響による屋外タンク等の破損は考え難いものの、設計竜巻による飛来物の衝突による屋外タンク等の破損に伴う溢水が想定されるが、「1.7 溢水防護に関する基本方針」にて、竜巻時の屋外タンク等の破損を想定し、溢水が安全系機器に影響を及ぼさない設計としていることから、竜巻随伴事象による屋外タンク等が損傷して発生する溢水により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない。 以上より、竜巻随伴事象としての溢水に対して外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	<p>【女川】 記載充実（大飯参照） ・泊の記載は、女川の別添資料1の記載を参考としているため、女川欄に別添資料1の記載を参考掲載している。（参考掲載のため主要な相違理由のみ記載） 【大飯】 記載方針の相違 【大飯】 記載表現の相違  【大飯】 記載方針の相違 【女川】 設計方針の相違 ・女川では、外部事象防護対象施設が設置されている区画の開口部に対して飛来物防護対策を行っており、飛来物は侵入しないが、泊では、外部事象対象施設が設置されている一部区画に飛来物が侵入するため、開口部付近に飛来物が衝突する溢水源がないことを確認している。（先行PWRと同様）</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料3.15）

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 外部電源喪失 設計竜巻、設計竜巻と同時に発生する雷・竜巻等、あるいはダウンバースト等により、送電網に関する施設等が損傷する等して外部電源喪失に至った場合においても、竜巻防護施設の安全機能の維持に影響を与えない。</p> <p>6. 附則 この規定は、平成25年7月8日より施行する。 本ガイドに記載されている以外の計算方法等を設計で使用する場合は、技術的見地等からその妥当性を示す必要がある。 また、竜巻等の発生頻度、特性及びメカニズム等に関する情報、並びに竜巻等による被害の実情に関する情報等が不足している現在の日本の状況では、竜巻等に係る最新情報の調査・入手に努めるとともに、本ガイドは、最新情報を反映して適宜見直しを行うものとする。 なお、将来に観測された竜巻の最大風速が、過去に観測された竜巻の最大風速を上回った場合は、本設計の妥当性について再度見直すこととする。</p>	<p>(3) 外部電源喪失 設計竜巻と同時に発生する雷又はダウンバーストの影響により外部電源喪失が発生する場合については、設計竜巻に対してディーゼル発電機の構造健全性を維持することにより、外部電源喪失の影響がなく竜巻防護施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>補足説明資料18：竜巻随伴事象の抽出について</p>	<p>【参考として、女川2号炉まとめ資料 別添資料1 3. 竜巻影響評価 3.5 竜巻随伴事象に対する評価】</p> <p>(3) 外部電源喪失 設計竜巻又は設計竜巻と同時に発生する雷又はダウンバースト等の影響により送電網に関する施設等が損傷して外部電源喪失が発生する場合が想定される。設計竜巻に対して非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の構造健全性を維持することにより、外部電源喪失の影響がなく外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の付属設備について、安全機能を損なわないことを以下のとおり確認している。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・吸排気については外気と繋がっているが、竜巻襲来時の短時間での圧力差による影響はない。</li> <li>・排気消音器出口に風圧力による荷重が作用して消音器内に大気が逆流した場合において、排気が阻害され系統内が閉塞気味になり、排気ガス温度が徐々に上昇し、通常運転時を超える温度となり出力制限となることが予想されるが、竜巻は長期間停滞することなく数秒～10数秒のオーダーで通過するため、この程度であれば排気ガス温度の急激な上昇はなく非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）運転に支障を来すことはない。</li> </ul> </p>	<p>(3) 外部電源喪失 設計竜巻又は設計竜巻と同時に発生する雷又はダウンバースト等の影響により送電網に関する施設等が損傷して外部電源喪失が発生する場合が想定される。設計竜巻に対してディーゼル発電機の構造健全性を維持することにより、外部電源喪失の影響がなく外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、ディーゼル発電機の付属設備について、安全機能を損なわないことを以下のとおり確認している。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・吸排気については外気と繋がっているが、竜巻襲来時の短時間での圧力差による影響はない。</li> <li>・排気消音器出口に風圧力による荷重が作用して消音器内に大気が逆流した場合において、排気が阻害され系統内が閉塞気味になり、排気ガス温度が徐々に上昇し、通常運転時を超える温度となり出力制限となることが予想されるが、竜巻は長期間停滞することなく数秒～10数秒のオーダーで通過するため、この程度であれば排気ガス温度の急激な上昇はなくディーゼル発電機運転に支障を来すことはない。</li> </ul> </p>	<p>【女川】 記載充実（大飯参照） ・泊の記載は、女川の別添資料1の記載を参考としているため、女川欄に別添資料1の記載を参考掲載している。（参考掲載のため主要な相違理由のみ記載） 【大飯】 記載方針の相違 【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料3.16）

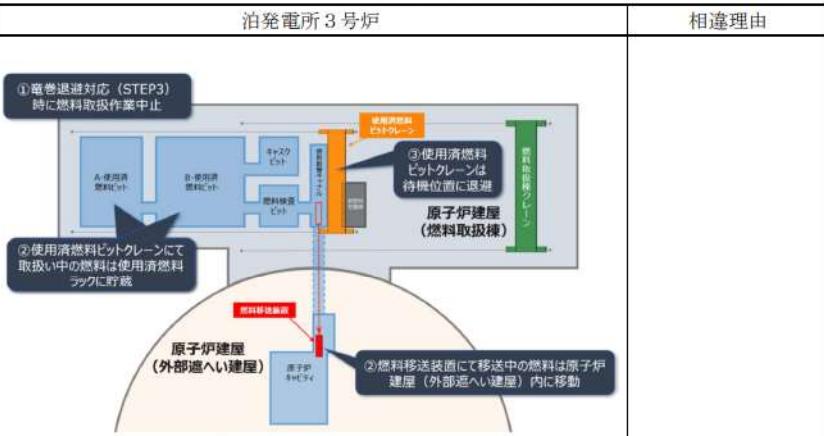
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	添付資料3.16 【大飯、女川】 設備の相違 対象施設の相違 ・評価対象施設の相違												
		<p>竜巻襲来が予想される場合の燃料取扱作業中止に係る運用について</p> <p>1. 概要</p> <p>原子炉建屋（燃料取扱棟）において、燃料取扱設備（燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱棟クレーン、燃料取替キヤナル、キャスクピット、燃料検査ピット）による燃料取扱作業を実施中に竜巻が襲来した場合、設計飛来物が原子炉建屋（燃料取扱棟）の外壁（鉄骨造部分）や扉を貫通し、当該設備に衝突して移送中又は取扱い中の燃料の構造健全性が損なわれる可能性があることから、竜巻襲来が予測される場合には、燃料取扱作業を中止することとしている。</p> <p>ここでは、燃料取扱作業中止に係る運用について以下に示す。</p> <p>2. 燃料取扱作業中止に係る運用</p> <p>① 気象庁が発表する竜巻関連の気象情報（竜巻注意情報等）を判断基準とした竜巻退避対応（STEP3）時に燃料取扱作業を中止する。</p> <p>表1 竜巻運用管理基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>竜巻警戒レベル</th><th>発令条件</th><th>運用対策</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>竜巻監視対応（STEP1）</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>後志西部地方のうち岩内町、共和町、泊村、神恵内村の4町村のうち、いずれかに「雷注意報（竜巻）」又は「雷注意報（ひょう）」が発表された場合</li> <li>「竜巻注意情報（石狩・空知・後志地方）」が発表された場合</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>レーダーナウキャストによる監視</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>竜巻退避準備対応（STEP2）</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>レーダーナウキャストにより、発電所上空に「竜巻発生確度2」が発生したことを確認した場合、又は予測値からその恐れがある場合</li> <li>「竜巻注意情報（石狩・空知・後志地方）」が発表された場合</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>車両、人の退避準備等</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>竜巻退避対応（STEP3）</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>レーダーナウキャストにより、発電所上空に「竜巻発生確度2」かつ「雷活動度3以上」が発生したことを確認した場合、又は予測値からその恐れがある場合</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>車両、人の退避</li> <li>燃料取扱作業中止等</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table> <p>② 燃料移送装置にて移送中の燃料は原子炉建屋（外部遮へい建屋）内に移動する、又は使用済燃料ピットクレーンにて取扱い中の燃料は使用済燃料ラックに貯蔵する。</p> <p>③ 使用済燃料ピットクレーンは使用済燃料ラック及び使用済燃料ラックに貯蔵している燃料に影響を及ぼさない待機位置へ退避する。</p>	竜巻警戒レベル	発令条件	運用対策	竜巻監視対応（STEP1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>後志西部地方のうち岩内町、共和町、泊村、神恵内村の4町村のうち、いずれかに「雷注意報（竜巻）」又は「雷注意報（ひょう）」が発表された場合</li> <li>「竜巻注意情報（石狩・空知・後志地方）」が発表された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>レーダーナウキャストによる監視</li> </ul>	竜巻退避準備対応（STEP2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>レーダーナウキャストにより、発電所上空に「竜巻発生確度2」が発生したことを確認した場合、又は予測値からその恐れがある場合</li> <li>「竜巻注意情報（石狩・空知・後志地方）」が発表された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両、人の退避準備等</li> </ul>	竜巻退避対応（STEP3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>レーダーナウキャストにより、発電所上空に「竜巻発生確度2」かつ「雷活動度3以上」が発生したことを確認した場合、又は予測値からその恐れがある場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両、人の退避</li> <li>燃料取扱作業中止等</li> </ul>	<p>【大飯】 設計方針の相違 ・大飯では、使用済燃料ピットクレーン等の燃料取扱設備クレーンが機能を失っても、原子炉施設の安全性は損なわないとの理由から、評価対象施設としていない。 また、竜巻襲来が予想される場合は燃料取扱作業を中止する運用をしている。</p>
竜巻警戒レベル	発令条件	運用対策													
竜巻監視対応（STEP1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>後志西部地方のうち岩内町、共和町、泊村、神恵内村の4町村のうち、いずれかに「雷注意報（竜巻）」又は「雷注意報（ひょう）」が発表された場合</li> <li>「竜巻注意情報（石狩・空知・後志地方）」が発表された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>レーダーナウキャストによる監視</li> </ul>													
竜巻退避準備対応（STEP2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>レーダーナウキャストにより、発電所上空に「竜巻発生確度2」が発生したことを確認した場合、又は予測値からその恐れがある場合</li> <li>「竜巻注意情報（石狩・空知・後志地方）」が発表された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両、人の退避準備等</li> </ul>													
竜巻退避対応（STEP3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>レーダーナウキャストにより、発電所上空に「竜巻発生確度2」かつ「雷活動度3以上」が発生したことを確認した場合、又は予測値からその恐れがある場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両、人の退避</li> <li>燃料取扱作業中止等</li> </ul>													

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料3.16）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図1 燃料取扱作業中止に係る運用イメージ</p>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料2）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別添資料3</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所 2号炉</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)</p>	<p style="text-align: center;">泊発電所 3号炉</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)</p>	<p style="text-align: center;">別添2</p> <p style="text-align: center;">【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【女川】 記載表現の相違 ・プラント名の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）</p> <p>安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項ににおいて同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわなものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわるものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわるものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（巻：別添資料2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【参考として、伊方3号炉まとめ資料 別添資料2を記載】</p> <p>安全装置は、警報から遮断器まで、各段階で防護機能を持ち、各段階においても安全機能を有しないことがないことを示すものである。</p> <p>（参考）伊方3号炉まとめ資料 別添資料2を記載</p>	<p>【参考として、伊方3号炉まとめ資料 別添資料2を記載】</p> <p>安全装置は、警報から遮断器まで、各段階で防護機能を持ち、各段階においても安全機能を有しないことがないことを示すものである。</p> <p>（参考）伊方3号炉まとめ資料 別添資料2を記載</p>	<p>【参考として、伊方3号炉まとめ資料 別添資料2を記載】</p> <p>安全装置は、警報から遮断器まで、各段階で防護機能を持ち、各段階においても安全機能を有しないことがないことを示すものである。</p> <p>（参考）伊方3号炉まとめ資料 別添資料2を記載</p>	<p><b>赤字</b>：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  <b>青字</b>：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  <b>緑字</b>：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p> <p><b>【女川】</b> 設備の相違 <b>【女川】</b> 設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川では、外部事象防護対象施設が設置されている区画の開口部に飛来物防護対策を行つておる。飛来物は侵入しないが、泊では、外部事象対象施設が設置されている一部区画に飛来物が侵入するため、建屋・構築物の評価方針の一つとして「外殻による防護が期待できない」を追加している。また、飛来物が侵入する一部区画のうち、燃料取扱棟に設置されている使用済燃料ピット、ラックについては、設計荷重に対して安全機能を損なわないと評価しており、その旨、設備の評価結果（除外）として記載している。さらに、使用済燃料ピットクレーン等については、巻頭裏表が予想される場合に当該クレーン等による燃料取扱作業を中止することで安全機能を損なわない設計としており、その旨運用対策として記載している。（使用済燃料ピット等の評価、燃料取扱作業中止は、先行PWRと同様の対応。なお、これらに係る記載は、伊方を参考とした。）</li> </ul>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料2）

大飯発電所3・4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【参考として、伊方3号炉まとめ資料 別添資料2を記載】			
<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <p>・女川では、外部事象防護対象施設が設置されている区画の開口部に飛来物防護対策を行つておらず、飛来物は侵入しないが、泊では、外部事象対象施設が設置されている一部区画に飛来物が侵入するため、建屋・構築物の評価方針の一つとして「外殻による防護が期待できない」を追加している。また、飛来物が侵入する一部区画のうち、燃料取扱棟に設置されている使用済燃料ビット、ラックについては、設計荷重に対して安全機能を損なわないと評価しており、その旨、設備の評価結果（除外）として記載している。さらに、使用済燃料ビットクレーン等については、竜巻襲来が予想される場合に当該クレーン等による燃料取扱作業を中止することで安全機能を損なわない設計としており、その旨運用対策として記載している。（使用済燃料ビット等の評価、燃料取扱作業中止は、先行PWRと同様の対応。なお、これらに係る記載は、伊方を参考とした。）</p>	<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <p>・女川では、外部事象防護対象施設が設置されている区画の開口部に飛来物防護対策を行つておらず、飛来物は侵入しないが、泊では、外部事象対象施設が設置されている一部区画に飛来物が侵入するため、建屋・構築物の評価方針の一つとして「外殻による防護が期待できない」を追加している。また、飛来物が侵入する一部区画のうち、燃料取扱棟に設置されている使用済燃料ビット、ラックについては、設計荷重に対して安全機能を損なわないと評価しており、その旨、設備の評価結果（除外）として記載している。さらに、使用済燃料ビットクレーン等については、竜巻襲来が予想される場合に当該クレーン等による燃料取扱作業を中止することで安全機能を損なわない設計としており、その旨運用対策として記載している。（使用済燃料ビット等の評価、燃料取扱作業中止は、先行PWRと同様の対応。なお、これらに係る記載は、伊方を参考とした。）</p>	<p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）</p> <p>青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）</p> <p>緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p>	<p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）</p> <p>青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）</p> <p>緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（巻末別添資料2）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

運用、手順に係る対策等（設計基準）

設置許可基準規則 対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止	資機材、車両等管理 資機材、車両等の飛来物発生防止対策（固縛、固定、評価対象施設等からの隔離、建屋内収納又は撤去）	運用・手順 運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外の飛散するおそれのある資機材、車両等については、飛来時の運動エネルギー等を評価し、評価対象施設等への影響の有無を確認する。評価対象施設等へ影響を及ぼす資機材、車両等については、固縛、固定、評価対象施設等からの隔離、建屋内収納又は撤去の算出した飛來の有無、飛來時の運動エネルギー等による飛来物発生防止対策（固縛、固定、評価対象施設等からの隔離、建屋内収納又は撤去）の評価方法手順及び評価結果の管理</li> </ul>

運用、手順に係る対策等（設計基準）

設置許可基準規則 対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止	資機材、車両等管理 資機材、車両等の飛来物発生防止対策（固縛、固定、評価対象施設等からの隔離、建屋内収納又は撤去）	運用・手順 運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外の飛散するおそれのある資機材、車両等については、飛来時の運動エネルギー等を評価し、評価対象施設等への影響の有無を確認する。評価対象施設等へ影響を及ぼす資機材、車両等については、固縛、固定、評価対象施設等からの隔離、建屋内収納又は撤去の算出した飛來の有無、飛來時の運動エネルギー等による飛来物発生防止対策（固縛、固定、評価対象施設等からの隔離、建屋内収納又は撤去）の評価方法手順及び評価結果の管理</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料2）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表													
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
<p>【参考として、伊方3号炉まとめ資料 別添資料2を記載】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象項目</th> <th>区分</th> <th>運用対策等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象基準の適用対象等 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止</td> <td>竜巻防護施設を防護するための操作・確認事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竜巻の襲来が予想される場合及び竜巻襲来後における、竜巻防護施設を防護するための操作・確認及び補修等が必要となる事項について手順等を定める。</li> </ul> <p>【操作・確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竜巻に關する情報入手及び情報入手後の対応（情報の入手、周知、体則判断、実施方法と手順）</li> <li>・竜巻襲来が予想される場合の対応中の資機材の固縛等）</li> <li>・竜巻襲来が予想される場合の燃料取扱作業の運用、手順</li> <li>・海水ピットクレーン作業の中止及びクレーンの停留位置での転倒防止措置の実施についての運用、手順</li> <li>・水密屋（海水ピットエリア、非常用ディーゼル発電機室）の閉止確認手順</li> </ul> <p>【補修】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備が損傷した場合の販替・補修の運用、手順</li> <li>・必要な予備品の管理手順</li> <li>・その他</li> </ul> <p>【ミニローリーの配置位置に関する運用、管理方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当課による作業中止、延滞防止措置の実施体制</li> <li>・竜巻襲来に備えた体制の構築、実施及び解除の判断基準、実施手順、連絡方法等</li> <li>・担当課による保守・点検の体制</li> <li>・担当課による損傷箇所の補修体制</li> <li>・担当課による定期点検</li> <li>・日常点検</li> <li>・定期点検</li> <li>・船舶防護装置の点検</li> <li>・損傷時の補修</li> <li>・運用・手順、体則、保守・点検に関する教育</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>設置許可基準規則 対象条文 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止</td> <td>評価対象施設等を防護するための操作・確認事項</td> <td> <p>運用対策等</p> <p>【操作・確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竜巻に關する情報入手及び情報入手後の対応（情報の入手、周知、体則判断、実施方法と手順）</li> <li>・竜巻襲来が予想される場合の対応に備えた資機材の構築、実施及び解除の判断基準、実施手順、連絡方法等</li> <li>・担当部署による保守・点検の体制</li> <li>・担当部署による損傷箇所の補修体制</li> </ul> <p>【補修】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備が損傷した場合の代替設備の確保及び補修、取替等の運用、手順</li> <li>・担当部署による作業中止等の実施体制</li> <li>・担当部署による屋根止確認体制</li> <li>・担当部署による備えられた体制の構築、実施及び解除の判断基準、実施手順、連絡方法等</li> <li>・担当部署による保守・点検の体制</li> <li>・担当部署による損傷箇所の補修体制</li> </ul> <p>【保守・点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常点検</li> <li>・定期点検</li> </ul> <p>【教育・訓練】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用・手順、体則、保守・点検に関する教育</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>設置許可基準規則 対象条文 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止</td> <td>評価対象施設等を防護するための操作・確認事項</td> <td> <p>運用対策等</p> <p>【操作・確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竜巻に關する情報入手及び情報入手後の対応（情報の入手、周知、体則判断、実施方法と手順）</li> <li>・竜巻襲来が予想される場合の対応に備えた資機材の構築、実施及び解除の判断基準、実施手順、連絡方法等</li> <li>・担当部署による屋根止確認体制</li> <li>・担当部署による備えられた体制の構築、実施及び解除の判断基準、実施手順、連絡方法等</li> <li>・担当部署による保守・点検の体制</li> <li>・担当部署による屋根止確認体制</li> <li>・日常点検</li> <li>・定期点検</li> <li>・損傷時の補修</li> <li>・運用・手順、体則、保守・点検に関する教育</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	対象項目	区分	運用対策等	対象基準の適用対象等 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止	竜巻防護施設を防護するための操作・確認事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竜巻の襲来が予想される場合及び竜巻襲来後における、竜巻防護施設を防護するための操作・確認及び補修等が必要となる事項について手順等を定める。</li> </ul> <p>【操作・確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竜巻に關する情報入手及び情報入手後の対応（情報の入手、周知、体則判断、実施方法と手順）</li> <li>・竜巻襲来が予想される場合の対応中の資機材の固縛等）</li> <li>・竜巻襲来が予想される場合の燃料取扱作業の運用、手順</li> <li>・海水ピットクレーン作業の中止及びクレーンの停留位置での転倒防止措置の実施についての運用、手順</li> <li>・水密屋（海水ピットエリア、非常用ディーゼル発電機室）の閉止確認手順</li> </ul> <p>【補修】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備が損傷した場合の販替・補修の運用、手順</li> <li>・必要な予備品の管理手順</li> <li>・その他</li> </ul> <p>【ミニローリーの配置位置に関する運用、管理方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当課による作業中止、延滞防止措置の実施体制</li> <li>・竜巻襲来に備えた体制の構築、実施及び解除の判断基準、実施手順、連絡方法等</li> <li>・担当課による保守・点検の体制</li> <li>・担当課による損傷箇所の補修体制</li> <li>・担当課による定期点検</li> <li>・日常点検</li> <li>・定期点検</li> <li>・船舶防護装置の点検</li> <li>・損傷時の補修</li> <li>・運用・手順、体則、保守・点検に関する教育</li> </ul>	設置許可基準規則 対象条文 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止	評価対象施設等を防護するための操作・確認事項	<p>運用対策等</p> <p>【操作・確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竜巻に關する情報入手及び情報入手後の対応（情報の入手、周知、体則判断、実施方法と手順）</li> <li>・竜巻襲来が予想される場合の対応に備えた資機材の構築、実施及び解除の判断基準、実施手順、連絡方法等</li> <li>・担当部署による保守・点検の体制</li> <li>・担当部署による損傷箇所の補修体制</li> </ul> <p>【補修】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備が損傷した場合の代替設備の確保及び補修、取替等の運用、手順</li> <li>・担当部署による作業中止等の実施体制</li> <li>・担当部署による屋根止確認体制</li> <li>・担当部署による備えられた体制の構築、実施及び解除の判断基準、実施手順、連絡方法等</li> <li>・担当部署による保守・点検の体制</li> <li>・担当部署による損傷箇所の補修体制</li> </ul> <p>【保守・点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常点検</li> <li>・定期点検</li> </ul> <p>【教育・訓練】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用・手順、体則、保守・点検に関する教育</li> </ul>	設置許可基準規則 対象条文 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止	評価対象施設等を防護するための操作・確認事項	<p>運用対策等</p> <p>【操作・確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竜巻に關する情報入手及び情報入手後の対応（情報の入手、周知、体則判断、実施方法と手順）</li> <li>・竜巻襲来が予想される場合の対応に備えた資機材の構築、実施及び解除の判断基準、実施手順、連絡方法等</li> <li>・担当部署による屋根止確認体制</li> <li>・担当部署による備えられた体制の構築、実施及び解除の判断基準、実施手順、連絡方法等</li> <li>・担当部署による保守・点検の体制</li> <li>・担当部署による屋根止確認体制</li> <li>・日常点検</li> <li>・定期点検</li> <li>・損傷時の補修</li> <li>・運用・手順、体則、保守・点検に関する教育</li> </ul>	<p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）      青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）      緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p> <p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川では、屋外に設置されている海水ポンプ室門型クレーンについて、竜巻の風により移動した場合は倒壊によって海水ポンプに波及的影響を与える可能性があるため、停滯運用について記載しているが、泊の海水ポンプ用天井クレーンは屋内設置であり風荷重は作用しないため波及的影響を及ぼす施設としては抽出していない。</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊では、飛来物が侵入する一部区画のうち、燃料取扱棟に設置されている使用済燃料ピットクレーン等については、竜巻襲来が予想される場合に当該クレーン等による燃料取扱作業を中止することで安全機能を損なわない設計としており、燃料取扱作業の中止は先行PWRと同様の対応。なお、これらに係る記載は、伊方を参考とした。)</li> </ul>
対象項目	区分	運用対策等											
対象基準の適用対象等 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止	竜巻防護施設を防護するための操作・確認事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竜巻の襲来が予想される場合及び竜巻襲来後における、竜巻防護施設を防護するための操作・確認及び補修等が必要となる事項について手順等を定める。</li> </ul> <p>【操作・確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竜巻に關する情報入手及び情報入手後の対応（情報の入手、周知、体則判断、実施方法と手順）</li> <li>・竜巻襲来が予想される場合の対応中の資機材の固縛等）</li> <li>・竜巻襲来が予想される場合の燃料取扱作業の運用、手順</li> <li>・海水ピットクレーン作業の中止及びクレーンの停留位置での転倒防止措置の実施についての運用、手順</li> <li>・水密屋（海水ピットエリア、非常用ディーゼル発電機室）の閉止確認手順</li> </ul> <p>【補修】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備が損傷した場合の販替・補修の運用、手順</li> <li>・必要な予備品の管理手順</li> <li>・その他</li> </ul> <p>【ミニローリーの配置位置に関する運用、管理方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当課による作業中止、延滞防止措置の実施体制</li> <li>・竜巻襲来に備えた体制の構築、実施及び解除の判断基準、実施手順、連絡方法等</li> <li>・担当課による保守・点検の体制</li> <li>・担当課による損傷箇所の補修体制</li> <li>・担当課による定期点検</li> <li>・日常点検</li> <li>・定期点検</li> <li>・船舶防護装置の点検</li> <li>・損傷時の補修</li> <li>・運用・手順、体則、保守・点検に関する教育</li> </ul>											
設置許可基準規則 対象条文 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止	評価対象施設等を防護するための操作・確認事項	<p>運用対策等</p> <p>【操作・確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竜巻に關する情報入手及び情報入手後の対応（情報の入手、周知、体則判断、実施方法と手順）</li> <li>・竜巻襲来が予想される場合の対応に備えた資機材の構築、実施及び解除の判断基準、実施手順、連絡方法等</li> <li>・担当部署による保守・点検の体制</li> <li>・担当部署による損傷箇所の補修体制</li> </ul> <p>【補修】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備が損傷した場合の代替設備の確保及び補修、取替等の運用、手順</li> <li>・担当部署による作業中止等の実施体制</li> <li>・担当部署による屋根止確認体制</li> <li>・担当部署による備えられた体制の構築、実施及び解除の判断基準、実施手順、連絡方法等</li> <li>・担当部署による保守・点検の体制</li> <li>・担当部署による損傷箇所の補修体制</li> </ul> <p>【保守・点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常点検</li> <li>・定期点検</li> </ul> <p>【教育・訓練】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用・手順、体則、保守・点検に関する教育</li> </ul>											
設置許可基準規則 対象条文 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止	評価対象施設等を防護するための操作・確認事項	<p>運用対策等</p> <p>【操作・確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竜巻に關する情報入手及び情報入手後の対応（情報の入手、周知、体則判断、実施方法と手順）</li> <li>・竜巻襲来が予想される場合の対応に備えた資機材の構築、実施及び解除の判断基準、実施手順、連絡方法等</li> <li>・担当部署による屋根止確認体制</li> <li>・担当部署による備えられた体制の構築、実施及び解除の判断基準、実施手順、連絡方法等</li> <li>・担当部署による保守・点検の体制</li> <li>・担当部署による屋根止確認体制</li> <li>・日常点検</li> <li>・定期点検</li> <li>・損傷時の補修</li> <li>・運用・手順、体則、保守・点検に関する教育</li> </ul>											

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	DB063F-9 r. 14. 0
提出年月日	令和5年10月31日

## 泊発電所 3号炉

### 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表

#### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)

令和5年10月  
北海道電力株式会社

□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 比較結果等をとりまとめた資料

### 1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

#### 1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：安全重要度分類のクラス1, クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3を外部事象防護対象施設として整理した。
- c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし
- d. 当社が自主的に変更したもの：なし

#### 1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った事項

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：まとめ資料全般に対して、女川2号炉審査実績の反映を行った。
- c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし
- d. 当社が自主的に変更したもの：記載内容の充実が必要と判断し、下記1件について追記した。
  - ・気象データ等更新による影響評価確認（別添1添付資料2）

#### 1-3) バックフィット関連事項

なし

#### 1-4) その他

女川2号炉まとめ資料に合わせて記載ぶりを修正し、結果として差異がなくなった箇所があるが、本比較表にはその該当箇所の識別はしていない。

### 2. 女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要

- ・女川2号炉と泊3号炉の設計方針の相違点について、次頁以降に取り纏めた。
- ・評価方針等の相違点はあるが、原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに従い評価を実施し、基準適合性を確認していることに相違は無く、外部火災に対する基本設計方針は女川2号炉と泊3号炉で相違は無い。

## 女川2号まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）(1/5)

- 「女川」及び「泊」の欄にはまとめ資料（比較表）の記載を転記し、相違箇所を赤字で示している。

No.	大項目	小項目	記載箇所	女川	泊	差異説明
1	①評価対象施設	屋内の評価対象施設		<p>屋内設置の外部事象防護対象施設は、内包する建屋により防護する設計とし、以下の建屋を評価対象施設とする。</p> <p>i) 原子炉建屋 ii) タービン建屋 iii) 制御建屋</p> <p>(b) 屋外の評価対象施設</p> <p>屋外の評価対象施設は、以下の施設を対象とする。</p> <p>i) 排気筒 ii) 復水貯蔵タンク iii) 原子炉補機冷却海水ポンプ（高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプを含む。） iv) 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ</p> <p>評価対象施設のうち、高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナについては、他の評価対象施設の評価により、安全機能を損なわない設計であることを確認する。</p>	<p>屋内設置の外部事象防護対象施設は、内包する建屋により防護する設計とし、以下の建屋を評価対象施設とする。   <span style="color: red;">ただし、評価対象施設のうち、原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナについては、循環水ポンプ建屋に収納されており、直接火災の影響を受けることはないが、周囲空気の温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、原子炉補機冷却海水ポンプが取り込む冷却空気及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナを評価対象とする。</span></p> <p>評価対象施設のうち、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナについては、他の評価対象施設の評価により、安全機能を損なわない設計であることを確認する。</p> <p>i) 原子炉建屋 ii) 原子炉補助建屋 iii) ディーゼル発電機建屋 iv) 循環水ポンプ建屋 v) タービン建屋</p> <p>なお、タービン建屋に内包されているタービン保安装置及び主蒸気止め弁は、以下の設計とすることにより、以降の評価対象施設には含めないものとする。</p> <p>評価対象施設のうちタービン建屋に内包されているタービン保安装置及び主蒸気止め弁については、蒸気発生器への過剰給水の緩和手段（ターピントリップ）として期待している。外部火災を起因として蒸気発生器への過剰給水が発生することはないが、独立事象としての重複の可能性を考慮し、タービン建屋も含め安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>泊の原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナは、循環水ポンプ建屋に収納されており、直接火災の影響を受けることはないが、建屋内の空気により軸受等を冷却している。循環水ポンプ建屋の上部外壁は鉄板であるため外部火災の輻射熱が伝熱により建屋内空気温度を上昇させることから、原子炉補機冷却海水ポンプが取り込む建屋内空気及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナを評価対象とする。</li> <li>プラント設計の違いにより、評価対象施設が相違している。</li> <li>プラント設計の違いにより、防護方針が相違している。（先行 BWR の童巻事象における安全評価上期待するクラス3設備である排気筒モニタの防護方針と同等である）</li> </ul>

## 女川 2号まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）(2/5)

No.	大項目	小項目	記載箇所	女川	泊	差異説明
2	②森林火災	FARSITE 入力条件 (気象データ)	【本文】 1.8.10.1 設計方針 (6 外火-7) 【別添 1 添付資料 2】 森林火災による影響評価について	気象条件は、「石巻特別地域気象観測所」及び「江ノ島気象観測所」の過去 10 年間の気象データを調査	気象条件は、発電所内の気象観測設備の過去 10 年間の気象データを調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>泊は森林火災の模擬状況を向上させるため、発火点に最も近い発電所構内の 3 箇所の気象データを使用している。(東海第二も卓越風向の設定は、より発電所周辺の状況を模擬するため発電所のデータを採用している)</li> <li>発電所と同じく後志地方の海沿いにある「神恵内地域気象観測所」及び「寿都特別地域気象観測所」における同期間のデータを組み合わせた値と比較し、温湿度は同程度であるが風速は泊のほうが約 10m/s 大きいことを確認している。</li> <li>FARSITEにおいて、風速の上昇は延焼速度及び火線強度を上昇させる。一方、温湿度は可燃物特性（含水比）に影響を与えるが、初期条件にて含水比を低く設定しているため解析結果に大きな影響はない。</li> </ul>
3	②森林火災	防火帯幅	【本文】 1.8.10.1 設計方針 (6 外火-4) 【別添 1 添付資料 2】 森林火災による影響評価について	想定される森林火災の延焼防止を目的として、発電所周辺の植生を確認し、作成した植生データ等を基に求めた最大火線強度 ( $4,428\text{kW/m}$ ) から算出される防火帯（約 20m）を敷地内に設ける。	想定される森林火災の延焼防止を目的として、発電所周辺の植生を確認し、作成した植生データ等を基に求めた最大火線強度 ( $33,687\text{kW/m}$ ) から算出される防火帯 (20m 以上) を敷地内に設ける。  ただし、火線強度があがりやすいササ草原を擁しあつ斜面に面する敷地北部は最大火線強度 ( $114,908\text{kW/m}$ ) から算出される防火帯 (46m 以上) を敷地内に設ける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>泊は評価の結果、植生及び地形により一部の火線強度が高くなることから、地点に応じて防火帯幅を設定している。</li> <li>また、火災影響を軽減するため防火帯の外側に樹木が無い領域 20m を設けている。(女川は樹木が有る場合にて防火帯幅を算出)</li> <li>第 29 回審査会合（2013 年 10 月 8 日）にて説明済である。</li> </ul>
4	③近隣産業施設の火災・爆発	危険物貯蔵施設の影響評価	【別添 1 本文】 2.2.2.2 敷地外危険物貯蔵施設等の影響評価 (6 外火-別 1-16) 【別添 1 添付資料 3】 石油コンビナート等の火災・爆発について	女川原子力発電所から半径 10km 圏内に位置する危険物貯蔵施設を消防法に基づき抽出し、発電所から最も近い危険物貯蔵施設及び発電所から 10km 圏内の施設における最大貯蔵量をそれぞれ抽出した。  仮に最短距離の危険物貯蔵施設に発電所から半径 10km 圏内の最大貯蔵量が存在したと仮定して、熱影響評価を実施する。	泊発電所から半径 10km 圏内に位置する危険物貯蔵施設を消防法に基づき抽出した。  泊発電所から 10km 圏内（敷地内を除く）に仮想危険物貯蔵施設 (n-ヘキサンを 10 万 kL 貯蔵) を設定し熱影響評価を実施した結果より、発電所から 1,500m 圏内に存在する危険物貯蔵施設に対して、熱影響評価を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>泊は発電所半径 10km 圏内の危険物貯蔵施設を調査した結果、第四類危険物貯蔵施設のみが存在し、品名、指定数量についての情報は得られたが、具体的な物質名については情報が得られなかったことから、第四類危険物のうち最も輻射発散度が高い n-ヘキサンを石油コンビナート相当の貯蔵量を有している仮想の危険物貯蔵施設を想定し、危険距離評価にて危険物貯蔵施設の絞り込みを実施している。上記で抽出された危険物貯蔵施設の最大貯蔵量は各取扱い油種が危険数量の倍数分あるとして評価を実施した。(東海第二と同一)</li> </ul>

## 女川 2号まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）(3/5)

No.	大項目	小項目	記載箇所	女川	泊	差異説明
5	③近隣産業施設の火災・爆発	高压ガス貯蔵施設の影響評価（熱影響）	【別添1本文】 2.2.2.2 敷地外危険物貯蔵施設等の影響評価（6外火-別1-17） 【別添1添付資料3】石油コンビナート等の火災・爆発について	最短離隔距離の高压ガス貯蔵施設に最大貯蔵量があったと仮定しても、2号炉原子炉建屋に到達する輻射熱は1号炉軽油貯蔵タンク火災の輻射強度より十分小さいことから、1号炉軽油貯蔵タンクによる火災の評価結果に包絡される。	最短離隔距離の高压ガス貯蔵施設に最大貯蔵量があったとして、評価を行ったところ、評価上必要とされる危険距離に対し、最短距離の高压ガス貯蔵施設から発電用原子炉施設までの離隔距離が危険距離以上であることを確認した。	・泊は発電所半径 10km 圏内の施設を調査した結果、唯一存在する高压ガス貯蔵施設にて危険物貯蔵施設の評価と同様に熱影響評価を実施している。（危険距離を算出）
6	③近隣産業施設の火災・爆発	高压ガス貯蔵施設の影響評価（飛来物到達距離）	【別添1本文】 2.2.2.2 敷地外危険物貯蔵施設等の影響評価（6外火-別1-18） 【別添1添付資料3】石油コンビナート等の火災・爆発について	発電所から最も近い施設では、指針が適用されるコンビナート等の大規模な高压ガスタンク等の形状ではなく、液化石油ガスが封入された複数の 50kg ガスボンベが設置されている。  当該容器単体の破損による破片の飛散範囲について評価を行ったところ、原子炉施設（2号炉原子炉建屋）までの離隔距離が飛来物到達距離以上あり、原子炉施設への影響がないことを確認した。	当該容器単体の破損による破片の飛散範囲について評価を行ったところ、発電用原子炉施設（循環水ポンプ建屋）までの離隔距離が飛来物到達距離以上あり、発電用原子炉施設への影響がないことを確認した。	・泊は火災影響評価と同様に発電所半径 10km 圏内に唯一存在するガスタンクで最大飛散距離を評価
7	③近隣産業施設の火災・爆発	燃料輸送車両の影響評価	【別添1本文】 2.2.2.3 燃料輸送車両の影響評価（6外火-別1-18） 【別添1添付資料4】石油コンビナート等の火災・爆発について	燃料を搭載した燃料輸送車両が発電所敷地外の公道において発電用原子炉施設に最も近い場所（牡鹿ゲート）で火災・爆発を起こした場合を想定して、発電用原子炉施設への熱影響を評価する。	燃料を搭載した燃料輸送車両が発電所敷地外の公道において発電用原子炉施設に最も近い場所（想定される輸送ルート上）で火災・爆発を起こした場合を想定して、発電用原子炉施設への熱影響を評価する。	・泊のゲート方向は輸送ルートではなく、重さ指定道路でないことから、輸送ルート上で最も発電所に近い場所での火災を想定
8	③近隣産業施設の火災・爆発	燃料輸送車両の影響評価（飛来物到達距離）	【別添1添付資料4】 (6外火-別1-添付4-16, 18) 石油コンビナート等の火災・爆発について	発電所敷地外の道路において原子炉施設に最も近い場所（牡鹿ゲート）での高压ガス漏えい、引火による高压ガス貯蔵施設の爆発を想定する。  「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（平成25年3月 消防庁特殊災害室） <sup>※1</sup> に基づき、高压ガス貯蔵施設からの飛来物の最大飛散距離の評価を行ったところ、飛来物到達距離に対し、女川原子力発電所までの離隔距離が飛来物到達距離以上あり、原子炉施設への影響がないことを確認した。  なお、発電所から最も近い施設では、指針が適用されるコンビナート等の大規模な高压ガスタンク等の形状ではなく、液化石油ガス <sup>※2</sup> が封入された複数の 50kg ガスボンベが設置されている。当該容器単体の破損による破片の飛散範囲について評価を行った。	発電所敷地外の道路において発電用原子炉施設に最も近い場所（想定される輸送ルートである国道 276 号線上）での高压ガス漏えい、引火による高压ガス輸送車両の爆発を想定する。  「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（平成25年3月 消防庁特殊災害室） <sup>※1</sup> に基づき、高压ガス輸送車両（液化石油ガス <sup>※2</sup> ）からの飛来物の最大飛散距離の評価を行ったところ、飛来物到達距離に対し、泊発電所までの離隔距離が飛来物到達距離以上あり、発電用原子炉施設への影響がないことを確認した。	・泊のゲート方向は輸送ルート（基地～タンク）ではなく、重さ指定道路でないことから、ゲートではなく輸送ルート（基地～タンク）上で最も発電所に近い場所での火災を想定 ・泊は火災影響評価と同様に発電所半径 10km 圏内に唯一存在するガスタンクを輸送している車両にて評価

## 女川2号まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）(4/5)

No.	大項目	小項目	記載箇所	女川	泊	差異説明
9	③近隣産業施設の火災・爆発	敷地内危険物施設の抽出	【本文】 1.8.10.1 設計方針(6外火-20) 【別添1本文】 2.2.2.5 敷地内危険物施設等の影響評価 【別添1添付資料6】 敷地内における危険物施設の火災について	評価対象は、発電所敷地内の屋外に設置する引火等のおそれのある危険物貯蔵施設等のうち、離隔距離や危険物貯蔵量から発電用原子炉施設への熱影響が大きくなると想定される1号炉軽油貯蔵タンク、3号炉軽油タンク、大容量電源装置、2号炉静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器、2号炉起動変圧器、2号炉所内変圧器、2号炉補助ボイラー用変圧器、3号炉主要変圧器、3号炉起動変圧器、3号炉励磁電源変圧器とする。	評価対象は、発電所敷地内の屋外に設置する引火等のおそれのある危険物貯蔵施設等のうち、離隔距離や危険物貯蔵量から発電用原子炉施設への熱影響が大きくなると想定される3号炉補助ボイラー燃料タンク及び一体型である3号炉主要変圧器・所内変圧器とする。	・泊も女川も敷地内の危険物施設等から評価対象を抽出するフローに差はない。 ・泊は、プラント配置の相違によりすべての発電用原子炉施設に対して共通のタンク及び変圧器が選定される。(女川は発電用原子炉施設ごとに選定されるタンク及び変圧器が異なる)
10	③近隣産業施設の火災・爆発	敷地内危険物施設の火災・爆発(熱影響)	【本文】 1.8.10.1 設計方針(6外火-21) 【別添1本文】 2.2.2.5 敷地内危険物施設等の影響評価 【別添1添付資料6】 敷地内における危険物施設の火災について	1号炉軽油貯蔵タンクを対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度(原子炉建屋: 221W/m <sup>2</sup> , タービン建屋: 802W/m <sup>2</sup> , 制御建屋: 279W/m <sup>2</sup> )で各建屋外壁が昇温されるものとして算出する各建屋(垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所)の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200°C以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	3号炉補助ボイラー燃料タンクを対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度(2,990W/m <sup>2</sup> )に対し、ディーゼル発電機建屋に防護手段として設ける耐火性(断熱性)を有した鋼板及び断熱材から構成される障壁により輻射熱を防護した上で、ディーゼル発電機建屋(垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所)の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200°C以下とし、かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 また、障壁を設けない火災源から最短距離の原子炉建屋については、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度(1,863W/m <sup>2</sup> )で原子炉建屋外壁が昇温されるものとして算出する建屋(垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所)の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200°C以下とし、かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	・泊のディーゼル発電機建屋は危険物施設との離隔距離が短く、防護措置として障壁(断熱材)を設置していることから、その効果を加味したコンクリート表面温度で評価する。また、原子炉建屋は障壁を設置しない建屋で最短距離の建屋として評価する。  ・具体的な評価方針として、原子炉建屋および原子炉補助建屋は、プレキャストコンクリート板を外壁コンクリート打設時の型枠および外装材としており、建屋構造としての強度を期待していないことを考慮して、その内側の軸体コンクリート外表面の温度で評価する。循環水ポンプ建屋については軸体コンクリート表面温度で評価する。原子炉補助建屋は原子炉建屋と構造が同一であり、離隔距離が短いほど評価は厳しくなるため、循環水ポンプ建屋は離隔距離が長いため、原子炉建屋の評価にて包絡可能。
11	③近隣産業施設の火災・爆発	敷地内危険物施設の火災・爆発(変圧器による熱影響)	【別添1添付資料6】 (6外火-別1-添付6-33) 敷地内における危険物施設の火災について	コンクリート表面温度評価にあたっては、評価対象となる火災源が原子炉施設の近傍に設置されることから、対流による放熱を考慮した現実的なモデルを用いた評価を実施している。	コンクリート表面温度評価に当たっては、外壁の部材であるコンクリートへの熱伝導による蓄熱を考慮するため、対流及び輻射による放熱は考慮しないものとした。	・泊は他の火災影響評価と同じく、保守的な条件として対流及び輻射による放熱は考慮せずに評価している。

## 女川 2号まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）(5/5)

No.	大項目	小項目	記載箇所	女川	泊	差異説明
12	③近隣産業施設の火災・爆発	発電用原子炉施設の外壁に設置されている機器の火災影響評価	【別添1添付資料6】 (6外火-別1-添付6-48) 敷地内における危険物施設の火災について	ii. 評価対象室から隣接室への熱影響を評価するため、評価対象室から壁、床、天井への放熱を考慮した。 iii. 隣接室については、隣接する壁、床、天井への放熱を考慮しないものとした。 iv. 隣接室の内気温度評価は、評価対象室の放熱面積と隣接室の室内負荷が最も大きい、評価対象室隣接の非常用ディーゼル発電機(A)制御盤室を対象として、他の隣接室内機器等への評価は包絡される。	ii. 評価対象室から壁、床、天井への放熱は考慮しないものとした。  iii. 3B-DG 室に隣接している部屋のうち、放熱面積と室内負荷が最も大きいのは3A-DG 室であるが、評価対象室(3B-DG 室)と諸条件が同等であることから、3B-DG 室を対象することで、3A-DG 室等の隣接室内機器への評価は包絡される。	・泊の評価対象室(3B-DG 室)に隣接している部屋のうち、放熱面積と室内負荷が最も大きいのは3A-DG 室であるが、評価対象室(3B-DG 室)と諸条件が同等であることから、評価対象室(3B-DG 室)の評価により、すべての隣接室内機器への評価は包絡される。また、評価対象室への影響を保守的に評価するため、放熱は考慮しない。
13	④ばい煙	中央制御室に対する有毒ガス影響評価	【別添1添付資料8】 (6外火-別1-添付8-18) ばい煙及び有毒ガスの影響評価について	火災地点から放出された有毒ガスは、中央制御室換気空調系の給気口の方向に向かう風によって、風下直線方向に拡散していくものとし、評価対象ガスの発生量及び最大濃度となる風速と有風時ブルーム式の拡散式を用いて、給気口の空氣中に含まれる有毒ガスの濃度を計算する。なお、給気口での空氣中の濃度は、拡散式の放出点高さと評価点の高さにおいて中心軸最大濃度を計算する。	火災地点から放出された有毒ガスは、中央制御室空調装置の給気口の方向に向かう風によって、風下直線方向に拡散していくものとし、評価対象ガスの発生量及び給気口に有毒ガスが到達する風速と有風時ブルーム式の拡散式を用いて、給気口の空氣中に含まれる有毒ガスの濃度を計算する。なお、給気口での空氣中の濃度は、有風時ブルーム式の放出点の高さ $He$ と評価点の高さ $Z$ において、 $He=Z=0$ , $\gamma=0$ として中心軸最大濃度を計算する。	・泊は有毒ガスが給気口に到達する際の風速にて評価を実施している。濃度については、保守的にブルーム中心軸最大濃度にて評価している(女川は給気口までの拡散を考慮している)

### 3. 差異の識別の省略

以下の相違箇所については、差異理由として抽出しないこととする。

- ・章項番号の相違
- ・資料番号の相違
- ・意味を持たない相違（番号の前に「第」、平仮名と漢字）

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第6条：外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) ＜目次＞</p> <p>1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性（手順等含む） (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 1.3 気象等 1.4 設備等</p> <p>2. 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (別添資料1) 設置許可基準規則等への適合状況説明資料（外部火災）</p> <p>3. 技術的能力説明資料 (別添資料2) 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）</p> <p>4. 現場確認プロセス (別添資料3) 大飯発電所3号炉および4号炉森林火災評価に係る植生確認プロセスについて</p> <p>＜概要＞</p> <p>1.において、<b>設計基準事故対処設備</b>の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する<b>大飯発電所3号炉及び4号炉</b>における適合性を示す。</p> <p>2.において、<b>設計基準事故対処設備</b>について、追加要求事項に適合するため必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3.において、追加要求事項に適合するための<b>技術的能力（手順等）</b>を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p> <p>4.において、<b>設計にあたって実施する各評価に必要な入力条件等の設定を行うため、設備等の設置状況を現場にて確認した内容について整理する。</b></p> <p>1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 外部からの衝撃による損傷の防止について、設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条において、追加要求事項を明確化する（表1）。</p>	<p>第6条：外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) ＜目次＞</p> <p>1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性（手順等含む） (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 1.3 気象等 1.4 設備等</p> <p>2. 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (別添資料1) 外部火災影響評価について</p> <p>3. 運用、手順能力説明 (別添資料2) 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）</p> <p>4. 現場確認プロセス (別添資料3) 森林火災評価に係る植生確認プロセスについて</p> <p>＜概要＞</p> <p>1.において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確にするとともに、それら要求に対する<b>女川原子力発電所2号炉</b>における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するため必要となる機能を達成するための設備又は運用について説明する。</p> <p>3.において、追加要求事項に適合するための<b>技術的能力（手順等）</b>を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p> <p>4.において、森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため必要となる植生確認プロセスについて説明する。</p> <p>1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 外部からの衝撃による損傷の防止について、設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条において、追加要求事項を明確化する（表1）。</p>	<p>第6条：外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) ＜目次＞</p> <p>1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性（手順等含む） (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 1.3 気象等 1.4 設備等</p> <p>2. 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） 別添1 外部火災影響評価について</p> <p>3. 運用、手順説明資料 別添2 泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）</p> <p>4. 現場確認プロセス 別添3 森林火災評価に係る植生確認プロセスについて</p> <p>＜概要＞</p> <p>1.において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する<b>泊発電所3号炉</b>における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するため必要となる機能を達成するための設備又は運用について説明する。</p> <p>3.において、追加要求事項に適合するための<b>運用、手順等</b>を抽出し、必要となる運用対策を整理する。</p> <p>4.において、森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため必要となる植生確認プロセスについて説明する。</p> <p>1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 外部からの衝撃による損傷の防止について、設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条において、追加要求事項を明確化する（表1）。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・女川は1.2(3)内に記載</p> <p>【女川・大飯】 記載表現の相違 【女川・大飯】 ・女川及び泊の他条文との整合（記載統一）</p> <p>【女川・大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 【女川・大飯】 発電所名の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】 記載表現の相違 ・女川及び泊の他条文との整合（記載統一）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉

設置許可基準規則 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）	技術基準規則 第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）	備考
安全施設は想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能をそこなわなければならない。	設計基準対象施設が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項
2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。 3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわなければならない。	2 周辺監視区域に隣接する他所に事業所、鉄道、道路その他の外端からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合においては、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の事故の際に、他の適切な措置を講じなければならない。 3 航空機の墜落により発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項

表1 設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条 要求事項

設置許可基準規則 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）	技術基準規則 第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）	備考
安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわなければならない。	設計基準対象施設が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項
2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。 3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわなければならない。	2 周辺監視区域に隣接する他所に事業所、鉄道、道路その他の外端からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合は、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の事故の際に、他の適切な措置を講じなければならない。 3 航空機の墜落により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。 3 航空機の墜落により発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項

女川原子力発電所2号炉

設置許可基準規則 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）	技術基準規則 第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）	備考
安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわなければならない。	設計基準対象施設が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項
2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。	2 周辺監視区域に隣接する他所に事業所、鉄道、道路その他施設が発生するおそれがある要因がある場合は、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の事故の際に、他の適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項

泊発電所3号炉

相違理由

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.2 追加要求事項に対する適合性（手順等含む）</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p>	<p>1.2. 追加要求事項に対する適合性（手順等含む）</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>安全施設は、発電所敷地で想定される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象（地震及び津波を除く。）又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件においても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水及び地滑りについては、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>上記に加え、重要安全施設は、科学的技術的知見を踏まえ、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力について、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせる。</p> <p>また、安全施設は、発電所敷地又はその周辺において想定される飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、確率的要因により設計上考慮する必要はない。また、ダムの崩壊については、立地的要因により考慮する必要はない。</p> <p>自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）の組合せについては、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮する。</p> <p>事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せを特定し、その組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、想定される自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p>	<p>1. 2 追加要求事項に対する適合性（手順等含む）</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>安全施設は、発電所敷地で想定される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象（地震及び津波を除く。）又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件においても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>上記に加え、重要安全施設は、科学的技術的知見を踏まえ、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力について、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせる。</p> <p>また、安全施設は、発電所敷地又はその周辺において想定される飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、確率的要因により設計上考慮する必要はない。また、ダムの崩壊については、立地的要因により考慮する必要はない。</p> <p>自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）の組合せについては、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮する。</p> <p>事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せを特定し、その組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、想定される自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せ-や）</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮する</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮する</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(a-3) <p>安全施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料(1.1:2-6 外-別添1-5)(1.2:2-6 外-別添1-5)】 想定される森林火災については、延焼防止を目的として発電所周辺の植生を確認し、作成した植生データ等により求めた最大火線強度から設定した防火帯(18m以上)を敷地内に設けた設計とする。 【説明資料(2.1.2:2-6 外-別添1-7)(2.1.3.2:2-6 外-別添1-8)(3.1:2-6 外-別添1-20)】</p> <p>また、森林火災による熱影響については、火炎輻射発散度(500kW/m<sup>2</sup>)の影響を考慮した場合においても離隔距離を確保することで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。 【説明資料(2.1.3.3: 2-6 外-別添1-8)】</p> <p>想定される近隣の産業施設の火災及び爆発については、離隔距離を確保することで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。 【説明資料(2.2: 2-6 外-別添1-10)】</p> <p>また、想定される発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災及び発電所港湾内に入港する船舶の火災については、建屋表面温度を許容温度以下とすることで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。 【説明資料(2.2.2.2:2-6 外-別添1-11)(2.3: 2-6 外-別添1-14)】</p> <p>外部火災による屋外施設への影響については、屋外施設の温度を許容温度以下とすること、また、二次的影響のばい煙及び有毒ガスに対して、換気空調設備等に適切な防護対策を講じることで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。 【説明資料(2.5: 2-6 外-別添1-18)】</p>	(a-9) 外部火災（森林火災、爆発及び近隣工場等の火災） <p>安全施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(1~2)】</p> <p>想定される森林火災の延焼防止を目的として、発電所周辺の植生を確認し、作成した植生データ等を基に求めた最大火線強度(4,428kW/m)から算出される防火帶(約20m)を敷地内に設ける。</p> <p>防火帶は延焼防止効果を損なわない設計とし、防火帶に可燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小限とする。 【別添資料1(2.1.3.2)】</p> <p>また、森林火災による熱影響については、最大火炎輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により安全施設の安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.1.3.3)】</p> <p>発電所敷地又はその周辺で想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）として、想定される近隣の産業施設の火災・爆発については、離隔距離の確保により安全施設の安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.2)】</p> <p>また、想定される発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災については、離隔距離を確保すること、その火災による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全施設の安全機能を損なわない設計とする。外部火災による屋外施設への影響については、屋外施設の温度を許容温度以下とすることで安全施設の安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.2.2.5~2.3)】</p> <p>また、外部火災の二次的影響であるばい煙及び有毒ガスによる影響については、換気空調系等に適切な防護対策を講じることで安全施設の安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.4)】</p>	(a-10) 外部火災（森林火災、爆発及び近隣工場等の火災） <p>安全施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添1(1~2)】</p> <p>想定される森林火災の延焼防止を目的として、発電所周辺の植生を確認し、作成した植生データ等を基に求めた最大火線強度(33,687kW/m)から算出される防火帶(20m以上)を敷地内に設ける。</p> <p>ただし、火線強度があがりやすいササ草原を擁しつ斜面に面する敷地北部は最大火線強度(114,908kW/m)から算出される防火帶(46m以上)を敷地内に設ける。</p> <p>防火帶は延焼防止効果を損なわない設計とし、防火帶に可燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小限とする。 【別添1(2.1.3.2)】</p> <p>また、森林火災による熱影響については、最大火炎輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により安全施設の安全機能を損なわない設計とする。 【別添1(2.1.3.3)】</p> <p>発電所敷地又はその周辺で想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）として、想定される近隣の産業施設の火災・爆発については、離隔距離の確保により安全施設の安全機能を損なわない設計とする。 【別添1(2.2)】</p> <p>また、想定される発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災については、離隔距離を確保すること、その火災による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全施設の安全機能を損なわない設計とする。外部火災による屋外施設への影響については、屋外施設の温度を許容温度以下とすることで安全施設の安全機能を損なわない設計とする。 【別添1(2.2.2.5~2.3)】</p> <p>また、外部火災の二次的影響であるばい煙及び有毒ガスによる影響については、換気空調設備等に適切な防護対策を講じることで安全施設の安全機能を損なわない設計とする。 【別添1(2.4)】</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・評価の結果、泊では植生及び地形により一部の火線強度が高くなることから、地点に応じて防火帶幅を設定している。(2013/10の審査会合にて説明済)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 （女川実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(2) 安全設計方針 <b>1. 安全設計</b> 1.11 外部火災防護に関する基本方針 1.11.1 設計方針 <p>安全施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても原子炉施設の安全性を確保するために必要な機能（以下「安全機能」という。）を損なわないよう、防火帯の設置、建屋による防護、離隔距離の確保、代替設備の確保等によって、安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	(2) 安全設計方針 1.8.9 外部火災防護に関する基本方針 1.8.9.1 設計方針 <p>安全施設が外部火災（火災・爆発（森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機墜落火災等））に対して、発電用原子炉施設の安全性を確保するために想定される最も厳しい火災が発生した場合においても必要な安全機能を損なわないよう、防火帯の設置、離隔距離の確保、建屋による防護、代替手段等によって、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設のうち、外部事象防護対象施設は、防火帯の設置、離隔距離の確保、建屋による防護等により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">【別添資料1(1.1~1.2)】</p> <p>想定する外部火災として、森林火災、近隣の産業施設の火災・爆発、発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災を選定する。外部火災にて想定する火災を第1.8.9-1表に示す。</p> <p style="text-align: right;">【別添資料1(1.1~1.2)】</p> <p>また、想定される火災及び爆発の二次的影響（ばい煙等）に対して、安全施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">【別添資料1(1.1~1.2)】</p>	(2) 安全設計方針 1.8.10 外部火災防護に関する基本方針 1.8.10.1 設計方針 <p>安全施設が外部火災（火災・爆発（森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機墜落火災等））に対して、発電用原子炉施設の安全性を確保するために想定される最も厳しい火災が発生した場合においても必要な安全機能を損なわないよう、防火帯の設置、離隔距離の確保、建屋による防護、代替手段等によって、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設のうち、外部事象防護対象施設は、防火帯の設置、離隔距離の確保、建屋による防護等により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">【別添1(1.1~1.2)】</p> <p>想定する外部火災として、森林火災、近隣の産業施設の火災・爆発、発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災を選定する。外部火災にて想定する火災を第1.8.10.1表に示す。</p> <p style="text-align: right;">【別添1(1.1~1.2)】</p> <p>また、想定される火災及び爆発の二次的影響（ばい煙等）に対して、安全施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">【別添1(1.1~1.2)】</p>	【大飯】 記載方針の相違 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違
外部火災で想定する火災を第1.11.1表に示す。 【説明資料(1.1: 2-6 外-別添1-5)(1.2: 2-6 外-別添1-5)】			
また、想定される火災及び爆発の二次的影響に対して、安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。 【説明資料(1.1: 2-6 外-別添1-5)(1.2: 2-6 外-別添1-5)(2.5.2: 2-6 外-別添1-18)】			
(1) 外部火災防護施設 <p>安全施設に対して外部火災の影響を受けた場合において、原子炉の安全性を確保するため、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1、クラス2及びクラス3に該当する構築物、系統及び機器を外部火災防護施設とする。外部火災防護施設を第1.11.2表に示す。</p> <p>【説明資料(1.3: 2-6 外-別添1-6)】</p> <p>クラス1及びクラス2に関しては、安全機能を有する施設を内包する建屋及び屋外施設に対し、必要とする防火帯を森林との間に設けること等により、外部火災による建屋外壁（天井スラブを含む。）及び屋外施設の温度を許容温度以下とすることで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1.3: 2-6 外-別添1-8)】</p> <p>また、クラス3の安全機能を有する安全施設については、屋内に設置している施設は建屋により防護することとし、屋外施設については、防火帯の内側に設置すること、又は消火活動等により</p>	(1) 評価対象施設 <p>外部事象防護対象施設のうち、屋内施設は内包する建屋により防護する設計とし、評価対象施設を、建屋、屋外施設並びに外部火災の二次的影響を受ける構築物、系統及び機器に分類し、抽出する。</p> <p>上記に含まれない構築物、系統及び機器は、原則として、防火帯により防護し、外部火災により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。</p> <p>評価対象施設を第1.8.9-2表に示す。</p> <p>a. 外部火災の直接的な影響を受ける評価対象施設 外部事象防護対象施設等のうち、評価対象施設を以下のとおり抽出する。</p> <p>(a) 屋内の評価対象施設 屋内設置の外部事象防護対象施設は、内包する建屋により防護する設計とし、以下の建屋を評価対象施設とする。</p>	(1) 評価対象施設 <p>外部事象防護対象施設のうち、屋内施設は内包する建屋により防護する設計とし、評価対象施設を、建屋、屋外施設並びに外部火災の二次的影響を受ける構築物、系統及び機器に分類し、抽出する。</p> <p>上記に含まれない構築物、系統及び機器は、原則として、防火帯により防護し、外部火災により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。</p> <p>評価対象施設を第1.8.10.2表に示す。</p> <p>a. 外部火災の直接的な影響を受ける評価対象施設 外部事象防護対象施設等のうち、評価対象施設を以下のとおり抽出する。</p> <p>(a) 屋内の評価対象施設 屋内設置の外部事象防護対象施設は、内包する建屋により防護する設計とし、以下の建屋を評価対象施設とする。</p>	【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せざる） 【大飯】記載表現の相違

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>防護することとし、安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1.3: 2-6 外-別添 1-8) (3.1: 2-6 外-別添 1-20) (3.2: 2-6 外-別添 1-20)】</p> <p>なお、防火帯の外側にあるクラス3 施設としては、モニタリングポストがある。火災発生時には、モニタリングポストについて代替設備を確保する設計とする。</p> <p>【説明資料(1.3: 2-6 外-別添 1-6)】</p> <p>i ) 原子炉建屋 ii ) タービン建屋 iii ) 制御建屋</p> <p>島根原子力発電所2号炉（添付書類八 8-1-399） 竜巻 (3) 外部事象防護対象施設のうち評価対象施設</p> <p>なお、排気筒モニタ及び排気筒モニタ室は、以下の設計とすることにより、以降の評価対象施設には含めないものとする。</p> <p>評価対象施設のうち排気筒モニタについては、放射性気体廃棄物処理施設の破損の検出手段として期待している。竜巻を起因として放射性気体廃棄物処理施設の破損が発生することはないが、独立事象としての重畳の可能性を考慮し、排気筒モニタ室も含め安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 屋外の評価対象施設 屋外の評価対象施設は、以下の施設を対象とする。 i ) 排気筒 ii ) 復水貯蔵タンク iii ) 原子炉補機冷却海水ポンプ（高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプを含む。） iv ) 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ 評価対象施設のうち、高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナについては、他の評価対象施設の評価により、安全機能を損なわない設計であることを確認する。</p> <p>b. 外部火災の二次的影響を受ける評価対象施設 外部火災の二次的影響を受ける評価対象施設を以下のとおり抽出する。</p>		<p>ただし、評価対象施設のうち、原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナについては、循環水ポンプ建屋に収納されており、直接火災の影響を受けことはないが、周囲空気の温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、原子炉補機冷却海水ポンプが取り込む冷却空気及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナを評価対象とする。</p> <p>評価対象施設のうち、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナについては、他の評価対象施設の評価により、安全機能を損なわない設計であることを確認する。</p> <p>i ) 原子炉建屋 ii ) 原子炉補助建屋 iii ) ディーゼル発電機建屋 iv ) 循環水ポンプ建屋 v ) タービン建屋</p> <p>なお、タービン建屋に内包されているタービン保安装置及び主蒸気止め弁は、以下の設計とすることにより、以降の評価対象施設には含めないものとする。</p> <p>評価対象施設のうちタービン建屋に内包されているタービン保安装置及び主蒸気止め弁については、蒸気発生器への過剰給水の緩和手段（タービントリップ）として期待している。外部火災を起因として蒸気発生器への過剰給水が発生することはないが、独立事象としての重畳の可能性を考慮し、タービン建屋も含め安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 屋外の評価対象施設 屋外の評価対象施設は、以下の施設を対象とする。 i ) 排気筒</p> <p>b. 外部火災の二次的影響を受ける評価対象施設 外部火災の二次的影響を受ける評価対象施設を以下のとおり抽出する。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・泊の原子炉補機冷却海水ポンプ及びストレーナは建屋内に収納されているが周囲空気による影響を確認するため評価を実施。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（女川の屋外の評価対象施設の方針と同一）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる防護方針の相違（島根の竜巻事象の考え方と同一）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の設備は無い。ただし、海水ストレーナの評価が海水ポンプの評価で包絡されることは同様である。）</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(a) 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）</p> <p>(b) 換気空調系</p> <p>(c) 安全保護系</p> <p>(d) 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>(e) 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ</p>	<p>(a) ディーゼル発電機</p> <p>(b) 換気空調設備</p> <p>(c) 安全保護系</p> <p>(d) 制御用空気圧縮機</p> <p>(e) 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>(f) 主蒸気逃がし弁、排気筒、主蒸気安全弁及びタービン動補助給水ポンプ排気管</p>	<p>【女川】設備名称の相違          【女川】設計方針の相違          • プラント設計の違いによる対象設備の相違          【女川】名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違          • 評価対象施設の相違          【女川】設計方針の相違          • 評価対象施設の相違          【女川】設計方針の相違          • プラント設計の違いによる対象設備の相違          (泊には屋外に同様の設備は無い)</p>
<p>(2) 森林火災</p> <p>原子力発電所の外部火災影響評価ガイド(平成25年6月19日原規技発第13061912号 原子力規制委員会決定)に基づき、過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離で10kmの間に発火点を設定し、森林火災シミュレーション解析コード（以下「FARSITE」という。）を用いて影響評価を実施し、必要な防火帯等を設置することにより、外部火災防護施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1: 2-6 外別添1-7)】</p> <p>a. 森林火災の想定</p> <p>(a) 森林火災における各樹種の可燃物量は、福井県から入手した森林簿データ、現地調査結果等による現地の植生を用いる。</p> <p>(b) 気象条件は過去10年間を調査し、森林火災の発生件数を考慮して、最小湿度、最高気温及び最大風速の組合せとする。</p> <p>(c) 風向は最大風速における風向と最多風向の出現回数を調査し、卓越風向を設定する。</p>	<p>(2) 森林火災</p> <p>「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参照し、発電所周辺の植生及び過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離10kmの間に発火点を設定し、森林火災シミュレーション解析コード（以下「FARSITE」という。）を用いて影響評価を実施し、森林火災の延焼を防ぐための手段として防火帯を設け、火炎が防火帯外縁に到達するまでの時間、評価対象施設への熱影響及び危険距離を評価し、必要な防火帯幅、評価対象施設との離隔距離を確保すること等により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 森林火災の想定</p> <p>(a) 森林火災における各樹種の可燃物量は、宮城県及び東北森林管理局から入手した森林簿データと現地調査等により得られた樹種を踏まえて補正した植生を用いる。また、林齢は、樹種を踏まえて地面草地の可燃物量が多くなるように保守的に設定する。</p> <p>(b) 気象条件は、「石巻特別地域気象観測所」及び「江ノ島気象観測所」の過去10年間の気象データを調査し、宮城県における森林火災発生頻度が年間を通じて比較的高い月の最小湿度、最高気温及び最大風速の組合せとする。</p> <p>(c) 風向については、最大風速記録時における風向及び卓越風向を調査し、森林火災の発生件数及び森林と発電所の位置関係を考慮して、最大風速記録時の風向を設定する。</p>	<p>(2) 森林火災</p> <p>「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参照し、発電所周辺の植生及び過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離10kmの間に発火点を設定し、森林火災シミュレーション解析コード（以下「FARSITE」という。）を用いて影響評価を実施し、森林火災の延焼を防ぐための手段として防火帯を設け、火炎が防火帯外縁に到達するまでの時間、評価対象施設への熱影響及び危険距離を評価し、必要な防火帯幅、評価対象施設との離隔距離を確保すること等により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 森林火災の想定</p> <p>(a) 森林火災における各樹種の可燃物量は、北海道から入手した森林簿データと現地調査等により得られた樹種を踏まえて補正した植生を用いる。また、林齢は、樹種を踏まえて地面草地の可燃物量が多くなるように保守的に設定する。</p> <p>(b) 気象条件は、発電所内の気象観測設備の過去10年間の気象データを調査し、北海道における森林火災の発生頻度が年間を通じて比較的高い月の最小湿度、最高気温及び最大風速の組合せとする。</p> <p>(c) 風向については、最大風速記録時における風向及び卓越風向を調査し、森林火災の発生件数及び森林と発電所の位置関係を考慮して、最大風速記録時の風向を設定する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】地域名称の相違          【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違          • 泊は森林火災の模擬状況を向上させるため、森林火災の発火点に最も近い発電所構内の気象データを使用している。          (東海第二も卓越風向の設定は、より発電所周辺の状況を模擬するため発電所のデータを採用している)</p> <p>【女川】地域名称の相違          【大飯】記載表現の相違          【大飯】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(d) 発火点については、発電所から直線距離 10km の間で風向及び人為的行為を考慮し、防火帶幅及び熱影響評価に際して FARSITE より出力される高い値を用いて実施するために 3 地点を設定する。 a) 福井県における森林火災の最多発生原因である「野焼き」と「焚き火」を考慮し、火災が広がりやすい植生である田の領域を発火点として設定する。また、卓越風向（南東、南南東、南）がおよそ発電所の風上方向となるよう、発火点を 3 地点設定する。  ・発火点 1：発電所の南東約 0.9km の田の領域  ・発火点 2：発電所の南南東約 0.9km の田の領域  ・発火点 3：発電所の南西約 1.5km の田の領域  (e) 日照による草地及び樹木の乾燥に伴い、火線強度 及び反応強度が増大することから、これらを考慮して火線強度 又は反応強度が最大となる発火時刻を設定する。 【説明資料(2.1.2 : 2-6 外-別添1-7)】	(d) 発火点については、防火帶幅の設定及び熱影響評価に際し、FARSITE より出力される最大火線強度及び反応強度を用いて評価するため、発電所から直線距離 10km の間で風向及び人為的行為を考慮し、4 地点を設定する。 (d-1) 人為的行為を考慮し、火を扱う可能性がある箇所で、火災の発生頻度が高いと想定される居住地区、道路沿い等を選定する。  (d-2) 風向は卓越方向（北北東、南南西、西北西）とし、火災規模に対する風向の影響を考慮し、発火点は女川原子力発電所の風上を選定する。 i) 発電所周辺のうち、卓越風向の北北東方向の風による延焼を考慮し、民宿、社員寮等の居住区での人為的行為を想定し、小屋取地区漁港沿いの荒地（発電所敷地から約 900m の距離）を「発火点 1」として設定する。 ii) 発電所周辺のうち、卓越風向である南南西方向の風による延焼を考慮し、道路沿いでの人為的行為を想定し、発電所に近い県道沿い（発電所敷地から約 1,200m の距離）を「発火点 2-1」として設定する。 iii) 発電所周辺のうち、卓越風向である南南西方向の風による延焼を考慮し、居住地区及び田が存在する地区での人為的行為を想定し、鮫浦地区の田（発電所敷地から約 2,600m の距離）に、発火点 2-1 より遠方となる「発火点 2-2」として設定する。 iv) 発電所周辺のうち、卓越風向である西北西方向の風による延焼を考慮し、発電所周辺の道路沿いでの人為的行為を想定し、発電所に近い荒地（発電所敷地から約 1,100m の距離）に「発火点 3」として設定する。 【別添資料 1(2.1.2)】  (e) 森林火災の発火時刻については、日照による草地及び樹木の乾燥に伴い、火線強度が変化することから、これらを考慮して火線強度が最大となる時刻を設定する。 【別添資料 1(2.1.2)】	(d) 発火点については、防火帶幅の設定及び熱影響評価に際し、FARSITE より出力される最大火線強度及び反応強度を用いて評価するため、発電所から直線距離 10km の間で風向及び人為的行為を考慮し、2 地点を設定する。 (d-1) 人為的行為を考慮し、火を扱う可能性がある箇所で、火災の発生頻度が高いと想定される居住地区、道路沿い等を選定する。  (d-2) 風向は卓越方向（東、北西）とし、火災規模に対する風向の影響を考慮し、発火点は泊発電所の風上を選定する。  (i) 発電所周辺のうち、卓越風向である東方向の風による延焼を考慮し、社員寮等の居住区及び道路沿いでの人為的行為を想定し、道路脇畠（発電所敷地から約 2,500m の距離）を「発火点 1」として設定する。 (ii) 発電所周辺のうち、卓越風向である北西方向の風による延焼を考慮し、民家等の居住区及び道路沿いでの人為的行為を想定し、集落端と森林の境界部（発電所敷地から約 1,500m の距離）を「発火点 2」として設定する。  【別添 1(2.1.2)】  (e) 森林火災の発火時刻については、日照による草地及び樹木の乾燥に伴い、火線強度が変化することから、これらを考慮して火線強度が最大となる時刻を設定する。 【別添 1(2.1.2)】	【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性の差異による想定する発火点位置及び卓越風向の相違。 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違 【女川】発電所名の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違 【女川】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違 【女川】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違 【女川】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違 【女川】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違 【女川】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違
b. 評価対象範囲 発電所近傍の発火想定地点を 10km 以内とし、植生及び地形の評価対象範囲は発火点の距離に余裕をみて南北 13km、東西 13km の範囲を対象に評価を行う。 【説明資料(2.1.2 : 2-6 外-別添1-7)】	b. 評価対象範囲 発電所近傍の発火想定地点を 10km 以内とし、評価対象範囲は東側が海岸という発電所周辺の地形を考慮し、女川原子力発電所から東に 4km、西に 12km、南に 12km、北に 12km の範囲を対象に評価を行う。 【別添資料 1(2.1.2)】	b. 評価対象範囲 発電所近傍の発火想定地点を 10km 以内とし、評価対象範囲は泊発電所から東に 13km、西に 13km、南に 13km、北に 13km の範囲を対象に評価を行う。 【別添 1(2.1.2)】	【大飯】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違 (泊も西側の海域にあたる範囲は評価対象外である)
c. 必要データ（FARSITE 入力条件） (a) 地形データ 現地状況をできるだけ模擬するため、発電所周辺の土地の地形データについては、公開情報の中でも高い空間解像度で	c. 必要データ（FARSITE 入力条件） (a) 地形データ 現地状況をできるだけ模擬するため、発電所周辺の土地の標高、地形等のデータについては、公開情報の中でも高い空	c. 必要データ（FARSITE 入力条件） (a) 地形データ 現地状況をできるだけ模擬するため、発電所周辺の土地の標高、地形等のデータについては、公開情報の中でも高い空	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ある10mメッシュの「基盤地図情報数値標高モデル」（国土地理院データ）を用いる。</p> <p>(b) 土地利用データ 現地状況をできるだけ模擬するため、発電所周辺の建物用地、交通用地等のデータについては、公開情報の中でも高い空間解像度である100mメッシュの「国土数値情報土地利用細分メッシュ」（国土交通省データ）を用いる。</p> <p>(c) 植生データ 現地状況をできるだけ模擬するため、樹種及び生育状況に関する情報を有する森林簿の空間データを地方自治体（福井県）より入手する。 森林簿の情報を用いて、土地利用データにおける森林領域を樹種・林齡によりさらに細分化する。 発電所構内及び発電所周辺の植生データについては、現地調査し、FARSITE入力データとしての妥当性を確認の上植生区分を設定する。</p> <p>また、発電所周辺の植生データについて、実際の植生を調査し、FARSITE入力データとしての妥当性を確認する。</p> <p>(d) 気象データ 現地にて起こり得る最も厳しい条件を検討するため、過去10年間のデータのうち、福井県で発生した森林火災の実績より、発生頻度が高い3月から6月の気象条件（最大風向、最大風速、最高気温、最小湿度）の最も厳しい条件を用いる。なお、気象条件を設定する際には、10年間以上の気象データを保有している、発電所から最寄の気象観測所である小浜地域気象観測システムの気象データを使用する。なお湿度データについては、小浜の気象観測所では観測していないため、舞鶴特別地域気象観測所のデータを使用する。</p> <p>【説明資料(2.1.2: 2-6 外別添1-7)】</p>	<p>間解像度である10mメッシュの「基盤地図情報数値標高モデル」（国土地理院データ）を用いる。</p> <p>(b) 土地利用データ 現地状況をできるだけ模擬するため、発電所周辺の建物用地、交通用地等のデータについては、公開情報の中でも高い空間解像度である100mメッシュの「国土数値情報土地利用細分メッシュ」（国土交通省データ）を用いる。</p> <p>(c) 植生データ 現地状況をできるだけ模擬するため、樹種や生育状況に関する情報を有する森林簿の空間データを地方自治体（宮城県）及び東北森林管理局より入手する。 森林簿の情報を用いて、土地利用データにおける森林領域を樹種・林齡によりさらに細分化する。 発電所構内及び発電所周辺の植生データについては、現地調査し、FARSITE入力データとしての妥当性を確認の上植生区分を設定する。</p> <p>【別添資料1(2.1.2)】</p> <p>(d) 気象データ 現地にて起こり得る最も厳しい条件を検討するため、「石巻特別地域気象観測所」及び「江ノ島気象観測所」の過去10年間の気象データにおける宮城県で発生した森林火災の実績を考慮し、比較的の発生頻度が高い3月～5月の気象条件（最大風向、最大風速、最高気温及び最小湿度）の最も厳しい条件を用いる。</p> <p>【別添資料1(2.1.2)】</p>	<p>間解像度である10mメッシュの「基盤地図情報 数値標高モデル」（国土地理院データ）を用いる。</p> <p>(b) 土地利用データ 現地状況をできるだけ模擬するため、発電所周辺の建物用地、交通用地等のデータについては、公開情報の中でも高い空間解像度である100mメッシュの「国土数値情報土地利用細分メッシュ」（国土交通省データ）を用いる。</p> <p>(c) 植生データ 現地状況をできるだけ模擬するため、樹種や生育状況に関する情報を有する森林簿の空間データを地方自治体（北海道）より入手する。 森林簿の情報を用いて、土地利用データにおける森林領域を樹種・林齡によりさらに細分化する。 発電所構内及び発電所周辺の植生データについては、現地調査し、FARSITE入力データとしての妥当性を確認の上植生区分を設定する。</p> <p>【別添1(2.1.2)】</p> <p>(d) 気象データ 現地にて起こり得る最も厳しい条件を検討するため、発電所内の気象観測設備の過去10年間の気象データのうち北海道で発生した森林火災の実績を考慮し、比較的の発生頻度が高い4月～6月の気象条件（最大風向、最大風速、最高気温及び最小湿度）の最も厳しい条件を用いる。</p> <p>【別添1(2.1.2)】</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 【女川・大飯】 地域名称の相違 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は森林火災の模擬状況向上させるため発電所内の気象データを使用していること及び地域特性による相違。（東海第二も卓越風向の設定は、より発電所周辺の状況を模擬するため発電所のデータを採用している） 【女川・大飯】 地域名称及び記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性の違いによる解析結果の相違 【大飯】記載表現の相違 【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性の違いによる解析結果の相違 【女川】発電所名の相違</p>
<p>d. 延焼速度及び火線強度の算出 ホイヘンスの原理に基づく火炎の拡大モデルを用いて延焼速度（0.06m/s（発火点2））や火線強度（708kW/m（発火点2））を算出する。</p> <p>e. 火炎到達時間による消火活動 延焼速度より、発火点から防火帯までの火炎到達時間※（約2.7時間（発火点2））を算出し、森林火災が防火帯に到達するまでの間に発電所に常駐している自衛消防隊による屋外消火栓等を用いた消火活動が可能であり、万が一の飛び火による火炎の延焼を防止することで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>d. 延焼速度及び火線強度の算出 ホイヘンスの原理に基づく火炎の拡大モデルを用いて延焼速度（0.49m/s（発火点1））や火線強度（4,428kW/m（発火点1））を算出する。</p> <p>e. 火炎到達時間による消火活動 延焼速度より、発火点から火炎が防火帯に到達するまでの火炎到達時間（約1.8時間（発火点3））を算出する。 森林火災が防火帯に到達する時間までの間に女川原子力発電所に常駐している自衛消防隊による防火帯付近の予防散水活動（飛び火を抑制する効果を期待）を行うことが可能であり、防火帯をより有効に機能させる。</p>	<p>d. 延焼速度及び火線強度の算出 ホイヘンスの原理に基づく火炎の拡大モデルを用いて延焼速度（3.11m/s（発火点2））や火線強度（114,908kW/m（発火点2））を算出する。</p> <p>e. 火炎到達時間による消火活動 延焼速度より、発火点から火炎が防火帯に到達するまでの火炎到達時間（約0.8時間（発火点2））を算出する。 森林火災が防火帯に到達する時間までの間に泊発電所に常駐している自衛消防隊による防火帯付近の予防散水活動（飛び火を抑制する効果を期待）を行うことが可能であり、防火帯をより有効に機能させる。</p>	<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性の違いによる解析結果の相違 【大飯】記載表現の相違 【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性の違いによる解析結果の相違 【女川】発電所名の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、防火帯の外側にあるクラス3設備としては、モニタリングポストがある。火災発生時には、モニタリングポストについては代替設備を確保する設計とする。</p> <p>※ 火炎が防火帯に到達する時間</p> <p>【説明資料(2.1.3.1: 2-6 外-別添1-8)】</p> <p>f. 防火帯幅の設定</p> <p>FARSITE から出力される最大火線強度 (708kW/m (発火点2)) により算出される評価上必要とされる防火帯幅 16.2m に対し、18m 以上の防火帯幅を確保することにより安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>設置する防火帯を第1.11.1図に示す。</p> <p>【説明資料(2.1.3.2: 2-6 外-別添1-8)】</p>	<p>また、万が一の飛び火等による火炎の延焼を確認した場合は、自衛消防隊による初期消火活動を行うことで、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.1.3.1)】</p> <p>なお、外部からの情報により森林火災を認識し、防火帶に到達するまでに時間的な余裕がある場合には、発電所構内への延焼を抑制するために防火帯近傍への予防散水を行う。</p> <p>【別添資料1(2.1.3.1)】</p> <p>f. 防火帯幅の設定</p> <p>FARSITE から出力される最大火線強度 (4,428kW/m (発火点1)) により算出される防火帯幅 19.7m に対し、約 20m の防火帯幅を確保することにより評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>防火帯は延焼防止効果を損なわない設計とし、防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小限とする。</p> <p>設置する防火帯について、第1.8.9-1図に示す。</p> <p>【別添資料1(2.1.3.2)】</p> <p>g. 評価対象施設への熱影響</p> <p>森林火災の直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保、建屋による防護により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、影響評価に用いる火炎輻射強度は、FARSITE から出力される反応強度から求めめる。</p> <p>(a) 火災の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 森林火災による熱を受ける面と森林火災の火炎輻射強度が発する地点が同じ高さにあると仮定し、離隔距離は最短距離とする。</li> <li>ii) 森林火災の火炎は、円筒火炎モデルとする。火炎の高さは燃焼半径の3倍とし、燃焼半径から円筒火炎モデルの数を算出することにより火炎到達幅の分だけ円筒火炎モデルが横一列に並ぶものとする。</li> </ul>	<p>また、万が一の飛び火等による火炎の延焼を確認した場合は、自衛消防隊による初期消火活動を行うことで、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添1(2.1.3.1)】</p> <p>なお、外部からの情報により森林火災を認識し、防火帶に到達するまでに時間的な余裕がある場合には、発電所構内への延焼を抑制するために防火帯近傍への予防散水を行う。</p> <p>【別添1(2.1.3.1)】</p> <p>f. 防火帯幅の設定</p> <p>FARSITE から出力される最大火線強度 (33,687kW/m (発火点1)) により算出される防火帯幅 17.8m に対し、20m 以上の防火帯幅を確保すること及び最大火線強度 114,908kW/m (発火点2) により算出される防火帯幅 45.3m に対し、46m 以上の防火帯幅を確保することにより評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>防火帯は延焼防止効果を損なわない設計とし、防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小限とする。</p> <p>設置する防火帯及び樹木が無い領域を第1.8.10.1図に示す。</p> <p>【別添1(2.1.3.2)】</p> <p>g. 評価対象施設への熱影響</p> <p>森林火災の直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保、建屋による防護により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、影響評価に用いる火炎輻射強度は、FARSITE から出力される反応強度から求め、その値に対して安全側に余裕を考慮する。</p> <p>(a) 火災の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 森林火災による熱を受ける面と森林火災の火炎輻射強度が発する地点が同じ高さにあると仮定し、離隔距離は最短距離とする。</li> <li>(ii) 森林火災の火炎は、円筒火炎モデルとする。火炎の高さは燃焼半径の3倍とし、燃焼半径から円筒火炎モデルの数を算出することにより火炎到達幅の分だけ円筒火炎モデルが横一列に並ぶものとする。</li> </ul>	<p>【大飯】記載方針の相違      (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違      ・泊・女川は評価対象施設の項目で、代替設備を確保する設計であることを記載している      【大飯】記載表現の相違      【女川・大飯】      設計方針の相違      ・評価の結果、泊では植生及び地形により一部で火線強度が高くなることから、地点に応じて防火帯幅を設定し、防火帯の外側に樹木が無い領域を設定している。(2013/10の審査会合にて説明済)      【大飯】記載表現の相違      【大飯】記載方針の相違      (女川実績の反映)</p> <p>【女川】設計方針の相違      ・泊は日照時刻による感度解析結果を踏まえ火炎輻射強度を設定。      【大飯】記載方針の相違      (女川実績の反映)</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>g. 外部火災防護施設（建屋）への熱影響</p> <p>FARSITE から出力される反応強度から求めた火炎輻射發散度 (<math>422\text{kW/m}^2</math> (発火点 3)) <sup>※1,2</sup> に対し、安全側に余裕を考慮した <math>500\text{kW/m}^2</math> に基づき、防火帯から最も近い位置 (38m) にある外部火災防護施設（4号炉原子炉周辺建屋）の建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度を、火災時における短期温度上昇を考慮した場合のコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である <math>200^\circ\text{C}</math> 以下とすることで外部火災防護施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>※ 1 FARSITE の保守的な入力データからFARSITE で評価した火炎輻射發散度</p> <p>※ 2 火炎輻射發散度は反応強度と比例することから反応強度が高い発火点 3 の火炎輻射發散度を用いて評価する。</p> <p>※ 3 火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度</p> <p>【説明資料(2.1.3.3 : 2-6 外別添1-8)】</p> <p>i. 外部火災防護施設（海水ポンプ）への熱影響</p> <p>FARSITE から出力される反応強度から求めた火炎輻射發散度 (<math>422\text{kW/m}^2</math> (発火点 3)) に対し、安全側に余裕を考慮した <math>500\text{kW/m}^2</math> に基づき 海水ポンプの冷却空気の取込温度を求め、許容温度 <math>\square^\circ\text{C}</math> <sup>※</sup> 以下とすることで海水ポンプの安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>※ モータ下部軸受許容温度以下となるために必要な冷却空気の取込温度</p> <p>【説明資料(2.1.3.3 : 2-6 外別添1-8)】</p>	<p>(b) 原子炉建屋、タービン建屋、制御建屋への熱影響</p> <p>火炎輻射發散度 <math>477\text{kW/m}^2</math> (火炎輻射強度 <math>477\text{kW/m}^2</math>) となる「発火点 1」に基づき算出する、防火帯の外縁（火炎側）から最も近くに位置する原子炉建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度を、火災時における短期温度上昇を考慮した場合のコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である <math>200^\circ\text{C}</math> 以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(c) 排気筒への熱影響</p> <p>火炎輻射發散度 <math>367\text{kW/m}^2</math> (火炎輻射強度 <math>408\text{kW/m}^2</math>) となる「発火点 2-1」に基づき算出する排気筒の温度を、鋼材の強度が維持される温度である <math>325^\circ\text{C}</math> 以下とすることで、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(d) 復水貯蔵タンクへの熱影響</p> <p>火炎輻射發散度 <math>408\text{kW/m}^2</math> (火炎輻射強度 <math>408\text{kW/m}^2</math>) となる「発火点 2-1」に基づき算出する復水貯蔵タンクの温度を、復水貯蔵タンクの貯留水を使用する復水補給水系の系統最高使用温度である <math>66^\circ\text{C}</math> 以下とすることで、復水貯蔵タンクの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(e) 原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響</p> <p>火炎輻射發散度 <math>408\text{kW/m}^2</math> (火炎輻射強度 <math>408\text{kW/m}^2</math>) となる「発火点 2-1」に基づき算出する原子炉補機冷却海水ポンプへの冷却空気の温度を、上部軸受の機能維持に必要な温度である <math>40^\circ\text{C}</math> 以下とすること及び下部軸受の機能維持に必要な温度である <math>55^\circ\text{C}</math> 以下とすることで、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(b) 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋及び循環水ポンプ建屋への熱影響</p> <p>火炎輻射發散度 <math>843\text{kW/m}^2</math> (火炎輻射強度 <math>843\text{kW/m}^2</math>) となる「発火点 1」を安全側に余裕を考慮した <math>1,200\text{kW/m}^2</math> に基づき算出する、防火帯の外縁（火炎側）から最も近くに位置する原子炉建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度を、火災時における短期温度上昇を考慮した場合のコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である <math>200^\circ\text{C}</math> 以下とし、かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(c) 排気筒への熱影響</p> <p>火炎輻射發散度 <math>977\text{kW/m}^2</math> (火炎輻射強度 <math>977\text{kW/m}^2</math>) となる「発火点 2」を安全側に余裕を考慮した <math>1,200\text{kW/m}^2</math> に基づき算出する排気筒の温度を、鋼材の強度が維持される温度である <math>325^\circ\text{C}</math> 以下とすることで、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(d) 原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響</p> <p>火炎輻射發散度 <math>977\text{kW/m}^2</math> (火炎輻射強度 <math>977\text{kW/m}^2</math>) となる「発火点 2」を安全側に余裕を考慮した <math>1,200\text{kW/m}^2</math> に基づき算出する原子炉補機冷却海水ポンプへの冷却空気の温度を、下部軸受の機能維持に必要な温度である <math>80^\circ\text{C}</math> 以下とすることで、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価対象の相違及び地域特性による火炎輻射發散度の相違 【女川】設計方針の相違 ・火炎輻射發散度に対する保守性の考慮の相違 【女川】名称の相違 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違 （女川実績の反映） 【女川】設計方針の相違 ・地域特性及び火炎輻射發散度に対する保守性の考慮の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 (泊には屋外に同様の設備は無い)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性による火炎輻射發散度の相違 ・ポンプ仕様の相違(泊のポンプの軸受は上部が水冷式、下部が空冷式であるため下部軸受を評価) 【女川】設計方針の相違 ・火炎輻射發散度に対する保守性の考慮の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(f) <b>高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプへの熱影響</b>            火炎輻射発散度 <math>408\text{kW/m}^2</math> (火炎輻射強度 <math>408\text{kW/m}^2</math>) となる「発火点 2-1」に基づき算出する高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプへの冷却空気の温度を、上部軸受及び下部軸受の機能維持に必要な温度である <math>55^\circ\text{C}</math> 以下とすることで、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">【別添資料 1(2.1.3.3)】</p> <p>h. 評価対象施設の危険距離の確保            森林火災の直接的な影響を受ける評価対象施設の危険距離について評価を実施し、防火帯の外縁（火炎側）からの離隔距離を最大の火炎輻射強度に基づき算出する危険距離以上確保することにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a) 原子炉建屋、タービン建屋及び制御建屋の危険距離の確保            火炎輻射発散度 <math>477\text{kW/m}^2</math> (火炎輻射強度 <math>477\text{kW/m}^2</math>) となる「発火点 1」に基づき危険距離を算出し、発電所周囲に設置される防火帯の外縁（火炎側）からの離隔距離を危険距離以上確保し、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することにより、各建屋及び当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。            ※ 発電所周囲に設置する防火帯の外縁（火炎側）から外部火災防護施設の間に必要な離隔距離            【説明資料(2.1.3.4: 2-6 外-別添 1-9)】</p> <p>j. 外部火災防護施設（海水ポンプ）の危険距離の確保            FARSITE から出力される反応強度から求めた火炎輻射発散度 (<math>422\text{kW/m}^2</math> (発火点 3)) に対し、安全側に余裕を考慮した <math>500\text{kW/m}^2</math> に基づき危険距離を求め、防火帯外縁（火炎側）から最も近くに位置する外部火災防護施設（4号炉原子炉周辺建屋）までの距離 (38m) を危険距離以上確保することで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。            【説明資料(2.1.3.4: 2-6 外-別添 1-9)】</p> <p>(b) 排気筒、復水貯蔵タンク、原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの危険距離の確保            排気筒が火炎輻射発散度 <math>367\text{kW/m}^2</math> (火炎輻射強度 <math>408\text{kW/m}^2</math>)、復水貯蔵タンク、原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプが火炎輻射発散度 <math>408\text{kW/m}^2</math> (火炎輻射強度 <math>408\text{kW/m}^2</math>) となる「発火点 2-1」に基づき危険距離を算出し、発電所周囲に設置される防火帯の外縁（火炎側）からの離隔距離を危険距離以上確保することにより、安全機能を損なわない設計とする。            【別添資料 1(2.1.3.3)】</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>h. 評価対象施設の危険距離の確保            森林火災の直接的な影響を受ける評価対象施設の危険距離について評価を実施し、防火帯の外縁（火炎側）からの離隔距離を最大の火炎輻射強度を安全側に余裕を考慮した数値に基づき算出する危険距離以上確保することにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a) 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋及び循環水ポンプ建屋の危険距離の確保            火炎輻射発散度 <math>843\text{kW/m}^2</math> (火炎輻射強度 <math>843\text{kW/m}^2</math>) となる「発火点 1」を安全側に余裕を考慮した <math>1,200\text{kW/m}^2</math> に基づき危険距離を算出し、発電所周囲に設置される防火帯の外縁（火炎側）からの離隔距離を危険距離以上確保し、かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することにより、各建屋及び当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 排気筒及び原子炉補機冷却海水ポンプの危険距離の確保            排気筒及び原子炉補機冷却海水ポンプが火炎輻射発散度 <math>977\text{kW/m}^2</math> (火炎輻射強度 <math>977\text{kW/m}^2</math>) となる「発火点 2」を安全側に余裕を考慮した <math>1,200\text{kW/m}^2</math> に基づき危険距離を算出し、発電所周囲に設置される防火帯の外縁（火炎側）からの離隔距離を危険距離以上確保することにより、安全機能を損なわない設計とする。            【別添 1(2.1.3.3)】</p>	<p>【女川】設計方針の相違            ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の設備は無い）</p> <p>【女川】設計方針の相違            ・火炎輻射発散度に対する保守性の考慮の相違</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違            ・プラント設計の違いによる評価対象の相違            ・地域特性による火炎輻射発散度の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違            ・火炎輻射発散度に対する保守性の考慮の相違</p> <p>【女川】名称の相違            【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違            【女川】設計方針の相違            ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の設備は無い）</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違            ・地盤特性による火炎輻射発散度の相違            ・ポンプ仕様の相違（泊のポンプの軸受は上部が水冷式、下部が空冷式であるため下部軸受を評価）</p> <p>【女川】設計方針の相違            ・火炎輻射発散度に対する保守性の考慮の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 近隣産業施設の火災・爆発</p> <p>a. 石油コンビナート等の施設の影響</p> <p>「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」に基づき、発電所敷地外10km以内の産業施設に対して、必要な離隔距離を確保することで、安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設を調査した結果、当該施設は存在しない事を確認している。なお、発電所の最も近くに存在する石油コンビナート施設として、「石油コンビナート等災害防止法」第2条第2号の規定に基づく「石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令」（昭和51年政令第192号）で指定される福井国家石油備蓄基地等の施設が、発電所の北東約78kmの位置、福井市と坂井市にわたる沿岸に存在する。</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山林（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設から外部火災防護施設までの離隔距離を確保していることから、火災・爆発の影響を受けるおそれはない。</p> <p>【説明資料(2.2.2.1): 2-6 外別添1-10】</p>	<p>(3) 近隣産業施設の火災・爆発</p> <p>「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参照し、発電所敷地外10km以内の産業施設を抽出した上で発電所との離隔距離を確保すること及び発電所敷地内で火災を発生させるおそれのある危険物貯蔵施設等を選定し、危険物貯蔵施設等の燃料量と評価対象施設との離隔距離を考慮して、輻射強度が最大となる火災を設定し、直接的な影響を受ける評価対象施設への熱影響評価を行い、離隔距離の確保等により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 石油コンビナート施設等の影響</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設を調査した結果、当該施設は存在しないことを確認している。なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は西南西約40kmの塩釜地区及び仙台地区である。</p> <p>【別添資料1(2.2.2)】</p> <p>b. 危険物貯蔵施設等の影響</p> <p>(a) 火災の影響</p> <p>発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設の火災による直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保、建屋による防護により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>発電所敷地外10km以内のうち、発電所周辺に位置する危険物貯蔵施設を第1.8.9-2図に示す。</p> <p>【別添資料1(2.2.2.2)】</p> <p>i) 火災の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物貯蔵施設の貯蔵量は、危険物を満載した状態とする。</li> <li>・離隔距離は、評価上厳しくなるよう危険物貯蔵施設の位置から評価対象施設までの直線距離とする。</li> <li>・火災は円筒火災をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。</li> <li>・気象条件は無風状態とする。</li> </ul>	<p>(3) 近隣産業施設の火災・爆発</p> <p>「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参照し、発電所敷地外10km以内の産業施設を抽出した上で発電所との離隔距離を確保すること及び発電所敷地内で火災を発生させるおそれのある危険物貯蔵施設等を選定し、危険物貯蔵施設等の燃料量と評価対象施設との離隔距離を考慮して、輻射強度が最大となる火災を設定し、直接的な影響を受ける評価対象施設への熱影響評価を行い、離隔距離の確保等により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 石油コンビナート施設等の影響</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設を調査した結果、当該施設は存在しないことを確認している。なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は北東約70kmの石狩地区である。</p> <p>【別添1(2.2.2)】</p> <p>b. 危険物貯蔵施設等の影響</p> <p>(a) 火災の影響</p> <p>発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設の火災による直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保、建屋による防護により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>発電所敷地外10km以内のうち、発電所周辺に位置する危険物貯蔵施設を第1.8.10.2図に示す。</p> <p>【別添1(2.2.2.2)】</p> <p>i) 火災の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物貯蔵施設の貯蔵量は、危険物を満載した状態とする。</li> <li>・離隔距離は、評価上厳しくなるよう危険物貯蔵施設の位置から評価対象施設までの直線距離とする。</li> <li>・火災は円筒火災をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。</li> <li>・気象条件は無風状態とする。</li> </ul>	<p>【大飯】記載方針の相違      【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違      【女川・大飯】石油コンビナート地区の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）      ・泊・女川はb. 以降で詳細な影響評価を実施している</p> <p>【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>ii) 評価対象範囲 評価対象は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設及び高圧ガス貯蔵施設とする。 【別添資料1(2.2.2.2)】</p> <p>iii) 評価対象施設への熱影響 ・原子炉建屋、タービン建屋及び制御建屋への熱影響  想定される危険物貯蔵施設の火災による輻射の影響に対し、危険物貯蔵施設から各建屋までの離隔距離を必要とされる危険距離（48m）以上確保し、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することにより、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。  ・排気筒への熱影響 想定される危険物貯蔵施設の火災による輻射の影響に対し、危険物貯蔵施設から排気筒までの離隔距離を必要とされる危険距離（47m）以上確保することにより、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。  ・復水貯蔵タンクへの熱影響 想定される危険物貯蔵施設の火災による輻射の影響に対し、危険物貯蔵施設から復水貯蔵タンクまでの離隔距離を必要とされる危険距離（18m）以上確保することにより、復水貯蔵タンクの安全機能を損なわない設計とする。  ・原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響 想定される危険物貯蔵施設の火災による輻射の影響に対し、危険物貯蔵施設から原子炉補機冷却海水ポンプまでの離隔距離を必要とされる危険距離（99m）以上確保することにより、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。  ・高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプへの熱影響 想定される危険物貯蔵施設の火災による輻射の影響に対し、危険物貯蔵施設から高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプまでの離隔距離を必要とされる危険距離（65m）以上確保することにより、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.2.2.2)】</p> <p>(b) ガス爆発の影響</p>	<p>(ii) 評価対象範囲 評価対象は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設及び高圧ガス貯蔵施設とする。 【別添1(2.2.2.2)】</p> <p>(iii) 評価対象施設への熱影響 ・原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋及び循環水ポンプ建屋への熱影響 想定される危険物貯蔵施設の火災による輻射の影響に対し、危険物貯蔵施設から各建屋までの離隔距離を必要とされる危険距離（74m）以上確保し、かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することにより、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・排気筒への熱影響 想定される危険物貯蔵施設の火災による輻射の影響に対し、危険物貯蔵施設から排気筒までの離隔距離を必要とされる危険距離（53m）以上確保することにより、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響 想定される危険物貯蔵施設の火災による輻射の影響に対し、危険物貯蔵施設から原子炉補機冷却海水ポンプまでの離隔距離を必要とされる危険距離（109m）以上確保することにより、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添1(2.2.2.2)】</p> <p>(b) ガス爆発の影響</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価対象の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の設備は無い）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の設備は無い）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>発電所敷地外 10km 以内の高圧ガス貯蔵施設の爆発による直接的な影響を受ける、評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【別添資料1(2.2.2.2)】</p> <p>i.) 爆発の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧ガス漏えい、引火によるガス爆発とする。</li> <li>・気象条件は無風状態とする。</li> </ul> <p>ii.) 評価対象範囲</p> <p>評価対象は、発電所敷地外 10km 以内の高圧ガス貯蔵施設とする。</p> <p>iii.) 評価対象施設への影響</p> <p>想定される高圧ガス貯蔵施設のガス爆発による爆風圧の影響に対し、高圧ガス貯蔵施設から発電用原子炉施設までの離隔距離を必要とされる危険限界距離 (70m) 以上確保することにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【別添資料1(2.2.2.2)】</p> <p>また、想定される高圧ガス貯蔵施設のガス爆発による飛来物の影響については、高圧ガス貯蔵施設から発電用原子炉施設までの離隔距離を、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」に基づき算出する容器破損時における破片の最大飛散距離 (322m) 以上確保することにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【別添資料1(2.2.2.2)】</p> <p>c. 燃料輸送車両の影響</p> <p>(a) 火災の影響</p> <p>発電所敷地外 10km 以内の燃料輸送車両の火災による直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保、建屋による防護により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【別添資料1(2.2.2.3)】</p> <p>i.) 火災の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大規模の燃料輸送車両が発電所敷地周辺道路で火災を起こすものとする。</li> <li>・燃料積載量は燃料輸送車両の中で最大規模とする。</li> <li>・燃料輸送車両は燃料を満載した状態を想定する。</li> <li>・輸送燃料はガソリンとする。</li> <li>・発電所敷地周辺道路での燃料輸送車両の全面火災を想定する。</li> <li>・気象条件は無風状態とする。</li> </ul>	<p>発電所敷地外 10km 以内の高圧ガス貯蔵施設の爆発による直接的な影響を受ける、評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【別添1(2.2.2.2)】</p> <p>(i.) 爆発の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧ガス漏えい、引火によるガス爆発とする。</li> <li>・気象条件は無風状態とする。</li> </ul> <p>(ii.) 評価対象範囲</p> <p>評価対象は、発電所敷地外 10km 以内の高圧ガス貯蔵施設とする。</p> <p>(iii.) 評価対象施設への影響</p> <p>想定される高圧ガス貯蔵施設のガス爆発による爆風圧の影響に対し、高圧ガス貯蔵施設から発電用原子炉施設までの離隔距離を必要とされる危険限界距離 (87m) 以上確保することにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【別添1(2.2.2.2)】</p> <p>また、想定される高圧ガス貯蔵施設のガス爆発による飛来物の影響については、高圧ガス貯蔵施設から発電用原子炉施設までの離隔距離を、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」に基づき算出する容器破損時における破片の最大飛散距離 (1,217m) 以上確保することにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【別添1(2.2.2.2)】</p> <p>c. 燃料輸送車両の影響</p> <p>(a) 火災の影響</p> <p>発電所敷地外 10km 以内の燃料輸送車両の火災による直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保、建屋による防護により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【別添1(2.2.2.3)】</p> <p>(i.) 火災の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大規模の燃料輸送車両が発電所敷地周辺道路で火災を起こすものとする。</li> <li>・燃料積載量は燃料輸送車両の中で最大規模とする。</li> <li>・燃料輸送車両は燃料を満載した状態を想定する。</li> <li>・輸送燃料はガソリンとする。</li> <li>・発電所敷地周辺道路での燃料輸送車両の全面火災を想定する。</li> <li>・気象条件は無風状態とする。</li> </ul>	<p>【女川】 設計方針の相違      ・発電所敷地外10km以内に設置されている高圧ガス貯蔵施設の違いによる評価結果の相違</p> <p>【女川】 設計方針の相違      ・発電所敷地外10km以内に設置されている高圧ガス貯蔵施設の違いによる評価結果の相違</p> <p>【女川】 設計方針の相違      ・発電所敷地外10km以内に設置されている高圧ガス貯蔵施設の違いによる評価結果の相違</p> <p>【大飯】 記載内容の相違      (女川実績の反映)</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>・火災は円筒火炎をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。</p> <p>ii) 評価対象範囲 評価対象は、最大規模の燃料輸送車両とする。 【別添資料1(2.2.2.3)】</p> <p>iii) 評価対象施設への熱影響 ・原子炉建屋、タービン建屋及び制御建屋への熱影響  想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送車両から各建屋までの離隔距離を必要とされる危険距離（21m）以上確保し、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することにより、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。  ・排気筒への熱影響 想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送車両から排気筒までの離隔距離を必要とされる危険距離（8m）以上確保することにより、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。  ・復水貯蔵タンクへの熱影響 想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送車両から復水貯蔵タンクまでの離隔距離を必要とされる危険距離（15m）以上確保することにより、復水貯蔵タンクの安全機能を損なわない設計とする。  ・原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響 想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送車両から原子炉補機冷却海水ポンプまでの離隔距離を必要とされる危険距離（16m）以上確保することにより、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。  ・高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプへの熱影響 想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送車両から高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプまでの離隔距離を必要とされる危険距離（11m）以上確保することにより、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.2.2.3)】</p>	<p>・火災は円筒火炎をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。</p> <p>(ii) 評価対象範囲 評価対象は、最大規模の燃料輸送車両とする。 【別添1(2.2.2.3)】</p> <p>(iii) 評価対象施設への熱影響 ・原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋及び循環水ポンプ建屋への熱影響 想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送車両から各建屋までの離隔距離を必要とされる危険距離（23m）以上確保し、かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することにより、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。  ・排気筒への熱影響 想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送車両から排気筒までの離隔距離を必要とされる危険距離（10m）以上確保することにより、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響 想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送車両から原子炉補機冷却海水ポンプまでの離隔距離を必要とされる危険距離（21m）以上確保することにより、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添1(2.2.2.3)】</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価対象の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違 【女川】名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の設備は無い）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の設備は無い）</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(b) ガス爆発の影響          発電所敷地外 10km 以内の燃料輸送車両の爆発による直接的な影響を受ける、評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【別添資料1(2.2.2.3)】</p> <p>i) 爆発の想定          • 最大規模の燃料輸送車両が発電所敷地周辺道路で爆発を起こすものとする。          • 燃料積載量は燃料輸送車両の中で最大規模とする。          • 燃料輸送車両は燃料を満載した状態を想定する。          • 輸送燃料は液化石油ガス（プロパン）とする。          • 発電所敷地<b>境界</b>の道路での高圧ガス漏えい、引火によるガス爆発を想定する。          • 気象条件は無風状態とする。</p> <p>ii) 評価対象範囲          評価対象は、最大規模の燃料輸送車両とする。</p> <p style="text-align: center;">【別添資料1(2.2.2.3)】</p> <p>iii) 評価対象施設への影響          想定される燃料輸送車両のガス爆発による爆風圧の影響に対して、発電所敷地周辺道路から発電用原子炉施設までの離隔距離を必要とされる危険限界距離（70m）以上確保することにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【別添資料1(2.2.2.3)】</p> <p>また、想定される燃料輸送車両のガス爆発による飛来物の影響に対して、発電所敷地周辺道路から発電用原子炉施設までの離隔距離を、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」等に基づき算出する容器破損時における破片の最大飛散距離（332m）以上確保することにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【別添資料1(2.2.2.3)】</p> <p>d. 漂流船舶の火災          (a) 火災の影響          「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」に基づき、物揚岸壁に停泊する船舶を対象に影響評価を実施し、建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度等を許容温度以下とすることで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>対象の船舶を第1.11.5表、第1.11.3図に示す。</p>	<p>(b) ガス爆発の影響          発電所敷地外 10km 以内の燃料輸送車両の爆発による直接的な影響を受ける、評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【別添1(2.2.2.3)】</p> <p>(i) 爆発の想定          • 最大規模の燃料輸送車両が発電所敷地周辺道路で爆発を起こすものとする。          • 燃料積載量は燃料輸送車両の中で最大規模とする。          • 燃料輸送車両は燃料を満載した状態を想定する。          • 輸送燃料は液化石油ガス（プロパン）とする。          • 発電所敷地<b>周辺</b>の道路での高圧ガス漏えい、引火によるガス爆発を想定する。          • 気象条件は無風状態とする。</p> <p>(ii) 評価対象範囲          評価対象は、最大規模の燃料輸送車両とする。</p> <p style="text-align: center;">【別添1(2.2.2.3)】</p> <p>(iii) 評価対象施設への影響          想定される燃料輸送車両のガス爆発による爆風圧の影響に対して、発電所敷地周辺道路から発電用原子炉施設までの離隔距離を必要とされる危険限界距離（87m）以上確保することにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【別添1(2.2.2.3)】</p> <p>また、想定される燃料輸送車両のガス爆発による飛来物の影響に対して、発電所敷地周辺道路から発電用原子炉施設までの離隔距離を、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」に基づき算出する容器破損時における破片の最大飛散距離（1,217m）以上確保することにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【別添1(2.2.2.3)】</p> <p>d. 漂流船舶の火災          (a) 火災の影響          「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参照し、発電所敷地外で発生する漂流船舶を選定し、船舶の燃料量と評価対象施設との離隔距離を考慮して、輻射強度が最大となる火災を設定し、直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保、建屋による防護により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【別添1(2.2.2.4)】</p>	<p>【女川】設計方針の相違      ・泊は想定される輸送ルート上で最も近い場所での火災を想定</p> <p>【女川】設計方針の相違      ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違      ・他箇所との記載統一</p> <p>【女川】設計方針の相違      ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>
(5) 発電所港湾内に入港する船舶火災			

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
a. 火災の想定	i) 火災の想定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所前面の海域には主要航路がなく <b>20km</b> 以上離れていることから、発電所内の港湾施設に入港可能な最大規模の船舶が火災を起こした場合を想定する。</li> <li>・燃料輸送船は、発電所内の港湾施設に入港する船舶の中で燃料の積載量が最大である船舶を想定する。 【別添資料1(2.2.2.4)】</li> <li>・漂流船舶は燃料を満載した状態を想定する。</li> <li>・燃料は重油とする。</li> </ul>	(i) 火災の想定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所前面の海域には主要航路がなく、<b>30km</b> 以上離れていることから、発電所内の港湾施設に入港可能な最大規模の船舶が火災を起こした場合を想定する。</li> <li>・燃料輸送船は、発電所内の港湾施設に入港する船舶の中で燃料の積載量が最大である船舶を想定する。 【別添1(2.2.2.4)】</li> <li>・漂流船舶は燃料を満載した状態を想定する。</li> <li>・燃料は重油とする。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     追面【基準津波審査の反映】                      (下記の破線部分は、基準津波審査結果を受けて反映のため)                 </div>	【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違 <b>【大飯】記載内容の相違</b> <b>(女川実績の反映)</b>
(a) 燃料保有量は、満積とした状態とする。			【大飯】記載表現の相違 <b>【大飯】記載内容の相違</b> <b>(女川実績の反映)</b>
(b) 離隔距離は、評価上厳しくなるよう <b>物揚</b> 岸壁から外部火災防護施設までの直線距離とする。	・離隔距離は、評価上厳しくなるよう岸壁位置から評価対象施設までの直線距離とする（第1.8.9-3図）。	・離隔距離は、評価上厳しくなるよう <b>岸壁位置</b> から評価対象施設までの直線距離とする（第1.8.10.3図）。	【大飯】記載表現の相違
(c) 船舶の燃料タンクの破損等による火災を想定する。	・漂流船舶の全面火災を想定する。	・漂流船舶の全面火災を想定する。	【大飯】記載表現の相違
(e) 火災は円筒火災をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。	・火災は円筒火炎をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。	・火災は円筒火炎をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。	【大飯】記載表現の相違
(d) 気象条件は無風状態とする。	・気象条件は無風状態とする。	・気象条件は無風状態とする。	【大飯】記載表現の相違
b. 評価対象範囲	ii) 評価対象範囲 漂流船舶は発電所港湾内に入港する船舶の中で最大規模となる船舶を評価対象とする。 【別添資料1(2.2.2.4)】	(ii) 評価対象範囲 漂流船舶は発電所港湾内に入港する船舶の中で最大規模となる船舶を評価対象とする。 【別添1(2.2.2.4)】	【大飯】記載表現の相違
c. 外部火災防護施設（建屋）への熱影響	iii) 評価対象施設への熱影響 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋、<b>タービン建屋及び制御建屋</b>への熱影響</li> </ul> <p>想定される漂流船舶の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送船から各建屋までの離隔距離を必要とされる危険距離（110m）以上確保し、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することにより、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排気筒への熱影響</li> </ul> <p>想定される漂流船舶の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送船から排気筒までの離隔距離を必要とされる危険距離（20m）以上確保することにより、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p>	(iii) 評価対象施設への熱影響 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋、<b>原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋及び循環水ポンプ建屋</b>への熱影響</li> </ul> <p>想定される漂流船舶の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送船から各建屋までの離隔距離を必要とされる危険距離（90m）以上確保し、かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することにより、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排気筒への熱影響</li> </ul> <p>想定される漂流船舶の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送船から排気筒までの離隔距離を必要とされる危険距離（29m）以上確保することにより、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p>	【大飯】記載表現の相違 <b>【女川】設計方針の相違</b> <b>・プラント設計の違い</b> <b>による評価対象の相違</b> <b>【大飯】設計方針の相違</b> <b>記載表現の相違</b> <b>・泊・女川はガイドに基づき危険距離による評価を実施</b> <b>【女川】名称の相違</b>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>d. 外部火災防護施設（海水ポンプ）への熱影響</p> <p>燃料等輸送船を対象に火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で昇温されるものとして、海水ポンプの冷却空気の取込温度を算出し、許容温度 <span style="background-color: black; color: white;">□</span> ℃ <sup>※2</sup> 以下とすることで海水ポンプの安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>※ 1 火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度</p> <p>※ 2 モータ下部軸受許容温度以下となるために必要な冷却空気の取込温度</p> <p style="color: red;">【説明資料(2.2.2.3: 2-6 外-別添1-12)】</p>	<p>・復水貯蔵タンクへの熱影響</p> <p>想定される漂流船舶の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送船から復水貯蔵タンクまでの離隔距離を必要とされる危険距離（109m）以上確保することにより、復水貯蔵タンクの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響</p> <p>想定される漂流船舶の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送船から原子炉補機冷却海水ポンプまでの離隔距離を必要とされる危険距離（55m）以上確保することにより、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプへの熱影響</p> <p>想定される漂流船舶の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送船から高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプまでの離隔距離を必要とされる危険距離（31m）以上確保することにより、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">【別添資料1(2.2.2.4)】</p>	<p>・原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響</p> <p>想定される漂流船舶の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送船から原子炉補機冷却海水ポンプまでの離隔距離を必要とされる危険距離（80m）以上確保することにより、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">【別添1(2.2.2.4)】</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の設備は無い）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】設計方針の相違 ・泊・女川はガイドに基づき危険距離による評価を実施 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の設備は無い）</p> <p>【大飯】記載内容の相違 （女川実績の反映） 【女川】発電所名の相違 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>
<p>b. 発電所敷地内に存在する危険物タンクの熱影響</p> <p>「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」に基づき、発電所敷地内に存在する危険物タンクを対象に影響評価を実施し、建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度等を許容温度以下とすることで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>対象の危険物タンクを第1.11.3表、第1.11.2図に示す。      【説明資料(2.2.2.2: 2-6 外-別添1-11)】</p>	<p>(b) ガス爆発の影響</p> <p>女川原子力発電所前面の海域には主要航路がなく 20km 以上離れていることから、女川原子力発電所内の港湾施設には液化石油ガス輸送船舶の入港は想定されないため、発電所周辺の海域を航行する燃料輸送船の爆発により評価対象施設の安全機能が損なわれることはない。</p> <p>e. 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災・爆発</p> <p>(a) 火災の影響</p> <p>発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災による直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保、建屋による防護等により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">【別添資料1(2.2.2.5)】</p> <p>発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等を第1.8.9-3表、第1.8.9-4図及び第1.8.9-5図に示す。</p>	<p>(b) ガス爆発の影響</p> <p>泊発電所前面の海域には主要航路がなく 30km 以上離れていることから、泊発電所内の港湾施設には液化石油ガス輸送船舶の入港は想定されないため、発電所周辺の海域を航行する燃料輸送船の爆発により評価対象施設の安全機能が損なわれることはない。</p> <p>e. 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災・爆発</p> <p>(a) 火災の影響</p> <p>発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災による直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保、建屋による防護等により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">【別添1(2.2.2.5)】</p> <p>発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等を第1.8.10.3表、第1.8.10.4図及び第1.8.10.5図に示す。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(a) 火災の想定</p> <p>a) 危険物タンクの貯蔵量は、危険物施設として許可された貯蔵容量とする。</p> <p>b) 離隔距離は、評価上厳しくなるようタンク位置から外部火災防護施設までの直線距離とする。</p> <p>c) 危険物タンクの破損等による防油堤内の全面火災を想定する。</p> <p>e) 火災は円筒火災モデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。</p> <p>d) 気象条件は無風状態とする。</p> <p>(b) 評価対象範囲</p> <p>評価対象とする危険物タンクは、引火等のおそれがある発電所敷地内の屋外に設置している危険物タンクとして、燃料の保有量が多く、直接原子炉施設を臨むことができるタンク類の火災を想定し、以下のタンクを評価対象として想定する。</p> <p>a) 補助ボイラ燃料タンク</p> <p>b) 1号炉及び2号炉油計量タンク</p> <p>【説明資料(2.2.2.2 : 2-6 外別添1-11)】</p>	<p>i) 火災の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物貯蔵施設等の貯蔵量は、危険物施設として許可された貯蔵容量とする。</li> </ul> <p>・離隔距離は、評価上厳しくなるよう危険物貯蔵施設等の位置から評価対象施設までの直線距離とする。</p> <p>・危険物貯蔵施設等の破損等による防油堤内又は設備本体内での全面火災を想定する。</p> <p>・火災は円筒火災をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。</p> <p>・気象条件は無風状態とする。</p> <p>・変圧器の防火設備の消火機能等には期待しない。</p> <p style="text-align: right;">【別添資料1(2.2.2.5)】</p> <p>ii) 評価対象範囲</p> <p>評価対象は、発電所敷地内の屋外に設置する引火等のおそれのある危険物貯蔵施設等のうち、離隔距離や危険物貯蔵量から発電用原子炉施設への熱影響が大きくなると想定される1号炉軽油貯蔵タンク、3号炉軽油タンク、大容量電源装置、2号炉静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器、2号炉起動変圧器、2号炉所内変圧器、2号炉補助ボイラー用変圧器、3号炉主変圧器、3号炉起動変圧器、3号炉励磁電源変圧器とする。</p> <p style="text-align: right;">【別添資料1(2.2.2.5)】</p> <p>なお、屋外に設置する危険物貯蔵施設等のうち、屋内設置の設備、地下設置の設備、常時「空」で運用する設備及び火災源となる設備から評価対象施設を直接臨まないものに関しては評価対象外とする。</p> <p style="text-align: right;">【別添資料1(2.2.2.5)】</p> <p>また、危険物を内包する車両等は、軽油タンクに比べ貯蔵量が少なく、軽油タンクと発電用原子炉施設の距離に比べ離隔距離が長いことから、評価対象とした軽油タンク火災の評価に包絡される。</p> <p style="text-align: right;">【別添資料1(2.2.2.5)】</p>	<p>(i) 火災の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物貯蔵施設等の貯蔵量は、危険物施設として許可された貯蔵容量以下で、管理上定められた上限値とする。</li> </ul> <p>・離隔距離は、評価上厳しくなるよう危険物貯蔵施設等の位置から評価対象施設までの直線距離とする。</p> <p>・危険物貯蔵施設等の破損等による防油堤内又は設備本体内での全面火災を想定する。</p> <p>・火災は円筒火災モデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。</p> <p>・気象条件は無風状態とする。</p> <p>・変圧器の防火設備の消火機能等には期待しない。</p> <p style="text-align: right;">【別添1(2.2.2.5)】</p> <p>(ii) 評価対象範囲</p> <p>評価対象は、発電所敷地内の屋外に設置する引火等のおそれのある危険物貯蔵施設等のうち、離隔距離や危険物貯蔵量から発電用原子炉施設への熱影響が大きくなると想定される3号炉補助ボイラー燃料タンク及び一体型である3号炉主変圧器・所内変圧器とする。</p> <p style="text-align: right;">【別添1(2.2.2.5)】</p> <p>なお、屋外に設置する危険物貯蔵施設等のうち、屋内設置の設備、地下設置の設備及び常時「空」で運用する設備に関しては評価対象外とする。</p> <p style="text-align: right;">【別添1(2.2.2.5)】</p> <p>また、危険物を内包する車両等は、3号炉補助ボイラーフuelタンクに比べ貯蔵量が少なく、3号炉補助ボイラーフuelタンクと発電用原子炉施設の距離に比べ離隔距離が長いことから、評価対象とした3号炉補助ボイラーフuelタンク火災の評価に包絡される。</p> <p style="text-align: right;">【別添1(2.2.2.5)】</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 【女川・大飯】運用の相違 ・泊は、タンク火災による熱影響軽減のため3号炉補助ボイラーフuelタンク貯蔵量を許可された値より低減した値で管理している。 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映) 【大飯】記載表現の相違 【女川・大飯】設計方針の相違 ・泊は、プラント配置の相違によりすべての発電用原子炉施設に対して共通のタンク及び変圧器が選定される。(女川は発電用原子炉施設ごとに選定されるタンク及び変圧器が異なる) 【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】設計方針の相違 ・泊は位置関係によらず評価対象としている 【女川】設計方針の相違 ・評価対象設備の相違 【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(c) 外部火災防護施設（建屋）への熱影響	<p>iii) 評価対象施設への熱影響          (i) 原子炉建屋、タービン建屋及び制御建屋への熱影響</p> <p>・ 1号炉軽油貯蔵タンク          1号炉軽油貯蔵タンクを対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（原子炉建屋：221W/m<sup>2</sup>、タービン建屋：802W/m<sup>2</sup>、制御建屋：279W/m<sup>2</sup>）で各建屋外壁が昇温されるものとして算出する各建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度を算出し、コンクリート許容温度 200°C<sup>※1</sup>以下とすることで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>・ 3号炉軽油タンク          3号炉軽油タンクを対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（原子炉建屋：274W/m<sup>2</sup>、タービン建屋：121W/m<sup>2</sup>、制御建屋：120W/m<sup>2</sup>）で各建屋外壁が昇温されるものとして算出する各建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200°C以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・ 大容量電源装置          大容量電源装置を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（原子炉建屋：9W/m<sup>2</sup>、タービン建屋：7W/m<sup>2</sup>、制御建屋：7W/m<sup>2</sup>）で各建屋外壁が昇温されるものとして算出する各建屋（垂直外壁面及</p>	<p>(iii) 評価対象施設への熱影響          i) 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋及び循環水ポンプ建屋への熱影響</p> <p>・ 3号炉補助ボイラー燃料タンク          3号炉補助ボイラー燃料タンクを対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（2,990W/m<sup>2</sup>）に対し、ディーゼル発電機建屋に防護手段として設ける耐火性（断熱性）を有した鋼板及び断熱材から構成される障壁により輻射熱を防護した上で、ディーゼル発電機建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200°C以下とし、かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、障壁を設置しない火災源から最短距離の原子炉建屋については、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（1,863W/m<sup>2</sup>）で原子炉建屋外壁が昇温されるものとして算出する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200°C以下とし、かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違          【女川】設計方針の相違          ・プラント設計の違いによる評価対象の相違          【女川・大飯】設計方針の相違          ・立地条件による危険物貯蔵施設等の相違          ・泊の評価は障壁を設けるディーゼル発電機建屋と障壁を設置しない建屋で最短距離の原子炉建屋について記載          【大飯】記載表現の相違          【女川】名称の相違            【女川・大飯】設計方針の相違          ・立地条件による危険物貯蔵施設等の相違          ・泊の評価は障壁を設けるディーゼル発電機建屋と障壁を設置しない建屋で最短距離の原子炉建屋を記載。            【女川】設計方針の相違          ・評価対象設備の相違            【女川】設計方針の相違          ・評価対象設備の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200°C以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・ 2号炉静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器 2号炉静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（原子炉建屋：4,619W/m<sup>2</sup>）で原子炉建屋外壁が昇温されるものとして、算出する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200°C以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・ 2号炉起動変圧器 2号炉起動変圧器を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（制御建屋：222W/m<sup>2</sup>）で制御建屋外壁が昇温されるものとして、算出する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200°C以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・ 2号炉所内変圧器 2号炉所内変圧器を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（タービン建屋：4,416W/m<sup>2</sup>）でタービン建屋外壁が昇温されるものとして、算出する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200°C以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・ 2号炉補助ボイラー用変圧器 2号炉補助ボイラー用変圧器を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（制御建屋：1,385W/m<sup>2</sup>）で制御建屋外壁が昇温されるものとし</p>	<p>・ 3号炉主変圧器・所内変圧器 一体型である3号炉主変圧器・所内変圧器を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（414W/m<sup>2</sup>）で原子炉建屋外壁が昇温されるものとして、算出する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200°C以下とし、かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象設備の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象設備の違い による評価結果の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象設備の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象設備の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>て、算出する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200°C 以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・ 3号炉主変圧器 3号炉主変圧器を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（原子炉建屋：205W/m<sup>2</sup>、制御建屋：66W/m<sup>2</sup>）で各建屋外壁が昇温されるものとして算出する各建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200°C 以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・ 3号炉励磁電源変圧器 3号炉励磁電源変圧器を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（原子炉建屋：34W/m<sup>2</sup>）で原子炉建屋外壁が昇温されるものとして、算出する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200°C 以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(ii) 排気筒への熱影響</p> <p>・ 3号炉軽油タンク 3号炉軽油タンクを対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（233W/m<sup>2</sup>）で鋼材が昇温されるものとして算出する排気筒の表面温度を鋼材の強度が維持される温度である 325°C 以下とすることで、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・ 3号炉起動変圧器 3号炉起動変圧器を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（807W/m<sup>2</sup>）で鋼材が昇温されるものとして算出する排気筒の表面温度を鋼材の強度が維持される温度である 325°C 以下とすることで、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象設備の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象設備の相違</p> <p>ii) 排気筒への熱影響</p> <p>・ 3号炉補助ボイラー燃料タンク 3号炉補助ボイラー燃料タンクを対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（1,863W/m<sup>2</sup>）で鋼材が昇温されるものとして算出する排気筒の表面温度を鋼材の強度が維持される温度である 325°C 以下とすることで、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・ 3号炉主変圧器・所内変圧器 一体型である 3号炉主変圧器・所内変圧器を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（414W/m<sup>2</sup>）で鋼材が昇温されるものとして算出する排気筒の表面温度を鋼材の強度が維持される温度である 325°C 以下とすることで、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象設備の違いによる評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象設備の違いによる評価結果の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(d) 外部火災防護施設（海水ポンプ）への熱影響</p> <p>海水ポンプから最も近くに設置している1号炉及び2号炉計量タンク（離隔距離320m）を対象に火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（<math>21\text{W/m}^2</math>）で昇温されるものとして、冷却空気の取込温度を算出し、許容温度 <math>\boxed{\text{ }}^\circ\text{C}</math> 以下とすることで海水ポンプの安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>※ 1 火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度</p> <p>※ 2 モータ下部軸受許容温度以下となるために必要な冷却空気の取込温度</p> <p>【説明資料(2.2.2.2: 2-6 外別添1-11)】</p>	<p>(iii) 復水貯蔵タンクへの熱影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3号炉軽油タンク</li> </ul> <p>3号炉軽油タンクを対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（<math>330\text{W/m}^2</math>）で復水貯蔵タンクが昇温されるものとして算出する温度を復水貯蔵タンクの貯留水を使用する復水補給水系の系統最高使用温度である <math>66^\circ\text{C}</math> 以下とすることで、復水貯蔵タンクの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(iv) 原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1号炉軽油貯蔵タンク</li> </ul> <p>1号炉軽油貯蔵タンクを対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（<math>225\text{W/m}^2</math>）で原子炉補機冷却海水ポンプの冷却空気が昇温されるものとして算出する冷却空気の温度を、上部軸受の機能維持に必要な温度である <math>40^\circ\text{C}</math> 以下とすること及び下部軸受の機能維持に必要な温度である <math>55^\circ\text{C}</math> 以下とすることで、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(v) 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプへの熱影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1号炉軽油貯蔵タンク</li> </ul> <p>1号炉軽油貯蔵タンクを対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（<math>225\text{W/m}^2</math>）で高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの冷却空気が昇温されるものとして算出する冷却空気の温度を、上部軸受及び下部軸受の機能維持に必要な温度である <math>55^\circ\text{C}</math> 以下とすることで、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.2.2.5)】</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>iii) 原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3号炉補助ボイラー燃料タンク</li> </ul> <p>3号炉補助ボイラー燃料タンクを対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（<math>690\text{W/m}^2</math>）で原子炉補機冷却海水ポンプの冷却空気が昇温されるものとして算出する冷却空気の温度を、下部軸受の機能維持に必要な温度である <math>80^\circ\text{C}</math> 以下とすることで、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・ 3号炉主要変圧器・所内変圧器</p> <p>一体型である3号炉主要変圧器・所内変圧器を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（<math>276\text{W/m}^2</math>）で原子炉補機冷却海水ポンプの冷却空気が昇温されるものとして算出する冷却空気の温度を、下部軸受の機能維持に必要な温度である <math>80^\circ\text{C}</math> 以下とすることで、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添1(2.2.2.5)】</p>	<p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の設備は無い）</li> </ul> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象設備の違いによる評価結果の相違</li> </ul> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンプ仕様の相違（泊のポンプの軸受は上部が水冷式、下部が空冷式であるため下部軸受を評価）</li> </ul> <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象設備の相違</li> </ul> <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の設備は無い）</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 航空機墜落による火災</p> <p>「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」に基づき、航空機墜落による火災について落下カテゴリごとに選定した航空機を対象に影響評価を実施し、建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度等を許容温度以下とすることで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.3.1 : 2-6 外別添1-14)】</p> <p>a. 対象航空機の選定方法</p> <p>航空機落下確率評価については、評価条件の違いからカテゴリに分けて落下確率を求めている。</p> <p>評価に考慮している航空機落下事故については、訓練中の事故等、民間航空機と自衛隊機又は米軍機では、その発生状況が必ずしも同一ではなく、自衛隊機又は米軍機の中でも機種によって飛行形態が同一ではないと考えられる。選定した落下事故のカテゴリと対象航空機を第1.11.4表に示す。</p> <p>評価対象航空機については、落下事故のカテゴリごとの評価対象航空機のうち、評価条件が最も厳しくなる燃料積載量が最大の機種を選定する。</p> <p>【説明資料(2.3.2.1 : 2-6 外別添1-14)】</p> <p>b. 航空機墜落による火災の想定</p> <p>(a) 航空機は、発電所における航空機墜落評価の対象航空機のうち燃料積載量が最大の機種とする。</p> <p>(b) 航空機は燃料を満載した状態を想定する。</p> <p>(c) 航空機の墜落は発電所敷地内であって墜落確率が <math>10^{-7}</math> (回／炉・年) 以上になる範囲のうち原子炉施設への影響が最も厳しくなる地点で起こることを想定する。</p> <p>(d) 航空機の墜落によって燃料に着火し火災が起こることを想定する。</p> <p>(e) 気象条件は無風状態とする。</p> <p>(f) 火災は円筒火災をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。</p> <p>【説明資料(2.3.1 : 2-6 外別添1-14)】</p>	<p>(b) ガス爆発の影響</p> <p>女川原子力発電所敷地内には屋外で爆発する可能性のある設備を設置していないことから、ガス爆発によって評価対象施設の安全機能が損なわれることはない。</p> <p>(4) 航空機墜落による火災</p> <p>「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参照し、航空機墜落による火災について落下カテゴリごとに選定した航空機を対象に、直接的な影響を受ける、評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保及び建屋による防護により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、航空機墜落による火災と発電所敷地内の危険物貯蔵施設等による火災の重畠を考慮する設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.3)】</p> <p>a. 対象航空機の選定方法</p> <p>航空機墜落確率評価においては、過去の日本国内における航空機落下事故の実績をもとに、落下事故を航空機の種類及び飛行形態に応じてカテゴリに分類し、カテゴリごとに墜落確率を求める。</p> <p>ここで、落下事故の実績がないカテゴリの事故件数は保守的に0.5件として扱う。</p> <p>また、カテゴリごとの対象航空機の民間航空機と自衛隊機又は米軍機では、訓練中の事故等、その発生状況が必ずしも同一ではなく、自衛隊機又は米軍機の中でも機種によって飛行形態が同一ではないと考えられ、かつ、民間航空機では火災影響は評価対象航空機の燃料積載量に大きく依存すると考えられる。</p> <p>これらを踏まえて選定した落下事故のカテゴリと対象航空機を第1.8.9-4表に示す。</p> <p>【別添資料1(2.3)】</p> <p>b. 航空機墜落による火災の想定</p> <p>(a) 航空機は、発電所における航空機墜落評価の対象航空機のうち燃料積載量が最大の機種とする。</p> <p>(b) 航空機は燃料を満載した状態を想定する。</p> <p>(c) 航空機の墜落によって燃料に着火し火災が起こることを想定する。</p> <p>(d) 気象条件は無風状態とする。</p> <p>(e) 火災は円筒火災をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。</p> <p>【別添資料1(2.3)】</p>	<p>(b) ガス爆発の影響</p> <p>泊発電所敷地内には屋外で爆発する可能性のある設備を設置していないことから、ガス爆発によって評価対象施設の安全機能が損なわれることはない。</p> <p>(4) 航空機墜落による火災</p> <p>「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参照し、航空機墜落による火災について落下カテゴリごとに選定した航空機を対象に、直接的な影響を受ける、評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保及び建屋による防護により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、航空機墜落による火災と発電所敷地内の危険物貯蔵施設等による火災の重畠を考慮する設計とする。</p> <p>【別添1(2.3)】</p> <p>a. 対象航空機の選定方法</p> <p>航空機墜落確率評価においては、過去の日本国内における航空機落下事故の実績を基に、落下事故を航空機の種類及び飛行形態に応じてカテゴリに分類し、カテゴリごとに墜落確率を求める。</p> <p>ここで、落下事故の実績がないカテゴリの事故件数は保守的に0.5件として扱う。</p> <p>また、カテゴリごとの対象航空機の民間航空機と自衛隊機又は米軍機では、訓練中の事故等、その発生状況が必ずしも同一ではなく、自衛隊機又は米軍機の中でも機種によって飛行形態が同一ではないと考えられ、かつ、民間航空機では火災影響は評価対象航空機の燃料積載量に大きく依存すると考えられる。</p> <p>これらを踏まえて選定した落下事故のカテゴリと対象航空機を第1.8.10.4表に示す。</p> <p>【別添1(2.3)】</p> <p>b. 航空機墜落による火災の想定</p> <p>(a) 航空機は、発電所における航空機墜落評価の対象航空機のうち燃料積載量が最大の機種とする。</p> <p>(b) 航空機は燃料を満載した状態を想定する。</p> <p>(c) 航空機の墜落によって燃料に着火し火災が起こることを想定する。</p> <p>(d) 気象条件は無風状態とする。</p> <p>(e) 火災は円筒火災をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。</p> <p>【別添1(2.3)】</p>	<p>【大飯】記載内容の相違      (女川実績の反映)      【女川】発電所名の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違      ・泊・女川はb. 火災の想定に記載</p> <p>【大飯】記載方針の相違      ・泊・女川はc. 評価対象範囲に記載</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
c. 評価対象範囲  評価対象範囲は、発電所敷地内であって原子炉施設を中心にして落 <sup>下</sup> 確率が $10^{-7}$ （回／炉・年）以上になる範囲のうち原子炉施設への影響が最も厳しくなる区域とする。  カテゴリごとの対象航空機の離隔距離を第1.11.4表に示す。 【説明資料(2.3.2.2: 2-6 外別添1-15)】	c. 評価対象範囲  評価対象範囲は、発電所敷地内であって発電用原子炉施設を中心にして墜落確率が $10^{-7}$ （回／炉・年）以上になる範囲のうち発電用原子炉施設への影響が最も厳しくなる区域に設置する評価対象施設とする。  【別添資料1(2.3)】	c. 評価対象範囲  評価対象範囲は、発電所敷地内であって発電用原子炉施設を中心にして墜落確率が $10^{-7}$ （回／炉・年）以上になる範囲のうち発電用原子炉施設への影響が最も厳しくなる区域に設置する評価対象施設とする。  【別添1(2.3)】	【大飯】記載表現の相違
d. 外部火災防護施設（建屋）への熱影響  落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で外部火災防護施設の建屋外壁が昇温されるものとして、建屋（垂直外表面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度を算出し、コンクリート許容温度200°C <sup>*1</sup> 以下とすることで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。  カテゴリごとの対象航空機の輻射強度を第1.11.4表に示す。 【説明資料(2.3.2.3: 2-6 外別添1-17)】	d. 評価対象施設への熱影響  (a) 原子炉建屋、タービン建屋及び制御建屋への熱影響  落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で外壁が昇温されるものとして算出する各建屋（垂直外表面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200°C以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。  各航空機の輻射強度を第1.8.9-4表に示す。  (b) 排気筒への熱影響  落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で鋼材が昇温されるものとして算出する排気筒の温度を、鋼材の強度が維持される温度である325°C以下とすることで、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。  (c) 復水貯蔵タンクへの熱影響  落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に火炎が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で昇温されるものとして算出する復水貯蔵タンクの温度を、復水貯蔵タンクの貯留水を使用する復水補給水系の系統最高使用温度である66°C以下とすることで、復水貯蔵タンクの安全機能を損なわない設計とする。  (d) 原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響  落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に一定の輻射強度で昇温されるものとして算出する原子炉補機冷却海水ポンプへの冷却空気の温度を、上部軸受の機能維持に必要な許容温度である40°C以下とすること及び下部軸受の機能維持に必要な温度である55°C以下とすることで、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。	d. 評価対象施設への熱影響  (a) 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋及び循環水ポンプ建屋への熱影響  落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で外壁が昇温されるものとして算出する各建屋（垂直外表面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200°C以下とし、かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。  各航空機の輻射強度を第1.8.10.4表に示す。  (b) 排気筒への熱影響  落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で鋼材が昇温されるものとして算出する排気筒の温度を、鋼材の強度が維持される温度である325°C以下とすることで、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。	【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載方針の相違 ・泊・女川も離隔距離は表に記載している 【大飯】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価対象の相違 【大飯】記載表現の相違 【女川】名称の相違 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載内容の相違 （女川実績の反映）
e. 外部火災防護施設（海水ポンプ）への熱影響  対象航空機のうち輻射強度が最も高い自衛隊機又は米軍機のF-15を対象に火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で昇温されるものとして海水ポンプの冷却空気の取込温度を算出し、許容温度 <sup>■</sup> C <sup>*2</sup> 以下とすることで海水ポンプの安全機能を損なうことのない設計とする。 【説明資料(2.3.2.3: 2-6 外別添1-17)】	(c) 原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響  落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で昇温されるものとして算出する原子炉補機冷却海水ポンプへの冷却空気の温度を、上部軸受の機能維持に必要な温度である40°C以下とすること及び下部軸受の機能維持に必要な温度である55°C以下とすることで、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。  【別添1(2.3)】	(c) 原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響  落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で昇温されるものとして算出する原子炉補機冷却海水ポンプへの冷却空気の温度を、下部軸受の機能維持に必要な温度である80°C以下とすることで、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。  【別添1(2.3)】	【大飯】記載表現の相違 【女川】記載方針の相違 ・他箇所との記載統一 【女川・大飯】設計方針の相違 ・ポンプ仕様の相違（泊のポンプの軸受は上部が水冷式、下部が空冷式であるため下部軸受を評価）

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>f. 航空機墜落に起因する敷地内危険物タンク火災の熱影響</p> <p>航空機墜落による火災のうち評価結果が厳しい民間航空機B747-400並びに自衛隊機又は米軍機のF-15と、敷地内危険物タンク火災のうち評価結果が厳しい補助ボイラ燃料タンクについて同時に火災が発生した場合を対象に、火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で防護対象施設の建屋外壁が昇温されるものとして、建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度を算出し、コンクリート許容温度200℃<sup>※1</sup>以下とすることで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>※ 1 火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度</p> <p>※ 2 モータ下部軸受許容温度以下となるために必要な冷却空気の取込温度</p> <p>【説明資料(2.4: 2-6 外-別添1-17)】</p>	<p>(e) 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプへの熱影響</p> <p>落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に一定の輻射強度で昇温されるものとして算出する高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプへの冷却空気の温度を、上部軸受及び下部軸受の機能維持に必要な温度である55°C以下とすることで、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.3)】</p> <p>e. 航空機墜落火災と危険物貯蔵施設等の火災の重畳評価</p> <p>航空機墜落火災と危険物貯蔵施設等の火災による重畳評価を実施した。重畳火災は、航空機墜落火災はF-15又はB747-400、危険物貯蔵施設の火災は3号炉軽油タンク又は1号炉軽油貯蔵タンクから評価対象に対して厳しい結果となるように選定し、組み合わせた火災を想定して評価している。</p> <p>(a) 原子炉建屋への熱影響</p> <p>F-15の墜落火災と3号炉軽油タンク2基の重畳火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で評価対象施設の建屋外壁が昇温されるものとして算出する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度を、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200°C以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>e. 航空機墜落火災と危険物貯蔵施設等の火災の重畳評価</p> <p>航空機墜落火災と危険物貯蔵施設等の火災による重畳評価を実施した。重畳火災は、厳しい結果となるように航空機墜落火災はB747-400、危険物貯蔵施設の火災は3号炉補助ボイラー燃料タンクを選定し、組み合わせた火災を想定して評価している。</p> <p>(a) 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋及び循環水ポンプ建屋への熱影響</p> <p>B747-400の墜落火災と3号炉補助ボイラー燃料タンクの重畳火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度に対し、ディーゼル発電機建屋に防護手段として設ける耐火性（断熱性）を有した鋼板及び断熱材から構成される障壁により輻射熱を防護した上で、ディーゼル発電機建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200°C以下とし、かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、障壁を設けない火災源から最短距離の原子炉建屋については、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で原子炉建屋外壁が昇温されるものとして算出する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200°C以下とし、かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の設備は無い）</li> </ul> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の航空機落下評価で最も厳しい結果となるのはB747-400のため、評価対象の航空機が相違している。また、地域特性により危険物貯蔵施設等も異なるため相違している。</li> </ul> <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設計の違いによる評価対象の相違</li> </ul> <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象施設の相違及び対象建屋の相違</li> <li>・泊の評価は障壁を設けるディーゼル発電機建屋と障壁を設けない建屋で最短距離の原子炉建屋を評価する。</li> </ul> <p>【女川】名称の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(b) タービン建屋及び制御建屋への熱影響</p> <p>F-15 の墜落火災と1号炉軽油貯蔵タンクの重畳火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で評価対象施設の建屋外壁が昇温されるものとして算出する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度を、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200°C以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(c) 排気筒への熱影響</p> <p>F-15 の墜落火災と3号炉軽油タンク2基の重畳火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で鋼材が昇温されるものとして算出する排気筒の表面温度を鋼材の強度が維持される温度である 325°C以下とすることで、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(d) 復水貯蔵タンクへの熱影響</p> <p>B747-400 の墜落火災と1号炉軽油貯蔵タンクの重畳火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で昇温されるものとして算出する復水貯蔵タンクの温度を復水貯蔵タンクの貯留水を使用する復水補給水系の系統最高使用温度である 66°C以下とすることで、復水貯蔵タンクの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(e) 原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響</p> <p>F-15 の墜落火災と1号炉軽油貯蔵タンクの重畳火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で鋼材が昇温されるものとして算出する原子炉補機冷却海水ポンプへの冷却空気の温度を、上部軸受の機能維持に必要な温度である 40°C以下とすること及び下部軸受の機能維持に必要な温度である 55°C以下とすることで、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 排気筒への熱影響</p> <p>B747-400 の墜落火災と3号炉補助ボイラー燃料タンクの重畳火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で鋼材が昇温されるものとして算出する排気筒の表面温度を鋼材の強度が維持される温度である 325°C以下とすることで、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(c) 原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響</p> <p>B747-400 の墜落火災と3号炉補助ボイラー燃料タンクの重畳火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で昇温されるものとして算出する原子炉補機冷却海水ポンプへの冷却空気の温度を、下部軸受の機能維持に必要な温度である 80°C以下とすることで、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象施設の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・立地条件による想定 火災源の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違い による対象設備の相違 (泊には屋外に同様の 設備は無い)</p> <p>【大飯】記載内容の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・立地条件による想定 火災源の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・他箇所との記載統一</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・ポンプ仕様の相違(泊 のポンプの軸受は上部 が水冷式、下部が空冷 式であるため下部軸受 を評価)</p>
			【別添1(2.3)】

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)

赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(f) <b>高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプへの熱影響</b>          F-15 の墜落火災と1号炉軽油貯蔵タンクの重畠火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で鋼材が昇温されるものとして算出する高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプへの冷却空気の温度を、上部軸受及び下部軸受の機能維持に必要な温度である55°C以下とすることで、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">【別添資料1(2.3)】</p> <p>(5) <b>二次的影響(ばい煙等)</b>          外部火災による二次的影響として、ばい煙等による影響を抽出し、外気を取り込む評価対象施設を抽出した上で、第1.8.9-5表の分類のとおり評価を行い、必要な場合は対策を実施することで評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">【別添資料1(2.4)】</p> <p>a. <b>換気空調設備</b>          外気を取り入れている換気空調設備として、格納容器空調装置、補助建屋空調装置、ディーゼル発電機室換気空調設備、タービン動補助給水ポンプ室換気空調設備、電動補助給水ポンプ室換気空調設備、主蒸気配管室換気空調設備、制御用空気圧縮機室換気空調設備、安全補機開閉器室換気空調設備、中央制御室空調装置、放射線管理室空調装置がある。</p> <p>これらの外気取入口には平型フィルタ(主として粒径が5 <math>\mu\text{m}</math>より大きい粒子を除去)を設置しているため、ばい煙が外気取入口に到達した場合であっても、一定以上の粒径のばい煙については、平型フィルタにより侵入を防止することにより安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>なお、外気取入用ダンパを設置しており、閉回路循環運転が可能である中央制御室空調装置については、外気取入ダンパを閉操作し、閉回路循環運転を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>また、中央制御室空調装置及び緊急時対策所換気設備については、外気取入遮断時の室内の居住性を確保するため、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</p>		<p>【女川】設計方針の相違          ・プラント設計の違いによる対象設備の相違(泊には屋外に同様の設備は無い)</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>
	<p>(5) <b>二次的影響(ばい煙等)</b>          外部火災による二次的影響として、ばい煙等による影響を抽出し、外気を取り込む評価対象施設を抽出した上で、第1.8.10.5表の分類のとおり評価を行い、必要な場合は対策を実施することで評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">【別添1(2.4)】</p> <p>a. <b>換気空調設備</b>          外気を取り込む換気空調設備として、安全補機開閉器室、中央制御室、原子炉補助建屋、格納容器、試料採取室、制御用空気圧縮機室、ディーゼル発電機室、電動補助給水ポンプ室、タービン動補助給水ポンプ室及び主蒸気配管室の空調装置がある。</p> <p>これらの外気取入口には、フィルタを設置することにより、ばい煙が外気取入口に到達した場合であっても、粒径2 <math>\mu\text{m}</math>以上の粒径のばい煙粒子については、フィルタにより侵入しにくい設計とすることにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、外気取入ダンパが設置されており事故時運転モードへの切替えが可能である中央制御室換気空調系については、外気取入ダンパを閉止し、事故時運転モードへの切替えを行うことにより評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、それ以外の換気空調系については、空調ファンを停止し、外気取入れを遮断することで評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">【別添資料1(2.4)】</p>		<p>【女川】名称の相違          【大飯】記載表現の相違          【女川・大飯】設計方針の相違          ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違          ・フィルタ仕様の相違</p> <p>【女川】運転名称の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違          ・泊はg.、女川はg.居住空間への影響評価に記載</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
e. 安全保護系計装盤  安全保護系計装盤を設置している部屋は、安全補機開閉器室換気空調設備にて空調管理しており、本空調系の外気取入口には平型フィルタ（主として粒径が5μmより大きい粒子を除去）を設置しているが、これに加えて下流にさらに細かな粒子を捕集可能な粗フィルタ（およそ2μmより大きな粒子を除去）を設置している。このため、他の換気空調設備に比べてばい煙に対して高い防護性能を有しており、室内に侵入するばい煙の粒径は極めて細かな粒子である。   この粗フィルタの設置により、極めて細かな粒子のばい煙が侵入した場合においても、ばい煙の付着による短絡等の発生を可能な限り低減することにより安全保護系計装盤の安全機能を損なうことのない設計とする。	b. 安全保護系  安全保護系設備は、安全保護系盤が中央制御室に設置してある。中央制御室への外気取入口には、フィルタを設置することにより、粒径2μm以上のばい煙粒子が侵入しにくい設計とする。   フィルタにより侵入を阻止できなかったばい煙が侵入する可能性がある場合においても、空調ファンを停止すること等でばい煙の侵入を阻止することが可能である。 また、安全保護系設備は粒径2μm以下のばい煙粒子に対し、短絡が生じないようにすることにより、安全保護系の安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.4)】	b. 安全保護系  安全保護系計装盤を設置している部屋は、安全補機開閉器室空調装置にて空調管理しており、本空調装置の外気取入口には、フィルタを設置することにより、粒径5μm以上のばい煙粒子が侵入しにくい設計とする。これに加えて下流側にさらに細かな粒子を捕獲可能な粗フィルタを設置することにより、粒径2μm以上のばい煙粒子が侵入しにくい設計とする。   フィルタにより侵入を阻止できなかったばい煙が侵入する可能性がある場合においても、空調ファンを停止すること等でばい煙の侵入を阻止することが可能である。 また、安全保護系計装盤は粒径2μm以下のばい煙粒子に対し、短絡が生じないようにすることにより、安全保護系の安全機能を損なわない設計とする。 【別添1(2.4)】	【大飯】名称の相違 【女川】設計方針の相違 ・安全保護系の設置場所の相違 ・設置しているフィルタの位置、個数、種類及び仕様の相違 【大飯】記載表現の相違  【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)  【女川】設備名称の相違 【大飯】記載表現の相違
b. ディーゼル発電機  ディーゼル発電機機間吸気系の吸気消音器に付属するフィルタ（粒径120μm以上において約90%捕獲）で比較的大粒径のばい煙粒子が捕獲され、粒径数μm～10μm程度のばい煙が過給機、空気冷却器に侵入するものの、機器の隙間はばい煙粒子に比べて十分大きく、閉塞に至ることを防止することでディーゼル発電機の安全機能を損なうことのない設計とする。	c. 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）  非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の吸気系統に付属するフィルタを設置し、粒径2μm以上のばい煙粒子が侵入しにくい設計とする。フィルタを通過したばい煙粒子（数μm～10μm程度）が過給機、空気冷却器に侵入するものの、機器の隙間はばい煙粒子に比べて十分大きく、閉塞に至ることを防止することで非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の安全機能を損なわない設計とする。 また、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は建屋外部に開口部（排気口）を有しているが、排気によりばい煙を掃除することで非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.4)】	c. ディーゼル発電機  ディーゼル発電機の吸気系統の吸気消音器に付属するフィルタを設置し、粒径120μm以上のばい煙粒子が侵入しにくい設計とする。フィルタを通過したばい煙粒子（数μm～10μm程度）が過給機、空気冷却器に侵入するものの、機器の隙間はばい煙粒子に比べて十分大きく、閉塞に至ることを防止することでディーゼル発電機の安全機能を損なわない設計とする。   また、ディーゼル発電機は建屋外部に開口部（排気口）を有しているが、排気によりばい煙を掃除することでディーゼル発電機の安全機能を損なわない設計とする。 【別添1(2.4)】	【女川】設備名称の相違 【女川】設計方針の相違 ・泊に同様の設備は無い 【女川】設備名称の相違 【大飯】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・設置しているフィルタの仕様の相違及び泊には高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を設置していないことによる相違 【女川】設備名称の相違 【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)
c. 海水ポンプ  海水ポンプモータは電動機本体を全閉構造とし、空気冷却器を電動機の側面に設置して外気を直接電動機内部に取り込まない全閉外扇形の冷却方式であるため、ばい煙が電動機内部に侵入することはない。 また、空気冷却器冷却管の内径は約19mmでありばい煙の粒径はこれに比べて十分小さく、閉塞を防止することにより海水ポンプの安全機能を損なうことのない設計とする。	d. 原子炉補機冷却海水ポンプ  原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機は、空気冷却器を電動機側面に設置して内部通風の熱交換により冷却する構造であり、外気を直接電動機の内部に取込まない全閉構造であることから、ばい煙粒子が電動機内部に侵入することはない。 また、ばい煙粒子の粒径は、空気冷却器冷却管の内径に比べて十分に小さく、閉塞を防止することにより原子炉補機冷却海水ポンプ電動機の安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.4)】	d. 原子炉補機冷却海水ポンプ  原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機は、空気冷却器を電動機側面に設置して内部通風の熱交換により冷却する構造であり、外気を直接電動機の内部に取込まない全閉構造であることから、ばい煙粒子が電動機内部に侵入することはない。 また、ばい煙粒子の粒径は、空気冷却器冷却管の内径に比べて十分に小さく、閉塞を防止することにより原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。 【別添1(2.4)】	【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>e. 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ</p> <p>高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ電動機は、外気を直接電動機内部に取り込まない外扇形の冷却方式の全閉構造であり、ばい煙粒子が電動機内部に侵入することはない。</p> <p>また、電動機軸受への侵入防止構造とすることにより高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">【別添資料1(2.4)】</p>		<p>【女川】 設計方針の相違 ・泊には同様の設備はない</p>
<p>d. 主蒸気逃がし弁、排気筒等</p> <p>主蒸気逃がし弁は、建屋外部に排気管を有する設備であるが、ばい煙が排気管内に侵入した場合でも、主蒸気逃がし弁の吹出力が十分大きいため、微小なばい煙粒子は吹き出されることにより主蒸気逃がし弁の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>また、排気筒及び主蒸気安全弁については、主蒸気逃がし弁と同様に、建屋外部の配管にばい煙が侵入した場合でも、その動作時には侵入したばい煙は吹き出されることにより排気筒及び主蒸気安全弁の安全機能を損なうことのない設計とする。</p>		<p>e. 主蒸気逃がし弁、排気筒、主蒸気安全弁及びタービン動補助給水ポンプ排気管</p> <p>主蒸気逃がし弁は、建屋外部に排気管を有する設備であるが、ばい煙が排気管内に侵入した場合でも、主蒸気逃がし弁の吹出力が十分大きいため、微小なばい煙粒子は吹き出されることにより主蒸気逃がし弁の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、排気筒、主蒸気安全弁及びタービン動補助給水ポンプ排気管については、主蒸気逃がし弁と同様に、建屋外部の配管にばい煙が侵入した場合でも、その動作時には侵入したばい煙は吹き出されることにより排気筒及び主蒸気安全弁の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">【別添1(2.4)】</p>	<p>【女川】 設計方針の相違 ・評価対象設備の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違</p>
<p>f. 制御用空気圧縮機</p> <p>制御用空気圧縮機を設置している部屋は、制御用空気圧縮機室換気空調設備にて空調管理しており、本換気空調設備の外気取入口には、平型フィルタ（主として粒径が <math>5\mu\text{m}</math> より大きい粒子を除去）を設置していることから一定以上の粒径のばい煙について侵入阻止可能である。</p> <p>このフィルタの設置により、極めて細かな粒子のばい煙が侵入した場合においても、ばい煙の付着により機器内の損傷を可能な限り低減することにより制御用空気圧縮機の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">【説明資料(2.5.2 : 2-6 外-別添1-18)】</p>		<p>f. 制御用空気圧縮機</p> <p>制御用空気圧縮機を設置している部屋は、制御用空気圧縮機室空調装置にて空調管理しており、本空調装置の外気取入口にはフィルタを設置することにより、主として粒径 <math>5\mu\text{m}</math> 以上のばい煙粒子の侵入を防止している。</p> <p>このフィルタの設置により、極めて細かな粒子のばい煙が侵入した場合においても、ばい煙の付着により機器内の損傷を可能な限り低減することにより制御用空気圧縮機の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">【別添1(2.4)】</p>	<p>【女川】 設計方針の相違 ・評価対象設備の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違</p>
(7) 有毒ガスの影響	<p>f. 火災時の有毒ガスの発生に伴う居住空間への影響評価</p> <p>有毒ガスの発生については、中央制御室換気空調系における外気取入遮断時の室内に滞在する人員の環境劣化防止のため、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施することにより、居住空間へ影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>g. 火災時の有毒ガスの発生に伴う居住空間への影響評価</p> <p>有毒ガスの発生については、中央制御室空調装置における外気取入遮断時の室内に滞在する人員の環境劣化防止のため、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施することにより、居住空間へ影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】 名称の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>機室換気空調設備、安全補機開閉器室換気空調設備、中央制御室空調装置、放射線管理室空調装置がある。</p> <p>外気取入ダンバを設置しており、閉回路循環運転が可能である中央制御室空調装置については、外気取入ダンバを閉操作し、閉回路循環運転を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>上記以外の換気空調設備については、外気取入ダンバを閉操作すること等により安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>発電所周辺地域の幹線道路としては、発電所から南方向約6kmのところを東西に通る一般国道27号線がある。鉄道路線としては、JR小浜線（敦賀～東舞鶴）があり、発電所の南南西方向約7kmに若狭本郷駅、南南東方向約6kmに加斗駅がある。</p> <p>発電所周辺海域の船舶の航路としては、発電所沖合の約18km以遠に主要航路がある。</p> <p>また、発電所の北東約78kmの位置、福井市と坂井市にわたる沿岸に福井国家石油備蓄基地等の石油コンビナート施設がある。さらに、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主な産業施設がある。</p> <p>これらの幹線道路、鉄道路線、船舶航路及び石油コンビナート等の施設は発電所から離隔距離を確保することで、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による発電所への有毒ガスの影響がない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.5.2 : 2-6 外別添1-18)】</p>	<p>なお、外気取入ダンバが設置されており事故時運転モードへの切替えが可能である中央制御室換気空調系については、外気取入ダンバを閉止し、事故時運転モードへの切替えを行う。</p> <p>また、それ以外の換気空調系については、空調ファンを停止し、外気取入れを遮断する。</p> <p>【別添資料1(2.4)】</p>	<p>なお、外気取入ダンバが設置されており閉回路循環運転への切替えが可能である中央制御室空調装置については、外気取入ダンバを閉止し、閉回路循環運転への切替えを行う。</p> <p>また、それ以外の空調装置については、空調ファンを停止し、外気取入れを遮断する。</p> <p>【別添1(2.4)】</p>	<p>【女川】運転名称の相違 【女川】名称の相違 【女川】名称の相違</p>
<p>1.11.2 体制</p> <p>火災発生時の原子炉施設の保全のための活動を行うため、消防活動要員が常駐するとともに、火災発生時には、所員により編成する自衛消防隊を設置する。</p> <p>自衛消防隊の組織体制を第1.11.4 図に示す。</p> <p>【説明資料(3.2 : 2-6 外別添1-20)】</p>	<p>1.8.9.2 体制</p> <p>火災発生時の発電用原子炉施設の保全のための活動を行うため、通報連絡責任者、消防担当等が常駐するとともに、所員により編成する自衛消防組織を設置する。</p> <p>自衛消防組織のための要員を、第1.8.9-6表に示す。</p>	<p>1.8.10.2 体制</p> <p>火災発生時の発電用原子炉施設の保全のための活動を行うため、連絡者、消防担当等が常駐するとともに、所員により編成する自衛消防組織を設置する。</p> <p>自衛消防組織のための要員を、第1.8.10.6表に示す。</p>	<p>【女川・大飯】要員名称の相違 【大飯】記載表現の相違</p>
<p>1.11.3 手順等</p> <p>外部火災における手順については、火災発生時の対応、防火帯の維持・管理及びばい煙・有毒ガス発生時の対応を適切に実施するための対策を火災防護計画に定める。</p> <p>(1) 防火帯の維持・管理においては、手順等を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 初期消火活動においては、手順等を整備し、火災発生現場の確認、中央制御室への連絡、消火栓等を用いた初期消火活動を実施する。</p> <p>(3) 外部火災によるばい煙発生時には、外気取入口に設置している平型フィルタ、外気取入ダンバの閉操作、換気空調設備の停</p>	<p>1.8.9.3 手順等</p> <p>外部火災における手順については、火災発生時の対応、防火帯の維持・管理並びにばい煙及び有毒ガス発生時の対応を適切に実施するための対策を火災防護計画に定める。</p> <p>(1) 防火帯の維持・管理においては、定期的な点検等の方法を火災防護計画に定め、実施する。</p> <p>(2) 予防散水においては、手順を整備し、予防散水エリアごとに使用水源箇所を定め、消火栓及び消防自動車を使用し、現場指揮者の指揮のもと自衛消防隊が実施する。なお、万一、防火帯の内側に飛び火した場合は、自衛消防隊の活動を予防散水から防火帯内火災の初期消火活動に切り替え、消防自動車を使用し、継続して現場指揮者の指揮のもと初期消火活動・延焼防止活動を行う。</p> <p>(3) 外部火災によるばい煙発生時には、外気取入口に設置しているフィルタの交換、外気取入ダンバの閉止、換気空調設備の停</p>	<p>1.8.10.3 手順等</p> <p>外部火災における手順については、火災発生時の対応、防火帯の維持・管理並びにばい煙及び有毒ガス発生時の対応を適切に実施するための対策を火災防護計画に定める。</p> <p>(1) 防火帯の維持・管理においては、定期的な点検等の方法を火災防護計画に定め、実施する。</p> <p>(2) 予防散水においては、手順を整備し、予防散水エリアごとに使用水源箇所を定め、消火栓及び消防自動車を使用し、現場指揮者の指揮のもと自衛消防隊が実施する。なお、万一、防火帯の内側に飛び火した場合は、自衛消防隊の活動を予防散水から防火帯内火災の初期消火活動に切り替え、消防自動車を使用し、継続して現場指揮者の指揮のもと初期消火活動・延焼防止活動を行う。</p> <p>(3) 外部火災によるばい煙発生時には、外気取入口に設置しているフィルタの交換、外気取入ダンバの閉止、換気空調設備の停</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
<p>止、又は閉回路循環運転により、建屋内へのばい煙の侵入を阻止する。</p> <p>(4) 外部火災による有毒ガス発生時には、外気取入ダンバの閉操作、換気空調設備の停止、又は、閉回路循環運転により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止する。</p> <p>(5) 外部火災による中央制御室へのばい煙侵入阻止に係る教育を定期的に実施する。</p> <p>(6) 森林火災から外部火災防護施設を防護するための防火帯の設定に係る火災防護に関する教育を定期的に実施する。</p> <p>(7) 近隣の産業施設の火災・爆発から外部火災防護施設を防護するために、離隔距離を確保することについて火災防護に関する教育を定期的に実施する。</p> <p>(8) 外部火災発生時の初期消火活動について火災防護に関する教育を定期的に実施する。また、消火活動要員による消防訓練、総合的な訓練、運転操作等の訓練を定期的に実施する。</p> <p>(9) モニタリングポストが外部火災の影響を受けた場合は、代替設備を防火帶内側に設置する運用とし、手順を定め、訓練を定期的に実施する。</p> <p>(10) <b>油計量タンク</b>は常時空運用とする。</p>	<p>又は事故時運転モードへの切替えにより、建屋内へのばい煙の侵入を阻止する。</p> <p>(4) 外部火災による有毒ガス発生時には、外気取入ダンバの閉止、換気空調系の停止又は事故時運転モードへの切替えにより、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止する。</p> <p>(5) 外部火災による中央制御室へのばい煙等の侵入阻止に係る教育を定期的に実施する。</p> <p>(6) 森林火災から評価対象施設を防護するための防火帯の点検等に係る火災防護に関する教育を定期的に実施する。</p> <p>(7) 近隣の産業施設の火災・爆発から評価対象施設を防護するために、離隔距離を確保すること等の火災防護に関する教育を定期的に実施する。</p> <p>(8) 外部火災発生時の予防散水に必要な消火対応力を維持するため、自衛消防隊を対象とした教育・訓練を定期的に実施する。</p>	<p>止、又は、閉回路循環運転への切替えにより、建屋内へのばい煙の侵入を阻止する。</p> <p>(4) 外部火災による有毒ガス発生時には、外気取入ダンバの閉止、換気空調設備の停止又は閉回路循環運転への切替えにより、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止する。</p> <p>(5) 障壁の防護機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(6) 外部火災による中央制御室へのばい煙等の侵入阻止に係る教育を定期的に実施する。</p> <p>(7) 森林火災から評価対象施設を防護するための防火帯の点検等に係る火災防護に関する教育を定期的に実施する。</p> <p>(8) 近隣の産業施設の火災・爆発から評価対象施設を防護するために、離隔距離を確保すること等の火災防護に関する教育を定期的に実施する。</p> <p>(9) 外部火災発生時の予防散水に必要な消火対応力を維持するため、自衛消防隊を対象とした教育・訓練を定期的に実施する。</p> <p>(10) モニタリングポスト及びモニタリングステーションが外部火災の影響を受けた場合は、代替設備を防火帶内側に設置する運用とし、手順を定め、訓練を定期的に実施する。</p> <p>(11) 3号炉油計量タンクは常時空運用とし、3号炉補助ボイラー燃料タンクは貯蔵量の管理上限を定めるとともに、当該貯蔵量を上回らないよう管理する。</p>	<p>【女川】名称の相違 【女川】運転名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】名称の相違 【女川】運転名称の相違 【女川・大飯】設計方針の相違 ・泊は防護措置としてディーゼル発電機建屋に障壁を設置しているため保守管理について記載</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 【女川】記載方針の相違 ・記載の充実(大飯参照)</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違 ・泊は熱影響が大きかった3号炉油計量タンク及び3号炉補助ボイラーフuelタンクについて、貯蔵量を低減することで建屋のコンクリート表面温度を制限値以下としている</p>																							
	【別添資料 2(1~3)】	【別添 2(1~3)】																								
<p>第1.11.1表 外部火災にて想定する火災</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災種別</th> <th>考慮すべき火災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林火災</td> <td>発電所敷地外 10km 以内に発火点を設定した発電所に迫る火災</td> </tr> <tr> <td>近隣の産業施設の火災・爆発</td> <td>発電所敷地外 10km 以内に存在する石油コンビナート等の施設の火災・爆発 発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災 発電所敷地内に入居する船舶の火災 発電所敷地内への航空機墜落時の火災</td> </tr> <tr> <td>航空機墜落による火災</td> <td>発電所敷地内への航空機墜落時の火災</td> </tr> </tbody> </table>	火災種別	考慮すべき火災	森林火災	発電所敷地外 10km 以内に発火点を設定した発電所に迫る火災	近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外 10km 以内に存在する石油コンビナート等の施設の火災・爆発 発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災 発電所敷地内に入居する船舶の火災 発電所敷地内への航空機墜落時の火災	航空機墜落による火災	発電所敷地内への航空機墜落時の火災	<p>第1.8.9-1表 外部火災にて想定する火災</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災種別</th> <th>考慮すべき火災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林火災</td> <td>発電所敷地外 10km 以内に発火点を設定した女川原子力発電所に迫る森林火災</td> </tr> <tr> <td>近隣の産業施設の火災・爆発</td> <td>発電所敷地外 10km 以内に存在する石油コンビナート等の火災・爆発 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災</td> </tr> <tr> <td>航空機墜落による火災</td> <td>発電所敷地内への航空機墜落時の火災</td> </tr> </tbody> </table>	火災種別	考慮すべき火災	森林火災	発電所敷地外 10km 以内に発火点を設定した女川原子力発電所に迫る森林火災	近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外 10km 以内に存在する石油コンビナート等の火災・爆発 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災	航空機墜落による火災	発電所敷地内への航空機墜落時の火災	<p>第1.8.10.1表 外部火災にて想定する火災</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災種別</th> <th>考慮すべき火災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林火災</td> <td>発電所敷地外 10km 以内に発火点を設定した発電所に迫る火災</td> </tr> <tr> <td>近隣の産業施設の火災・爆発</td> <td>発電所敷地外 10km 以内に存在する石油コンビナート等の火災・爆発 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災</td> </tr> <tr> <td>航空機墜落による火災</td> <td>発電所敷地内への航空機墜落時の火災</td> </tr> </tbody> </table>	火災種別	考慮すべき火災	森林火災	発電所敷地外 10km 以内に発火点を設定した発電所に迫る火災	近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外 10km 以内に存在する石油コンビナート等の火災・爆発 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災	航空機墜落による火災	発電所敷地内への航空機墜落時の火災
火災種別	考慮すべき火災																									
森林火災	発電所敷地外 10km 以内に発火点を設定した発電所に迫る火災																									
近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外 10km 以内に存在する石油コンビナート等の施設の火災・爆発 発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災 発電所敷地内に入居する船舶の火災 発電所敷地内への航空機墜落時の火災																									
航空機墜落による火災	発電所敷地内への航空機墜落時の火災																									
火災種別	考慮すべき火災																									
森林火災	発電所敷地外 10km 以内に発火点を設定した女川原子力発電所に迫る森林火災																									
近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外 10km 以内に存在する石油コンビナート等の火災・爆発 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災																									
航空機墜落による火災	発電所敷地内への航空機墜落時の火災																									
火災種別	考慮すべき火災																									
森林火災	発電所敷地外 10km 以内に発火点を設定した発電所に迫る火災																									
近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外 10km 以内に存在する石油コンビナート等の火災・爆発 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災																									
航空機墜落による火災	発電所敷地内への航空機墜落時の火災																									
	【別添資料 1(1~2)】	【別添 1 (1~2)】																								

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p>第1.11.2表 外部火災防護施設</p> <table border="1"> <tr> <td>防護対象</td> <td>外部火災防護施設</td> </tr> <tr> <td>安全機能の重要度分類</td> <td>原子炉格納容器 原子炉周辺建屋 制御建屋 廃棄物処理建屋</td> </tr> <tr> <td>クラス1及びクラス2に属する施設を内包する建屋</td> <td>消防火活動による防護手段を期待しない条件のもと、火元からの距離距離で防護</td> </tr> <tr> <td>安全機能の重要度分類</td> <td>海水ポンプ 消防火活動による防護手段を期待しない条件のもと、火元からの距離距離で防護</td> </tr> <tr> <td>クラス1及びクラス2に属する屋外施設</td> <td>タービン建屋 換気開閉所 固体廃棄物貯蔵庫 モニタリングボスト船 建屋内に設置している施設については、建屋により防護することとした。国外施設については、防火柵の内側に設置すること又は消防活動等により防護</td> </tr> <tr> <td>安全機能の重要度分類</td> <td>クラス3に属する施設</td> </tr> </table> <p>【説明資料(1.3: 2-6 外・別添 1-6)】</p>	防護対象	外部火災防護施設	安全機能の重要度分類	原子炉格納容器 原子炉周辺建屋 制御建屋 廃棄物処理建屋	クラス1及びクラス2に属する施設を内包する建屋	消防火活動による防護手段を期待しない条件のもと、火元からの距離距離で防護	安全機能の重要度分類	海水ポンプ 消防火活動による防護手段を期待しない条件のもと、火元からの距離距離で防護	クラス1及びクラス2に属する屋外施設	タービン建屋 換気開閉所 固体廃棄物貯蔵庫 モニタリングボスト船 建屋内に設置している施設については、建屋により防護することとした。国外施設については、防火柵の内側に設置すること又は消防活動等により防護	安全機能の重要度分類	クラス3に属する施設	<p>第1.8.9-2表 評価対象施設</p> <table border="1"> <tr> <td>防護対象</td> <td>評価対象施設</td> </tr> <tr> <td>外部火災防護対象施設</td> <td>原子炉建屋 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） 排気筒 復水貯蔵タンク 原子炉捕縦冷却海水ポンプ 高圧炉心スプレイ捕縦冷却海水ポンプ 高圧炉心スプレイ捕縦冷却海水系ストレーナ</td> </tr> <tr> <td>外部火災防護対象施設を内包する建屋 (外部事象防護対象施設である建屋を除く。)</td> <td>タービン建屋 制御建屋</td> </tr> <tr> <td>外部火災の二次的影響を受ける構築物、系統及び機器</td> <td>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） 換気空調系 安全保護系 原子炉捕縦冷却海水ポンプ 高圧炉心スプレイ捕縦冷却海水ポンプ</td> </tr> </table> <p>【別添資料 1(1~3)】</p>	防護対象	評価対象施設	外部火災防護対象施設	原子炉建屋 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） 排気筒 復水貯蔵タンク 原子炉捕縦冷却海水ポンプ 高圧炉心スプレイ捕縦冷却海水ポンプ 高圧炉心スプレイ捕縦冷却海水系ストレーナ	外部火災防護対象施設を内包する建屋 (外部事象防護対象施設である建屋を除く。)	タービン建屋 制御建屋	外部火災の二次的影響を受ける構築物、系統及び機器	非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） 換気空調系 安全保護系 原子炉捕縦冷却海水ポンプ 高圧炉心スプレイ捕縦冷却海水ポンプ	<p>第1.8.10.2表 評価対象施設</p> <table border="1"> <tr> <td>防護対象</td> <td>評価対象施設</td> </tr> <tr> <td>外部事象防護対象施設等</td> <td>原子炉建屋 原子炉格納建屋 ディーゼル発電機建屋 循環水ポンプ建屋<sup>※1</sup> タービン建屋 排気筒</td> </tr> <tr> <td>外部火災の二次的影響を受ける構築物、系統及び機器</td> <td>ディーゼル発電機 換気空調設備 安全保護系 原子炉捕縦冷却海水ポンプ 主蒸気逃がし弁、排気筒、主蒸気安全弁及びタービン動捕縦冷却海水ポンプ排気管 制御用空気圧縮機</td> </tr> </table> <p>※1 原子炉捕縦冷却海水ポンプ及び原子炉捕縦冷却海水ポンプ出口ストレーナについて は、循環水ポンプ建屋に取納されており、直接火災の影響を受けることはないが、 周囲空気の温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、原子炉捕縦 冷却海水ポンプが取り込む冷却空気及び原子炉捕縦冷却海水ポンプ出口ストレーナ を評価対象とする。</p> <p>【別添 1(1~3)】</p>	防護対象	評価対象施設	外部事象防護対象施設等	原子炉建屋 原子炉格納建屋 ディーゼル発電機建屋 循環水ポンプ建屋 <sup>※1</sup> タービン建屋 排気筒	外部火災の二次的影響を受ける構築物、系統及び機器	ディーゼル発電機 換気空調設備 安全保護系 原子炉捕縦冷却海水ポンプ 主蒸気逃がし弁、排気筒、主蒸気安全弁及びタービン動捕縦冷却海水ポンプ排気管 制御用空気圧縮機	<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p>
防護対象	外部火災防護施設																												
安全機能の重要度分類	原子炉格納容器 原子炉周辺建屋 制御建屋 廃棄物処理建屋																												
クラス1及びクラス2に属する施設を内包する建屋	消防火活動による防護手段を期待しない条件のもと、火元からの距離距離で防護																												
安全機能の重要度分類	海水ポンプ 消防火活動による防護手段を期待しない条件のもと、火元からの距離距離で防護																												
クラス1及びクラス2に属する屋外施設	タービン建屋 換気開閉所 固体廃棄物貯蔵庫 モニタリングボスト船 建屋内に設置している施設については、建屋により防護することとした。国外施設については、防火柵の内側に設置すること又は消防活動等により防護																												
安全機能の重要度分類	クラス3に属する施設																												
防護対象	評価対象施設																												
外部火災防護対象施設	原子炉建屋 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） 排気筒 復水貯蔵タンク 原子炉捕縦冷却海水ポンプ 高圧炉心スプレイ捕縦冷却海水ポンプ 高圧炉心スプレイ捕縦冷却海水系ストレーナ																												
外部火災防護対象施設を内包する建屋 (外部事象防護対象施設である建屋を除く。)	タービン建屋 制御建屋																												
外部火災の二次的影響を受ける構築物、系統及び機器	非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） 換気空調系 安全保護系 原子炉捕縦冷却海水ポンプ 高圧炉心スプレイ捕縦冷却海水ポンプ																												
防護対象	評価対象施設																												
外部事象防護対象施設等	原子炉建屋 原子炉格納建屋 ディーゼル発電機建屋 循環水ポンプ建屋 <sup>※1</sup> タービン建屋 排気筒																												
外部火災の二次的影響を受ける構築物、系統及び機器	ディーゼル発電機 換気空調設備 安全保護系 原子炉捕縦冷却海水ポンプ 主蒸気逃がし弁、排気筒、主蒸気安全弁及びタービン動捕縦冷却海水ポンプ排気管 制御用空気圧縮機																												
<p>2. 火災に対する二次的な影響を受ける施設</p> <table border="1"> <tr> <td>防護対象</td> <td>外部火災防護施設</td> </tr> <tr> <td>安全機能の重要度分類</td> <td>海水ポンプ 主蒸気逃がし弁、排気筒等 換気空調設備 ディーゼル発電機 安全保護系計装盤 制御用空気圧縮機</td> </tr> <tr> <td>クラス1及びクラス2に属する施設</td> <td></td> </tr> </table> <p>【説明資料(2.5.2: 2-6 外・別添 1-18)】</p>	防護対象	外部火災防護施設	安全機能の重要度分類	海水ポンプ 主蒸気逃がし弁、排気筒等 換気空調設備 ディーゼル発電機 安全保護系計装盤 制御用空気圧縮機	クラス1及びクラス2に属する施設																								
防護対象	外部火災防護施設																												
安全機能の重要度分類	海水ポンプ 主蒸気逃がし弁、排気筒等 換気空調設備 ディーゼル発電機 安全保護系計装盤 制御用空気圧縮機																												
クラス1及びクラス2に属する施設																													

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第1.8.9-3表 発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等の一覧 (1/3)						
号炉	危険物品名	製造所別	危険物品種	品名	最大存量	詳細評価要否
1号炉	純油ボイラーオイル	一般取扱所	第四段 第三石油罐	重油	67.09 kL	×
1号炉	620 kI燃油貯蔵タンク	屋外タンク貯蔵所	第四段 第二石油罐	重油	120 kL	○
1号炉	非常用ディーゼル発電設備	一般取扱所	第四段 第二石油罐	重油	10.26 kL	×
1号炉	主油タンク、油槽貯蔵、油樽貯	一般取扱所	第四段 第四石油罐	潤滑油	35.5 kL	×
2号炉	880 kI燃油貯蔵タンク(1)	地下タンク貯蔵所	第四段 第二石油罐	重油	880 kL	CBT下設置
2号炉	880 kI燃油貯蔵タンク(2)	地下タンク貯蔵所	第四段 第二石油罐	重油	880 kL	CBT下設置
2号炉	170 kI燃油貯蔵タンク(3)	地下タンク貯蔵所	第四段 第二石油罐	重油	170 kL	CBT下設置
2号炉	非常用ディーゼル発電設備(1)	一般取扱所	第四段 第二石油罐	重油	41.664 kL	○
2号炉	非常用ディーゼル発電設備(2)	一般取扱所	第四段 第四石油罐	潤滑油	8.8 kL	(棟屋内設置)
2号炉	非常用ディーゼル発電設備(3)	一般取扱所	第四段 第二石油罐	重油	41.664 kL	×
2号炉	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備	一般取扱所	第四段 第二石油罐	重油	21.25 kL	×
2号炉	タービン潤滑油装置	一般取扱所	第四段 第四石油罐	潤滑油	1.8 kL	(棟屋内設置)
2号炉	タービン潤滑油装置	一般取扱所	第四段 第四石油罐	潤滑油	177.88 kL	(棟屋内設置)
3号炉	880 kI燃油貯蔵タンク(4)	屋外タンク貯蔵所	第四段 第二石油罐	重油	880 kL	○
3号炉	880 kI燃油貯蔵タンク(5)	屋外タンク貯蔵所	第四段 第二石油罐	重油	880 kL	○
3号炉	非常用ディーゼル発電設備(4)	一般取扱所	第四段 第二石油罐	重油	41.112 kL	×
3号炉	非常用ディーゼル発電設備(5)	一般取扱所	第四段 第四石油罐	潤滑油	7 kL	(棟屋内設置)
3号炉	非常用ディーゼル発電設備(6)	一般取扱所	第四段 第二石油罐	重油	41.112 kL	×
3号炉	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備	一般取扱所	第四段 第二石油罐	重油	21.25 kL	×
3号炉	タービン潤滑油装置	一般取扱所	第四段 第四石油罐	潤滑油	1.8 kL	(棟屋内設置)
3号炉	タービン潤滑油装置	一般取扱所	第四段 第四石油罐	潤滑油	192.5 kL	(棟屋内設置)
網掛け箇所：評価対象となる設備						
第1.8.10-3表 発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等の一覧 (1/4)						
号炉	施設名	製造所の別	危険物	品名	数量	詳細評価要否
1号炉	ディーゼル発電機	地下タンク貯蔵所	第2石油罐	軽油	481.8 kL	×(地下設置)
2号炉	ディーゼル発電機	地下タンク貯蔵所	第2石油罐	軽油	481.8 kL	×(地下設置)
3号炉	ディーゼル発電機	地下タンク貯蔵所	第2石油罐	軽油	295.00 kL	×(地下設置)
3号炉	ディーゼル発電機	地下タンク貯蔵所	第2石油罐	軽油	235.8 kL	×(地下設置)
3号炉	燃料タンク(GA)	地下タンク貯蔵所	第2石油罐	軽油	80 kL	×(地下設置)
1,2号炉	補助ボイラーエネルギタンク	屋外タンク貯蔵所	第3石油罐	A重油	800 kL	×(他評価に包絡)
3号炉	補助ボイラーエネルギタンク	屋外タンク貯蔵所	第3石油罐	A重油	720 kL	○(管理値で評価)
1号炉	油計量タンク	屋外タンク貯蔵所	第4石油罐	潤滑油	70 kL	×(他評価に包絡)
3号炉	油計量タンク	屋外タンク貯蔵所	第4石油罐	潤滑油	110 kL	×(空)運用
1号炉	ディーゼル発電設備 賀利油・潤滑油装置	一般取扱所	第1石油罐	軽油	58.3 kL	×(屋内設置)
2号炉	ディーゼル発電設備 賀利油・潤滑油装置	一般取扱所	第2石油罐	軽油	58.3 kL	×(屋内設置)
3号炉	ディーゼル発電設備 賀利油・潤滑油装置	一般取扱所	第3石油罐	軽油	75.3 kL	×(屋内設置)
1号炉	タービン潤滑油装置	一般取扱所	第1石油罐	潤滑油	73 kL	×(屋内設置)
2号炉	タービン潤滑油装置	一般取扱所	第4石油罐	潤滑油	73 kL	×(屋内設置)
3号炉	タービン潤滑油装置	一般取扱所	第4石油罐	潤滑油	110 kL	×(屋内設置)
1,2号炉	補助ボイラーエネルギ油装置	一般取扱所	第3石油罐	A重油	96 kL	×(屋内設置)
3号炉	補助ボイラーエネルギ油装置	一般取扱所	第3石油罐	A重油	114.8 kL	×(屋内設置)
1,2号炉	油庫	屋内貯蔵所	第1石油罐	軽油	4 kL	×(屋内設置)
3号炉	油庫	屋内貯蔵所	第2石油罐	軽油	4 kL	×(屋内設置)
2号炉	代替非常用発電機	一般取扱所	第3石油罐	潤滑油	25.02 kL	×
1号炉	代替非常用発電機	一般取扱所	第3石油罐	潤滑油	7.392 kL	×(他評価に包絡)
1号炉	代替非常用発電機	一般取扱所	第3石油罐	潤滑油	0.144 kL	×(他評価に包絡)
2号炉	代替非常用発電機	一般取扱所	第3石油罐	潤滑油	7.392 kL	×(他評価に包絡)
2号炉	代替非常用発電機	一般取扱所	第3石油罐	潤滑油	0.144 kL	×(他評価に包絡)
3号炉	代替非常用発電機	一般取扱所	第4石油罐	軽油	0.144 kL	×(他評価に包絡)
3号炉	代替非常用発電機	一般取扱所	第4石油罐	軽油	7.392 kL	×(他評価に包絡)
網掛け箇所：評価対象となる設備						
第1.8.10-3表 発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等の一覧 (2/4)						
号炉	施設名	製造所の別	危険物	品名	数量	詳細評価要否
3号炉	可搬型代替電源車	一般取扱所	第2石油罐	軽油	9.88 kL	×(他評価に包絡)
3号炉	可搬型代替電源車	一般取扱所	第4石油罐	潤滑油	0.1 kL	×(他評価に包絡)
3号炉	可搬型代替電源車	一般取扱所	第2石油罐	軽油	9.88 kL	×(他評価に包絡)
3号炉	可搬型代替電源車	一般取扱所	第4石油罐	潤滑油	0.1 kL	×(他評価に包絡)
3号炉	可搬型代替電源車	一般取扱所	第2石油罐	軽油	9.88 kL	×(他評価に包絡)
3号炉	可搬型代替電源車	一般取扱所	第4石油罐	潤滑油	0.1 kL	×(他評価に包絡)
その他	可搬型代替電源車	一般取扱所	第2石油罐	軽油	9.88 kL	×(他評価に包絡)
その他	可搬型代替電源車	一般取扱所	第4石油罐	潤滑油	0.1 kL	×(他評価に包絡)
その他	可搬型代替電源車	一般取扱所	第2石油罐	軽油	9.88 kL	×(他評価に包絡)
3号炉	可搬型タンクローリー	移動式タンク貯蔵所	第2石油罐	軽油	9.88 kL	×(「空」運用)
3号炉	可搬型タンクローリー	移動式タンク貯蔵所	第2石油罐	軽油	9.88 kL	×(「空」運用)
3号炉	可搬型タンクローリー	移動式タンク貯蔵所	第2石油罐	軽油	9.88 kL	×(「空」運用)
3号炉	可搬型タンクローリー	移動式タンク貯蔵所	第2石油罐	軽油	9.88 kL	×(「空」運用)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由				
<b>第1.8.9-3表 索道敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等の一覧 (2/3)</b>										
<b>第1.8.9-3表 索道敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等の一覧 (3/3)</b>										
その他	大谷塗装業者	一般取扱所	第四所 第二石油類	燃油	74.025L	= (未記入空)				
その他	大谷塗装業者	地下タンク貯蔵所	第四所 第二石油類	燃油	10.01L	○				
その他	タシクローリー	移動式タンク貯蔵所	第四所 第二石油類	灯油	4.5L	×				
その他	タシクローリー	移動式タンク貯蔵所	第四所 第二石油類	燃油	4.5L	○ (未記入空)				
その他	タシクローリー	移動式タンク貯蔵所	第四所 第二石油類	灯油	4.5L	×				
その他	タシクローリー	移動式タンク貯蔵所	第四所 第二石油類	燃油	4.5L	○ (未記入空)				
その他	タシクローリー (第4保管エリア)	移動式タンク貯蔵所	第四所 第二石油類	燃油	100.1L	= (新規空室、正常)				
その他	タシクローリー (第3保管エリア)	移動式タンク貯蔵所	第四所 第二石油類	燃油	100.1L	= (新規空室、正常)				
その他	タシクローリー (第4保管エリア)	移動式タンク貯蔵所	第四所 第二石油類	燃油	100.1L	= (新規空室、正常)				
その他	カスター・ピッポン販賣業者	地下タンク貯蔵所	第四所 第二石油類	燃油	200.0L	× (未記入空)				
網掛け箇所：評価対象となる設備										
<b>第1.8.10-3表 発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等の一覧 (3/4)</b>										
<b>第1.8.10-3表 発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等の一覧 (4/4)</b>										
その他	主変圧器	施設名	危険物の種類	数量	詳細評価要否	<b>【女川】</b>				
1号炉	主変圧器	燃油(重油相当)	10,000L	○(未評価に包絡)	4種 第1石油類 軽油 400 L ×(屋内設置)	設計方針の相違				
2号炉	主変圧器	燃油(重油相当)	100,000L	○(未評価に包絡)	4種 第1石油類 軽油 400 L ×(屋内設置)	・プラント設計の違いによる対象設備の相違				
1号炉	起動油圧装置	燃油(重油相当)	45,000L	○(未評価に包絡)	4種 第4石油類 液滑油 1,600 L ×(屋内設置)	<b>【大飯】</b> 記載内容の相違 (女川実績の反映)				
1号炉	内燃圧器	燃油(重油相当)	10,000L	○(未評価に包絡)	4種 第4石油類 液滑油 1,600 L ×(屋内設置)					
2号炉	主火炉	燃油(重油相当)	100,000L	○(未評価に包絡)	1次冷蔵ボンベ電動機 油タンク 4種 第4石油類 液滑油 1,600 L ×(屋内設置)					
2号炉	起動油圧装置	燃油(重油相当)	45,000L	○(未評価に包絡)	1次冷蔵ボンベ電動機 油タンク 4種 第4石油類 液滑油 1,600 L ×(屋内設置)					
3号炉	起動油圧装置	燃油(重油相当)	45,000L	○(未評価に包絡)	1次冷蔵ボンベ電動機 油タンク 4種 第4石油類 液滑油 1,600 L ×(屋内設置)					
3号炉	緊急時対策用発電機	燃油(重油相当)	450 L	×(他判断に包絡)	4種 第1石油類 軽油 450 L ×(他判断に包絡)					
3号炉	緊急時対策用発電機	燃油(重油相当)	450 L	×(他判断に包絡)	4種 第2石油類 軽油 450 L ×(他判断に包絡)					
3号炉	緊急時対策用発電機	燃油(重油相当)	450 L	×(他判断に包絡)	4種 第2石油類 軽油 450 L ×(他判断に包絡)					
3号炉	緊急時対策用発電機	燃油(重油相当)	450 L	×(他判断に包絡)	4種 第2石油類 軽油 450 L ×(他判断に包絡)					
3号炉	緊急時対策用発電機	燃油(重油相当)	450 L	×(他判断に包絡)	4種 第2石油類 軽油 450 L ×(他判断に包絡)					
3号炉	緊急時対策用発電機	燃油(重油相当)	450 L	×(他判断に包絡)	4種 第2石油類 軽油 450 L ×(他判断に包絡)					
3号炉	緊急時対策用発電機	燃油(重油相当)	450 L	×(他判断に包絡)	4種 第2石油類 軽油 450 L ×(他判断に包絡)					
3号炉	緊急時対策用発電機	燃油(重油相当)	450 L	×(他判断に包絡)	4種 第2石油類 軽油 450 L ×(他判断に包絡)					
3号炉	緊急時対策用発電機	燃油(重油相当)	450 L	×(他判断に包絡)	4種 第2石油類 軽油 450 L ×(他判断に包絡)					
3号炉	可搬型大容量海水ポンプ車	燃油(重油相当)	890 L	×(他判断に包絡)	4種 第2石油類 軽油 890 L ×(他判断に包絡)					
3号炉	可搬型大容量海水ポンプ車	燃油(重油相当)	890 L	×(他判断に包絡)	4種 第2石油類 軽油 890 L ×(他判断に包絡)					
その他	可搬型大容量海水ポンプ車	燃油(重油相当)	890 L	×(他判断に包絡)	4種 第2石油類 軽油 890 L ×(他判断に包絡)					
3号炉	可搬型直流水源用発電機	燃油(重油相当)	250 L	×(他判断に包絡)	4種 第2石油類 軽油 250 L ×(他判断に包絡)					
3号炉	可搬型直流水源用発電機	燃油(重油相当)	250 L	×(他判断に包絡)	4種 第2石油類 軽油 250 L ×(他判断に包絡)					
3号炉	可搬型直流水源用発電機	燃油(重油相当)	250 L	×(他判断に包絡)	4種 第2石油類 軽油 250 L ×(他判断に包絡)					
3号炉	可搬型直流水源用発電機	燃油(重油相当)	250 L	×(他判断に包絡)	4種 第2石油類 軽油 250 L ×(他判断に包絡)					
3号炉	可搬型直流水源用発電機	燃油(重油相当)	250 L	×(他判断に包絡)	4種 第2石油類 軽油 250 L ×(他判断に包絡)					
その他	可搬型直流水源用発電機	燃油(重油相当)	250 L	×(他判断に包絡)	4種 第2石油類 軽油 250 L ×(他判断に包絡)					
その他	可搬型直流水源用発電機	燃油(重油相当)	250 L	×(他判断に包絡)	4種 第2石油類 軽油 250 L ×(他判断に包絡)					
その他	可搬型直流水源用発電機	燃油(重油相当)	250 L	×(他判断に包絡)	4種 第2石油類 軽油 250 L ×(他判断に包絡)					
3号炉	可搬型直流水源用発電機	燃油(重油相当)	250 L	×(他判断に包絡)	4種 第2石油類 軽油 250 L ×(他判断に包絡)					
網掛け箇所：評価対象となる設備										
【別添資料1(2.2.2.5)】										
【別添資料1(2.2.2.5)】										

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

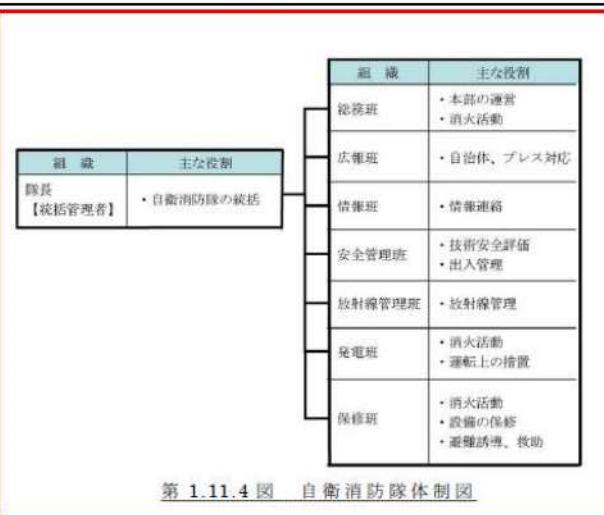
大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由																																																								
<p><b>第1.11.4表 落下事故のカテゴリと対象航空機</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>落下事故のカテゴリ</th> <th>対象航空機</th> <th>離隔<sup>*2</sup></th> <th>輻射強度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計器飛行の民間航空機</td> <td>B-7 4-7 - 4 0 0</td> <td>206m - 4 0</td> <td>550 W/m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>有視界飛行の民間航空機</td> <td>大型航空機 小型航空機</td> <td>(評価結果は自衛隊機又は米軍機の落下に包含される)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自衛隊機又は米軍機</td> <td>空中空輸機等高高度での巡航が想定される大型固定翼機 その他の大形固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</td> <td>K C - 7 6 7 F - 1 5</td> <td>216m 44m</td> <td>310W/m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 落下推定評価において考慮している航空機は、小型固定翼機及び小型回転翼機である。評価条件は、原子炉施設から距離が86m、燃料積載量が小型固定翼機の2m<sup>3</sup>程度であることから、自衛隊機又は米軍機において原子炉施設からの距離が44m、燃料積載量が15m<sup>3</sup>程度で評価していることを踏まえると、本評価は自衛隊機又は米軍機の落下による火災影響評価に包含される。</p> <p>※2 離隔距離の設定に当たり、落下実績がない場合は、保守的に0.5倍を用いた。</p> <p>【説明資料(2.3.2.2 : 2-6 外・別添 1-15)】</p>	落下事故のカテゴリ	対象航空機	離隔 <sup>*2</sup>	輻射強度	計器飛行の民間航空機	B-7 4-7 - 4 0 0	206m - 4 0	550 W/m <sup>2</sup>	有視界飛行の民間航空機	大型航空機 小型航空機	(評価結果は自衛隊機又は米軍機の落下に包含される)		自衛隊機又は米軍機	空中空輸機等高高度での巡航が想定される大型固定翼機 その他の大形固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	K C - 7 6 7 F - 1 5	216m 44m	310W/m <sup>2</sup>	<p><b>第1.8.9-4表 落下事故のカテゴリと対象航空機</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>落下事故のカテゴリ</th> <th>対象航空機</th> <th>離隔距離 [m]</th> <th>輻射強度 [W/m<sup>2</sup>]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計器飛行方式民間航空機</td> <td>航空機を巡航中大型民間航空機</td> <td>B747-400</td> <td>85</td> <td>2,790</td> </tr> <tr> <td>有視界飛行方式民間航空機</td> <td>小型民間航空機</td> <td>Do228-200</td> <td>44</td> <td>-■1</td> </tr> <tr> <td>自衛隊機又は米軍機</td> <td>訓練区域外を飛行中空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機 基地・訓練空域間往復時</td> <td>E0-967 E-15 F-2</td> <td>111 21 25</td> <td>1,173 3,360 1,063</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「有視界飛行方式民間航空機の小型民間航空機」の落下事故の対象航空機のうち、燃料積載量が最大となるDo228-200であっても約半分少量化であることから、Do228-200よりも燃料積載量が多く、かつ航続距離が長い「自衛隊機又は米軍機、その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機」の落下事故の評価に包含されたため評価対象とした。</p> <p>【別添資料 1(2.8)】</p>	落下事故のカテゴリ	対象航空機	離隔距離 [m]	輻射強度 [W/m <sup>2</sup> ]	計器飛行方式民間航空機	航空機を巡航中大型民間航空機	B747-400	85	2,790	有視界飛行方式民間航空機	小型民間航空機	Do228-200	44	-■1	自衛隊機又は米軍機	訓練区域外を飛行中空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機 基地・訓練空域間往復時	E0-967 E-15 F-2	111 21 25	1,173 3,360 1,063	<p><b>第1.8.10.4表 落下事故のカテゴリと対象航空機</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>落下事故のカテゴリ</th> <th>対象航空機</th> <th>離隔距離 [m]</th> <th>輻射強度 [W/m<sup>2</sup>]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有視界飛行方式民間航空機</td> <td>大型固定翼機（固定翼機、回転翼機）</td> <td>B747-400</td> <td>220</td> <td>455</td> </tr> <tr> <td>自衛隊機又は米軍機</td> <td>小型固定翼機（固定翼機、回転翼機）</td> <td>Do228-200</td> <td>120</td> <td>-■1</td> </tr> <tr> <td>自衛隊機又は米軍機</td> <td>訓練空域内で訓練中その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</td> <td>F-15</td> <td>100</td> <td>162.4</td> </tr> <tr> <td>自衛隊機又は米軍機</td> <td>訓練空域外を飛行中空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機</td> <td>E0-767</td> <td>290</td> <td>-■2</td> </tr> <tr> <td>自衛隊機又は米軍機</td> <td>訓練空域内で訓練中その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</td> <td>F-15</td> <td>140</td> <td>-■3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：燃料積載量が多く、離隔距離が短い「自衛隊機又は米軍機、訓練空域内で訓練中 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機」の落下事故の評価に包含されたため評価対象外とした。      ※2：燃料積載量が多く、離隔距離が短い「有視界飛行方式民間航空機 大型固定翼機」の落下事故の評価に包含されたため評価対象外とした。      ※3：対象航空機が同一で、離隔距離が短い「自衛隊機又は米軍機、訓練空域内で訓練中 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機」の落下事故の評価に包含されたため評価対象外とした。</p> <p>【別添 1(2.3)】</p>	落下事故のカテゴリ	対象航空機	離隔距離 [m]	輻射強度 [W/m <sup>2</sup> ]	有視界飛行方式民間航空機	大型固定翼機（固定翼機、回転翼機）	B747-400	220	455	自衛隊機又は米軍機	小型固定翼機（固定翼機、回転翼機）	Do228-200	120	-■1	自衛隊機又は米軍機	訓練空域内で訓練中その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	F-15	100	162.4	自衛隊機又は米軍機	訓練空域外を飛行中空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	E0-767	290	-■2	自衛隊機又は米軍機	訓練空域内で訓練中その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	F-15	140	-■3	<p><b>【女川・大飯】</b> <b>設計方針の相違</b> <b>・地域特性による落下事故カテゴリの相違</b></p>
落下事故のカテゴリ	対象航空機	離隔 <sup>*2</sup>	輻射強度																																																																	
計器飛行の民間航空機	B-7 4-7 - 4 0 0	206m - 4 0	550 W/m <sup>2</sup>																																																																	
有視界飛行の民間航空機	大型航空機 小型航空機	(評価結果は自衛隊機又は米軍機の落下に包含される)																																																																		
自衛隊機又は米軍機	空中空輸機等高高度での巡航が想定される大型固定翼機 その他の大形固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	K C - 7 6 7 F - 1 5	216m 44m	310W/m <sup>2</sup>																																																																
落下事故のカテゴリ	対象航空機	離隔距離 [m]	輻射強度 [W/m <sup>2</sup> ]																																																																	
計器飛行方式民間航空機	航空機を巡航中大型民間航空機	B747-400	85	2,790																																																																
有視界飛行方式民間航空機	小型民間航空機	Do228-200	44	-■1																																																																
自衛隊機又は米軍機	訓練区域外を飛行中空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機 基地・訓練空域間往復時	E0-967 E-15 F-2	111 21 25	1,173 3,360 1,063																																																																
落下事故のカテゴリ	対象航空機	離隔距離 [m]	輻射強度 [W/m <sup>2</sup> ]																																																																	
有視界飛行方式民間航空機	大型固定翼機（固定翼機、回転翼機）	B747-400	220	455																																																																
自衛隊機又は米軍機	小型固定翼機（固定翼機、回転翼機）	Do228-200	120	-■1																																																																
自衛隊機又は米軍機	訓練空域内で訓練中その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	F-15	100	162.4																																																																
自衛隊機又は米軍機	訓練空域外を飛行中空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	E0-767	290	-■2																																																																
自衛隊機又は米軍機	訓練空域内で訓練中その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	F-15	140	-■3																																																																
<p><b>第1.11.6表 ばい煙による影響評価</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>影響評価設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外気を取り入れる空調系</td> <td>換気空調設備</td> </tr> <tr> <td>機器への影響</td> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>外気を設備内に取り込む機器</td> <td>海水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>室内の空気を取り込む機器</td> <td>主蒸気逃がし弁、排気筒 安全保護系計装盤 制御用空気圧縮機</td> </tr> </tbody> </table> <p>【説明資料(2.5 : 2-6 外・別添 1-18)】</p>	分類	影響評価設備	外気を取り入れる空調系	換気空調設備	機器への影響	ディーゼル発電機	外気を設備内に取り込む機器	海水ポンプ	室内の空気を取り込む機器	主蒸気逃がし弁、排気筒 安全保護系計装盤 制御用空気圧縮機	<p><b>第1.8.9-5表 ばい煙等による影響評価</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>評価対象施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器への影響</td> <td>外気を取り込む屋外設置 換気空調系で給気されるエリアの設置機器 外気を取り込む屋外設置機器</td> <td>・原子炉捕縦冷却海水ポンプ ・高圧炉心スプレイ捕縦冷却海水ポンプ ・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） ・安全保護系</td> </tr> <tr> <td>居住性への影響</td> <td></td> <td>・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） ・中央制御室</td> </tr> </tbody> </table> <p>【別添資料 1(2.4)】</p>	分類	評価対象施設	機器への影響	外気を取り込む屋外設置 換気空調系で給気されるエリアの設置機器 外気を取り込む屋外設置機器	・原子炉捕縦冷却海水ポンプ ・高圧炉心スプレイ捕縦冷却海水ポンプ ・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） ・安全保護系	居住性への影響		・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） ・中央制御室	<p><b>第1.8.10.5表 ばい煙等による影響評価</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>影響評価設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器への影響</td> <td>外気を取り込む設備 換気空調設備で給気されるエリアの設置機器 建屋外部に開口部を有する設備</td> <td>原子炉捕縦冷却海水ポンプ ディーゼル発電機 安全保護系 制御用空気圧縮機 主蒸気逃がし弁、排気筒、主蒸気安全弁及びタービン動捕助給水ポンプ排気管</td> </tr> <tr> <td>居住性への影響</td> <td></td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table> <p>【別添 1(2.4)】</p>	分類	影響評価設備	機器への影響	外気を取り込む設備 換気空調設備で給気されるエリアの設置機器 建屋外部に開口部を有する設備	原子炉捕縦冷却海水ポンプ ディーゼル発電機 安全保護系 制御用空気圧縮機 主蒸気逃がし弁、排気筒、主蒸気安全弁及びタービン動捕助給水ポンプ排気管	居住性への影響		中央制御室	<p><b>【女川・大飯】</b> <b>設計方針の相違</b> <b>・プラント設計の違いによる対象設備の相違</b></p>																																							
分類	影響評価設備																																																																			
外気を取り入れる空調系	換気空調設備																																																																			
機器への影響	ディーゼル発電機																																																																			
外気を設備内に取り込む機器	海水ポンプ																																																																			
室内の空気を取り込む機器	主蒸気逃がし弁、排気筒 安全保護系計装盤 制御用空気圧縮機																																																																			
分類	評価対象施設																																																																			
機器への影響	外気を取り込む屋外設置 換気空調系で給気されるエリアの設置機器 外気を取り込む屋外設置機器	・原子炉捕縦冷却海水ポンプ ・高圧炉心スプレイ捕縦冷却海水ポンプ ・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） ・安全保護系																																																																		
居住性への影響		・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） ・中央制御室																																																																		
分類	影響評価設備																																																																			
機器への影響	外気を取り込む設備 換気空調設備で給気されるエリアの設置機器 建屋外部に開口部を有する設備	原子炉捕縦冷却海水ポンプ ディーゼル発電機 安全保護系 制御用空気圧縮機 主蒸気逃がし弁、排気筒、主蒸気安全弁及びタービン動捕助給水ポンプ排気管																																																																		
居住性への影響		中央制御室																																																																		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉



女川原子力発電所2号炉

第1.8.9-8表 自衛消防隊編成

構成	所属等	役割	
自衛消防隊長	発電所長(1)	a)自衛消防隊の全体指揮 b)被災者(在宅者)の搬送指揮等の運び	
自衛消防隊長代行者 委託係長	指名者(1)	a)自衛消防隊長不在時の代行	
統括管理者	係長部長(1)	a)自衛消防隊組織の統括管理 b)火災発生時の異常所本部での指揮運び及び防護管理	
火災防護利害関係者	防災課長(1)	a)統括管理者の代行 b)火災方針の立案 c)原子力安全のための火災対策に関する指揮	
初期消火要員	通報連絡責任者	通報連絡責任者: 発電課長(1) a)消防隊本部及び消防機関所への通報連絡 b)初期消火要員への出動要請	
	現場責任者	現場責任者: 特別管理組(1) a)消防隊本部への通報連絡 b)消防隊員への指揮 c)火災現場への到着 d)平日昼間: 現地指揮本部までの詔導 e)平日夜間・休祭日: 大会場への詔導	
	現場指揮者	現場指揮者: 特別管理組(1) a)火災現場詔導 b)消火器又は屋内消火栓による消火活動等 c)消火器又は屋内消火栓による消火活動等	
	消火担当	・平日昼間(開切防護区域外) -週5日(1) -平日夜間(開切防護区域外) -保全勤務(1) -平日夜間・休祭日 -週5日(1)	a)火災現場詔導 b)消火器又は屋内消火栓による消火活動等
	消防車隊	委託員(6) a)消防車隊の消防指揮 b)消防自動車のアクセスルート及び配備場所の指揮等 c)化学消防自動車の機関員 d)化学消防自動車の連結作業 e)消防自動車による消火活動(専光) f)消火器等の補充 g)消火ホースの延長等	
消火班	班長: 特別管理組(1) 副班長: 特別管理組(1) 班員: 各グループ員	a)消火器、消火管等により消火活動	
避難誘導班	班長: 特別管理組(1) 副班長: 特別管理組(1) 班員: 各グループ員	a)消火機関の火災現場への詔導	
情報連絡班	班長: 特別管理組(1) 副班長: 特別管理組(1) 班員: 各グループ員	a)社内関係機関所への通報、本店対策室との連絡 b)火災情報の収集	
捜索班	班長: 特別管理組(1) 副班長: 特別管理組(1) 班員: 各グループ員	a)捜索、警備	
移設作業班	班長: 特別管理組(1) 副班長: 特別管理組(1) 班員: 各グループ員	a)プラント内の放射能の状況調査	

( ) 内は人数

泊発電所3号炉

第1.8.10.6表 自衛消防隊編成

構成	所属等	役割
自衛消防隊長	発電所次長(1)	a. 自衛消防隊全体を指揮・統括 b. 公設消防との消防方針を統括
自衛消防隊長代行者	運営課長(1)	a. 自衛消防隊長不在時の代行
連絡者	発電課長(当直)(1)	a. 通報者及び隣接施設への通報連絡 b. 初期消火要員への出動要請(平日昼間・休祭日)
通報者	・平日昼間 運営課長(1) ・平日夜間・休祭日 事務系当番者(1)	a. 公設消防及び隣接施設への通報連絡 b. 初期消火要員への出動要請(平日昼間)
現場指揮者	・平日昼間 机上社員(1) ・平日夜間・休祭日 当直員(1)	a. 初期消火活動の統括指揮 b. 火災状況等を公設消防先遣隊へ情報伝達
消火担当	委託員(3)	a. 消火器又は消火栓による消火活動 b. 消防自動車による消火活動(簡易) c. 消防用ホースの延長 d. 泡消火薬剤の化学消防自動車への補給
消防車操作担当	委託員(2)	a. 消防自動車の運転 b. 化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車の運転
消火補助担当	委託員(2)	a. 泡消火薬剤の運搬及び補給補助 b. 消火補助 c. 伝令及び伝令補助
案内誘導担当	委託員(1)	a. 公設消防を火災発生現場近傍へ誘導
本部指導班	班長: 運営課長(1) 副班長: 運営課副長(1) 班員: 各グループ員	a. 隊長の指示を受け、自衛消防隊各班を指導 b. 各班からの通報・連絡を受けると共に、情報を収集し隊長の判断を補佐
消火班	班長: 運営課副長(1) 副班長: 教育センター副長(1) 班員: 各グループ員 初期消火要員(連絡者、通報者を除く)	a. 消火器又は消火栓による消火活動 b. 火災状況等の情報収集
業務支援班 (避難誘導担当)	班長: 統務課副長(1) 副班長: 統務課副長(1) 班員: 各グループ員	a. 避難場所への避難誘導
業務支援班 (救護担当)	班長: 労務安全課副長(1) 副班長: 労務安全課主任(1) 班員: 各グループ員	a. 被災者への応急処置 b. 公設消防救急隊との連携 c. 被災者発生状況報告
放管班	班長: 安全管理課副長(1) 副班長: 安全管理課員(1) 班員: 各グループ員	a. 緊急当量率、汚染レベルの測定 b. 公設消防隊員の詔導(管理区域内) c. 自衛消防隊員及び公設消防隊員の防染措置

( ) 内は人数

【女川・大飯】

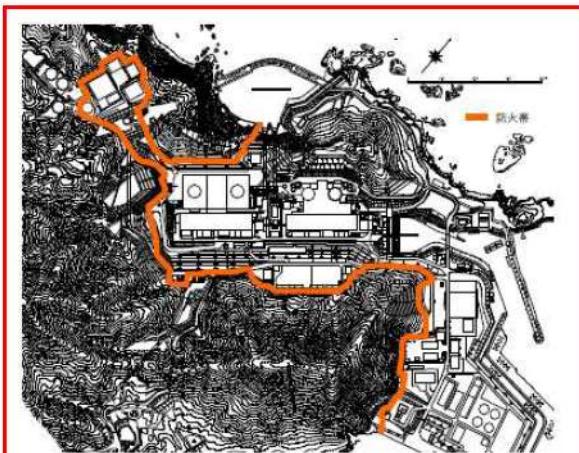
体制の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

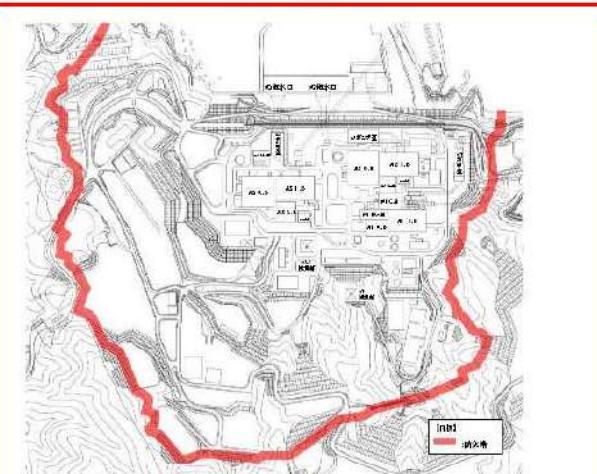
大飯発電所3／4号炉



第1.11.1図 防火帯設置図

【説明資料(3.1: 2-6外-別添1-20)】

女川原子力発電所2号炉



第1.8.9-1図 防火帯配置図

【別添資料1(1~3)】

泊発電所3号炉



第1.8.10.1図 防火帯配置図

【別添1(1~3)】

相違理由

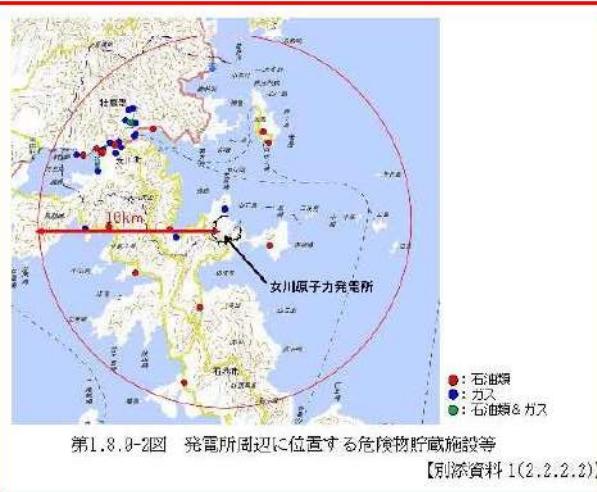
【女川・大飯】

- 設計方針の相違
- ・地域特性による防火帯配置の相違

【女川】設計方針の相違

- ・地域特性による危険物貯蔵施設等の相違

【大飯】記載内容の相違  
（女川実績の反映）



第1.8.9-2図 発電所周辺に位置する危険物貯蔵施設等

【別添資料1(2.2.2.2)】



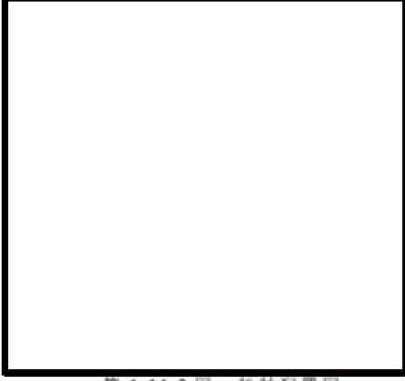
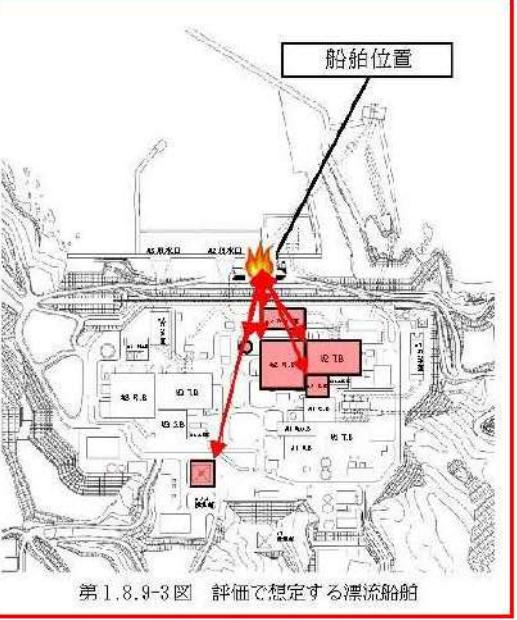
第1.8.10.2図 発電所周辺に位置する危険物貯蔵施設等

【別添1(2.2.2.2)】

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
<p>第1.11.5表 物揚岸壁に停泊する船舶</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>船舶</th><th>燃料</th><th>容量</th><th>影響先</th><th>距離 距離</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料等輸送船</td><td>重油</td><td>560t</td><td>3号炉原子炉周辺建屋</td><td>751m</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>3号炉及び4号炉 海水ポンプ</td><td>626m</td></tr> </tbody> </table> <p>第1.11.3図 船舶配置図</p> 	船舶	燃料	容量	影響先	距離 距離	燃料等輸送船	重油	560t	3号炉原子炉周辺建屋	751m				3号炉及び4号炉 海水ポンプ	626m	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>第1.8.9-3図 評価で想定する漂流船舶</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>第1.8.10.3図 評価で想定する漂流船舶</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>追面【基準津波審査の反映】 (上記の破線部分は、基準津波審査結果を受けて反映のため)</p> </div>	<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性による船舶位置の相違</p>
船舶	燃料	容量	影響先	距離 距離														
燃料等輸送船	重油	560t	3号炉原子炉周辺建屋	751m														
			3号炉及び4号炉 海水ポンプ	626m														

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

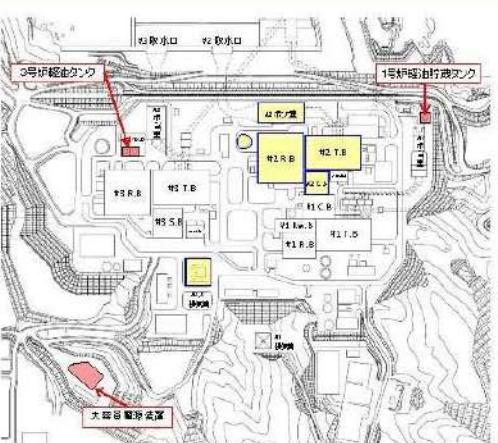
大飯発電所3／4号炉

タンク名	燃料	燃料量	影響先	離隔距離
補助ボイラ 燃料タンク	重油	500㎘	3号炉原子炉周辺建屋	90m
1号炉及び 2号炉油計 量タンク	タービン油	100㎘	3号炉及び4号海水ポンプ	320m
				空空運用とする

第1.11.2図 危険物タンク配置図

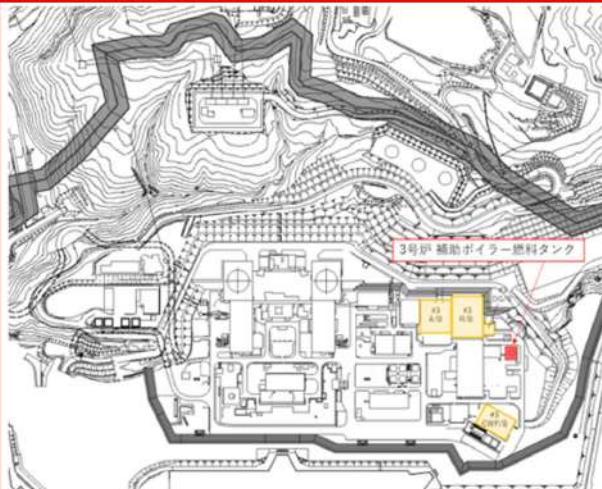
【説明資料(2.2.2.2: 2-6外別添1-11)】

女川原子力発電所2号炉



第1.8.9-4図 危険物貯蔵施設等配置図（危険物タンク）

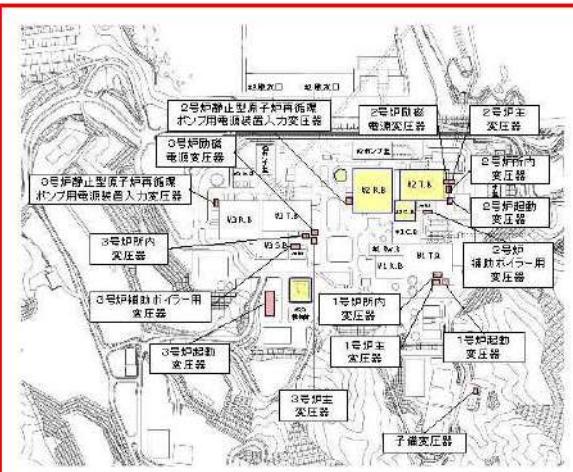
泊発電所3号炉



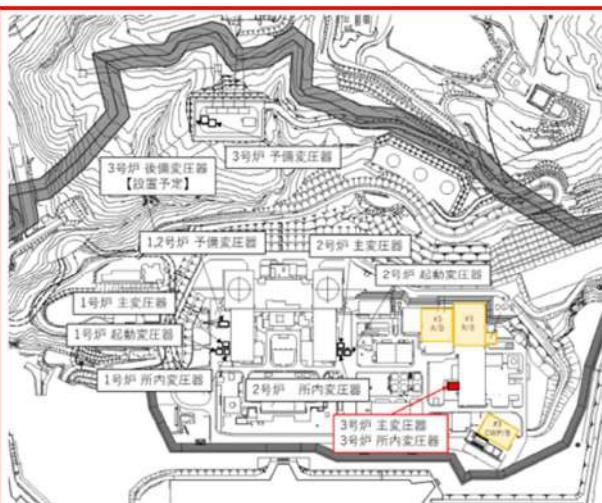
第1.8.10-4図 危険物貯蔵施設等配置図（危険物タンク）

相違理由

【女川・大飯】  
 設計方針の相違  
 ・地域特性による配置の相違



第1.8.9-5図 危険物貯蔵施設等配置図（変圧器等）



第1.8.10-5図 危険物貯蔵施設等配置図（変圧器）

【女川】 設計方針の相違  
 ・地域特性による配置の相違

【大飯】 記載内容の相違  
 （女川実績の反映）

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 適合性説明  <b>第六条 外部からの衝撃による損傷の防止</b></p> <p>1 安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>(3) 適合性説明  <b>(外部からの衝撃による損傷の防止)</b></p> <p><b>第六条 安全施設（兼用キャスクを除く。）</b>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>(3) 適合性説明  <b>(外部からの衝撃による損傷の防止)</b></p> <p><b>第六条 安全施設（兼用キャスクを除く。）</b>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p><b>適合のための設計方針</b>  <b>第1項について</b></p> <p>適合のための設計方針  <b>第1項について</b></p> <p>発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、敷地及び敷地周辺の自然環境を基に洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定し、設計基準を設定するに当たっては、発電所の立地地域である<b>女川町</b>に対する規格・基準類による設定値及び発電所の最寄りの気象官署である「<b>石巻特別地域気象観測所</b>」で観測された過去の記録並びに「<b>大船渡特別地域気象観測所</b>」で観測された過去の記録をもとに設定する。また、これらの自然現象ごとに関連して発生する可能性がある自然現象も含める。</p> <p>安全施設は、発電所敷地で想定される自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、発電所敷地で想定される自然現象に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>また、発電所敷地で想定される自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として安全施設で生じ得る環境条件を考慮する。</p> <p>発電用原子炉施設のうち安全施設は、以下のとおり条件を設定し、自然現象によって発電用原子炉施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p><b>適合のための設計方針</b>  <b>第1項について</b></p> <p>適合のための設計方針  <b>第1項について</b></p> <p>発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、敷地及び敷地周辺の自然環境を基に洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定し、設計基準を設定するに当たっては、発電所の立地地域である<b>泊村</b>に対する規格・基準類による設定値及び発電所の最寄りの気象官署である「<b>寿都特別地域気象観測所</b>」で観測された過去の記録並びに「<b>小樽特別地域気象観測所</b>」で観測された過去の記録を基に設定する。また、これらの自然現象ごとに関連して発生する可能性がある自然現象も含める。</p> <p>安全施設は、発電所敷地で想定される自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、発電所敷地で想定される自然現象に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>また、発電所敷地で想定される自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として安全施設で生じ得る環境条件を考慮する。</p> <p>発電用原子炉施設のうち安全施設は、以下のとおり条件を設定し、自然現象によって発電用原子炉施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p><b>適合のための設計方針</b>  <b>第1項について</b></p> <p>適合のための設計方針  <b>第1項について</b></p> <p>発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、敷地及び敷地周辺の自然環境を基に洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定し、設計基準を設定するに当たっては、発電所の立地地域である<b>泊村</b>に対する規格・基準類による設定値及び発電所の最寄りの気象官署である「<b>寿都特別地域気象観測所</b>」で観測された過去の記録並びに「<b>小樽特別地域気象観測所</b>」で観測された過去の記録を基に設定する。また、これらの自然現象ごとに関連して発生する可能性がある自然現象も含める。</p> <p>安全施設は、発電所敷地で想定される自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、発電所敷地で想定される自然現象に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>また、発電所敷地で想定される自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として安全施設で生じ得る環境条件を考慮する。</p> <p>発電用原子炉施設のうち安全施設は、以下のとおり条件を設定し、自然現象によって発電用原子炉施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p><b>【大飯】記載内容の相違          (女川実績の反映)</b></p> <p><b>【女川】地域名の相違          【女川】観測所名の相違</b></p> <p><b>【女川】記載表現の相違</b></p>
<p><b>(11) 森林火災</b></p> <p>森林火災については、過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離で10kmの間に発火点を設定し、FARSITEを用いて影響評価を実施し、評価上必要とされる防火帯幅16.2mに対し、18m以上の防火帯幅を確保すること等により安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1.2 : 2-6 外別添1-7) (2.1.3 : 2-6 外別添1-8)】</p>	<p><b>(11) 森林火災</b></p> <p>敷地外の森林から出火し、敷地内の植生へ延焼するおそれがある場合は、自衛消防隊が出動し、予防散水等の延焼防止措置を行う。また、敷地内の植生へ延焼した場合であっても、森林火災シミュレーション(FARSITE)による影響評価に基づいた防火帯幅を確保すること等により、安全機能が損なわれることははない。</p>	<p><b>(11) 森林火災</b></p> <p>敷地外の森林から出火し、敷地内の植生へ延焼するおそれがある場合は、自衛消防隊が出動し、予防散水等の延焼防止措置を行う。また、敷地内の植生へ延焼した場合であっても、森林火災シミュレーション(FARSITE)による影響評価に基づいた防火帯幅を確保すること等により、安全施設が安全機能を損なわれることははない。</p>	<p><b>【大飯】記載表現の相違</b></p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、ばい煙発生時の二次的影響に対して、外気を取り入れる空調系、外気を設備内に取り込む機器及び室内の空気を取り込む機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することで安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.5.2 : 2-6 外-別添1-18)】</p> <p>第3項について</p> <p>(3) 爆発</p> <p>発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地外 10km 以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山林（標高 100m 以上）があり、また、これらの産業施設から外部火災防護施設までの離隔距離を確保していることから、爆発による爆風圧及び飛来物の影響を受けるおそれはない。</p> <p>【説明資料(2.2.2.1 : 2-6 外-別添1-10)】</p>	<p>また、上記以外の安全施設については、建屋による防護、消火活動、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.1)】</p> <p>森林火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して、外気を直接設備内に取り込む機器、外気を取り込む空調系統、屋外設置機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.4)】</p> <p>第3項について</p> <p>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）は、発電所及びその周辺での発生の可能性、安全施設への影響度、発電所敷地及びその周辺に到達するまでの時間余裕及び影響の包絡性の観点から、発電用原子炉施設に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を選定する。</p> <p>安全施設は、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>(3) 爆発</p> <p>発電所敷地外 10km 以内の範囲において、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。</p> <p>発電所敷地外 10km 以内の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>発電所前面の海域には主要航路がなく、発電所から主要航路まで 20km 以上離れていることから、発電所内の港湾施設には液化石油ガス輸送船舶の入港は想定されないため、発電所周辺の海域を航行する燃料輸送船の爆発により評価対象施設の安全機能が損なわれることはない。</p>	<p>また、上記以外の安全施設については、建屋による防護、消火活動、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添1(2.1)】</p> <p>森林火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して、外気を直接設備内に取り込む機器、外気を取り込む換気空調設備及び屋外設置機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添1(2.4)】</p> <p>第3項について</p> <p>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）は、発電所及びその周辺での発生の可能性、安全施設への影響度、発電所敷地及びその周辺に到達するまでの時間余裕及び影響の包絡性の観点から、発電用原子炉施設に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を選定する。</p> <p>安全施設は、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>(3) 爆発</p> <p>発電所敷地外 10km 以内の範囲において、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。</p> <p>発電所敷地外 10km 以内の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>発電所前面の海域には主要航路がなく、発電所から主要航路まで 30km 以上離れていることから、発電所内の港湾施設には液化石油ガス輸送船舶の入港は想定されないため、発電所周辺の海域を航行する燃料輸送船の爆発により評価対象施設の安全機能が損なわれることはない。</p>	<p>【大飯】記載内容の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】名称の相違 【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(4) 近隣工場等の火災 a. 石油コンビナート等の施設の火災 発電所の近くには、火災により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、石油コンビナート施設の火災による安全施設への影響については考慮する必要はない。 また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山林（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設から外部火災防護施設までの離隔距離を確保していることから、火災時の輻射熱の影響を受けるおそれはない。 【説明資料(2.2.2.1: 2-6外別添1-10)】	また、上記以外の安全施設については、離隔距離の確保、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.2)】	また、上記以外の安全施設については、離隔距離の確保、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。 【別添1(2.2)】	【大飯】記載内容の相違 （女川実績の反映）
d. 発電所港湾内に入港する船舶の火災 発電所港湾内に入港する船舶の火災発生時の輻射熱による外部火災防護施設の建屋表面温度等を許容温度以下とすることにより、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。 【説明資料(2.2.2.3: 2-6外別添1-12)】	発電所港湾内の船舶で火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保等により、安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.2)】	発電所港湾内の船舶で火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保等により、安全機能を損なわない設計とする。 【別添1(2.2)】	【大飯】記載方針の相違 【大飯】記載表現の相違
b. 発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災 発電所敷地内に存在する危険物タンク火災発生時の輻射熱による外部火災防護施設の建屋表面温度等を許容温度以下とすることにより、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。 【説明資料(2.2.2.2: 2-6外別添1-11)】	b. 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時の輻射熱による評価対象施設の建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度等を許容温度以下とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.2.2.5)】	b. 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時の輻射熱による評価対象施設の建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度等を許容温度以下とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。 【別添1(2.2.2.5)】	【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違
c. 航空機墜落による火災 発電所敷地内への航空機墜落に伴う火災発生時の輻射熱による外部火災防護施設の建屋表面温度等を許容温度以下とすることにより、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。 【説明資料(2.3.2.3: 2-6外別添1-17)】	c. 航空機墜落による火災 原子炉建屋周辺に航空機が墜落し、燃料火災が発生した場合、直ちに公設消防へ通報するとともに、自衛消防隊が出動し、速やかに初期消火活動を行う。 航空機が外部事象防護対象施設等である原子炉建屋等の周辺で墜落確率が $10^{-7}$ 回/炉・年以上になる地点へ墜落することを想定しても、火災の影響により安全機能を損なわない設計とする。 また、上記以外の安全施設については、建屋による防護、消火活動、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.3)】	c. 航空機墜落による火災 原子炉建屋周辺に航空機が墜落し、燃料火災が発生した場合、直ちに公設消防へ通報するとともに、自衛消防隊が出動し、速やかに初期消火活動を行う。 航空機が外部事象防護対象施設等である原子炉建屋等の周辺で墜落確率が $10^{-7}$ 回/炉・年以上になる地点へ墜落することを想定しても、火災の影響により安全機能を損なわない設計とする。 また、上記以外の安全施設については、建屋による防護、消火活動、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。 【別添1(2.3)】	【大飯】記載表現の相違
e. 二次的影響（ばい煙等） 発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災及び発電所港湾内に入港する船舶の火災に伴うばい煙等発生時	d. 二次的影響（ばい煙等） 石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災に伴うばい煙等発生時	d. 二次的影響（ばい煙等） 石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災に伴うばい煙等発生時	【大飯】記載表現の相違

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>の二次的影響に対して、外気を取り入れる空調系、外気を設備内に取り込む機器及び室内の空気を取り込む機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することで、<b>安全施設</b>が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.5.2: 2-6 外-別添1-18)】</p> <p>(5) 有毒ガス</p> <p>発電所の敷地及び敷地周辺の状況とともに、想定される外部人災事象のうち外部火災により発生する有毒ガスの影響については、適切な防護対策を講じることで安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>外部火災による有毒ガス発生時には、居住空間へ影響を及ぼさないように外気取込ダクタを閉操作等する。又は、閉回路循環運転により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止することで、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>幹線道路、鉄道路線、船舶航路及び石油コンビナート等の施設による有毒ガスの影響については、発電所から離隔距離を確保することで、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.5: 2-6 外-別添1-18)】</p>	<p>二次的影響に対して、外気を直接設備内に取り込む機器、外気を取り込む空調系統及び屋外設置機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.4)】</p>	<p>二次的影響に対して、外気を直接設備内に取り込む機器、外気を取り込む換気空調設備及び屋外設置機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添1(2.4)】</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 【女川】名称の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川実績の反映） ・泊・女川は外部火災に伴う有毒ガスの影響は、d. 二次的影響（ばい煙等）に含んでいる。</p>
1.3 気象等	2. 気象	1. 3 気象等	【女川】記載方針の相違 【大飯】記載方針の相違 （女川実績の反映）
2.2.4 その他の資料による一般気象	2.2 最寄りの気象官署の資料による一般気象	2. 気象	【女川・大飯】 設計方針の相違 ・泊は気象データの精度を上げるために、森林火災の発火点に最も近い発電所構内の気象データを使用していることによる相違及び地域特性による評価データの相違（最新データの確認は添付資料2別紙2-10にて記載）
(1)森林火災	2.2.5 その他の資料による一般気象	2. 2 最寄りの気象官署の資料による一般気象	【女川】記載方針の相違 【大飯】記載方針の相違 （女川実績の反映）
森林火災検討に關係する <b>大飯発電所の最寄りの気象観測所</b> （舞鶴特別地域気象観測所、小浜地域気象観測システム）の気象データ（気温、湿度、風速）（2003年～2012年）及び大飯発電所の位置する福井県の森林火災発生状況（2002年～2011年） <sup>(a)</sup> について、第2.2.18表に示す。	2.2.5.2 森林火災	2. 2. 4 その他の資料による一般気象	【女川・大飯】 設計方針の相違 ・泊は気象データの精度を上げるために、森林火災の発火点に最も近い発電所構内の気象データを使用していることによる相違及び地域特性による評価データの相違（最新データの確認は添付資料2別紙2-10にて記載）
また、森林火災発生件数の多い3月～6月における最寄の気象観測所（小浜地域気象観測システム）の気象データ（卓越風向）について、第2.2.19表に示す。	森林火災検討に關係する <b>女川原子力発電所の最寄りの気象観測所</b> （「石巻特別地域気象観測所」及び「江ノ島気象観測所」）の気象データ（最高気温、最大風速、最大風速記録時の風向、 <b>最多風向及び最小湿度</b> ）（2008年～2017年）及び発電所の位置する宮城県の「消防防災年報」（2006年～2015年）について、第2.2-32表、第2.2-33表に示す。	1. 3 森林火災	【女川】記載方針の相違 【大飯】記載方針の相違 （女川実績の反映）
	また、森林火災発生件数の多い3月～5月における最寄の気象観測所（「江ノ島気象観測所」）の気象データ（卓越風向）について、第2.2-34表に示す。	また、森林火災発生件数の多い4月～6月における泊発電所の気象観測設備の気象データ（卓越風向）について、第2.2.21表に示す。	【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉

第2.2.18表 気象データ（気温、湿度、風速）及び森林火災件数

月	福井県 月別森林火災 発生頻度 <sup>※1</sup> [℃]	気象条件		
		最高気温 <sup>※2</sup> [℃]	最小湿度 <sup>※3</sup> [%]	最大風速 <sup>※4</sup> [m/s]
1月	1	16.0	23	20.0
2月	1	21.3	19	20.0
3月	10	23.4	10	20.0
4月	25	30.9	11	19.7
5月	9	31.0	16	21.0
6月	12	35.9	19	15.0
7月	2	37.8	20	15.5
8月	11	38.1	29	15.0
9月	6	37.4	29	18.0
10月	1	29.4	29	21.0
11月	1	25.5	24	15.1
12月	1	19.8	23	22.0

※1：福井県統計年鑑（2002年～2011年版）

※2：小浜地域気象観測システム（アメダス）観測記録

（2003年～2012年）

※3：貴島特別地域気象観測所 観測記録（2003年～2012年）

第2.2.19表 気象データ（卓越風向）

風向	最大風速（日単位） における風向の 出現回数 <sup>※4</sup>	最多風向 （日単位） の出現回数 <sup>※4</sup>
北	184	196
北北東	0	0
北東	0	0
東北東	3	1
東	157	44
東南東	213	326
南東	71	115
西南東	5	83
南	10	71
南南西	3	3
南西	3	2
西南西	6	15
西	22	10
西北西	219	95
北西	105	78
北北西	239	181

※4：小浜地域気象観測システム（アメダス）観測記録  
（2003年～2012年）

女川原子力発電所2号炉

第2.2.32表 月別の森林火災件数

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
件数	25	30	93	133	70	33	8	18	8	5	8	9

注1：「消防防災年報」（宮城県 2008年～2015年）より

第2.2.33表 気象データ（気温、風速、風向及び湿度）

年月	江ノ島			石巻		
	最高 気温 [℃]	最大 風速 [m/s]	風向	最高 気温 [℃]	最大 風速 [m/s]	風向
2008年8月	西北西	18.7	17.0	北北東	16.2	25
2009年3月	西北西	16.2	14.3	北西	16.9	22
2010年3月	西北西	13.5	20.3	北北東	15.9	27
2011年3月	西北西	10.6	13.8	西北西	18.6	28
2012年3月	西北西	18.1	16.4	北北西	13.4	34
2013年3月	西北西	17.2	20.5	西北西	17.5	24
2014年3月	西北西	18.9	19.6	北北西	19.3	25
2015年3月	西北西	16.6	16.8	西に西	17.1	18
2016年3月	西北西	16.4	14.9	北西	16.7	21
2017年3月	西北西	14.2	15.4	北北東	13.3	28
2008年4月	北北東	19.8	20.5	北北東	20.5	15
2009年4月	西北西	21.5	18.4	北北東	22.4	19
2010年4月	西北西	15.3	14.8	西北西	16.1	28
2011年4月	穴側（震災による測定データ欠測）	21.0	19	南	21.1	20
2012年4月	西北西	18.7	17.1	南	21.1	20
2013年4月	西北西	19.7	18.7	西北西	22.5	18
2014年4月	西北西	19.8	16.4	西北西	21.6	15
2015年4月	北	25.0	13.2	北西	24.0	16
2016年4月	南南西	18.6	17.2	西北西	20.9	18
2017年4月	西北西	21.8	19.8	西北西	25.2	20
2008年5月	北東	22.0	14.8	南東	24.4	18
2009年5月	南南西	23.2	13.5	西	24.9	17
2010年5月	北	25.2	11.7	北西	27.1	26
2011年5月	穴側（震災による測定データ欠測）	22.7	26	北東	23.8	23
2012年5月	西北西	21.7	12.9	西北西	24.2	23
2013年5月	南	22.8	14.2	北北東	26.5	27
2014年5月	南南西	24.5	16.8	西北西	30.0	21
2015年5月	南南西	25.8	11.9	西北西	28.3	22
2016年5月	北	27.5	11.1	西北西	30.7	18
2017年5月	南南西	26.9	12.9	西北西	28.0	26

注1：石巻特別地域気象観測所 江ノ島気象観測所 観測記録（2008年～2017年）

泊発電所3号炉

第2.2.20表 気象データ（気温、風速、風向及び湿度）（2003～2012年）

及び北海道の森林火災発生状況（1993～2012年）

月	気温 (℃)	風速 (m/s)	湿度 (%)	北海道 1993～2012 年 月別 火災発生 頻度 <sup>※1</sup>	
				最高 気温	最大 風速
4月	22.8	23.7	13	227	
5月	24.7	23.2	14	231	
6月	30.0	24.4	18	57	

注1：「林野火災被害統計書（平成24年度版）北海道水産林務部」

【女川・大飯】

設計方針の相違

- ・地域特性による評価
- 結果の相違（最新データの確認は添付資料2\_別紙2-10にて記載）

第2.2.21表 気象データ（卓越風向）

風向	風向出現回数（時間単位）			計
	4月	5月	6月	
北	401	536	524	1461
北北東	371	443	299	1113
北東	699	753	591	2043
東北東	1753	1512	1431	4696
東	4058	4392	4388	12839
東南東	2251	2680	2174	7005
南東	1063	1072	767	2902
南南東	538	566	384	1489
南	375	361	256	982
南南西	203	158	138	495
南西	274	267	246	787
西南西	1003	777	580	2340
西	2775	2039	1888	6500
西北西	2886	2733	2980	8589
北西	2134	2743	3446	8323
北北西	781	1318	1660	3760

注1：泊発電所 観測記録（2003～2012年）

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
10. 生物 10.2 植生	9. 生物 9.2 植生  <p>女川原子力発電所3号炉増設に伴う環境影響調査において、植生に関する調査を実施している。その結果は以下のとおりである。</p> <p>発電所周辺地域における主な現存植生は、海岸部では、自然植生としてアカマツ林、砂浜植物群落、海崖植物群落等が、金華山にはブナ林、椿島及び八景島にはタブノキ林、アカマツ林、海崖植物群落等がみられる。代償植生としては、クロマツ植林、アカマツ植林及び二次林等がみられる。また、内陸部では、自然植生として丘陵地にわずかにモミ・イヌブナ林が、河川敷や沼には河辺植物群落及び池沼植物群落がみられる。代償植生としては、丘陵地を中心にコナラ・クリ林、アカマツ植林及び二次林、スギ植林等が多くみられ、平野部には水田が多くみられる。</p> <p>敷地を含む東西約6km、南北約4kmの範囲内地域における主な現存植生は、自然植生として海岸付近にタブノキ林、アカマツ林、砂浜植物群落、海崖植物群落がわずかにみられる。代償植生としては、集落付近に水田、畑地等が部分的にみられ、丘陵地にアカマツ二次林、コナラ・クリ林、スギ及びヒノキ植林、アカマツ植林等が広範囲にみられる。敷地内は、アカマツ二次林、アカマツ植林の中にコナラ・クリ林、スギ及びヒノキ植林等が錯綜して分布している。</p> <p>なお、女川原子力発電所において、周辺の森林火災により安全施設の安全機能が損なわれた記録はない。</p>	10. 生物 10.2 植生  <p>泊発電所3号炉増設に伴う環境影響調査において、植生に関する調査を実施している。その結果は以下のとおりである。</p> <p>発電所周辺地域は、ほとんどが落葉広葉樹を主体とするミズナラーブナクラス域に属しており、雷電山山腹、ニセコ山葉尾根等は亜寒帯・亜高山帯に、雷電山、ニセコアンヌプリ及びイワオヌプリ山頂部は寒帯・高山帯に属している。</p> <p>自然植生として、ミズナラーブナクラス域では下部針広混交林、エゾイタヤーシナノキ群落、ヤナギ低木群落、自然草原、風衝草原が、亜寒帯・亜高山帯ではアカエゾマツ群集、エゾマツーダケカンバ群落、ササダケカンバ群落、ササ自然草原が、寒帯・高山帯ではコケモモハイマツ群集、高山ハイデ及び風衝草原がみられる。また、海岸部の砂丘地、断崖部に砂丘植生、海岸断崖植生がみられる。</p> <p>代償植生として、ミズナラーブナクラス域ではササ草原、ススキ草原、伐跡群落がみられる。また、植林地・耕作地植生として常緑針葉樹植林、トドマツ植林、アカエゾマツ植林、落葉針葉樹植林、落葉広葉樹植林、落葉果樹園、畑地、耕作放棄地雑草群落、牧草地、ゴルフ場、水田がみられる。</p>	【女川】記載箇所の相違 ・泊は後段に記載①(比較のため再掲) 【女川】発電所名の相違  【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性による相違
6. 社会環境	10. 社会環境 10.3 産業活動  <p>女川町及び牡鹿町の総面積は、約139km<sup>2</sup>で、そのうち約82%は森林であり、約1.6%が農用地である。</p> <p>平成2年の国勢調査によると両町の就業者数は約10,900人であって、そのうち第一次産業が約30%、第二次産業約29%、第三次産業約41%であり、第三次産業の割合が若干高くなっている。</p> <p>各町の作業別就業者数を第10.3-1表に示す。</p> <p>主たる農産物は飼料作物であり、次いで穀、野菜等となっている。</p> <p>海産物としては、びんなが、めぼち、かつお等、遠洋及び近海漁業の対象漁種のほか、沖合及び沿岸漁業では、いわし、さば、さんま、ひらめ・かれい類、すけとうだら、いかなご、いか類、いさだ、あわび類等が女川港等に水揚げされている。</p> <p>また、養殖業として、ほや、かき、わかめ、銀ざけ等の養殖が行われている。なお、発電所敷地周辺海域は女川町、牡鹿町寄磯、前網及び鮫浦の4漁協の漁場となっている。</p> <p>工業としては、漁港機能と共に発展してきた水産食料品工業を中心に関連機械修理工業、製材業がある。</p> <p>両町と宮城県全体の主要農作物の収穫量（平成3年、4年）及び飼育家畜頭数、戸数（平成3年、4年）並びに漁業地区別の漁獲量</p>	6. 社会環境 6.3 産業活動  <p>泊村とその周辺の神恵内村、共和町及び岩内町（以下泊村を含め「周辺町村」という。）の総面積<sup>(3)</sup>は、約60.6km<sup>2</sup>で、そのうち70%程度が山林であり、8%程度が原野である。</p> <p>平成7年の国勢調査<sup>(1)</sup>によると、周辺町村の就業者数は約14,600人であってそのうち農林水産業就業者が約15%，鉱業、建築業及び製造業就業者が約3.2%，残り約5.3%が卸売・小売業、飲食店、サービス業等に従事している。</p> <p>各町村の産業別就業者数を第6.3.1表に示す。</p> <p>主たる農作物<sup>(6)</sup>は牧草であり、次いで春植えばれいしょ、米となっている。</p> <p>海産物<sup>(8)</sup>としては、ほっけ、するめいか、さけが最も多く水揚げされている。なお、発電所周辺の海域は、泊村、盃、神恵内村及び岩内郡漁業協同組合の漁場となっている。</p> <p>主な工業<sup>(4)</sup>は、食料品製造業、窯業、出版等である。</p> <p>周辺町村の主要農作物の収穫量（平成8、9年）<sup>(5)(6)</sup>及び飼育家畜頭数、戸数（平成8、9年）<sup>(5)(6)</sup>並びに漁業地区別の漁獲量（平成7、8年）<sup>(7)(8)</sup>を第6.3.2表、第6.3.3表及び第6.3.4表に示す。</p>	【大飯】記載方針の相違 （女川実績の反映）  【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(平成3年、4年)、養殖収穫量（平成3年、4年）を第10.3-2表から第10.3-5表に示す。</p> <p>また、本発電所敷地周辺の土地利用状況を第10.3-1図に示す。</p> <p>発電所の近くには、爆発、火災及び有毒ガスにより発電用原子炉施設の安全性を損なうような石油コンビナート等の施設はない。したがって、産業活動に伴う爆発、火災及び有毒ガスによって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>第10.3-1表 産業別就業者数 女川原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）（平成24年3月27日付け、平成23・03・01原第12号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3-1表産業別就業者数」の記載内容に同じ。</p> <p>第10.3-2表 主要農産物種類別統計 女川原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）（平成24年3月27日付け、平成23・03・01原第12号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3-2表主要農産物種類別統計」の記載内容に同じ。</p> <p>第10.3-3表 主要飼育家畜種類別統計 女川原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）（平成24年3月27日付け、平成23・03・01原第12号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3-3表主要飼育家畜種類別統計」の記載内容に同じ。</p> <p>第10.3-4表 漁業地区別・魚種別漁獲量統計（属人） 女川原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）（平成24年3月27日付け、平成23・03・01原第12号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3-4表漁業地区別・魚種別漁獲量統計（属人）」の記載内容に同じ。</p> <p>第10.3-5表 漁業地区別・種類別海面養殖業の収穫量（属人） 女川原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）（平成24年3月27日付け、平成23・03・01原第12号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3-5表漁業地区別・種類別海面養殖業の収穫量（属人）」の記載内容に同じ。</p> <p>第10.3-1図 発電所敷地周辺の土地利用状況図 女川原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）（平成24年3月27日付け、平成23・03・01原第12号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3-1図発電所敷地周辺の土地利用状況図」の記載内容に同じ。</p>	<p>また、発電所周辺の土地利用状況を第6.3.1図に示す。</p> <p>発電所の近くには、爆発、火災及び有毒ガスにより発電用原子炉施設の安全性を損なうような石油コンビナート等の施設はない。したがって、産業活動に伴う爆発、火災及び有毒ガスによって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>第6.3.1表 産業別就業者数 泊発電所原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉の増設）（平成15年7月2日付け、平成14・07・31原第2号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3.1表産業別就業者数」の記載内容に同じ。</p> <p>第6.3.2表 主要農作物種類別統計 泊発電所原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉の増設）（平成15年7月2日付け、平成14・07・31原第2号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3.2表主要農作物種類別統計」の記載内容に同じ。</p> <p>第6.3.3表 主要飼育家畜種類別統計 泊発電所原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉の増設）（平成15年7月2日付け、平成14・07・31原第2号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3.3表主要飼育家畜種類別統計」の記載内容に同じ。</p> <p>第6.3.4表 魚種別漁獲量統計 泊発電所原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉の増設）（平成15年7月2日付け、平成14・07・31原第2号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3.4表魚種別漁獲量統計」の記載内容に同じ。</p> <p>第6.3.1図 発電所敷地周辺の土地利用状況図 泊発電所原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉の増設）（平成15年7月2日付け、平成14・07・31原第2号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3.1図発電所敷地周辺の土地利用状況図」の記載内容に同じ。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 ・発電所名及び申請内容の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・発電所名及び申請内容の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・発電所名及び申請内容の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・発電所名及び申請内容の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊の周辺町村では海面養殖業はない</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・発電所名及び申請内容の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6.5 外部火災影響施設</p> <p>発電所から約78km離れた所に福井臨海地区の石油コンビナート施設がある。また、発電所周辺の石油コンビナート施設以外の主な産業施設として、おおい町にガソリンスタンド及び高浜町に日立造船株式会社若狭事業所（機械製造）がある（平成29年1月現在）。発電所周辺の石油コンビナート施設の位置を第6.5.1図に示す。</p>  <p>第6.5.1図 発電所周辺の石油コンビナート施設の位置</p>		<p>6.5 外部火災影響施設</p> <p>発電所から約70km離れた所に石狩地区的石油コンビナート施設、約90km離れた所に苫小牧地区的石油コンビナート施設がある。また、発電所周辺の石油コンビナート施設以外の主な産業施設として、共和町にガソリンスタンドがある。発電所周辺の石油コンビナート施設の位置を第6.5.1図に示す。</p>  <p>第6.5.1図 発電所周辺の石油コンビナート施設の位置</p>	<p>【女川】記載の充実（大飯参照）  <b>【大飯】</b>          地域特性による石油コンビナート等特別防災区域及び産業施設の相違</p>
<p>1.4 設備等</p> <p>該当なし</p>		<p>10. 生物</p> <p>10.2 植生</p> <p>泊発電所3号炉増設に伴う環境影響調査において、植生に関する調査を実施している。その結果は以下のとおりである。</p> <p>発電所周辺地域は、ほとんどが落葉広葉樹を主体とするミズナラーブナクラス域に属しており、雷電山山腹、ニセコ山彙尾根等は亜寒帯・亜高山帯に、雷電山、ニセコアンヌプリ及びイワオヌプリ山頂部は寒帯・高山帯に属している。</p> <p>自然植生として、ミズナラーブナクラス域では下部針広混交林、エゾイタヤーシナノキ群落、ヤナギ低木群落、自然草原、風衝草原が、亜寒帯・亜高山帯ではアカエゾマツ群集、エゾマツツダケカンバ群落、ササダケカンバ群落、ササ自然草原が、寒帯・高山帯ではコケモモハイマツ群集、高山ハイデ及び風衝草原がみられる。また、海岸部の砂丘地、断崖部に砂丘植生、海岸断崖植生がみられる。</p> <p>代償植生として、ミズナラーブナクラス域ではササ草原、ススキ草原、伐跡群落がみられる。また、植林地・耕作地植生として常緑針葉樹植林、トドマツ植林、アカエゾマツ植林、落葉針葉樹植林、落葉広葉樹植林、落葉果樹園、畑地、耕作放棄地雜草群落、牧草地、ゴルフ場、水田がみられる。</p>	<p>【女川】記載箇所の相違  <b>・女川は前段に記載①</b>  <b>(比較は前段で実施)</b></p>
		<p>1.4 設備等</p> <p>該当なし</p>	<p>【女川】記載の充実（大飯参照）</p>

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別添1 大飯発電所3号炉及び4号炉 設置許可基準規則等への適合状況説明資料 (外部火災)  第6条：外部からの衝撃による損傷の防止  目次 1. 基本方針   1.1 基本事項   1.2 想定する外部火災   1.3 防護対象設備  2. 火災の影響評価   2.1 森林火災   2.2 近隣の産業施設の火災・爆発   2.3 航空機墜落による火災   2.4 二次的影響の評価  3. 安全機能を維持するための運用対策   3.1 防火帯の確保   3.2 消火活動に係る体制  添付資料 1. 外部火災の防護対象設備の考え方について 2. FARSITE 解析に必要な入力データ（土地データ・気象データ）について 3. FARSITE の解析結果について 4. 防火帯の設定について 6. 森林火災の到達時間（自衛消防隊の消火活動の成立性）について 16. 外部火災時の屋外モニタリングポストの対応について 5. 森林火災における温度影響評価について 19. コンクリート耐熱 200°C の根拠について 17. 建屋外壁表面温度の評価式について 15. 海水ポンプ附属設備の温度影響評価について 18. 建屋外壁表面温度初期値の考え方について 20. 石油コンビナート等の調査結果について 8. 石油コンビナート等の火災・爆発による原子力発電所への影響評価について 21. 輸送車両、有毒ガス、漂流船舶の衝突による影響について 9. 敷地内におけるタンク火災による影響評価について</p>	<p>別添1 女川原子力発電所2号炉 外部火災影響評価について  目次 1. 基本方針   1.1 基本事項   1.2 想定する外部火災   1.3 防護対象設備  2. 火災の影響評価   2.1 森林火災   2.2 近隣の産業施設の火災・爆発及び二次的影響（飛来物）   2.3 航空機墜落による火災   2.4 二次的影響（ばい煙、有毒ガス）の評価  添付資料 1. 外部火災影響評価対象の考え方について 2. 森林火災による影響評価について</p>	<p>別添1 泊発電所3号炉 外部火災影響評価について  目次 1. 基本方針   1.1 基本事項   1.2 想定する外部火災   1.3 防護対象設備  2. 火災の影響評価   2.1 森林火災   2.2 近隣の産業施設の火災・爆発及び二次的影響（飛来物）   2.3 航空機墜落による火災   2.4 二次的影響（ばい煙 及び有毒ガス）の評価  添付資料 1. 外部火災影響評価対象の考え方について 2. 森林火災による影響評価について  3. 石油コンビナート等の火災・爆発について 4. 燃料輸送車両の火災・爆発について 5. 漂流船舶の火災・爆発について 6. 敷地内における危険物施設の火災について</p>	<p>【女川・大飯】 発電所名の相違 【大飯】記載表現の相違  【女川】記載表現の相違  【大飯】記載方針の相違 ・泊、女川は2.1に記載  【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せざ）</p>

## 泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10. 発電所敷地内への航空機落下による火災の影響評価について          14. 航空機落下に起因する敷地内危険物タンクの火災による原子炉施設への影響について          12. 火災影響評価のカテゴリ分けを考慮した航空機落下確率評価について          11. 自衛隊機または米軍機の用途による分類について          13. 航空機の落下による火災の影響評価に用いたデータについて          7. ばい煙および有毒ガスの影響評価について</p> <p>&lt;概要&gt;</p> <p>1. において、想定する外部火災及び評価内容を整理するとともに、外部火災からの防護対象設備を整理する。          2. において、想定する外部火災の影響評価結果について説明する。          3. において、外部火災における原子炉施設の安全機能を維持するための運用対策を整理する。</p>	<p>7. <b>女川原子力発電所</b>の敷地内への航空機墜落による火災について          8. ばい煙及び有毒ガスの影響評価について</p> <p>&lt;概要&gt;</p> <p>1. において、想定する外部火災及び評価内容を整理するとともに、外部火災からの防護対象設備を整理する。          2. において、想定する外部火災の影響評価結果及び原子炉施設の安全機能を維持するための運用対策を整理する。</p>	<p>7. <b>泊発電所</b>の敷地内への航空機墜落による火災について          8. ばい煙及び有毒ガスの影響評価について</p> <p>&lt;概要&gt;</p> <p>1. において、想定する外部火災及び評価内容を整理するとともに、外部火災からの防護対象設備を整理する。          2. において、想定する外部火災の影響評価結果及び<b>発電用</b>原子炉施設の安全機能を維持するための運用対策を整理する。</p>	<p>【女川】発電所名の相違  <b>【女川・大飯】記載表現の相違          【大飯】記載方針の相違</b></p>

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

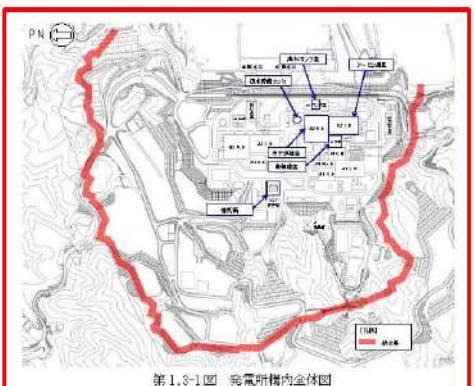
大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
1. 基本方針	1.1 基本事項	1. 基本方針	1.1 基本事項	1. 基本方針	1.1 基本事項			
原子力規制委員会の定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、「設置許可基準規則」という。）」第6条において、外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設は想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないのでなければならないとされている。 このため、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」に基づき、外部火災影響評価を行い、外部火災により、安全施設へ影響を与えること及び発電所敷地外で発生する火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを評価する。	原子力規制委員会の定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下、「設置許可基準規則」という。）第6条において、外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないのでなければならないとされている。 このため、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」（以下、「外部火災影響評価ガイド」という。）に基づき、外部火災影響評価を行い、外部火災により、安全施設へ影響を与えないこと及び発電所敷地外で発生する火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを評価する。	原子力規制委員会の定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下、「設置許可基準規則」という。）第6条において、外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないのでなければならないとされている。 このため、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」（以下、「外部火災影響評価ガイド」という。）に基づき、外部火災影響評価を行い、外部火災により、安全施設へ影響を与えないこと及び発電所敷地外で発生する火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを評価する。						
1.2 想定する外部火災 設置許可基準規則第6条において、敷地及び敷地周辺から想定される自然現象又は人為事象として森林火災、近隣の産業施設の火災・爆発、飛来物（航空機墜落）を挙げている。 このことから、想定する外部火災は以下のとおりとする。 (1) 森林火災 (2) 近隣の産業施設の火災・爆発 (3) 航空機墜落による火災 また、具体的な評価内容等については、以下のとおりである。	1.2 想定する外部火災 設置許可基準規則第6条において、敷地及び敷地周辺から想定される自然現象又は人為事象として森林火災、近隣の産業施設の火災・爆発、航空機墜落による火災を挙げている。 のことから、想定する外部火災は以下のとおりとする。 (1) 森林火災 (2) 近隣の産業施設の火災・爆発 (3) 航空機墜落による火災 また、具体的な評価内容等については、次のとおりである。	1.2 想定する外部火災 設置許可基準規則第6条において、敷地及び敷地周辺から想定される自然現象又は人為事象として森林火災、近隣の産業施設の火災・爆発、航空機墜落による火災を挙げている。 のことから、想定する外部火災は以下のとおりとする。 (1) 森林火災 (2) 近隣の産業施設の火災・爆癶 (3) 航空機墜落による火災 また、具体的な評価内容等については、次のとおりである。	【大飯】記載表現の相違					
火災種別	考慮すべき火災	評価内容	評価項目	評価項目	第1.2-1表 外部火災評価内容	第1.2-1表 外部火災評価内容		
森林火災	発電所敷地外10km以内に発火点を設定した森林火災	・森林火災シミュレーション解析コード（FARSITE）を用いた森林火災評価 ・森林火災評価に基づく防護対象設備の熱影響評価	・防火帯幅評価 ・熱影響評価 ・危険距離評価	・火災到達時間評価 ・防火帯幅評価 ・熱影響評価 ・危険距離評価	火災種別	考慮すべき火災	評価内容	評価項目
近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外10km以内の石油コンビナート等の火災・爆発 発電所敷地内の危険物貯蔵設備の火災による熱影響評価 発電所港湾内に入港する船舶の火災	・危険距離評価 ・熱影響評価 ・熱影響評価	森林火災	・発電所敷地外10km以内を発火点とした発電所に迫る森林火災	・森林火災シミュレーションコード（FARSITE）を用いた森林火災評価 ・森林火災評価に基づく発電用原子炉施設の熱影響評価	森林火災	発電所敷地外10km以内を発火点とした発電所に迫る森林火災	・火災到達時間評価 ・防火帯幅評価 ・熱影響評価 ・危険距離評価
航空機墜落による火災	敷地への航空機墜落時の火災	・墜落を想定する航空機に相当する火災を想定した防護対象設備の熱影響評価	近隣の産業施設の火災・爆発	・発電所敷地外の石油コンビナート等について発電所との距離等を考慮した危険距離及び危険限界距離評価 ・発電所敷地内の危険物施設火災による熱影響評価	・発電所敷地外の石油コンビナート等について発電所との距離等を考慮した危険距離及び危険限界距離評価 ・危険距離評価 ・危険限界距離評価	発電所敷地内の危険物施設の火災	・発電所敷地内の危険物施設火災による熱影響評価	・熱影響評価
			航空機墜落による火災	・墜落を想定する航空機に相当する火災を想定した防護対象設備の熱影響評価	航空機墜落による火災	・墜落を想定する航空機に相当する火災を想定した防護対象設備の熱影響評価	・熱影響評価	二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価

## 泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>1.3 防護対象設備</b></p> <p>安全施設に対して、外部火災の影響を受けた場合、原子炉の安全性を確保するために必要な設計上の要求機能を喪失し、安全性の確保が困難となるおそれがあることから、安全機能を有する設備について外部火災に係る防護対象とする。</p> <p>安全機能を有する設備としては、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類審査指針」という。）において、安全機能を有する設備とされるクラス1、2、3に該当する構築物、系統及び機器が該当する。また、ガイドにおいても発電所敷地外で発生する火災が原子炉施設（ガイドにおける「原子炉施設」は、安全機能を有する構築物、系統及び機器を内包するものに限る。）へ影響を与えないこと等を評価することとされていることから、今回設定した防護対象と同様である。</p> <p><b>重大事故等対処設備について</b>は、上記設備を防護することにより、外部火災による重大事故の発生に至ることはないが、炉心損傷防止等の原子炉の安全性にかかる対策に大きな影響を与えるおそれがあることから、外部火災による影響が及ぶおそれがある場合には、保管位置から影響の及ばない位置に移動または防火帯幅の確保、外部火災に対する消火活動の実施により外部火災の熱影響を回避する。  <small>(添付資料 1)</small></p>	<p><b>1.3 防護対象設備（添付資料-1 参照）</b></p> <p>安全施設に対して、外部火災の影響を受けた場合、原子炉の安全性を確保するために必要な設計上の要求機能を喪失し、安全性の確保が困難となるおそれがあることから、安全機能を有する設備について外部火災に係る防護対象とする。</p> <p>設置許可基準規則第6条における安全施設とは、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器（以下「安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器」という。）とする。</p> <p>外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設のうち、外部事象防護対象施設は、外部事象に対し必要な構築物、系統及び機器（発電用原子炉を停止するため、また、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機能、又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器、並びに、使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止の機能、又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器として安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器。）に加え、それらを内包する建屋とする。</p> <p>安全施設に対して、外部火災の影響を受けた場合、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な設計上の要求機能を喪失し、安全性の確保が困難となるおそれがあることから、安全機能を有する設備について外部火災に対し安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p><b>1.3 防護対象設備（添付資料-1 参照）</b></p> <p>安全施設に対して、外部火災の影響を受けた場合、<b>発電用原子炉</b>の安全性を確保するために必要な設計上の要求機能を喪失し、安全性の確保が困難となるおそれがあることから、安全機能を有する設備について外部火災に係る防護対象とする。</p> <p>設置許可基準規則第6条における安全施設とは、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器（以下「安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器」という。）とする。</p> <p>外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設のうち、外部事象防護対象施設等は、外部事象に対し必要な構築物、系統及び機器（発電用原子炉を停止するため、また、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機能、又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器、並びに、使用済燃料ピットの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止の機能、又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器として安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器。）に加え、それらを内包する建屋とする。</p> <p>安全施設に対して、外部火災の影響を受けた場合、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な設計上の要求機能を喪失し、安全性の確保が困難となるおそれがあることから、安全機能を有する設備について外部火災に対し安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p><b>【女川・大飯】</b> 記載表現の相違</p> <p><b>【大飯】</b> 記載方針の相違（女川に記載統一：着色せざる）</p> <p><b>【女川】</b> 記載方針の相違 ・泊は外部事象防護対象施設を内包する建屋も含んだ表現をしている  <b>【女川】</b> 名称の相違</p> <p><b>【大飯】</b> 記載方針の相違 ・重大事故等対処設備に対する方針は女川、泊も添付資料1に大飯と同様の内容で記載</p> <p><b>【女川】</b> 設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違  <b>【大飯】</b> 記載方針の相違（女川実績の反映）</p>



## 泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

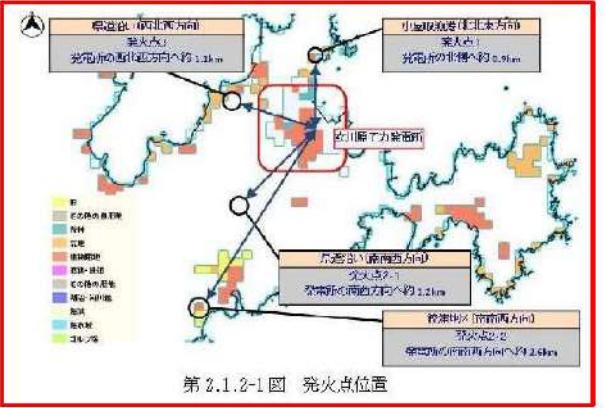
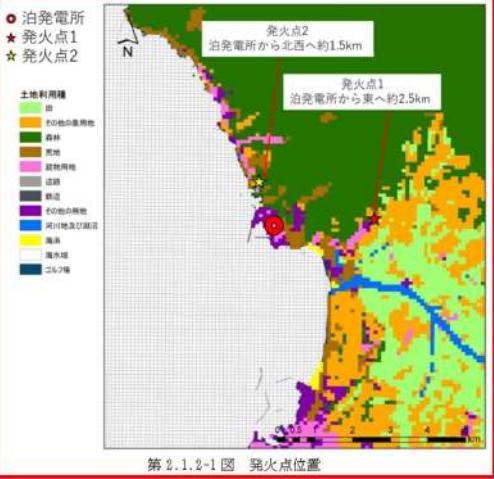
## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p><b>2. 火災の影響評価</b></p> <p>2.1 森林火災（添付資料2～6）</p> <p>2.1.1 評価内容</p> <p>発電所敷地外で発生する森林火災が、発電所へ迫った場合でも原子炉施設に影響を及ぼさないことを以下の項目により評価している。</p> <p>(1) 火災の到達時間の評価          (2) 防火帯幅の評価          (3) 原子炉施設の熱影響          (4) 危険距離の評価</p> <p>2.1.2 評価要領</p> <p>森林火災の解析にあたっては、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」において推奨されている森林火災シミュレーション解析コードFARSITEを使用し、以下の設定により解析している。</p> <p>(1) 森林の現状を把握するため、職種や生育状況に関する情報を有する森林簿の空間データ入手し、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齡によりさらに細分化する。</p> <p>(2) 気象条件は、過去10年間を調査し、森林火災の発生件数が比較的多い月（3～6月）を考慮して、森林火災の延焼を拡大させる観点から、FARSITEの条件として適切と判断される最小湿度、最高気温及び最大風速を設定する。</p> <p>(3) 風向において他の気象条件と同様、過去10年間を調査し、森林火災の発生件数が比較的多い月（3～6月）を考慮して、卓越風向を選定すべく、最大風速における風向および最多風向の出現回数を調査し、出現回数が多いものを設定する。なお、風向の選定にあたり、発火点と考えられない地点（人が立ち入る地点がない）の方向は対象から除外する。</p> <p>(4) 発火点は福井県における森林火災の最多発生原因である「野焼き」と「焚き火」を考慮し、火災が広がりやすい植生である田の領域を発火点として設定する。また、卓越風向（南東、南南東、南）がおよそ発電所の風上方向となる様、発火点を3箇所設定する。</p>	<p><b>2. 火災の影響評価</b></p> <p>2.1 森林火災（添付資料2参照）</p> <p>2.1.1 評価内容</p> <p>発電所敷地外で発生する森林火災が、発電所へ迫った場合でも原子炉施設に影響を及ぼさないことを以下の項目により評価した。</p> <p>(1) 火炎到達時間の評価          (2) 防火帯幅の評価          (3) 熱影響の評価          (4) 危険距離の評価</p> <p>2.1.2 評価要領</p> <p>森林火災の解析にあたっては、外部火災影響評価ガイドにおいて推奨されている森林火災シミュレーション解析コード（FARSITE）を使用し、以下の設定により解析した。</p> <p><b>第2.1.2-1表 森林火災評価のための入力データ</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>データ種類</th> <th>発電所での評価で用いたデータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地利用データ</td> <td>国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用した。</td> </tr> <tr> <td>植生データ</td> <td>宮城県及び東北森林管理署より森林簿を入手し、森林簿の情報を基に防火常周辺の植生調査を実施した。 その結果から、保守的に可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種、林齡により細分化した。</td> </tr> <tr> <td>地形データ</td> <td>基盤地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用した。 敷地内は、当社敷地地図及び航空レーザー測量標高データを使用した。</td> </tr> <tr> <td>気象データ</td> <td>宮城県において森林火災の発生件数が多い3月から5月における過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用した。 なお、風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定した。</td> </tr> </tbody> </table> <p>10年間の気象観測データで確認された森林火災発生件数の多い3月から5月の卓越風向は北東、南南西及び西北西の3つのグループに分けられる。よって、卓越風向グループの3方向ごとに人為的行為を想定した発火点を設定した。</p> <p>発火点は以下の4地点を設定した。</p>	データ種類	発電所での評価で用いたデータ	土地利用データ	国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用した。	植生データ	宮城県及び東北森林管理署より森林簿を入手し、森林簿の情報を基に防火常周辺の植生調査を実施した。 その結果から、保守的に可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種、林齡により細分化した。	地形データ	基盤地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用した。 敷地内は、当社敷地地図及び航空レーザー測量標高データを使用した。	気象データ	宮城県において森林火災の発生件数が多い3月から5月における過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用した。 なお、風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定した。	<p><b>2. 火災の影響評価</b></p> <p>2.1 森林火災（添付資料2参照）</p> <p>2.1.1 評価内容</p> <p>発電所敷地外で発生する森林火災が、発電所へ迫った場合でも発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを以下の項目により評価した。</p> <p>(1) 火炎到達時間の評価          (2) 防火帯幅の評価          (3) 熱影響の評価          (4) 危険距離の評価</p> <p>2.1.2 評価要領</p> <p>森林火災の解析にあたっては、外部火災影響評価ガイドにおいて推奨されている森林火災シミュレーション解析コード（FARSITE）を使用し、以下の設定により解析した。</p> <p><b>第2.1.2-1表 森林火災評価のための入力データ</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>データ種類</th> <th>発電所での評価で用いたデータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地利用データ</td> <td>国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用した。</td> </tr> <tr> <td>植生データ</td> <td>北海道より森林簿を入手し、森林簿の情報を基に発電所周辺の植生調査を実施した。 その結果から、保守的に可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齡により細分化した。</td> </tr> <tr> <td>地形データ</td> <td>基盤地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用した。</td> </tr> <tr> <td>気象データ</td> <td>北海道において森林火災の発生件数が多い4月から8月における過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用了。 なお、風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定した。</td> </tr> </tbody> </table> <p>10年間の気象観測データで確認された森林火災発生件数の多い4月から6月の卓越風向は東及び北西の2つのグループに分けられる。よって、卓越風向グループの2方向ごとに人為的行為を想定した発火点を設定した。</p> <p>発火点は以下の2地点を設定した。</p>	データ種類	発電所での評価で用いたデータ	土地利用データ	国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用した。	植生データ	北海道より森林簿を入手し、森林簿の情報を基に発電所周辺の植生調査を実施した。 その結果から、保守的に可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齡により細分化した。	地形データ	基盤地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用した。	気象データ	北海道において森林火災の発生件数が多い4月から8月における過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用了。 なお、風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定した。	<p>【女川・大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違          ・地域特性による相違</p> <p>【女川】設計方針の相違          ・地域特性による相違</p> <p>【女川】設計方針の相違          ・地域特性による相違</p>
データ種類	発電所での評価で用いたデータ																						
土地利用データ	国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用した。																						
植生データ	宮城県及び東北森林管理署より森林簿を入手し、森林簿の情報を基に防火常周辺の植生調査を実施した。 その結果から、保守的に可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種、林齡により細分化した。																						
地形データ	基盤地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用した。 敷地内は、当社敷地地図及び航空レーザー測量標高データを使用した。																						
気象データ	宮城県において森林火災の発生件数が多い3月から5月における過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用した。 なお、風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定した。																						
データ種類	発電所での評価で用いたデータ																						
土地利用データ	国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用した。																						
植生データ	北海道より森林簿を入手し、森林簿の情報を基に発電所周辺の植生調査を実施した。 その結果から、保守的に可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齡により細分化した。																						
地形データ	基盤地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用した。																						
気象データ	北海道において森林火災の発生件数が多い4月から8月における過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用了。 なお、風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定した。																						

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

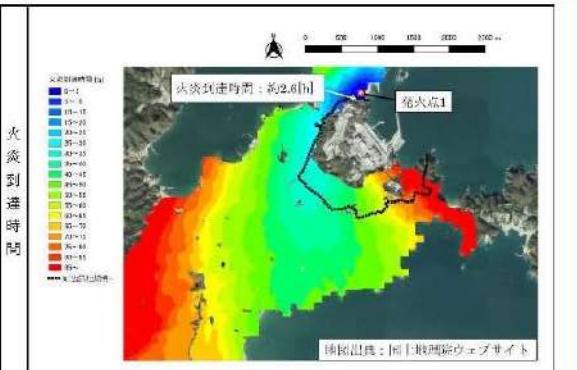
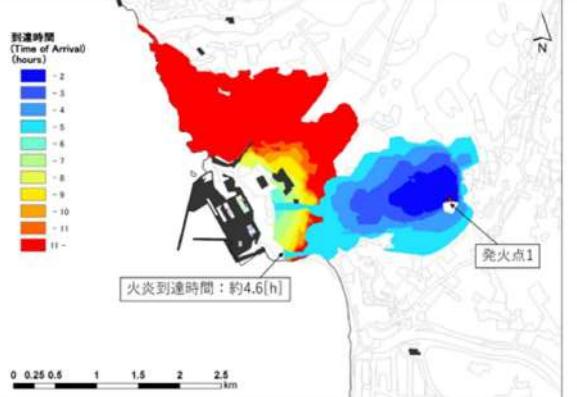
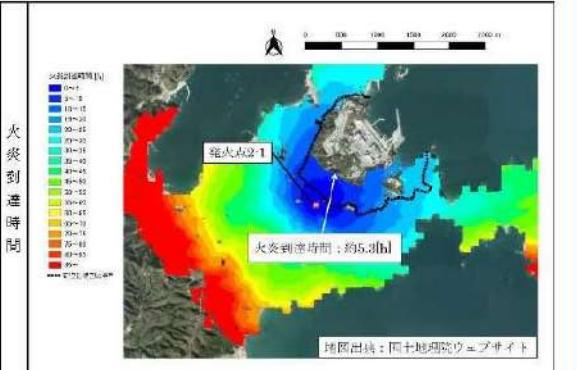
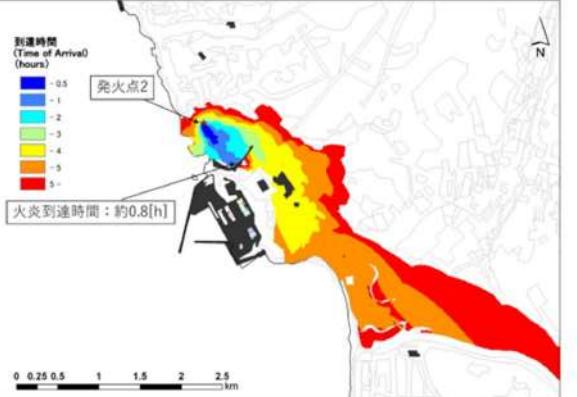
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
a. 発火点1：発電所の南東約0.9kmの田の領域	(発火点1) 卓越風向の北北東方向において、民宿、社員寮等の居住区が存在する小屋取地区の漁港沿いに発火点を選定する（2号炉原子炉炉心の中心から約0.9km）。  (発火点2-1) 卓越風向の南南西方向において、発電所に近い県道沿いに発火点を選定する（2号炉原子炉炉心の中心から約1.2km）。  (発火点2-2) 卓越風向の南南西方向において、居住地区及び田が存在する鮫浦地区に発火点を選定する（2号炉原子炉炉心の中心から約2.6km）。  (発火点3) 卓越風向の西北西方向において、発電所周辺の道路沿いから、発電所に近い地点に発火点を選定する（2号炉原子炉炉心の中心から約1.1km）。  (5) 発電所を含む南北13km、東西13kmの範囲を評価対象範囲として設定する。	(発火点1) 卓越風向の東方向において、社員寮等の居住区が存在する道路脇に発火点を選定する（3号炉原子炉炉心の中心から約2.5km）。  (発火点2) 卓越風向の北西方向において、民家等の居住区が存在する集落端と森林の境界部に発火点を選定する（3号炉原子炉炉心の中心から約1.5kmの距離）。	【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違
b. 発火点2：発電所の南南東約0.9kmの田の領域			【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違
c. 発火点3：発電所の南西約1.5kmの田の領域			【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違
			【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違 (泊も西側の海域にあたる範囲は評価対象外である)
2.1.3 評価結果	2.1.3 評価結果	2.1.3 評価結果	【大飯】記載表現の相違
2.1.3.1 火災の到達時間の評価	2.1.3.1 火炎到達時間の評価	2.1.3.1 火炎到達時間の評価	【大飯】記載表現の相違
想定される森林火災による防火帯境界までの到達時間は、評価上最も厳しいケースで2.7時間程度である。	(1) 火炎到達時間 想定した森林火災による防火帯境界までの火炎到達時間は、最も到達時間が短い発火点3のケースで約1.8時間であることを確認した。	(1) 火炎到達時間 想定した森林火災による防火帯境界までの火炎到達時間は、最も到達時間が短い発火点2のケースで約0.8時間であることを確認した。	【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

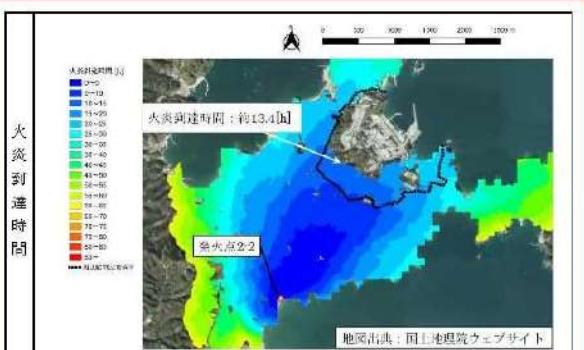
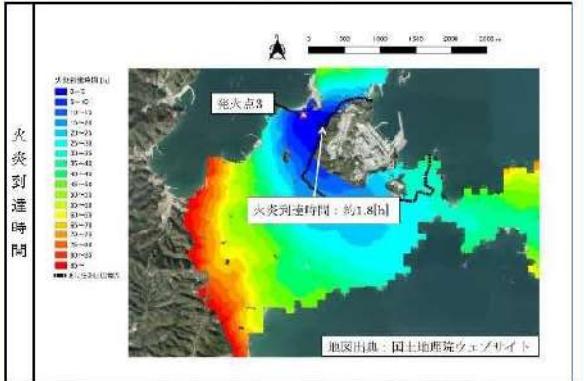
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
	<p>第2.1.3.1-1表 火炎到達時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発火点位置</th><th>火炎到達時間[h]</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発火点1</td><td>約2.6</td></tr> <tr> <td>発火点2-1</td><td>約5.3</td></tr> <tr> <td>発火点2-2</td><td>約13.4</td></tr> <tr> <td>発火点3</td><td>約1.8</td></tr> </tbody> </table>  <p>第2.1.3.1-1(a)図 発火点1：北（小屋取漁港道路沿い）の火炎到達時間</p>  <p>第2.1.3.1-1(a)図 発火点1：東（道路脇畠）の火炎到達時間</p>	発火点位置	火炎到達時間[h]	発火点1	約2.6	発火点2-1	約5.3	発火点2-2	約13.4	発火点3	約1.8	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価 結果の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
発火点位置	火炎到達時間[h]											
発火点1	約2.6											
発火点2-1	約5.3											
発火点2-2	約13.4											
発火点3	約1.8											
	 <p>第2.1.3.1-1(b)図 発火点2-1：南西（県道41号線沿い）の火炎到達時間</p>	 <p>第2.1.3.1-1(b)図 発火点2：北西（集落端と森林の境界部）の火炎到達時間</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価 結果の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>									

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

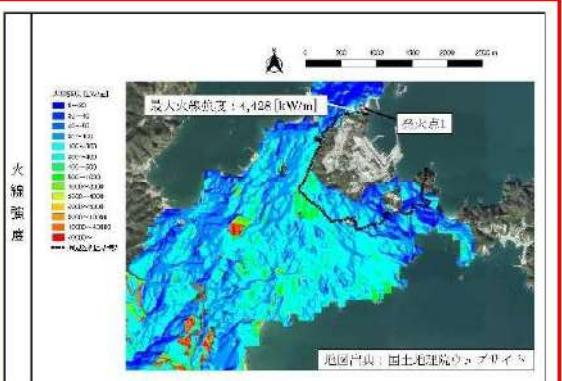
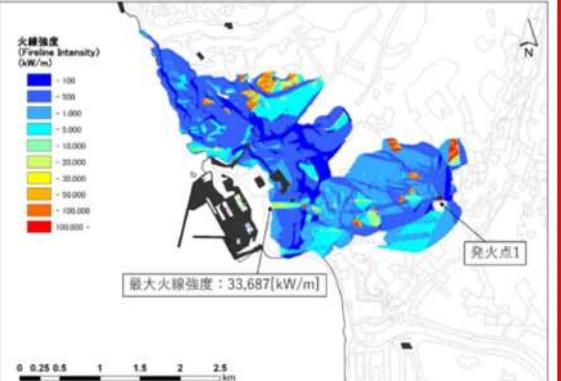
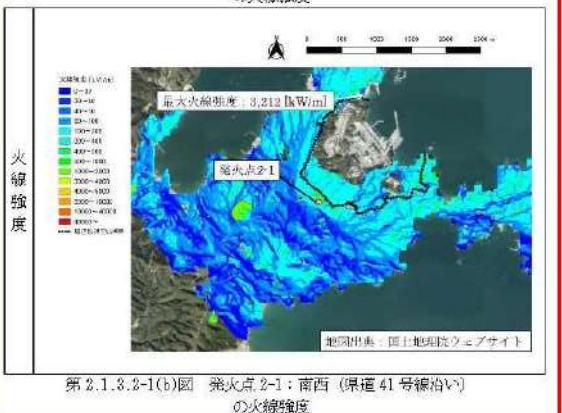
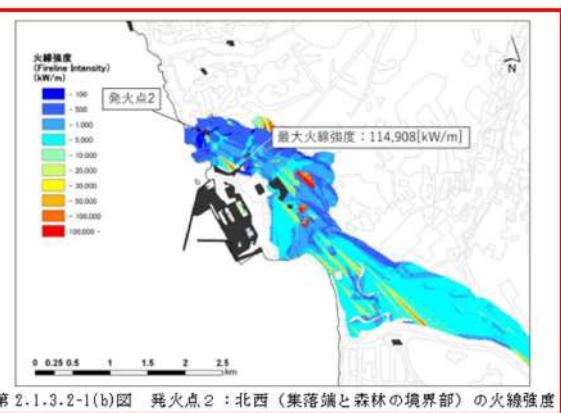
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>火炎到達時間</p> <p>火炎到達時間：約13.4[分]</p> <p>発火点2-2</p> <p>地図出典：国土地盤調査ウェブサイト</p> <p>第2.1.3.1-1(c)図 発火点2-2：南南西（駫浦地区（田））の火炎到達時間</p>  <p>火炎到達時間</p> <p>火炎到達時間：約1.8[分]</p> <p>発火点3</p> <p>地図出典：国土地理院ウェブサイト</p> <p>第2.1.3.1-1(d)図 発火点3：西北西（塙浜地区道路沿い）の火炎到達時間</p>		<p>【女川】 設計方針の相違          ・地域特性による評価          結果の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違          （女川実績の反映）</p>
<p>これに対して、発電所の自衛消防隊は24時間常駐しており、早期に消火体制を確立することができるから、防火帯の外縁（火炎側）での消火活動について、発電所の自衛消防隊による対応は十分可能である。</p> <p>また、自衛消防隊による消火活動は、外部電源喪失時においても、ディーゼル駆動消火ポンプが運転可能であることから、屋外消火栓及び消防自動車を用いて消火活動が可能である。</p> <p>3.2 消火活動に係る体制</p> <p>森林火災等が防護対象に延焼してきた場合を想定し、延焼してきた周辺の施設を防護するため、屋外消火栓及び消防自動車を用いた消火活動を行うこととしている。</p> <p>これらの消火活動については、発電所に24時間常駐している消火活動要員で対応する。</p>	<p>(2) 予防散水活動及び体制</p> <p>自衛消防隊の初期消火要員（10名）が24時間常駐しており、早期に予防散水活動の実施体制を確立することが可能であることから、火炎到達時間内での予防散水（周辺の樹木や防火帯等）が可能である。</p> <p>なお、防火帯の外側に設置されているモニタリングポスト（クラス3）については、森林火災の進展により可搬型モニタリングポスト（防火帯の内側に保管）による代替測定を実施する。</p>	<p>(2) 予防散水活動及び体制</p> <p>自衛消防隊の初期消火要員（11名）が24時間常駐しており、早期に予防散水活動の実施体制を確立することが可能であることから、火炎到達時間内での予防散水（周辺の樹木や防火帯等）が可能である。</p> <p>なお、防火帯の外側に設置されているモニタリングポスト及びモニタリングステーション（クラス3）については、森林火災の進展により可搬型モニタリングポスト（防火帯の内側に保管）による代替測定を実施する。</p>	<p>【大飯】          記載方針の相違（女川に記載統一：着色せり）</p> <p>【女川】 体制の相違</p> <p>【女川】 設計方針の相違          ・泊はモニタリングポストに加えてモニタリングステーションも設置している</p>

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

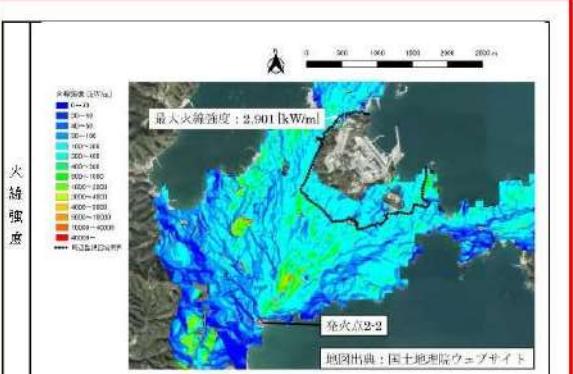
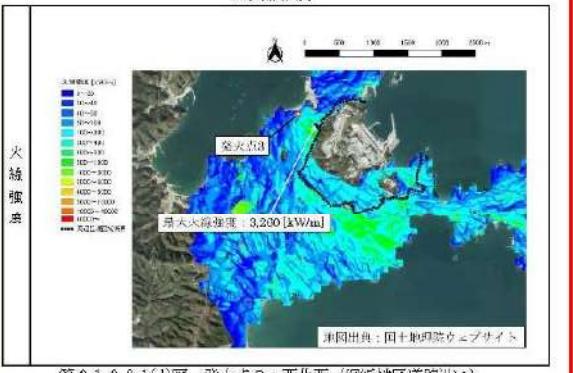
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
2.1.3.2 防火帯幅の評価	<p>2.1.3.2 防火帯幅の評価          (1) 最大火線強度</p> <p>防火帯外縁より約 100m の範囲における最大火線強度、火炎が防 火帯外縁に最も早く到達する火炎到達時間は以下のとおりとなり 、最も火線強度が高かった発火点 1 の結果から防火帯幅を決定 する。火炎到達時間については、発火点 3 が最も早く到達する結 果となった。</p> <table border="1"> <caption>第 2.1.3.2-1 表 各発火点の最大火線強度</caption> <thead> <tr> <th>発火点位置</th> <th>最大火線強度 [kW/m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発火点 1</td> <td>4,428</td> </tr> <tr> <td>発火点 2-1</td> <td>3,212</td> </tr> <tr> <td>発火点 2-2</td> <td>2,801</td> </tr> <tr> <td>発火点 3</td> <td>3,260</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第 2.1.3.2-1(a)図 発火点 1：北（小屋取漁港道路沿い）の火線強度</p>  <p>第 2.1.3.2-1(a)図 発火点 1：東（道路脇畠）の火線強度</p>  <p>第 2.1.3.2-1(b)図 発火点 2-1：南西（国道 41 号線沿い）の火線強度</p>  <p>第 2.1.3.2-1(b)図 発火点 2：北西（集落端と森林の境界部）の火線強度</p>	発火点位置	最大火線強度 [kW/m]	発火点 1	4,428	発火点 2-1	3,212	発火点 2-2	2,801	発火点 3	3,260	<p>2.1.3.2 防火帯幅の評価          (1) 最大火線強度</p> <p>防火帯外縁より約 100m の範囲における最大火線強度は以下のと おりとなり、最も火線強度が高かった発火点 2 の結果から<b>最大</b> <b>の</b>防火帯幅を決定する。</p> <table border="1"> <caption>第 2.1.3.2-1 表 各発火点の最大火線強度</caption> <thead> <tr> <th>発火点位置</th> <th>最大火線強度 [kW/m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発火点 1</td> <td>33,687</td> </tr> <tr> <td>発火点 2</td> <td>114,908</td> </tr> </tbody> </table>	発火点位置	最大火線強度 [kW/m]	発火点 1	33,687	発火点 2	114,908	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊も女川も火炎到達 時間と 2.1.3.1 に記載 している（女川の 2.1.3.2 には火炎到達時 間の記載はない）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価 結果の相違（泊の防火帶 幅は地形等を考慮して 地点ごとに設定してい る。）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価 結果の相違</p>
発火点位置	最大火線強度 [kW/m]																		
発火点 1	4,428																		
発火点 2-1	3,212																		
発火点 2-2	2,801																		
発火点 3	3,260																		
発火点位置	最大火線強度 [kW/m]																		
発火点 1	33,687																		
発火点 2	114,908																		

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>火線強度より、発電所に必要な最小防火帯幅を算出した結果、森林部と防護対象設備間に必要な防火帯幅は <b>16.2m</b> となった。</p> <p>これに対して、森林火災の延焼を防止するために、森林伐採を実施し、<b>18m</b> の防火帯幅を確保しており、延焼による防護対象設備への影響がないことを確認した。</p>	<p>火線強度</p>  	<p>(2) 防火帯幅の算出</p> <p>外部火災影響評価ガイドに基づき、防火帯外縁より約 100m の範囲における最大火線強度から「Alexander and Fogarty の手法（風上に樹木が<b>有る</b>場合）」を用いて、防火帯幅（火炎の防火帯突破確率 1 % の値）を算出した結果、評価上必要とされる防火帯幅が <b>19.7m</b> であるため、<b>20m</b> の防火帯幅を確保することにより延焼による防護対象設備への影響がないことを確認した。</p> <p>(2) 防火帯幅の算出</p> <p>外部火災影響評価ガイドに基づき、防火帯外縁より約 100m の範囲における最大火線強度から「Alexander and Fogarty の手法（風上に樹木が<b>無い</b>場合）」を用いて、防火帯幅（火炎の防火帯突破確率 1 % の値）を算出した結果、評価上必要とされる防火帯幅が <b>17.8m</b>（発火点1）であるため、<b>20m</b> の防火帯幅、<b>45.3m</b>（発火点2）であるため、<b>46m</b> の防火帯幅を確保することにより延焼による防護対象設備への影響がないことを確認した。</p> <p>ただし、<b>20m</b> の防火帯幅とする敷地東部の防火帯の一部は、植生等による影響を考慮し、自動的に <b>25m</b> の防火帯幅を確保する（第2.1.3.2-2図の地点B）。</p>	<p>【女川】設計方針の相違          ・地域特性による評価          結果の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違  <b>【女川・大飯】</b>          設計方針の相違          ・泊は地形等の影響により火線強度が高くなる傾向があることから、防火帯の外側に樹木が無い領域 20m を設けている。また、防火帯幅は地形等を考慮して地点ごとに設定している。（2013/10の審査会合にて説明済）</p>

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

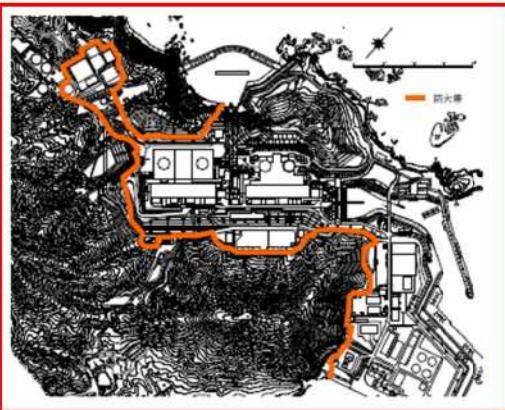
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 安全機能を維持するための運用対策</p> <p>3.1 防火帯の確保</p> <p>森林火災評価結果に基づき、森林火災による防護対象への延焼防止対策として、防火帶（18m以上）を設定する。防火帶の設定に当たっては、発電所内建物、駐車場についても配置を考慮し、これらと干渉しないように防火帶を設定する。</p> <p>また防火帶の管理として、燃焼物及び消火活動に支障となる物品が存在しないことを確認するとともに、必要に応じて除草等の管理を行う。</p>	<p>(3) 防火帯設定の考え方</p> <p>a. 森林火災の延焼を防止するために、防火帶を設定する。</p> <p>b. 防火帶は防護対象設備（クラス1、クラス2、クラス3のうち防火帶の確保により防護する設備）及び重大事故等対処設備を囲うように設定する。</p> <p>c. 防火帶は発電所設備及び駐車場の配置状況を考慮し、干渉しないように設定する。</p> <p>d. 防火帶の設定に当たっては、草木を伐採する等、可燃物を排除する。その後、モルタル吹付けを行い、草木の育成を抑制し、可燃物がない状態を維持する。また、防火帶の管理（定期的な点検等）の方法を火災防護計画に定める。</p>	<p>(3) 防火帯設定の考え方</p> <p>a. 森林火災の延焼を防止するために、<b>森林側から樹木が無い領域及び</b>防火帶を設定する。</p> <p>b. 防火帶は防護対象設備（クラス1、クラス2<b>及び</b>クラス3のうち防火帶の確保により防護する設備）及び重大事故等対処設備を囲うように設定する。</p> <p>c. 防火帶は発電所設備及び駐車場の配置状況を考慮し、干渉しないように設定する。</p> <p>d. 防火帶<b>及び</b>樹木が無い領域の設定に当たっては、草木を伐採する等、可燃物を排除する。その後、<b>防火帶及び一部の樹木が無い領域</b>についてはモルタル吹付けを行い、草木の育成を抑制し、可燃物がない状態を維持する。また、<b>防火帶及び樹木が無い領域</b>の管理（定期的な点検等）の方法を火災防護計画に定める。</p>	<p><b>【女川】</b> 設計方針の相違  <b>・地域特性による評価</b>  <b>結果の相違</b></p> <p><b>【大飯】</b> 記載方針の相違  <b>（女川実績の反映）</b></p> <p><b>【大飯】</b> 記載方針の相違（女川に記載統一：着色せざる）</p> <p><b>【女川】</b> 設計方針の相違  <b>・泊は地域特性上、一部で火線強度が高くなることから、防火帶の外側に樹木が無い領域20mを設けている。</b></p> <p><b>【女川】</b> 記載表現の相違  <b>・泊は樹木が無い領域の一部もモルタル吹付けを実施</b></p>

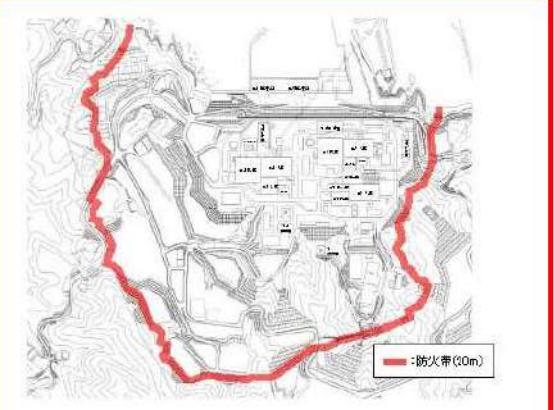
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉



女川原子力発電所 2号炉



第2.1.3.2-3図 防火帯設定図

## 2.1.3.3 原子炉施設の熱影響評価

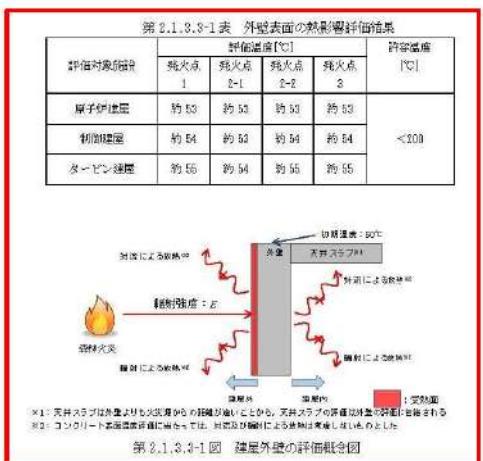
受熱側の輻射強度を用いて、森林部と最も近接している4号炉原子炉周辺建屋外壁における熱影響評価を実施した結果、外壁の表面温度は約92°Cであり、許容温度200°C（火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度）に対して十分に下回っていることを確認した。

## 2.1.3.3 热影響の評価

FARSITE 解析結果である火災到達時間、反応強度及び火炎長から、温度評価に必要なデータを算出し、熱影響評価を行った結果、対象施設に影響がないことを確認した。

## (1) 評価対象施設外壁

森林火災によって上昇するコンクリート外壁表面温度が、許容温度である200°C以下であることを確認した。評価結果を第2.1.3.3-1表に、建屋外壁の評価概念図を第2.1.3.3-1図に示す。



泊発電所 3号炉



第2.1.3.2-3図 防火帯設定図

【女川・大飯】

設計方針の相違  
 • 評価の結果、泊では地域特性上、一部で火線強度が高くなることから、地点に応じて防火帯幅を設定し、防火帯の外側に樹木が無い領域を設定している。

【大飯】記載表現の相違

【女川】記載表現の相違

【大飯】

記載方針の相違（女川に記載統一：着色せざ）

【女川】設計方針の相違

• 地域特性による評価結果の相違  
 • 泊は火災源に対して最短距離の建屋のみを評価している。（輻射強度は離隔距離と比例関係であることから距離が短いものが最も厳しい評価となる。）

## 2.1.3.3 热影響の評価

FARSITE 解析結果である火災到達時間、反応強度及び火炎長から、温度評価に必要なデータを算出し、熱影響評価を行った結果、対象施設に影響がないことを確認した。

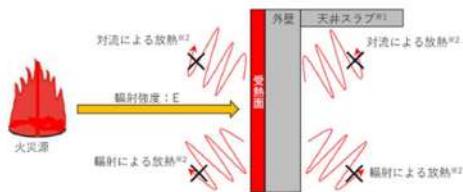
## (1) 評価対象施設外壁

森林火災によって上昇するコンクリート外壁表面温度が、許容温度である200°C以下であることを確認した。評価結果を第2.1.3.3-1表に、建屋外壁の評価概念図を第2.1.3.3-1図に示す。

第2.1.3.3-1表 外壁表面の熱影響評価結果

評価対象施設	評価温度[°C]		許容温度[°C]
	発火点1	発火点2	
原子炉建屋	約82	約80	
原子炉補助建屋	—*	—*	
ディーゼル発電機建屋	—*	—*	
循環水ポンプ建屋	—*	—*	

\*: 各評価対象施設の火災源からの距離が、原子炉建屋(200m)に比べて遠い（原子炉補助建屋(230m)、ディーゼル発電機建屋(230m)及び循環水ポンプ建屋(300m)）ことから、原子炉建屋の評価に包絡される。



\*1: 天井スラブは外壁よりも火災源からの距離が遠いため、外壁の評価に包絡される。  
 \*2: コンクリート表面温度評価に当たっては、対流及び輻射による放熱を考慮しないものとした。

第2.1.3.3-1図 建屋外壁の評価概念図

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>(2) 復水貯蔵タンク</p> <p>森林火災によって上昇する復水貯蔵タンク温度が、許容温度66°C以下であることを確認した。評価結果を第2.1.3.3-2表に、復水貯蔵タンクの評価概念図を第2.1.3.3-2図に示す。</p> <table border="1" data-bbox="842 277 1201 357"> <caption>第2.1.3.3-2表 復水貯蔵タンクの熱影響評価結果</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="3">評価温度[°C]</th> <th rowspan="2">許容温度[°C]</th> </tr> <tr> <th>発火点1</th> <th>発火点2-1</th> <th>発火点2-2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>約51</td> <td>約51</td> <td>約51</td> <td>&lt;66</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2.1.3.3-2図 復水貯蔵タンクの評価概念図</p>	評価対象施設	評価温度[°C]			許容温度[°C]	発火点1	発火点2-1	発火点2-2	復水貯蔵タンク	約51	約51	約51	<66	<p>【女川】設計方針の相違          • プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の施設は無い）</p>
評価対象施設	評価温度[°C]			許容温度[°C]											
	発火点1	発火点2-1	発火点2-2												
復水貯蔵タンク	約51	約51	約51	<66											
	<p>(3) 排気筒</p> <p>森林火災によって上昇する排気筒鉄塔表面温度が、許容温度325°C以下であることを確認した。評価結果を第2.1.3.3-3表に、排気筒の評価概念図を第2.1.3.3-3図に示す。</p> <table border="1" data-bbox="819 786 1246 897"> <caption>第2.1.3.3-3表 排気筒の熱影響評価結果</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="3">評価温度[°C]</th> <th rowspan="2">許容温度[°C]</th> </tr> <tr> <th>発火点1</th> <th>発火点2-1</th> <th>発火点2-2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>約51</td> <td>約51</td> <td>約51</td> <td>&lt;325</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2.1.3.3-3図 排気筒の評価概念図</p>	評価対象施設	評価温度[°C]			許容温度[°C]	発火点1	発火点2-1	発火点2-2	排気筒	約51	約51	約51	<325	<p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）          【女川】設計方針の相違          • 泊の排気筒は鉄塔構造ではないため。          • 地域特性による評価結果の相違</p>
評価対象施設	評価温度[°C]			許容温度[°C]											
	発火点1	発火点2-1	発火点2-2												
排気筒	約51	約51	約51	<325											
<p>また、海水ポンプへの熱影響評価を実施した結果、冷却空気の取込温度は39°Cであり、許容温度□ °C（モータ下部軸受許容温度以下となるために必要な冷却空気の取込温度）に対して下回っていることを確認した。</p> <p>(4) 海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ用電動機）</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの冷却空気の温度が、許容温度以下（原子炉補機冷却海水ポンプ：上部軸受40°C、下部軸受55°C、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ：上部軸受55°C、下部軸受55°C）であることを確認した。</p>		<p>(2) 排気筒</p> <p>森林火災によって上昇する排気筒表面温度が、許容温度325°C以下であることを確認した。評価結果を第2.1.3.3-2表に、排気筒の評価概念図を第2.1.3.3-2図に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1358 801 1965 897"> <caption>第2.1.3.3-2表 排気筒の熱影響評価結果</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="2">評価温度[°C]</th> <th rowspan="2">許容温度[°C]</th> </tr> <tr> <th>発火点1</th> <th>発火点2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>約60</td> <td>約71</td> <td>&lt;325</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2.1.3.3-2図 排気筒の評価概念図</p> <p>(3) 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプの冷却空気の温度が、許容温度以下（原子炉補機冷却海水ポンプ：下部軸受80°C）であることを確認した。</p>	評価対象施設	評価温度[°C]		許容温度[°C]	発火点1	発火点2	排気筒	約60	約71	<325	<p>【女川】記載表現の相違          【女川・大飯】設計方針の相違          • プラント設計の違いによる対象設備の相違          • ボンプ仕様の相違（泊のボンプの上部軸受が水冷式、下部軸受が空冷式であるため下部軸受を評価）          【大飯】記載表現の相違</p>		
評価対象施設	評価温度[°C]			許容温度[°C]											
	発火点1	発火点2													
排気筒	約60	約71	<325												

## 泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																		
	<p>評価結果を第2.1.3.3-4表に、原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの評価概念図を第2.1.3.3-4図に示す。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>第2.1.3.3-4表 海水ポンプの熱影響評価結果</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="4">評価温度[℃]</th> <th rowspan="2">許容温度[℃]</th> </tr> <tr> <th>発火点1</th> <th>発火点2-1</th> <th>発火点2-2</th> <th>発火点3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>約28</td> <td>約28</td> <td>約28</td> <td>約28</td> <td>&lt;40</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ</td> <td>約19</td> <td>約18</td> <td>約18</td> <td>約18</td> <td>&lt;55</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2.1.3.3-4図 海水ポンプの評価概念図</p> </div> <p>2.1.3.4 危険距離の評価</p> <p>想定される森林火災に対して、原子炉補助建屋外壁の表面温度が許容温度200°Cを超えない距離（危険距離）を算出した結果、16mであり、評価上必要とされる危険距離以上の離隔距離（防火帯外縁（火炎側）からの最短距離：約38m）が確保されていることを確認した。</p> <p>(1) 評価対象施設外壁</p> <p>熱影響が最大となる発火点1及び発火点3に対し、各評価対象施設までの危険距離が離隔距離以下となることを確認した。評価結果を第2.1.3.4-1表に示す。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>第2.1.3.4-1表 評価対象施設に対する危険距離</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="4">危険距離[m]</th> <th rowspan="2">離隔距離[m]</th> </tr> <tr> <th>発火点1</th> <th>発火点2-1</th> <th>発火点2-2</th> <th>発火点3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>229</td> </tr> <tr> <td>冷却塔</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>160</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(2) 復水貯蔵タンク</p> <p>熱影響が最大となる発火点1に対し、復水貯蔵タンクまでの危険距離が離隔距離以下となることを確認した。評価結果を第2.1.3.4-2表に示す。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>第2.1.3.4-2表 復水貯蔵タンクに対する危険距離</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="4">危険距離[m]</th> <th rowspan="2">離隔距離[m]</th> </tr> <tr> <th>発火点1</th> <th>発火点2-1</th> <th>発火点2-2</th> <th>発火点3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>240</td> </tr> </tbody> </table> </div>	評価対象施設	評価温度[℃]				許容温度[℃]	発火点1	発火点2-1	発火点2-2	発火点3	原子炉補機冷却海水ポンプ	約28	約28	約28	約28	<40	高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	約19	約18	約18	約18	<55	評価対象施設	危険距離[m]				離隔距離[m]	発火点1	発火点2-1	発火点2-2	発火点3	原子炉建屋	16	14	15	16	229	冷却塔	16	14	15	16	130	タービン建屋	16	14	15	16	160	評価対象施設	危険距離[m]				離隔距離[m]	発火点1	発火点2-1	発火点2-2	発火点3	復水貯蔵タンク	8	4	8	5	240	<p>評価結果を第2.1.3.3-3表に、原子炉補機冷却海水ポンプの評価概念図を第2.1.3.3-3図に示す。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>第2.1.3.3-3表 原子炉補機冷却海水ポンプの熱影響評価結果</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="2">評価温度[℃]</th> <th rowspan="2">許容温度[℃]</th> </tr> <tr> <th>発火点1</th> <th>発火点2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>約44</td> <td>約46</td> <td>&lt;80</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2.1.3.3-3図 原子炉補機冷却海水ポンプの評価概念図</p> </div> <p>2.1.3.4 危険距離の評価</p> <p>熱影響が最大となる発火点に対し、評価対象施設が許容温度を超えない危険距離を算出し、離隔距離が確保されていることを確認した。</p> <p>(1) 評価対象施設外壁</p> <p>熱影響が最大となる発火点1に対し、各評価対象施設までの危険距離が離隔距離以下となることを確認した。評価結果を第2.1.3.4-1表に示す。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>第2.1.3.4-1表 評価対象施設に対する危険距離</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="2">危険距離[m]</th> <th rowspan="2">離隔距離[m]</th> </tr> <tr> <th>発火点1</th> <th>発火点2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>200</td> <td>230</td> <td>34.0</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td>24.7</td> <td>230</td> <td>34.0</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>230</td> <td>230</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> </div>	評価対象施設	評価温度[℃]		許容温度[℃]	発火点1	発火点2	原子炉補機冷却海水ポンプ	約44	約46	<80	評価対象施設	危険距離[m]		離隔距離[m]	発火点1	発火点2	原子炉建屋	200	230	34.0	原子炉補助建屋	24.7	230	34.0	ディーゼル発電機建屋	230	230	300	循環水ポンプ建屋	300	300	300	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川に記載統一：着色せず） 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の施設は無い）</p>
評価対象施設	評価温度[℃]				許容温度[℃]																																																																																																
	発火点1	発火点2-1	発火点2-2	発火点3																																																																																																	
原子炉補機冷却海水ポンプ	約28	約28	約28	約28	<40																																																																																																
高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	約19	約18	約18	約18	<55																																																																																																
評価対象施設	危険距離[m]				離隔距離[m]																																																																																																
	発火点1	発火点2-1	発火点2-2	発火点3																																																																																																	
原子炉建屋	16	14	15	16	229																																																																																																
冷却塔	16	14	15	16	130																																																																																																
タービン建屋	16	14	15	16	160																																																																																																
評価対象施設	危険距離[m]				離隔距離[m]																																																																																																
	発火点1	発火点2-1	発火点2-2	発火点3																																																																																																	
復水貯蔵タンク	8	4	8	5	240																																																																																																
評価対象施設	評価温度[℃]		許容温度[℃]																																																																																																		
	発火点1	発火点2																																																																																																			
原子炉補機冷却海水ポンプ	約44	約46	<80																																																																																																		
評価対象施設	危険距離[m]		離隔距離[m]																																																																																																		
	発火点1	発火点2																																																																																																			
原子炉建屋	200	230	34.0																																																																																																		
原子炉補助建屋	24.7	230	34.0																																																																																																		
ディーゼル発電機建屋	230	230	300																																																																																																		
循環水ポンプ建屋	300	300	300																																																																																																		

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																									
<p>また、海水ポンプの冷却空気の取込温度が許容温度 <span style="background-color: yellow;">□</span> ℃を超えない距離（危険距離）を算出した結果、<span style="background-color: yellow;">□</span> m であり、評価上必要とされる危険距離以上の離隔距離（防火帶外縁（火炎側）からの最短距離：約 203m）が確保されていることを確認した。</p> <p>(3) 排気筒</p> <p>熱影響が最大となる発火点 2-1 に対し、排気筒までの危険距離が離隔距離以下となることを確認した。評価結果を第 2.1.3.4-3 表に示す。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>第 2.1.3.4-3 表 排気筒に対する危険距離</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="4">危険距離[m]</th> <th rowspan="2">離隔距離 [m]</th> </tr> <tr> <th>発火点 1</th> <th>発火点 2-1</th> <th>発火点 2-2</th> <th>発火点 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>339</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ</p> <p>熱影響が最大となる発火点 2-1 に対し、原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプまでの危険距離が離隔距離以下となることを確認した。評価結果を第 2.1.3.4-4 表に示す。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>第 2.1.3.4-4 表 海水ポンプに対する危険距離</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="4">危険距離[m]</th> <th rowspan="2">離隔距離 [m]</th> </tr> <tr> <th>発火点 1</th> <th>発火点 2-1</th> <th>発火点 2-2</th> <th>発火点 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>18</td> <td>21</td> <td>25</td> <td>20</td> <td>302</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ</td> <td>10</td> <td>21</td> <td>18</td> <td>20</td> <td>302</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象施設	危険距離[m]				離隔距離 [m]	発火点 1	発火点 2-1	発火点 2-2	発火点 3	排気筒	8	16	11	15	339	評価対象施設	危険距離[m]				離隔距離 [m]	発火点 1	発火点 2-1	発火点 2-2	発火点 3	原子炉補機冷却海水ポンプ	18	21	25	20	302	高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	10	21	18	20	302	<p>(2) 排気筒</p> <p>熱影響が最大となる発火点 2 に対し、排気筒までの危険距離が離隔距離以下となることを確認した。評価結果を第 2.1.3.4-2 表に示す。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>第 2.1.3.4-2 表 排気筒に対する危険距離</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="2">危険距離[m]</th> <th rowspan="2">離隔距離 [m]</th> </tr> <tr> <th>発火点 1</th> <th>発火点 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>35.4</td> <td>54.0</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>熱影響が最大となる発火点 2 に対し、原子炉補機冷却海水ポンプまでの危険距離が離隔距離以下となることを確認した。評価結果を第 2.1.3.4-3 表に示す。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>第 2.1.3.4-3 表 原子炉補機冷却海水ポンプに対する危険距離</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="2">危険距離[m]</th> <th rowspan="2">離隔距離 [m]</th> </tr> <tr> <th>発火点 1</th> <th>発火点 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>82.0</td> <td>75.3</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象施設	危険距離[m]		離隔距離 [m]	発火点 1	発火点 2	排気筒	35.4	54.0	200	評価対象施設	危険距離[m]		離隔距離 [m]	発火点 1	発火点 2	原子炉補機冷却海水ポンプ	82.0	75.3	300	<p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）      【女川】設計方針の相違・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる対象設備の相違及び地域特性による評価結果の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川に記載統一：着色せざ）</p>
評価対象施設		危険距離[m]					離隔距離 [m]																																																					
	発火点 1	発火点 2-1	発火点 2-2	発火点 3																																																								
排気筒	8	16	11	15	339																																																							
評価対象施設	危険距離[m]				離隔距離 [m]																																																							
	発火点 1	発火点 2-1	発火点 2-2	発火点 3																																																								
原子炉補機冷却海水ポンプ	18	21	25	20	302																																																							
高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	10	21	18	20	302																																																							
評価対象施設	危険距離[m]		離隔距離 [m]																																																									
	発火点 1	発火点 2																																																										
排気筒	35.4	54.0	200																																																									
評価対象施設	危険距離[m]		離隔距離 [m]																																																									
	発火点 1	発火点 2																																																										
原子炉補機冷却海水ポンプ	82.0	75.3	300																																																									
<p>2.2 近隣の産業施設の火災・爆発（添付資料 8, 9）</p> <p>2.2.1 評価内容</p> <p>発電所敷地外 10km 内に設置されている石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の火災やガス爆発が発電所に隣接する地域で起こったとしても原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価している。</p> <p>また、大飯発電所 3 号及び 4 号の発電所敷地内における危険物タンクの火災が、安全機能を有する構築物、系統及び機器を内包する原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価している。</p> <p>2.2.2 評価結果</p> <p>2.2.2.1 石油コンビナート等の施設の影響評価</p> <p>石油コンビナート等特別防災区域として指定されている石油コンビナート等施設として、大飯発電所から北東約 78km に位置する福井臨海地区石油コンビナートがあるが、十分な離隔距離が確保されており、発電所への影響を考慮する必要はない。</p> <p>2.2.2.2 評価結果</p> <p>2.2.2.1 石油コンビナート等の影響評価</p> <p>石油コンビナート等災害防止法で規制される宮城県内の特別防災区域は、塩釜地区及び仙台地区の二箇所存在するが、これらは、それぞれ女川原子力発電所から約 40km 離れており、いずれも女川原子力発電所から 10km 以遠である（第 2.2.2.1-1 図）。</p>	<p>2.2 近隣の産業施設の火災・爆発及び二次的影響（飛来物）（添付資料-3, 4, 5, 6）</p> <p>2.2.1 評価内容</p> <p>発電所敷地外 10km 以内に設置されている石油コンビナート及び危険物貯蔵施設、燃料輸送車両及び漂流船舶の火災、ガス爆発が女川原子力発電所に隣接する地域で起こったとしても発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価する。</p> <p>また、発電所敷地内における危険物施設の火災が、発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価する。</p> <p>2.2.2 評価結果</p> <p>2.2.2.1 石油コンビナート等の影響評価</p> <p>石油コンビナート等災害防止法で規制される北海道内の特別防災区域は、釧路地区、苫小牧地区、石狩地区、室蘭地区、北斗地区及び知内地区の六箇所存在するが、これらは、それぞれ泊発電所から約 70km 以上離れており、いずれも泊発電所から 10km 以遠である（第 2.2.2.1-1 図）。</p>	<p>2.2 近隣の産業施設の火災・爆発及び二次的影響（飛来物）（添付資料-3, 4, 5, 6）</p> <p>2.2.1 評価内容</p> <p>発電所敷地外 10km 以内に設置されている石油コンビナート及び危険物貯蔵施設、燃料輸送車両及び漂流船舶の火災、ガス爆発が泊発電所に隣接する地域で起こったとしても発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価する。</p> <p>また、発電所敷地内における危険物施設の火災が、発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価する。</p> <p>2.2.2 評価結果</p> <p>2.2.2.1 石油コンビナート等の影響評価</p> <p>石油コンビナート等災害防止法で規制される北海道内の特別防災区域は、釧路地区、苫小牧地区、石狩地区、室蘭地区、北斗地区及び知内地区の六箇所存在するが、これらは、それぞれ泊発電所から約 70km 以上離れており、いずれも泊発電所から 10km 以遠である（第 2.2.2.1-1 図）。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違      【女川】発電所名の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川に記載統一：着色せざ）      【女川】設計方針の相違・地域特性による相違      【女川】発電所名の相違</p>																																																									

## 泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、発電所敷地外 10km 以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主な産業施設として、高浜町に日立造船㈱若狭事業所及びおおい町にガソリンスタンドがあるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。</p> <p>高浜町の日立造船㈱若狭事業所は、発電所から約 7km の離隔距離があり、発電所周辺には 100m 以上の山が存在するため、火災・爆発の観点から、発電所に影響を及ぼす事はないと考えられる。</p> <p>おおい町のガソリンスタンドは、発電所から約 1.5km の離隔距離があり、発電所周辺には 100m 以上の山が存在するため、発電所に影響を及ぼす事はないと考えられるが、火災・爆発の観点から、以下のとおり危険距離・危険限界距離を算出し、離隔距離が危険距離・危険限界距離以上ある事を確認した。</p>  <p>図1 石油コンビナート等特別防災区域の位置</p>	<p>また、<b>女川原子力発電所</b>から 10km 圏内に LPG 基地がないことを確認している。なお、<b>女川原子力発電所</b>から最短距離にあるガスパイプラインは<b>仙台地区</b>であり、<b>女川原子力発電所</b>から約 40km 離れていることを確認した。以上より、評価対象範囲内に石油コンビナート等は存在せず、発電用原子炉施設に影響を及ぼすことはない。</p>  <p>第2.2.2.1-1図 石油コンビナート等特別防災区域と発電所との位置関係</p>	<p>また、<b>泊発電所</b>から 10km 圏内に LPG 基地がないことを確認している。なお、<b>泊発電所</b>から最短距離にあるガスパイプラインは<b>小樽地区</b>であり、<b>泊発電所</b>から約 40km 離れていることを確認した。以上より、評価対象範囲内に石油コンビナート等は存在せず、発電用原子炉施設に影響を及ぼすことはない。</p>  <p>第2.2.2.1-1図 石油コンビナート等特別防災区域と発電所との位置関係</p>	<p><b>【女川】</b>発電所名の相違  <b>【女川】</b>設計方針の相違  <b>・地域特性による相違</b></p> <p><b>【女川】</b>設計方針の相違  <b>・地域特性による特別防災区域の相違</b></p>
<p>2.2.2.2 敷地外危険物貯蔵施設等の影響評価</p> <p>(1) 危険物施設の影響評価</p> <p><b>女川原子力発電所</b>から半径 10km 圏内に位置する危険物貯蔵施設を消防法に基づき抽出し、発電所から最も近い危険物貯蔵施設及び発電所から 10km 圏内の施設における最大貯蔵量をそれぞれ抽出した。</p> <p>仮に最短距離の危険物貯蔵施設に発電所から半径 10km 圏内の最大貯蔵量が存在したと仮定して、熱影響評価を実施する。</p>	<p>2.2.2.2 敷地外危険物貯蔵施設等の影響評価</p> <p>(1) 危険物施設の影響評価</p> <p><b>泊発電所</b>から半径 10km 圏内に位置する危険物貯蔵施設を消防法に基づき抽出した。</p> <p>泊発電所から 10km 圏内（敷地内を除く）に仮想危険物貯蔵施設（nヘキサンを 10 万 kL 貯蔵）を設定し熱影響評価を実施した結果より、発電所から 1,500m 圏内に存在する危険物貯蔵施設に對して、熱影響評価を実施する。</p>	<p><b>【大飯】</b>記載方針の相違  <b>（女川実績の反映）</b></p> <p><b>【女川】</b>発電所名の相違  <b>【女川】</b>設計方針の相違  <b>・泊は発電所半径10km圏内の危険物貯蔵施設を調査した結果、第四類危険物貯蔵施設のみが存在し、品名、指定数量についての情報は得られたが、具体的な物質名については情報が得られなかったことから、第四類危険物のうち最も輻射発散度が高いnヘキサンを石油コンビナート相当の貯蔵量を有している仮想の</b></p>	

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



(1) 火災の影響評価

発電所最寄りのガソリンスタンドにおける火災時の評価を行ったところ、評価上必要とされる危険距離に対し、原子炉施設までの離隔距離が危険距離以上あることを確認した。

事業所名	貯蔵数量 [KL]	危険距離 [m]	離隔距離 [m]
[REDACTED]	50	約 1,500	

a. 火災の影響評価

発電所敷地外で燃料保有量が最も多い施設において評価を行ったところ、評価上必要とされる危険距離に対し、最短距離の危険物貯蔵施設から発電用原子炉施設までの離隔距離が危険距離以上であることを確認した。

第2.2.2.2-1表 危険物貯蔵施設における危険距離の評価結果

燃料油種	最大貯蔵量	危険距離	離隔距離
ガソリン		建屋: 48t 復水貯蔵タンク: 18t 海水ポンプ室補機ポンプエリア: 98t 排気筒: 47t	2,500m

※固めの内訳は商業秘密のため公開できません

(2) ガス爆発の影響評価

発電所最寄りのガソリンスタンドにおける爆発時の評価を行ったところ、評価上必要とされる危険限界距離に対し、原子炉施設までの離隔距離が危険限界距離以上あることを確認した。

事業所名	貯蔵数量 [KL]	危険限界距離 <sup>※</sup> [m]	離隔距離 [m]
[REDACTED]	100	約 1,500	

※：貯蔵燃料を全てプロパンとして評価を実施

(2) 高圧ガス貯蔵施設の影響評価

女川原子力発電所から半径 10km 圏内における高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵量は [REDACTED] であり、女川原子力発電所から最も近い高圧ガス貯蔵施設までの離隔距離は約 700m であった。

仮に最短離隔距離の高圧ガス貯蔵施設に最大貯蔵量 [REDACTED] があったと仮定しても、2号炉原子炉建屋に到達する輻射熱は1号炉軽油貯蔵タンク火災の輻射強度より十分小さいことから、1号炉軽油貯蔵タンクによる火災の評価結果に包絡される。

a. 火災の影響評価

発電所敷地外 1,500m 圏内の危険物施設において評価を行ったところ、評価上必要とされる危険距離に対し、最短距離の危険物貯蔵施設から発電用原子炉施設までの離隔距離が危険距離以上であることを確認した。

第2.2.2.2-1表 危険物貯蔵施設における危険距離の評価結果

評価対象施設	燃料油種	貯蔵数量 [KL]	離隔距離 [m]	危険距離 [m]
原子炉建屋	灯油	1,450		
原子炉附属建屋		1,500		74
ディーゼル発電機建屋		1,500		
循環水泵ポンプ建屋		1,800		
排気筒	ガソリン	1,450	53	
原子炉冷却海水ポンプ		1,800	108	

【大飯】

記載方針の相違（女川に記載統一；着色せざる）

【女川・大飯】

設計方針の相違  
 ・地域特性による評価条件の相違  
 【大飯】記載表現の相違  
 【女川・大飯】  
 設計方針の相違  
 ・地域特性による評価結果の相違

【女川】

発電所名の相違

【大飯】

設計方針の相違  
 ・地域特性による評価条件及び結果の相違

【女川】

設計方針の相違  
 ・女川は1号炉軽油貯蔵タンクの評価に包絡されるとしているが、泊は高圧ガス貯蔵施設にて計算を行い、離隔距離が危険距離以上であることを確認した

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

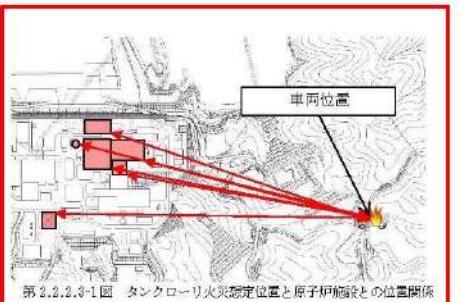
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																
	<p>第2.2.2.2-2表 敷地外高圧ガス貯蔵施設と1号炉軽油貯蔵タンクの比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>敷地外危険物</th> <th>1号炉軽油</th> </tr> <tr> <th>貯蔵施設</th> <th>貯蔵タンク</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大貯蔵量[m<sup>3</sup>=kL]</td> <td></td> <td>620</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>700</td> <td>179</td> </tr> <tr> <td>貯蔵油種</td> <td>プロパン</td> <td>軽油</td> </tr> <tr> <td>貯蔵油種の輻射発散度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td>74×10<sup>3</sup></td> <td>42×10<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>形態係数</td> <td>4.27×10<sup>-3</sup></td> <td>6.62×10<sup>-3</sup></td> </tr> <tr> <td>輻射強度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td>31.6<sup>6</sup></td> <td>278</td> </tr> </tbody> </table> <p>※燃焼半径を保守的に1号炉軽油貯蔵タンクと同じ値だったとして算出している</p> <p>(3) 二次的影響（飛来物）の影響評価          「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（平成25年3月消防庁特殊災害室）に基づき、高圧ガス貯蔵施設における飛来物飛散範囲を確認する。</p> <p>発電所から最も近い施設では、指針が適用されるコンビナート等の大規模な高圧ガスタンク等の形状ではなく、液化石油ガスが封入された複数の50kgガスボンベが設置されている。</p> <p>当該容器単体の破損による破片の飛散範囲について評価を行ったところ、原子炉施設（2号炉原子炉建屋）までの離隔距離が飛来物到達距離以上あり、原子炉施設への影響がないことを確認した。</p> <p>よって、発電所敷地外の高圧ガス貯蔵施設において火災・爆発が発生した場合においても発電所への影響はないことを確認した。</p> <p>第2.2.2.2-3表 高圧ガス貯蔵施設からの飛来物到達距離と離隔距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>ガス種類</th> <th>貯蔵量</th> <th>飛来物到達距離</th> <th>離隔距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社社員寮</td> <td>液化石油ガス</td> <td></td> <td>約700m</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		敷地外危険物	1号炉軽油	貯蔵施設	貯蔵タンク		最大貯蔵量[m <sup>3</sup> =kL]		620	離隔距離[m]	700	179	貯蔵油種	プロパン	軽油	貯蔵油種の輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	74×10 <sup>3</sup>	42×10 <sup>3</sup>	形態係数	4.27×10 <sup>-3</sup>	6.62×10 <sup>-3</sup>	輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	31.6 <sup>6</sup>	278	施設名	ガス種類	貯蔵量	飛来物到達距離	離隔距離	当社社員寮	液化石油ガス		約700m		<p>第2.2.2.2-2表 高圧ガス貯蔵施設における危険距離の評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th> <th>燃料油種</th> <th>貯蔵数量[t]</th> <th>離隔距離[m]</th> <th>危険距離[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td rowspan="6">プロパン</td> <td>5,850</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td>5,800</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>5,800</td> <td>22</td> <td></td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> <td>5,700</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>5,850</td> <td>16</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>5,700</td> <td></td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象施設	燃料油種	貯蔵数量[t]	離隔距離[m]	危険距離[m]	原子炉建屋	プロパン	5,850			原子炉補助建屋	5,800			ディーゼル発電機建屋	5,800	22		循環水ポンプ建屋	5,700			排気筒	5,850	16		原子炉補機冷却海水ポンプ	5,700		30	<p>【女川】設計方針の相違          ・地域特性による評価          結果の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違          (女川実績の反映)</p> <p>【女川】設計方針の相違          ・地域特性による評価          条件の相違（泊は高圧ガスタンクを選定）</p> <p>【女川】記載表現の相違          【女川】設計方針の相違          ・プラント設計の違いによる対象施設の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違          ・地域特性による評価          結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違          ・泊のゲート方向は輸送ルートではなく、重き指定道路でないことから、輸送ルート上で最も発電所に近い場所での火災を想定</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>
	敷地外危険物	1号炉軽油																																																																	
貯蔵施設	貯蔵タンク																																																																		
最大貯蔵量[m <sup>3</sup> =kL]		620																																																																	
離隔距離[m]	700	179																																																																	
貯蔵油種	プロパン	軽油																																																																	
貯蔵油種の輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	74×10 <sup>3</sup>	42×10 <sup>3</sup>																																																																	
形態係数	4.27×10 <sup>-3</sup>	6.62×10 <sup>-3</sup>																																																																	
輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	31.6 <sup>6</sup>	278																																																																	
施設名	ガス種類	貯蔵量	飛来物到達距離	離隔距離																																																															
当社社員寮	液化石油ガス		約700m																																																																
評価対象施設	燃料油種	貯蔵数量[t]	離隔距離[m]	危険距離[m]																																																															
原子炉建屋	プロパン	5,850																																																																	
原子炉補助建屋		5,800																																																																	
ディーゼル発電機建屋		5,800	22																																																																
循環水ポンプ建屋		5,700																																																																	
排気筒		5,850	16																																																																
原子炉補機冷却海水ポンプ		5,700		30																																																															
	<p>2.2.2.3 燃料輸送車両の影響評価          燃料を搭載した燃料輸送車両が発電所敷地外の公道において発電用原子炉施設に最も近い場所（牡鹿ゲート）で火災・爆発を起こした場合を想定して、発電用原子炉施設への熱影響を評価する。</p> <p>(1) 燃料輸送車両の火災影響評価          燃料積載量は消防法（危険物の規制に関する政令第15条第1項三号）において定められている移動タンク貯蔵所の上限量（=30kL）のガソリンが満載されているものとする。</p> <p>熱影響評価の結果、評価上必要とされる危険距離に対し、火災源から発電用原子炉施設までの離隔距離が危険距離を上回っており、原子炉施設への影響はない。</p>	<p>2.2.2.3 燃料輸送車両の影響評価          燃料を搭載した燃料輸送車両が発電所敷地外の公道において発電用原子炉施設に最も近い場所（想定される輸送ルート上）で火災・爆発を起こした場合を想定して、発電用原子炉施設への熱影響を評価する。</p> <p>(1) 燃料輸送車両の火災影響評価          燃料積載量は消防法（危険物の規制に関する政令第15条第1項三号）において定められている移動タンク貯蔵所の上限量（=30kL）のガソリンが満載されているものとする。</p> <p>熱影響評価の結果、評価上必要とされる危険距離に対し、火災源から発電用原子炉施設までの離隔距離が危険距離を上回っており、発電用原子炉施設への影響はない。</p>	<p>【女川】設計方針の相違          ・泊のゲート方向は輸送ルートではなく、重き指定道路でないことから、輸送ルート上で最も発電所に近い場所での火災を想定</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>																																																																

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
	<p>第2.2.2.3-1表 燃料輸送車両による火災の危険距離と離隔距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>離隔距離 [m]</th> <th>危険距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>727</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>制御建屋</td> <td>679</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>639</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>720</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>高圧ガスプレイ装置冷却海水ポンプ</td> <td>720</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>826</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>834</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象	離隔距離 [m]	危険距離 [m]	原子炉建屋	727	21	制御建屋	679	21	タービン建屋	639	21	原子炉補機冷却海水ポンプ	720	16	高圧ガスプレイ装置冷却海水ポンプ	720	11	排気筒	826	8	復水貯蔵タンク	834	15	<p>第2.2.2.3-1 表 燃料輸送車両による火災の危険距離と離隔距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th> <th>離隔距離 [m]</th> <th>危険距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>750</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td>700</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> <td>850</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>750</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>850</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第2.2.2.3-1図 燃料輸送車両火災想定位置と発電用原子炉施設との位置関係 地図出典：国土地理院ウェブサイト</p>	評価対象施設	離隔距離 [m]	危険距離 [m]	原子炉建屋	750		原子炉補助建屋	700	23	ディーゼル発電機建屋	800		循環水ポンプ建屋	850		排気筒	750	10	原子炉補機冷却海水ポンプ	850	21
評価対象	離隔距離 [m]	危険距離 [m]																																													
原子炉建屋	727	21																																													
制御建屋	679	21																																													
タービン建屋	639	21																																													
原子炉補機冷却海水ポンプ	720	16																																													
高圧ガスプレイ装置冷却海水ポンプ	720	11																																													
排気筒	826	8																																													
復水貯蔵タンク	834	15																																													
評価対象施設	離隔距離 [m]	危険距離 [m]																																													
原子炉建屋	750																																														
原子炉補助建屋	700	23																																													
ディーゼル発電機建屋	800																																														
循環水ポンプ建屋	850																																														
排気筒	750	10																																													
原子炉補機冷却海水ポンプ	850	21																																													
	<p>(2) 燃料輸送車両のガス爆発影響評価</p> <p>また、高圧ガスを輸送する車両による影響として、発電所から10km圏内における高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵量である██████のプロパンを積載した車両による影響評価を実施したところ、評価上必要とされる危険限界距離に対し、火災源から発電用原子炉施設までの離隔距離が危険限界距離を上回っており、原子炉施設への影響はない。</p> <p>第2.2.2.3-2表 高圧ガス輸送車両の爆発の危険距離と離隔距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>離隔距離 [m]</th> <th>危険限界距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>727</td> <td></td> </tr> <tr> <td>制御建屋</td> <td>679</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>639</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>720</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>高圧ガスプレイ装置冷却海水ポンプ</td> <td>720</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>826</td> <td></td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>834</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>  <p>第2.2.2.3-1図 タンクローリ火災想定位置と原子炉施設との位置関係 地図出典：国土地理院ウェブサイト</p>	評価対象	離隔距離 [m]	危険限界距離 [m]	原子炉建屋	727		制御建屋	679		タービン建屋	639		原子炉補機冷却海水ポンプ	720	70	高圧ガスプレイ装置冷却海水ポンプ	720		排気筒	826		復水貯蔵タンク	834		<p>(2) 燃料輸送車両のガス爆発影響評価</p> <p>また、高圧ガスを輸送する車両による影響として、発電所から10km圏内における高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵量である██████のプロパンを積載した車両による影響評価を実施したところ、評価上必要とされる危険限界距離に対し、火災源から発電用原子炉施設までの離隔距離が危険限界距離を上回っており、発電用原子炉施設への影響はない。</p> <p>第2.2.2.3-2 表 高圧ガス輸送車両の爆発の危険距離と離隔距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th> <th>離隔距離 [m]</th> <th>危険限界距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>4,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td>4,450</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>4,350</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> <td>4,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>4,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>4,300</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>  <p>第2.2.2.3-2図 高圧ガス輸送車両火災想定位置と発電用原子炉施設との位置関係 地図出典：国土地理院ウェブサイト</p>	評価対象施設	離隔距離 [m]	危険限界距離 [m]	原子炉建屋	4,400		原子炉補助建屋	4,450		ディーゼル発電機建屋	4,350	87	循環水ポンプ建屋	4,300		排気筒	4,400		原子炉補機冷却海水ポンプ	4,300	
評価対象	離隔距離 [m]	危険限界距離 [m]																																													
原子炉建屋	727																																														
制御建屋	679																																														
タービン建屋	639																																														
原子炉補機冷却海水ポンプ	720	70																																													
高圧ガスプレイ装置冷却海水ポンプ	720																																														
排気筒	826																																														
復水貯蔵タンク	834																																														
評価対象施設	離隔距離 [m]	危険限界距離 [m]																																													
原子炉建屋	4,400																																														
原子炉補助建屋	4,450																																														
ディーゼル発電機建屋	4,350	87																																													
循環水ポンプ建屋	4,300																																														
排気筒	4,400																																														
原子炉補機冷却海水ポンプ	4,300																																														

## 泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

## 大飯発電所3／4号炉

## 2.2.2.3 発電所港湾内に入港する船舶の火災（添付資料21）

## (1) 原子炉施設建屋外壁の熱影響評価

発電所の物揚岸壁には燃料等輸送船が接岸するため、この船舶が積載している燃料が接岸中に発火したことを想定し、コンクリート表面温度の温度上昇を評価した結果、建屋外壁の表面温度は約53℃となり、許容温度200℃（火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度）を下回る結果となった。

想定火災源	建屋までの距離	評価結果 (建屋外壁表面温度)
燃料等輸送船	751m	53℃

## (2) 海水ポンプの熱影響評価

同様に海水ポンプに対する熱影響評価を実施したところ、冷却用空気の取込温度は39℃となり、許容温度□℃を超えないことを確認した。

想定火災源	海水ポンプまでの距離	評価結果 (冷却空気の取込温度)
燃料等輸送船	626m	39℃

## 女川原子力発電所2号炉

## 2.2.2.4 漂流船舶の影響評価

女川原子力発電所周辺には石油コンビナートが無く、大型タンカー等の主要航路が発電所から20km以上離れていることから、発電所港湾施設に入港する船舶の中で燃料の積載量が最大の船舶である重油運搬船の火災を想定する。

火災発生時の重油運搬船の位置は、カーテンウォールに接触して停止すると考えられるが、津波によりカーテンウォール上部を通過して発電所へ近づき港湾道路まで乗り上げた場合において、火災が発生したものと想定する。

熱影響評価の結果、評価上必要とされる危険距離に対し、港湾から発電用原子炉施設までの離隔距離が危険距離を上回っており、原子炉施設への影響はない。

なお、熱影響評価に当たっては防潮堤がないものとして評価している。

第2.2.2.4-1表 船舶による火災の危険距離と離隔距離		
評価対象	離隔距離[m]	危険距離[m]
原子炉建屋	114	110
制御建屋	180	110
タービン建屋	137	110
原子炉精機冷却海水ポンプ	71	55
高圧炉心スプレイ橿櫛冷却海水ポンプ	71	31
排気筒	340	20
復水貯蔵タンク	122	100



## 泊発電所 3号炉

## 2.2.2.4 漂流船舶の影響評価

泊発電所周辺には石油コンビナートが無く、大型タンカー等の主要航路が発電所から30km以上離れていることから、発電所港湾施設に入港する船舶の中で燃料の積載量が最大の船舶である燃料等輸送船の火災を想定する。

【大飯】設計方針の相違  
・泊、女川はガイドに基づき危険距離による評価を実施

【女川】発電所名の相違  
【女川】設計方針の相違  
・地域特性及びプラント設計による評価条件の相違

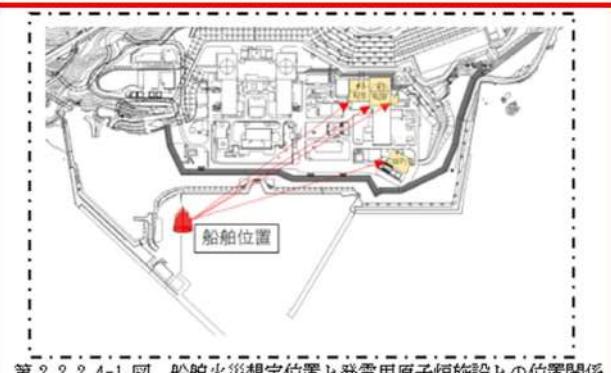
【女川】設計方針の相違  
・泊は取水方式の違いからカーテンウォールが存在しない

【女川】記載表現の相違

熱影響評価の結果、評価上必要とされる危険距離に対し、港湾から発電用原子炉施設までの離隔距離が危険距離を上回っており、発電用原子炉施設への影響はない。

なお、熱影響評価に当たっては防潮堤がないものとして評価している。

第2.2.2.4-1表 船舶による火災の危険距離と離隔距離		
評価対象施設	離隔距離[m]	危険距離[m]
原子炉建屋	624	
原子炉補助建屋	587	
ディーゼル発電機建屋	873	90
循環水ポンプ建屋	587	
排気筒	624	29
原子炉補機冷却海水ポンプ	587	80

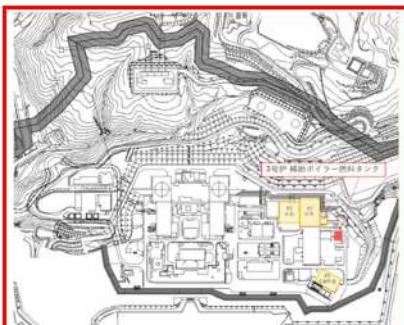


追面【基準津波審査の反映】  
(上記の破線部分は、基準津波審査結果を受けて反映のため)

【女川】設計方針の相違  
・プラント設計の違いによる評価結果の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>2.2.2.2 敷地内危険物タンクの影響評価</b></p> <p>発電所敷地内に位置している屋外危険物タンクの火災を想定し、原子炉施設建屋外壁の熱影響評価等を実施した。</p> <p>なお、評価に際しては、燃料の保有量が多く、直接原子炉施設を臨むことができる補助ボイラ燃料タンク、1号炉及び2号炉油計量タンクの火災を想定し、評価を実施した。</p>  <p>図2 敷地内危険物タンクと防護対象設備位置図</p> <p>(1) 原子炉施設建屋外壁の熱影響評価</p> <p>補助ボイラ燃料タンクについて、火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で3号炉原子炉周辺建屋外壁が昇温されるものとして、コンクリート表面の温度上昇を評価した結果、建屋外壁の表面温度は約116°Cとなり、許容温度200°C（火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度）以下であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-1表に示す。</p>	<p><b>2.2.2.5 敷地内危険物施設等の影響評価</b></p> <p>(1) 敷地内危険物施設の火災影響評価</p> <p>発電所敷地内に位置している屋外の危険物施設の火災を想定し、原子炉施設の熱影響評価を実施する。</p> <p>熱影響評価を実施する危険物施設は、1号炉軽油貯蔵タンク、3号炉軽油タンク及び大容量電源装置とする。</p> <p>なお、敷地内危険物施設の内、直接輻射熱を受けない建屋内に設置している設備及び地下貯蔵タンク等については、評価対象外とする。</p>  <p>第2.2.2.5-1図 発電所敷地内における危険物施設等の位置</p>	<p><b>2.2.2.5 敷地内危険物施設等の影響評価</b></p> <p>(1) 敷地内危険物施設の火災影響評価</p> <p>発電所敷地内に位置している屋外の危険物施設の火災を想定し、発電用原子炉施設の熱影響評価を実施する。</p> <p>熱影響評価を実施する危険物施設は、3号炉補助ボイラ燃料タンクとする。</p> <p>なお、敷地内危険物施設の内、直接輻射熱を受けない建屋内に設置している設備、地下貯蔵タンク等については、評価対象外とする。</p>  <p>第2.2.2.5-1図 発電所敷地内における危険物施設等の位置</p> <p>a. 外壁に対する熱影響評価</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で評価対象施設外壁が昇温されるものとして、コンクリート表面温度を評価した結果、評価対象施設外壁のコンクリート表面温度が許容温度200°C（火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度）以下であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-1表に示す。ただし、ディーゼル発電機建屋外壁のコンクリート表面温度の評価にあたっては外壁に設置した障壁（断熱材）の効果を加味した。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川・大飯】設計方針の相違 ・泊は、プラント配置の相違によりすべての発電用原子炉施設に対して共通の危険物施設が選定される。（女川、大飯は発電用原子炉施設ごとに選定される危険物施設が異なる）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【女川】記載表現の相違 【女川・大飯】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる危険物施設の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違 ・泊のディーゼル発電機建屋は危険物施設との離隔距離が短く、防護措置として障壁（断熱材）を設置していることから、その効果を加味したコンクリート表面温度で評価する。</p>

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
想定火災源 補助ボイラ燃料タンク	燃料量 500m³	建屋までの距離 90m	評価結果 (建屋外壁表面温度) コンクリート許容温度：200°C	第 2.2.2.5-1 表 外壁に対する熱影響評価結果	第 2.2.2.5-1 表 外壁に対する熱影響評価結果	【女川・大飯】 設計方針の相違 ・泊の評価は火災源に対して最短距離の施設を代表として実施しており、ここでは障壁を設置するディーゼル発電機建屋と障壁を設置しない建屋で最短距離の原子炉建屋を評価している。																																			
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>原子炉建屋 外壁温度[°C]</th><th>1号炉軽油 貯蔵タンク A</th><th>3号炉軽油タンク B</th><th>4号炉 A+B</th><th>大容量 電源装置 C</th><th>許容温度 [°C]</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約 74</td><td>約 83</td><td>約 84</td><td>約 78</td><td>約 51</td><td>&lt; 200</td></tr> <tr> <th>前倒壁 外壁温度[°C]</th><th>約 80</th><th>約 58</th><th>約 57</th><th>約 62</th><th>約 51</th></tr> <tr> <th>タービン建屋 外壁温度[°C]</th><th>約 136</th><th>約 58</th><th>約 57</th><th>約 63</th><th>約 51</th></tr> </tbody> </table>	原子炉建屋 外壁温度[°C]	1号炉軽油 貯蔵タンク A	3号炉軽油タンク B	4号炉 A+B	大容量 電源装置 C	許容温度 [°C]	約 74	約 83	約 84	約 78	約 51	< 200	前倒壁 外壁温度[°C]	約 80	約 58	約 57	約 62	約 51	タービン建屋 外壁温度[°C]	約 136	約 58	約 57	約 63	約 51	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th><th>3号炉補助ボイラー燃料タンク</th><th>許容温度 [°C]</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td><td>約 157</td><td rowspan="3">&lt;200</td></tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td><td>—※1</td></tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td><td>約 140</td></tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td><td>—※1</td></tr> </tbody> </table>	評価対象施設	3号炉補助ボイラー燃料タンク	許容温度 [°C]	原子炉建屋	約 157	<200	原子炉補助建屋	—※1	ディーゼル発電機建屋	約 140	循環水ポンプ建屋	—※1
原子炉建屋 外壁温度[°C]	1号炉軽油 貯蔵タンク A	3号炉軽油タンク B	4号炉 A+B	大容量 電源装置 C	許容温度 [°C]																																				
約 74	約 83	約 84	約 78	約 51	< 200																																				
前倒壁 外壁温度[°C]	約 80	約 58	約 57	約 62	約 51																																				
タービン建屋 外壁温度[°C]	約 136	約 58	約 57	約 63	約 51																																				
評価対象施設	3号炉補助ボイラー燃料タンク	許容温度 [°C]																																							
原子炉建屋	約 157	<200																																							
原子炉補助建屋	—※1																																								
ディーゼル発電機建屋	約 140																																								
循環水ポンプ建屋	—※1																																								
					※1：原子炉補助建屋及び循環水ポンプ建屋の評価は原子炉建屋の評価に包括される。																																				
<p>b. 復水貯蔵タンクに対する熱影響評価</p> <p>復水貯蔵タンクについて温度上昇を評価した結果、復水貯蔵タンクの温度は約 53°C となり、許容温度 66°C 以下であることを確認した。評価結果を第 2.2.2.5-2 表に示す。</p>				第 2.2.2.5-2 表 復水貯蔵タンクに対する熱影響評価結果	第 2.2.2.5-2 表 復水貯蔵タンクに対する熱影響評価結果	【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の施設は無い）																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>復水貯蔵 タンク温度 [°C]</th><th>1号炉軽油 貯蔵タンク A</th><th>3号炉軽油タンク B</th><th>4号炉 A+B</th><th>大容量 電源装置 C</th><th>許容温度 [°C]</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約 51</td><td>約 52</td><td>約 52</td><td>約 53</td><td>約 51</td><td>&lt; 66</td></tr> </tbody> </table>				復水貯蔵 タンク温度 [°C]	1号炉軽油 貯蔵タンク A	3号炉軽油タンク B	4号炉 A+B	大容量 電源装置 C	許容温度 [°C]	約 51	約 52	約 52	約 53	約 51	< 66	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th><th>3号炉補助ボイラー燃料タンク</th><th>許容温度 [°C]</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td><td>約 105</td><td>&lt;325</td></tr> </tbody> </table>	評価対象施設	3号炉補助ボイラー燃料タンク	許容温度 [°C]	排気筒	約 105	<325	b. 排気筒に対する熱影響評価	【大飯】記載方針の相違 （女川実績の反映）																	
復水貯蔵 タンク温度 [°C]	1号炉軽油 貯蔵タンク A	3号炉軽油タンク B	4号炉 A+B	大容量 電源装置 C	許容温度 [°C]																																				
約 51	約 52	約 52	約 53	約 51	< 66																																				
評価対象施設	3号炉補助ボイラー燃料タンク	許容温度 [°C]																																							
排気筒	約 105	<325																																							
<p>c. 排気筒に対する熱影響評価</p> <p>排気筒について温度上昇を評価した結果、排気筒の温度は約 57°C となり、許容温度 325°C 以下であることを確認した。評価結果を第 2.2.2.5-3 表に示す。</p>				第 2.2.2.5-3 表 排気筒に対する熱影響評価結果	第 2.2.2.5-3 表 排気筒に対する熱影響評価結果	【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価結果の相違																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>排気筒温度 [°C]</th><th>1号炉軽油 貯蔵タンク A</th><th>3号炉軽油タンク B</th><th>4号炉 A+B</th><th>大容量 電源装置 C</th><th>許容温度 [°C]</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約 52</td><td>約 53</td><td>約 53</td><td>約 57</td><td>約 51</td><td>&lt; 325</td></tr> </tbody> </table>				排気筒温度 [°C]	1号炉軽油 貯蔵タンク A	3号炉軽油タンク B	4号炉 A+B	大容量 電源装置 C	許容温度 [°C]	約 52	約 53	約 53	約 57	約 51	< 325	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th><th>3号炉補助ボイラー燃料タンク</th><th>許容温度 [°C]</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td><td>約 105</td><td>&lt;325</td></tr> </tbody> </table>	評価対象施設	3号炉補助ボイラー燃料タンク	許容温度 [°C]	排気筒	約 105	<325	c. 原子炉補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価	【大飯】記載方針の相違 （女川に記載統一；着色せざ）																	
排気筒温度 [°C]	1号炉軽油 貯蔵タンク A	3号炉軽油タンク B	4号炉 A+B	大容量 電源装置 C	許容温度 [°C]																																				
約 52	約 53	約 53	約 57	約 51	< 325																																				
評価対象施設	3号炉補助ボイラー燃料タンク	許容温度 [°C]																																							
排気筒	約 105	<325																																							
<p>d. 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプについて温度上昇を評価した結果、冷却空気の温度が、許容温度以下（原子炉補機冷却海水ポンプ：上部軸受 40°C、下部軸受 55°C、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ：上部軸受 55°C、下部軸受 55°C）であることを確認した。評価結果を第 2.2.2.5-4 表に示す。</p>				第 2.2.2.5-4 表 海水ポンプに対する熱影響評価結果	第 2.2.2.5-4 表 海水ポンプに対する熱影響評価結果	【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 ・ポンプ仕様の相違（泊のポンプの軸受は上部が水冷式、下部が空冷式であるため下部軸受を評価）																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>原子炉補機冷却海水ポンプ 上部軸受 温度[°C]</th><th>1号炉軽油 貯蔵タンク A</th><th>3号炉軽油タンク B</th><th>4号炉 A+B</th><th>大容量 電源装置 C</th><th>許容 温度[°C]</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約 28</td><td>約 28</td><td>約 28</td><td>約 28</td><td>約 28</td><td>&lt; 40</td></tr> <tr> <th>高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ 上部軸受 温度[°C]</th><th>約 33</th><td>約 33</td><td>約 33</td><td>約 33</td><td>約 55</td></tr> <tr> <th>高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ 下部軸受 温度[°C]</th><th>約 42</th><td>約 42</td><td>約 42</td><td>約 42</td><td>&lt; 55</td></tr> </tbody> </table>				原子炉補機冷却海水ポンプ 上部軸受 温度[°C]	1号炉軽油 貯蔵タンク A	3号炉軽油タンク B	4号炉 A+B	大容量 電源装置 C	許容 温度[°C]	約 28	約 28	約 28	約 28	約 28	< 40	高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ 上部軸受 温度[°C]	約 33	約 33	約 33	約 33	約 55	高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ 下部軸受 温度[°C]	約 42	約 42	約 42	約 42	< 55	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th><th>3号炉補助ボイラー燃料タンク</th><th>許容温度 [°C]</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td><td>約 53</td><td>&lt;80</td></tr> </tbody> </table>	評価対象施設	3号炉補助ボイラー燃料タンク	許容温度 [°C]	原子炉補機冷却海水ポンプ	約 53	<80	第 2.2.2.5-3 表 原子炉補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価結果	【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違					
原子炉補機冷却海水ポンプ 上部軸受 温度[°C]	1号炉軽油 貯蔵タンク A	3号炉軽油タンク B	4号炉 A+B	大容量 電源装置 C	許容 温度[°C]																																				
約 28	約 28	約 28	約 28	約 28	< 40																																				
高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ 上部軸受 温度[°C]	約 33	約 33	約 33	約 33	約 55																																				
高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ 下部軸受 温度[°C]	約 42	約 42	約 42	約 42	< 55																																				
評価対象施設	3号炉補助ボイラー燃料タンク	許容温度 [°C]																																							
原子炉補機冷却海水ポンプ	約 53	<80																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
	<p>(2) 変圧器の火災影響評価</p> <p>発電所敷地内の変圧器火災を想定し、熱影響評価を実施する。熱影響評価を実施する変圧器は2号炉の起動変圧器、所内変圧器、補助ボイラー用変圧器、PLR-VVF 入力変圧器、3号炉の主変圧器、起動変圧器、励磁電源変圧器とする。</p>  <p>第2.2.2.5-2図 変圧器の位置</p> <p>a. 外壁に対する熱影響評価</p> <p>各変圧器について、火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で建屋外壁が昇温されるものとして、コンクリート表面の温度上昇を評価した結果、許容温度200°C（火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度）以下であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-5表に示す。</p> <table border="1"> <caption>第2.2.2.5-5表 外壁に対する熱影響評価結果</caption> <thead> <tr> <th>想定火災</th> <th>評価対象施設</th> <th>評価温度 [°C]</th> <th>許容温度 [°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉起動変圧器</td> <td>制御建屋</td> <td>約 59</td> <td rowspan="5">&lt; 200</td> </tr> <tr> <td>2号炉所内変圧器</td> <td>タービン建屋</td> <td>約 198</td> </tr> <tr> <td>2号炉補助ボイラー用変圧器</td> <td>制御建屋</td> <td>約 101</td> </tr> <tr> <td>2号炉 PLR-VVF 变圧器</td> <td>原子炉建屋</td> <td>約 198</td> </tr> <tr> <td>3号炉主変圧器</td> <td>原子炉建屋 制御建屋</td> <td>約 59 約 53</td> </tr> <tr> <td>3号炉励磁電源変圧器</td> <td>原子炉建屋</td> <td>約 52</td> </tr> </tbody> </table>	想定火災	評価対象施設	評価温度 [°C]	許容温度 [°C]	2号炉起動変圧器	制御建屋	約 59	< 200	2号炉所内変圧器	タービン建屋	約 198	2号炉補助ボイラー用変圧器	制御建屋	約 101	2号炉 PLR-VVF 变圧器	原子炉建屋	約 198	3号炉主変圧器	原子炉建屋 制御建屋	約 59 約 53	3号炉励磁電源変圧器	原子炉建屋	約 52	<p>(2) 変圧器の火災影響評価</p> <p>発電所敷地内の変圧器火災を想定し、<b>発電用原子炉施設の熱影響評価</b>を実施する。熱影響評価を実施する変圧器は、<b>一体型である3号炉主変圧器・所内変圧器</b>とする。</p>  <p>第2.2.2.5-2図 変圧器の位置</p> <p>a. 外壁に対する熱影響評価</p> <p>一体型である3号炉主変圧器・所内変圧器について、火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で建屋外壁が昇温されるものとして、コンクリート表面の温度上昇を評価した結果、許容温度200°C（火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度）以下であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-4表に示す。</p> <table border="1"> <caption>第2.2.2.5-4表 外壁に対する熱影響評価結果</caption> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th> <th>3号炉主変圧器・所内変圧器</th> <th>許容温度 [°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>約 88</td> <td rowspan="4">&lt; 200</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td>—※1</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>—※1</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> <td>—※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 原子炉補助建屋(75m)、ディーゼル発電機建屋(90m)及び循環水ポンプ建屋(81m)は原子炉建屋(84m)よりも火災源からの距離が遠いことから、原子炉建屋の評価に包絡される。</p>	評価対象施設	3号炉主変圧器・所内変圧器	許容温度 [°C]	原子炉建屋	約 88	< 200	原子炉補助建屋	—※1	ディーゼル発電機建屋	—※1	循環水ポンプ建屋	—※1	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・他箇所との記載統一</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は、プラント配置の相違によりすべての発電用原子炉施設に対して共通の変圧器が選定される。(女川は発電用原子炉施設ごとに選定される変圧器が異なる)</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象設備の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は、プラント配置の相違によりすべての発電用原子炉施設に対して共通の変圧器が選定される。(女川は発電用原子炉施設ごとに選定される変圧器が異なる)</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価結果の相違</p>
想定火災	評価対象施設	評価温度 [°C]	許容温度 [°C]																																			
2号炉起動変圧器	制御建屋	約 59	< 200																																			
2号炉所内変圧器	タービン建屋	約 198																																				
2号炉補助ボイラー用変圧器	制御建屋	約 101																																				
2号炉 PLR-VVF 变圧器	原子炉建屋	約 198																																				
3号炉主変圧器	原子炉建屋 制御建屋	約 59 約 53																																				
3号炉励磁電源変圧器	原子炉建屋	約 52																																				
評価対象施設	3号炉主変圧器・所内変圧器	許容温度 [°C]																																				
原子炉建屋	約 88	< 200																																				
原子炉補助建屋	—※1																																					
ディーゼル発電機建屋	—※1																																					
循環水ポンプ建屋	—※1																																					

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
<p>2.3 航空機墜落による火災（添付資料 10～14）</p> <p>2.3.1 評価内容</p> <p>発電所敷地への航空機の墜落で発生する火災に対して、より一層の安全性向上の観点から、その火災が<b>発電所</b>の敷地内で起こったとしても原子炉施設に影響を及ぼさないことを確認している。</p> <p>2.3.2 評価結果</p> <p>2.3.2.1 評価方法</p> <p>航空機落下確率評価については、評価条件の違いからカテゴリに分けて落下確率を求めている。</p> <p>また、評価に考慮している航空機落下事故については、訓練中の事故等、民間航空機と軍用機（自衛隊機又は米軍機）では、その発生状況が必ずしも同一ではなく、また、軍用機の中でも、機種によって飛行形態が同一ではないと考えられる。したがって、以下のカテゴリ毎に航空機落下による火災影響を評価する。</p>	<p>b. 屋外の評価対象施設への熱影響評価</p> <p>(a) 復水貯蔵タンクに対する熱影響評価</p> <p>復水貯蔵タンクについて温度上昇を評価した結果、許容温度66°C以下であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-6表に示す。</p> <p>第2.2.2.5-6表 復水貯蔵タンクに対する熱影響評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定火災</th><th>評価対象施設</th><th>評価温度 [°C]</th><th>許容温度 [°C]</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉主変圧器</td><td>復水貯蔵タンク</td><td>約51</td><td>&lt;66</td></tr> <tr> <td>3号炉励磁変圧器</td><td></td><td>約51</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(b) 排気筒に対する熱影響評価</p> <p>排気筒について温度上昇を評価した結果、許容温度325°C以下であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-7表に示す。</p> <p>第2.2.2.5-7表 排気筒に対する熱影響評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定火災</th><th>評価対象施設</th><th>評価温度 [°C]</th><th>許容温度 [°C]</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉主変圧器</td><td>排気筒</td><td>約57</td><td>&lt;325</td></tr> <tr> <td>3号炉起動変圧器</td><td></td><td>約72</td><td></td></tr> </tbody> </table>	想定火災	評価対象施設	評価温度 [°C]	許容温度 [°C]	3号炉主変圧器	復水貯蔵タンク	約51	<66	3号炉励磁変圧器		約51		想定火災	評価対象施設	評価温度 [°C]	許容温度 [°C]	3号炉主変圧器	排気筒	約57	<325	3号炉起動変圧器		約72		<p>b. 排気筒に対する熱影響評価</p> <p>排気筒について温度上昇を評価した結果、許容温度325°C以下であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-5表に示す。</p> <p>第2.2.2.5-5表 排気筒に対する熱影響評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th><th>3号炉主変圧器・所内変圧器</th><th>許容温度 [°C]</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td><td>約63</td><td>&lt;325</td></tr> </tbody> </table> <p>c. 原子炉補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプの冷却空気の温度が、許容温度以下（原子炉補機冷却海水ポンプ：下部軸受80°C）であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-6表に示す。</p> <p>第2.2.2.5-6表 原子炉補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th><th>3号炉主変圧器・所内変圧器</th><th>許容温度 [°C]</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td><td>約48</td><td>&lt;80</td></tr> </tbody> </table>	評価対象施設	3号炉主変圧器・所内変圧器	許容温度 [°C]	排気筒	約63	<325	評価対象施設	3号炉主変圧器・所内変圧器	許容温度 [°C]	原子炉補機冷却海水ポンプ	約48	<80	<p>【女川】記載方針の相違      ・文章構成の統一 ((1)      敷地内危険物施設との記載統一)</p> <p>【女川】設計方針の相違      ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の施設は無い）</p> <p>【女川】設計方針の相違      ・プラント設計の違いによる評価結果の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違      ・他箇所との記載統一（女川も添付資料にて評価結果を示している）</p> <p>【女川・大飯】発電所名の相違      【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違      ・記載表現の統一（基本方針との記載統一）      【大飯】記載表現の相違</p>
想定火災	評価対象施設	評価温度 [°C]	許容温度 [°C]																																				
3号炉主変圧器	復水貯蔵タンク	約51	<66																																				
3号炉励磁変圧器		約51																																					
想定火災	評価対象施設	評価温度 [°C]	許容温度 [°C]																																				
3号炉主変圧器	排気筒	約57	<325																																				
3号炉起動変圧器		約72																																					
評価対象施設	3号炉主変圧器・所内変圧器	許容温度 [°C]																																					
排気筒	約63	<325																																					
評価対象施設	3号炉主変圧器・所内変圧器	許容温度 [°C]																																					
原子炉補機冷却海水ポンプ	約48	<80																																					
<p>2.3 航空機墜落による火災（添付資料-7）</p> <p>2.3.1 評価内容</p> <p>発電所敷地への航空機の墜落で発生する火災に対して、より一層の安全性向上の観点から、その火災が<b>女川原子力発電所</b>の敷地内で起こったとしても発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>2.3.2 評価結果</p> <p>2.3.2.1 評価方法</p> <p>航空機墜落評価については、評価条件の違いに応じたカテゴリに分けて墜落確率を求めている。</p> <p>評価において考慮する航空機落下事故については、航空機の機種によって、装備、飛行形態等が同一ではなく、落下事故件数及び火災影響の大きさに差があることから、これらを考慮したカテゴリごとに航空機墜落による火災の影響評価を実施する。</p> <p>落下事故のカテゴリを第2.3.2.1-1表に示す。</p>	<p>2.3 航空機墜落による火災（添付資料-7）</p> <p>2.3.1 評価内容</p> <p>発電所敷地への航空機の墜落で発生する火災に対して、より一層の安全性向上の観点から、その火災が<b>泊発電所</b>の敷地内で起こったとしても発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>2.3.2 評価結果</p> <p>2.3.2.1 評価方法</p> <p>航空機墜落確率評価については、評価条件の違いに応じたカテゴリに分けて墜落確率を求めている。</p> <p>評価において考慮する航空機落下事故については、航空機の機種によって、装備、飛行形態等が同一ではなく、落下事故件数及び火災影響の大きさに差があることから、これらを考慮したカテゴリごとに航空機墜落による火災の影響評価を実施する。</p> <p>落下事故のカテゴリを第2.3.2.1-1表に示す。</p>																																						

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)

赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	【相違理由】																																																																																																									
<p>落下事故のカテゴリ</p> <table border="1"> <tr> <td>計器飛行方式</td><td>飛行場での離着陸時における落下事故<sup>※1</sup></td></tr> <tr> <td>民間航空機</td><td>航空路を巡航中の落下事故</td></tr> <tr> <td>有視界飛行方式</td><td>大型航空機の落下事故</td></tr> <tr> <td>民間航空機</td><td>小型航空機の落下事故</td></tr> <tr> <td>自衛隊機又は米軍機</td><td>訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中の落下事故<sup>※2</sup></td></tr> <tr> <td></td><td>その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</td></tr> <tr> <td></td><td>基地一訓練空域間を往復時の落下事故<sup>※3</sup></td></tr> </table> <p>注1: 発電所付近の空港の最大離着陸地点までの距離は、発電所と空港の距離より短いため、評価対象外とした。</p> <p>注2: 発電所上空には自衛隊の訓練空域が存在しないため、訓練空域内の事故は評価対象外とした。</p> <p>注3: 発電所は、基地一訓練空域間の往復の想定範囲内にないため、評価対象外とした。</p>	計器飛行方式	飛行場での離着陸時における落下事故 <sup>※1</sup>	民間航空機	航空路を巡航中の落下事故	有視界飛行方式	大型航空機の落下事故	民間航空機	小型航空機の落下事故	自衛隊機又は米軍機	訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中の落下事故 <sup>※2</sup>		その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機		基地一訓練空域間を往復時の落下事故 <sup>※3</sup>	<p>第2.3.2.1-1表 落下事故のカテゴリ</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 計器飛行方式民間航空機</td> <td>飛行場での離着陸時</td> <td>—<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>航空路を巡航中</td> <td>—<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>① 大型民間航空機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 有視界飛行方式民間航空機</td> <td>② 小型民間航空機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 自衛隊機又は米軍機</td> <td>③ 訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中</td> <td>④ ① 空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>④-2 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>④-3 基地一訓練空域間往復時<sup>※3</sup></td> </tr> </table> <p>※1: 女川原子力発電所は、仙台空港からの最大離着陸地点以遠に位置するため対象外。 ※2: 女川原子力発電所の上空には自衛隊機又は米軍機の訓練空域がないため、訓練空域外を飛行中の落下事故を評価対象とする。 評価時に使用した事故データの集計期間（平成3年1月～平成22年12月）以降においても、女川原子力発電所周辺の訓練空域における自衛隊機又は米軍機による訓練空域内での訓練中に発電所又はその周辺への落下事故は発生していない。また、女川原子力発電所周辺の訓練空域における訓練回数に変更はない。 ※3: 女川原子力発電所の近傍に、基地一訓練空域間の移動経路が存在することから評価対象とする。</p>	(1) 計器飛行方式民間航空機	飛行場での離着陸時	— <sup>※1</sup>		航空路を巡航中	— <sup>※2</sup>		① 大型民間航空機		(2) 有視界飛行方式民間航空機	② 小型民間航空機		(3) 自衛隊機又は米軍機	③ 訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中	④ ① 空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機 <sup>※2</sup>			④-2 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機 <sup>※2</sup>			④-3 基地一訓練空域間往復時 <sup>※3</sup>	<p>第2.3.2.1-1表 落下事故のカテゴリ</p> <table border="1"> <tr> <td>1) 計器飛行方式民間航空機</td> <td>飛行場での離着陸時</td> <td>—<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>2) 有視界飛行方式民間航空機</td> <td>航空路を巡航中</td> <td>—<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>3) 自衛隊機又は米軍機</td> <td>訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中</td> <td>大型民間航空機 小型民間航空機 空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機<sup>※2</sup> その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機<sup>※2</sup> 基地一訓練空域間往復時<sup>※3</sup></td> </tr> </table> <p>※1: 泊発電所は、札幌空港及び新千歳空港からの最大離着陸地点以遠に位置するため対象外。 ※2: 泊発電所上空に航空路は存在しないため対象外。 ※3: 泊発電所周辺上空は自衛隊機の訓練空域であるため、自衛隊機は訓練中の落下事故を評価対象とする。 ※4: 泊発電所周辺上空は米軍機の訓練空域がないため、米軍機は訓練空域外を飛行中の落下事故を評価対象とする。 ※5: 泊発電所は基地一訓練空域間の往復の想定範囲内にないため対象外。</p>	1) 計器飛行方式民間航空機	飛行場での離着陸時	— <sup>※1</sup>	2) 有視界飛行方式民間航空機	航空路を巡航中	— <sup>※2</sup>	3) 自衛隊機又は米軍機	訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中	大型民間航空機 小型民間航空機 空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機 <sup>※2</sup> その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機 <sup>※2</sup> 基地一訓練空域間往復時 <sup>※3</sup>																																																														
計器飛行方式	飛行場での離着陸時における落下事故 <sup>※1</sup>																																																																																																											
民間航空機	航空路を巡航中の落下事故																																																																																																											
有視界飛行方式	大型航空機の落下事故																																																																																																											
民間航空機	小型航空機の落下事故																																																																																																											
自衛隊機又は米軍機	訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中の落下事故 <sup>※2</sup>																																																																																																											
	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機																																																																																																											
	基地一訓練空域間を往復時の落下事故 <sup>※3</sup>																																																																																																											
(1) 計器飛行方式民間航空機	飛行場での離着陸時	— <sup>※1</sup>																																																																																																										
	航空路を巡航中	— <sup>※2</sup>																																																																																																										
	① 大型民間航空機																																																																																																											
(2) 有視界飛行方式民間航空機	② 小型民間航空機																																																																																																											
(3) 自衛隊機又は米軍機	③ 訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中	④ ① 空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機 <sup>※2</sup>																																																																																																										
		④-2 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機 <sup>※2</sup>																																																																																																										
		④-3 基地一訓練空域間往復時 <sup>※3</sup>																																																																																																										
1) 計器飛行方式民間航空機	飛行場での離着陸時	— <sup>※1</sup>																																																																																																										
2) 有視界飛行方式民間航空機	航空路を巡航中	— <sup>※2</sup>																																																																																																										
3) 自衛隊機又は米軍機	訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中	大型民間航空機 小型民間航空機 空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機 <sup>※2</sup> その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機 <sup>※2</sup> 基地一訓練空域間往復時 <sup>※3</sup>																																																																																																										
<p>航空機の落下確率が <math>10^{-7}</math> [回/炉・年] に相当する面積より、航空機落下確率評価で標的面積として考慮している原子炉施設からの離隔距離（墜落地点）を求め、そこで発生する火災による原子炉施設の表面温度を評価し、許容温度を超えないことを確認する。</p> <h3>2.3.2.2 離隔距離の算出</h3> <p>防護対象として原子炉補助建屋等を考慮し、落下確率 <math>10^{-7}</math> [回/炉・年] に相当する面積より、カテゴリ毎の離隔距離を算出した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>対象航空機</th> <th>燃料量 (m<sup>3</sup>)<sup>※1</sup></th> <th>輻射発散度 (W/m<sup>2</sup>)</th> <th>燃焼速度 (m/s)</th> <th>航空機墜落地点 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計器飛行の民間航空機</td> <td>B747</td> <td>216.84</td> <td>50 ×</td> <td>4.64 ×</td> <td>206</td> </tr> <tr> <td>有視界飛行の民間航空機</td> <td>大型航空機</td> <td>400</td> <td>10<sup>3</sup></td> <td>10<sup>5</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小型航空機</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(評価結果は自衛隊機又は米軍機の落下に含まれる)<sup>※2</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>自衛隊機又は米軍機</td> <td>訓練空域内で飛行中及び訓練空域外を飛行中の大型固定翼機</td> <td>KC-7 67</td> <td>145.03 10<sup>3</sup></td> <td>58 × 10<sup>-5</sup></td> <td>6.71 × 216</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</td> <td>F-15</td> <td>14.87</td> <td>58 × 10<sup>3</sup></td> <td>6.71 × 44</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 軍用機関係の図書等の記載値から算定した推定値。 注2: 落下確率評価において考慮している航空機は、小型固定翼機及び小型回転翼機である。評価条件は、原子炉施設から距離が 86m、燃料積載量が小型固定翼機の 2m<sup>3</sup>程度であることから、自衛隊機又は米軍機において原子炉施設からの距離が 44m、燃料積載量が 15m<sup>3</sup>程度で評価していることを踏まえると、本評価は自衛隊機又は米軍機の落下による火災影響評価に包含される。</p>	カテゴリ	対象航空機	燃料量 (m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	輻射発散度 (W/m <sup>2</sup> )	燃焼速度 (m/s)	航空機墜落地点 (m)	計器飛行の民間航空機	B747	216.84	50 ×	4.64 ×	206	有視界飛行の民間航空機	大型航空機	400	10 <sup>3</sup>	10 <sup>5</sup>			小型航空機						(評価結果は自衛隊機又は米軍機の落下に含まれる) <sup>※2</sup>				86	自衛隊機又は米軍機	訓練空域内で飛行中及び訓練空域外を飛行中の大型固定翼機	KC-7 67	145.03 10 <sup>3</sup>	58 × 10 <sup>-5</sup>	6.71 × 216		その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	F-15	14.87	58 × 10 <sup>3</sup>	6.71 × 44	<p>航空機墜落確率が <math>10^{-7}</math> [回/炉・年] に相当する面積より、航空機墜落確率評価で標的面積として考慮している発電用原子炉施設からの離隔距離（墜落地点）を求め、そこで発生する火災による発電用原子炉施設の表面温度を評価し、許容温度を超えないことを確認する。</p> <h3>2.3.2.2 離隔距離の算出</h3> <p>防護対象となる発電用原子炉施設（原子炉建屋、タービン建屋、制御建屋、海水ポンプ室、排気筒及び復水貯蔵タンク）を考慮し、墜落確率 <math>10^{-7}</math> [回/炉・年] に相当する面積より、カテゴリごとの離隔距離を算出する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第2.3.2.2-1表 落下事故のカテゴリごとの離隔距離及び輻射強度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象航空機</td> <td>民間航空機</td> <td>自衛隊機又は米軍機</td> </tr> <tr> <td>分類</td> <td>大型民間航空機</td> <td>小型民間航空機</td> <td>訓練空域内外飛行中</td> <td>その他の大固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</td> <td>墓地一訓練空域間往復時</td> </tr> <tr> <td>燃料積載量 [t]</td> <td>B747-400</td> <td>Dc228-200</td> <td>IC-787</td> <td>F-15</td> <td>F-2</td> </tr> <tr> <td>離隔距離 [L] [m]</td> <td>85</td> <td>44</td> <td>111</td> <td>21</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>輻射発散度 [W/m<sup>2</sup>]</td> <td><math>50 \times 10^3</math></td> <td><math>50 \times 10^6</math></td> <td><math>50 \times 10^3</math></td> <td><math>50 \times 10^3</math></td> <td><math>50 \times 10^3</math></td> </tr> <tr> <td>輻射強度 [W/m<sup>2</sup>]</td> <td>2,790</td> <td>—<sup>※1</sup></td> <td>1,179</td> <td>3,360</td> <td>1,983</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「有視界飛行方式民間航空機の小型機」の落下事故の対象航空機のうち、燃料積載量が最大となるDc228-200であっても約3mと少量であることから、Dc228-201よりも燃料積載量が多く、かつ離隔距離が短い「自衛隊機又は米軍機、その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機」の落下事故の評価に包絡されたため評価対象外とした。</p>	第2.3.2.2-1表 落下事故のカテゴリごとの離隔距離及び輻射強度	対象航空機	民間航空機	自衛隊機又は米軍機	分類	大型民間航空機	小型民間航空機	訓練空域内外飛行中	その他の大固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	墓地一訓練空域間往復時	燃料積載量 [t]	B747-400	Dc228-200	IC-787	F-15	F-2	離隔距離 [L] [m]	85	44	111	21	25	輻射発散度 [W/m <sup>2</sup> ]	$50 \times 10^3$	$50 \times 10^6$	$50 \times 10^3$	$50 \times 10^3$	$50 \times 10^3$	輻射強度 [W/m <sup>2</sup> ]	2,790	— <sup>※1</sup>	1,179	3,360	1,983	<p>第2.3.2.2-1表 落下事故のカテゴリごとの離隔距離及び輻射強度</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">分類</td> <td colspan="2">民間航空機</td> <td colspan="2">自衛隊機又は米軍機</td> </tr> <tr> <td>大型民間航空機</td> <td>小型民間航空機</td> <td>訓練空域内</td> <td>訓練空域外</td> </tr> <tr> <td>燃料積載量 [t]</td> <td>B747-400</td> <td>Dc228-200</td> <td>F-15</td> <td>IC-787</td> </tr> <tr> <td>離隔距離 [L] [m]</td> <td>220</td> <td>120</td> <td>100</td> <td>290</td> </tr> <tr> <td>輻射発散度 [W/m<sup>2</sup>]</td> <td>50,000</td> <td>50,000</td> <td>50,000</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>輻射強度 [W/m<sup>2</sup>]</td> <td>455</td> <td>—<sup>※1</sup></td> <td>182.4</td> <td>—<sup>※2</sup></td> </tr> </table> <p>※1: 燃料積載量が多く、離隔距離が短い自衛隊機の落下事故の評価に包絡されたため評価対象外とした。 ※2: 燃料積載量が多く、離隔距離が短い大型民間航空機の落下事故の評価に包絡されたため評価対象外とした。 ※3: 対象航空機が同一で、離隔距離が短い自衛隊機の落下事故の評価に包絡されたため評価対象外とした。</p>	分類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機		大型民間航空機	小型民間航空機	訓練空域内	訓練空域外	燃料積載量 [t]	B747-400	Dc228-200	F-15	IC-787	離隔距離 [L] [m]	220	120	100	290	輻射発散度 [W/m <sup>2</sup> ]	50,000	50,000	50,000	50,000	輻射強度 [W/m <sup>2</sup> ]	455	— <sup>※1</sup>	182.4	— <sup>※2</sup>	<p>【女川・大飯】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域特性によるカテゴリの相違</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違</p> <p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価対象施設の相違</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域特性による評価結果の相違</li> </ul>
カテゴリ	対象航空機	燃料量 (m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	輻射発散度 (W/m <sup>2</sup> )	燃焼速度 (m/s)	航空機墜落地点 (m)																																																																																																							
計器飛行の民間航空機	B747	216.84	50 ×	4.64 ×	206																																																																																																							
有視界飛行の民間航空機	大型航空機	400	10 <sup>3</sup>	10 <sup>5</sup>																																																																																																								
	小型航空機																																																																																																											
	(評価結果は自衛隊機又は米軍機の落下に含まれる) <sup>※2</sup>				86																																																																																																							
自衛隊機又は米軍機	訓練空域内で飛行中及び訓練空域外を飛行中の大型固定翼機	KC-7 67	145.03 10 <sup>3</sup>	58 × 10 <sup>-5</sup>	6.71 × 216																																																																																																							
	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	F-15	14.87	58 × 10 <sup>3</sup>	6.71 × 44																																																																																																							
第2.3.2.2-1表 落下事故のカテゴリごとの離隔距離及び輻射強度																																																																																																												
対象航空機	民間航空機	自衛隊機又は米軍機																																																																																																										
分類	大型民間航空機	小型民間航空機	訓練空域内外飛行中	その他の大固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	墓地一訓練空域間往復時																																																																																																							
燃料積載量 [t]	B747-400	Dc228-200	IC-787	F-15	F-2																																																																																																							
離隔距離 [L] [m]	85	44	111	21	25																																																																																																							
輻射発散度 [W/m <sup>2</sup> ]	$50 \times 10^3$	$50 \times 10^6$	$50 \times 10^3$	$50 \times 10^3$	$50 \times 10^3$																																																																																																							
輻射強度 [W/m <sup>2</sup> ]	2,790	— <sup>※1</sup>	1,179	3,360	1,983																																																																																																							
分類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機																																																																																																									
	大型民間航空機	小型民間航空機	訓練空域内	訓練空域外																																																																																																								
燃料積載量 [t]	B747-400	Dc228-200	F-15	IC-787																																																																																																								
離隔距離 [L] [m]	220	120	100	290																																																																																																								
輻射発散度 [W/m <sup>2</sup> ]	50,000	50,000	50,000	50,000																																																																																																								
輻射強度 [W/m <sup>2</sup> ]	455	— <sup>※1</sup>	182.4	— <sup>※2</sup>																																																																																																								

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

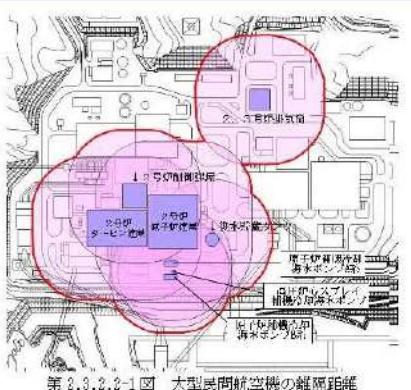
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉

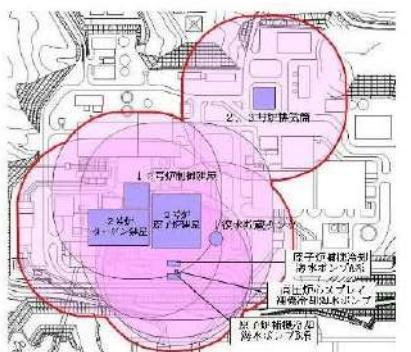


図3 自衛隊機又は米軍機 その他の大型固定翼機及び回転翼機の離隔距離(44m)のイメージ

女川原子力発電所 2号炉

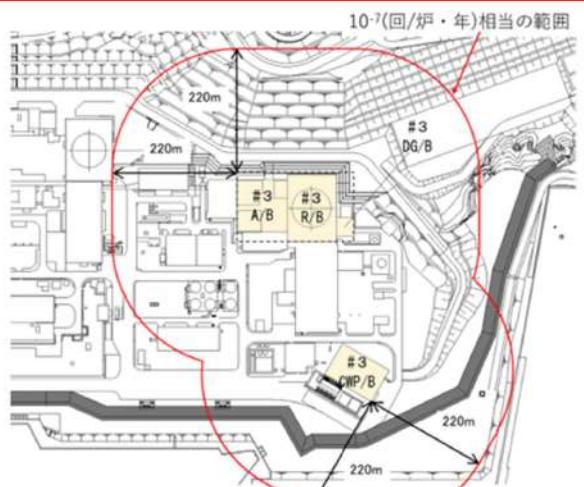


第2.3.2.2-1図 大型民間航空機の離隔距離

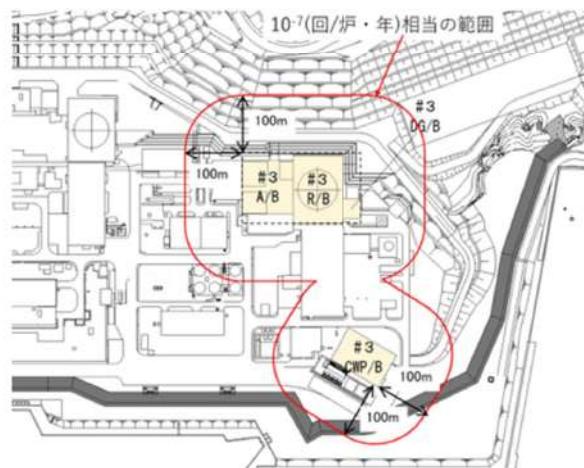


第2.3.2.2-2図 自衛隊機又は米軍機（空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機）の離隔距離

泊発電所 3号炉



第2.3.2.2-1図 大型民間航空機の離隔距離



第2.3.2.2-2図 自衛隊機又は米軍機（その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機）の離隔距離

【女川・大飯】

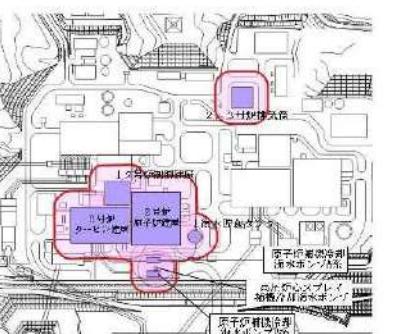
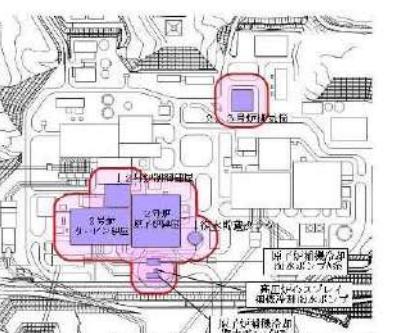
設計方針の相違

- ・地域特性による評価結果の相違

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2.3.2.2-3図 自衛隊機又は米軍機（その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機）の離隔距離</p>  <p>第2.3.2.2-4図 自衛隊機又は米軍機（基地—訓練空域同僚時）の離隔距離</p>		<p>【女川】設計方針の相違          ・地域特性による評価          結果の相違</p>
2.3.2.3 火災影響評価結果	<p>2.3.2.3 火災影響評価結果          (1) 建屋外壁面温度評価</p> <p>航空機落下により<b>発電所</b>の敷地内で火災が発生した場合を想定したとしても、原子炉施設外壁の温度が許容温度 200°C（火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度）を超えないことを確認した。</p>	<p>2.3.2.3 火災影響評価結果          (1) 建屋外壁面温度評価</p> <p>航空機墜落により<b>泊発電所</b>の敷地内で火災が発生した場合を想定したとしても、発電用原子炉施設外壁の温度が許容温度 200°C（火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度）を超えないことを確認した。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違          （女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違          【女川・大飯】          発電所名の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

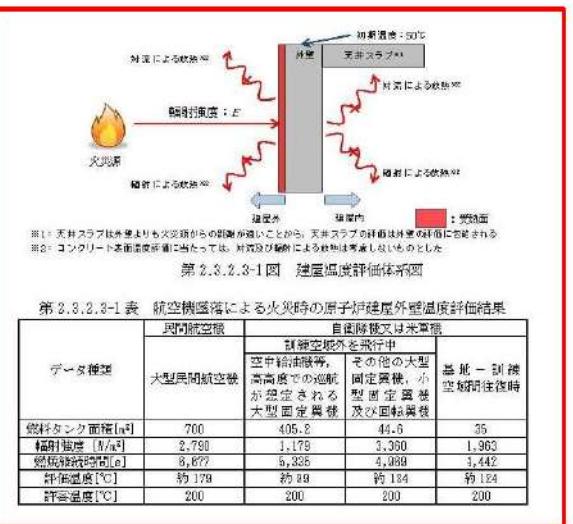
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉

カテゴリ		対象 航 空 機	燃科タ ンク面 積 (m <sup>2</sup> ) <sup>#1</sup>	輻射強 度 (W/m <sup>2</sup> )	燃 燒 繼 續 時間 (h)	評価 溫度 (°C)	許容 溫度 (°C)
計器飛行の民間航空機	B747	700	550	1.85	約 76	<200	
有視界飛行の大型航空機	-400						
民間航空機	小型航空機 (評価結果は自衛隊機又は米軍機の落下に包含される)						
自衛隊機又は米軍機	訓練空域内で飛行中及び訓練空域外を飛行する大型固定翼機	KC-7 67	405.2	319	1.48	約 64	<200
	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	F-15	44.6	870	1.38	約 86	<200

注1：軍用機関係の図書等の記載値から算定した推定値。

女川原子力発電所2号炉

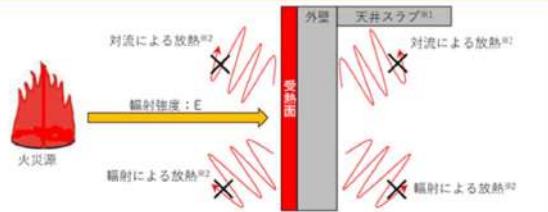


第2.3.2.3-1 図 建屋温度評価体系図

第2.3.2.3-1 表 航空機墜落による火災時の原子炉建屋外壁温度評価結果

データ種類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機	
	訓練空域外を飛行中	訓練空域内	高高度での巡航が想定される大型固定翼機	低高度での巡航が想定される大型固定翼機及び回転翼機
燃料タンク面積[m <sup>2</sup> ]	700	405.2	44.6	35
輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	2,790	1,178	1,350	1,903
燃焼持続時間[s]	6,077	6,326	4,988	3,442
評価温度[°C]	約 179	約 89	約 134	約 124
許容温度[°C]	200	200	200	200

泊発電所 3号炉



※1: 天井スラブは外壁よりも火災源からの距離が遠いため、天井スラブの評価は外壁と同様に行われる。  
※2: コンクリート表面温度評価に当たっては、対流及び輻射による放熱は考慮しないものとした。

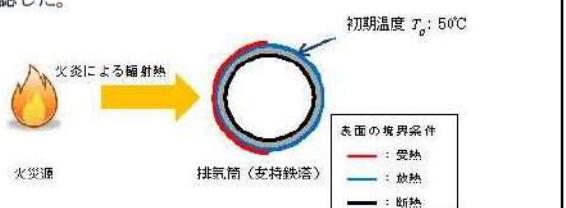
第2.3.2.3-1 図 建屋外壁の評価概念図

第2.3.2.3-1 表 航空機墜落による火災時の建屋外壁温度評価結果

項目	民間航空機	自衛隊機
	訓練空域内	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機
燃料タンク面積[m <sup>2</sup> ]	700	44.6
輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	455	162.4
燃焼持続時間[s]	6,680	4,868
評価温度[°C]	約 71	約 57
許容温度[°C]	200	200

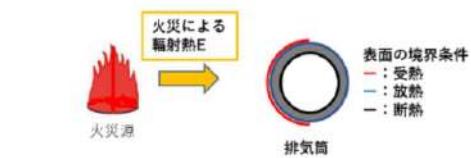
(2) 屋外の評価対象施設への熱影響評価

a. 排気筒



第2.3.2.3-2 図 排気筒温度評価体系図

(2) 排気筒に対する熱影響評価



第2.3.2.3-2 図 排気筒の評価概念図

第2.3.2.3-2 表 排気筒に対する熱影響評価結果

項目	民間航空機	自衛隊機
	訓練空域内	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機
評価温度[°C]	約 64	約 55
許容温度[°C]	325	325

【女川・大飯】

- 設計方針の相違
- 地域特性による評価結果の相違

【大飯】記載方針の相違  
(女川実績の反映)

- 【女川】記載方針の相違  
・文章構成の統一  
(2.2.2.5(1)敷地内危険物施設との記載統一)

【女川】設備名称の相違

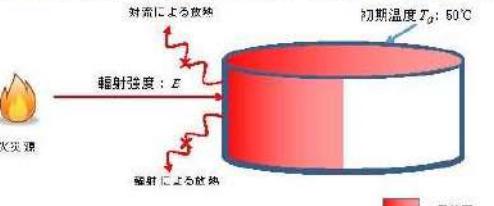
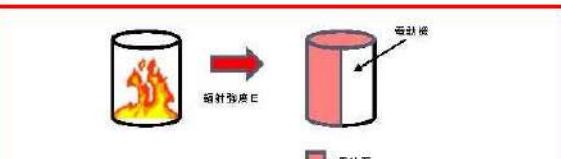
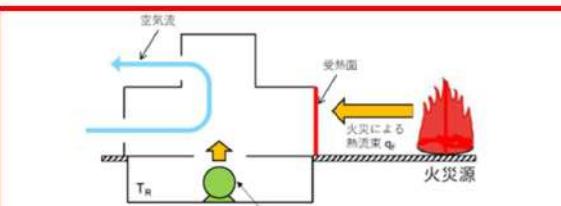
- 【女川】設計方針の相違  
・地域特性による評価結果の相違

【女川】記載方針の相違  
・他箇所との記載統一

【女川】記載方針の相違  
・文章構成の統一

- (2.2.2.5(2)敷地内危険物施設等の影響評価との記載統一)  
・他箇所との記載統一  
(女川も添付資料にて評価結果を示している)

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>なお、同様に海水ポンプに対する熱影響評価を実施したところ、冷却用空気の取込温度は42°C (F-15のケース) となり、許容温度 <span style="background-color: black; color: white;">□</span> °Cを超えないことを確認した。</p>	<p>b. <b>復水貯蔵タンク</b>          復水貯蔵タンクについて温度上昇を評価した結果、外壁面の温度評価で最も厳しい大型民間航空機の場合においても最大で約55°Cとなり、許容温度66°C以下であることを確認した。</p>  <p>第2.3.2.3-3図 復水貯蔵タンク温度評価体系図</p> <p>c. <b>原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ</b>          原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの冷却空気の温度が、許容温度以下（原子炉補機冷却海水ポンプ：上部軸受40°C、下部軸受55°C、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ：上部軸受55°C、下部軸受55°C）であることを確認した。評価結果を第2.3.2.3-2表に示す。</p>  <p>第2.3.2.3-4図 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ温度評価体系図</p> <p>第2.3.2.3-2表 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象機器</th> <th>上部軸受温度[°C]</th> <th>下部軸受温度[°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>約37</td> <td>約29</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ</td> <td>約36</td> <td>約44</td> </tr> </tbody> </table>	対象機器	上部軸受温度[°C]	下部軸受温度[°C]	原子炉補機冷却海水ポンプ	約37	約29	高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	約36	約44	<p>(3) <b>原子炉補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価</b>          原子炉補機冷却海水ポンプの冷却空気の温度が、許容温度以下（原子炉補機冷却海水ポンプ：下部軸受80°C）であることを確認した。評価結果を第2.3.2.3-3表に示す。</p>  <p>第2.3.2.3-3図 原子炉補機冷却海水ポンプの評価概念図</p> <p>第2.3.2.3-3表 原子炉補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>民間航空機</th> <th>自衛隊機</th> </tr> <tr> <th>大型民間航空機</th> <th>その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価温度[°C]</td> <td>約49</td> <td>約44</td> </tr> <tr> <td>許容温度[°C]</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>	項目	民間航空機	自衛隊機	大型民間航空機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	評価温度[°C]	約49	約44	許容温度[°C]	80	80	<p>【女川】設計方針の相違      ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の施設は無い）</p> <p>【女川】記載方針の相違      ・文章構成の統一      (2.2.2.5(1)敷地内危険物施設との記載統一)</p> <p>【大飯】      記載方針の相違（女川に記載統一：着色せざ）</p> <p>【女川】設計方針の相違      ・プラント設計の違いによる対象設備の相違      ・ポンプ仕様の相違（泊のポンプの軸受は上部が水冷式、下部が空冷式であるため下部軸受を評価）</p> <p>【女川】設計方針の相違      ・地域特性による評価結果の相違</p>
対象機器	上部軸受温度[°C]	下部軸受温度[°C]																					
原子炉補機冷却海水ポンプ	約37	約29																					
高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	約36	約44																					
項目	民間航空機	自衛隊機																					
	大型民間航空機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機																					
評価温度[°C]	約49	約44																					
許容温度[°C]	80	80																					

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																													
<p>2.4 航空機落下に起因する敷地内危険物タンク火災（添付資料 14）</p> <p>航空機落下による火災のうち、評価結果が厳しい民間航空機B747-400並びに自衛隊機又は米軍機のF-15と、敷地内危険物タンクのうち評価結果が厳しい補助ボイラ燃料タンクについて同時に火災が発生した場合を想定しても、原子炉施設外壁の温度が許容温度 200°C（火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度）を超えないことを確認した。</p> <p>評価対象施設に対する想定ケースを第 2.3.2.3-3 表に、評価結果を第 2.3.2.3-4 表に、航空機墜落位置と敷地内の危険物貯蔵施設等の重畳を考慮する位置を第 2.3.2.3-5 図に示す。</p> <table border="1"> <caption>第 2.3.2.3-3 表 重畠評価で想定するケース</caption> <thead> <tr> <th>想定ケース</th><th>評価対象施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F-15 及び 3号炉軽油タンク</td><td>原子炉建屋 排気筒 制御建屋 タービン建屋 原子炉補助冷却海水ポンプ及び高圧保安スプレイ機能冷却海水ポンプ</td></tr> <tr> <td>F-15 及び 1号炉軽油貯蔵タンク</td><td></td></tr> <tr> <td>B747-400 及び 3号炉軽油タンク</td><td>復水貯蔵タンク</td></tr> </tbody> </table> <p>コンクリート許容温度 : 200°C</p>	想定ケース	評価対象施設	F-15 及び 3号炉軽油タンク	原子炉建屋 排気筒 制御建屋 タービン建屋 原子炉補助冷却海水ポンプ及び高圧保安スプレイ機能冷却海水ポンプ	F-15 及び 1号炉軽油貯蔵タンク		B747-400 及び 3号炉軽油タンク	復水貯蔵タンク	<p>(3) 航空機墜落による火災と危険物タンク火災の重畠について</p> <p>危険物貯蔵施設等と航空機墜落火災との重畠を想定し、熱影響評価を実施した。想定する航空機は対象航空機の中で熱影響が大きいF-15 及び B747-400 を想定した。重畠する危険物貯蔵施設等は1号炉軽油貯蔵タンク及び3号炉軽油タンクとした。</p> <p>評価対象施設に対する想定ケースを第 2.3.2.3-3 表に、評価結果を第 2.3.2.3-4 表に、航空機墜落位置と敷地内の危険物貯蔵施設等の重畠を考慮する位置を第 2.3.2.3-5 図に示す。</p> <p>第 2.3.2.3-5 図 航空機墜落位置と危険物タンク火災の重畠を考慮する位置</p> <table border="1"> <caption>第 2.3.2.3-4 表 重畠火災による熱影響評価結果</caption> <thead> <tr> <th>重畠評価の想定</th><th>評価対象施設</th><th>評価温度(°C)</th><th>許容温度(°C)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">F-15 及び 3号炉軽油タンク</td><td>原子炉建屋</td><td>約 145</td><td>&lt; 200</td></tr> <tr><td>排気筒</td><td>約 146</td><td>&lt; 325</td></tr> <tr><td>制御建屋</td><td>約 145</td><td>&lt; 200</td></tr> <tr> <td rowspan="5">F-15 及び 1号炉軽油貯蔵タンク</td><td>タービン建屋</td><td>約 156</td><td>&lt; 200</td></tr> <tr><td>原子炉補助</td><td>約 38(上部軸受)</td><td>&lt; 40(上部軸受)</td></tr> <tr><td>冷却海水ポンプ</td><td>約 30(下部軸受)</td><td>&lt; 55(下部軸受)</td></tr> <tr><td>高圧保安スプレイ機能</td><td>約 36(上部軸受)</td><td>&lt; 55(上部軸受)</td></tr> <tr><td>冷却海水ポンプ</td><td>約 45(下部軸受)</td><td>&lt; 55(下部軸受)</td></tr> <tr> <td>B747-400 及び 3号炉軽油タンク</td><td>復水貯蔵タンク</td><td>約 58</td><td>&lt; 88</td></tr> </tbody> </table>	重畠評価の想定	評価対象施設	評価温度(°C)	許容温度(°C)	F-15 及び 3号炉軽油タンク	原子炉建屋	約 145	< 200	排気筒	約 146	< 325	制御建屋	約 145	< 200	F-15 及び 1号炉軽油貯蔵タンク	タービン建屋	約 156	< 200	原子炉補助	約 38(上部軸受)	< 40(上部軸受)	冷却海水ポンプ	約 30(下部軸受)	< 55(下部軸受)	高圧保安スプレイ機能	約 36(上部軸受)	< 55(上部軸受)	冷却海水ポンプ	約 45(下部軸受)	< 55(下部軸受)	B747-400 及び 3号炉軽油タンク	復水貯蔵タンク	約 58	< 88	<p>(4) 航空機墜落による火災と危険物タンク火災の重畠について</p> <p>危険物貯蔵施設等と航空機墜落火災との重畠を想定し、熱影響評価を実施した。想定する航空機は対象航空機の中で熱影響が大きいB747-400 を想定した。重畠する危険物貯蔵施設等は3号炉補助ボイラ燃料タンクとした。また、ディーゼル発電機建屋外壁のコンクリート表面温度の評価にあたっては外壁に設置した断熱材の効果を加味した。</p> <p>評価結果を第 2.3.2.3-4 表に、航空機墜落位置と敷地内の危険物貯蔵施設等の重畠を考慮する位置を第 2.3.2.3-4 図に示す。</p> <p>第 2.3.2.3-4 図 航空機墜落位置と危険物タンク火災の重畠を考慮する位置</p> <table border="1"> <caption>第 2.3.2.3-4 表 重畠火災による熱影響評価結果</caption> <thead> <tr> <th>想定火災源</th><th>評価対象施設</th><th>評価温度 (°C)</th><th>許容温度 (°C)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">B-747-400 及び 3号炉補助ボイラ燃料タンク</td><td>原子炉建屋</td><td>約 183</td><td rowspan="5">200</td></tr> <tr><td>原子炉補助建屋</td><td>—</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機建屋</td><td>約 151</td></tr> <tr><td>循環水ポンプ建屋</td><td>—</td></tr> <tr><td>排気筒</td><td>約 118</td></tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉補助冷却海水ポンプ</td><td>約 58</td><td>80</td></tr> </tbody> </table> <p>*1: 原子炉補助建屋及び循環水ポンプ建屋の評価は原子炉建屋の評価に包絡される。</p>	想定火災源	評価対象施設	評価温度 (°C)	許容温度 (°C)	B-747-400 及び 3号炉補助ボイラ燃料タンク	原子炉建屋	約 183	200	原子炉補助建屋	—	ディーゼル発電機建屋	約 151	循環水ポンプ建屋	—	排気筒	約 118	原子炉補助冷却海水ポンプ	約 58	80	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川に記載統一：着色せざる）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性及びプラント設計の違いによる最大熱影響火災源及び防護手段の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は地域特性及びプラント設計の違いにより重畠火災の組み合わせが複数無いため。 (全評価対象施設に対して共通の航空機と危険物貯蔵施設等が選定される)</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p>
想定ケース	評価対象施設																																																															
F-15 及び 3号炉軽油タンク	原子炉建屋 排気筒 制御建屋 タービン建屋 原子炉補助冷却海水ポンプ及び高圧保安スプレイ機能冷却海水ポンプ																																																															
F-15 及び 1号炉軽油貯蔵タンク																																																																
B747-400 及び 3号炉軽油タンク	復水貯蔵タンク																																																															
重畠評価の想定	評価対象施設	評価温度(°C)	許容温度(°C)																																																													
F-15 及び 3号炉軽油タンク	原子炉建屋	約 145	< 200																																																													
	排気筒	約 146	< 325																																																													
	制御建屋	約 145	< 200																																																													
F-15 及び 1号炉軽油貯蔵タンク	タービン建屋	約 156	< 200																																																													
	原子炉補助	約 38(上部軸受)	< 40(上部軸受)																																																													
	冷却海水ポンプ	約 30(下部軸受)	< 55(下部軸受)																																																													
	高圧保安スプレイ機能	約 36(上部軸受)	< 55(上部軸受)																																																													
	冷却海水ポンプ	約 45(下部軸受)	< 55(下部軸受)																																																													
B747-400 及び 3号炉軽油タンク	復水貯蔵タンク	約 58	< 88																																																													
想定火災源	評価対象施設	評価温度 (°C)	許容温度 (°C)																																																													
B-747-400 及び 3号炉補助ボイラ燃料タンク	原子炉建屋	約 183	200																																																													
	原子炉補助建屋	—																																																														
	ディーゼル発電機建屋	約 151																																																														
	循環水ポンプ建屋	—																																																														
	排気筒	約 118																																																														
原子炉補助冷却海水ポンプ	約 58	80																																																														

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																														
2.5 二次的影響の評価（添付資料7）	2.4 二次的影響（ぱい煙、有毒ガス）の評価（添付資料8）	2.4 二次的影響（ぱい煙及び有毒ガス）の評価（添付資料8）	2.4 二次的影響（ぱい煙及び有毒ガス）の評価（添付資料8）	【女川】記載表現の相違																																														
2.5.1 評価内容 森林火災、近隣の産業施設の火災・爆発及び航空機墜落による火災において発生するぱい煙等に対して、影響が想定される機器、施設について評価を実施している。	2.4.1 評価内容 森林火災、近隣の産業施設の火災・爆発及び航空機墜落による火災において発生するぱい煙等に対して、影響が想定される機器、施設について評価を実施する。	2.4.1 評価内容 森林火災、近隣の産業施設の火災・爆発及び航空機墜落による火災において発生するぱい煙等に対して、影響が想定される機器、施設について評価を実施する。	2.4.1 評価内容 森林火災、近隣の産業施設の火災・爆発及び航空機墜落による火災において発生するぱい煙等に対して、影響が想定される機器及び施設について評価を実施する。	【女川】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違																																														
2.5.2 評価結果 ぱい煙等による <b>安全上重要な設備</b> に対する影響及び居住性に影響を及ぼさないことを以下のとおり確認した。	2.4.2 評価結果 ぱい煙等による評価対象施設に対する影響及び居住性に影響を及ぼさないことを以下のとおり確認する。	2.4.2 評価結果 ぱい煙等による評価対象施設に対する影響及び居住性に影響を及ぼさないことを以下のとおり確認する。	2.4.2 評価結果 ぱい煙等による評価対象施設に対する影響及び居住性に影響を及ぼさないことを以下のとおり確認する。	【大飯】記載表現の相違																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象設備</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">機器への影響</td> <td>外気を直接設備内に取り込む機器 ディーゼル発電機</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該設備の運転時において、ぱい煙を機関内に吸い込むおそれがあるが、シリンドラまでの通気経路の間隔よりぱい煙の粒径が小さいため、通気経路が閉塞することなく、運転に影響はない。</li> <li>取り込まれたぱい煙はシリンドラ、ピストンの硬度より柔らかいと考えられることから、機関内の磨耗は発生せず、機能への影響はない。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>海水ポンスマータ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>電動機本体はぱい煙が侵入しない密閉構造であるとともに、電動機の空気冷却器冷却管径はぱい煙の粒径より大きいため、冷却管は閉塞しないことから、機能への影響はない。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし弁等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>建屋外部に開口部を有する主蒸気逃し弁等は、動作時の吹出力が十分大きいため、ぱい煙侵入による機能への影響はない。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外気を取り込む空調系</td> <td>換気空調設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>外気取り入れ運転を行っている換気空調設備は、外気取入口にはバグフィルタ（粒径約2μmに対して80%以上を捕集する性能）を設置しているため、一定以上の粒径のぱい煙を捕集するとともに、外気取入れダンパを閉止又は換気空調装置停止や循環運転により、建屋内へのぱい煙の侵入を阻止することができる（第2.4.2-2(a)（b）図）。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>屋外設置機器</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉補給冷却海水ポンプ・高圧保安心スプレイ装置冷卻塔冷却海水ポンプ</li> <li>ぱい煙の粒径は冷却塔冷却海水ポンプ出口の口径と比べて十分小さいことから閉塞することはない（第2.4.2-3(a)(b)図）。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">室内の空気を取り込む機器</td> <td>非常用ディーゼル発電機（高圧保安心スプレイ装置を含む。）排気口</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>ぱい煙が配管等の内部に侵入した場合においても、その動作時には長くしたばい煙は吹き出されることから、その機能に影響はない（第2.4.2-4図）。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>居住性への影響</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央制御室</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>居住性への影響</td> <td>中央制御室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>外気取入れダンパを閉止し事故時運転モードへの切替により、酸素濃度及び有毒ガス濃度を考慮しても長時間室内へのぱい煙等の侵入を阻止することが可能である（第2.4.2-5(a)(b)図、第2.4.2-2表）。</li> <li>外気取入口での有毒ガス濃度が判定基準（IDLH値<sup>※</sup>）以下であることから、中央制御室の居住性に影響はない。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>※：30分暴露によって生命及び健康に対する即時の危険な影響を与える濃度限度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	対象設備	評価結果	機器への影響	外気を直接設備内に取り込む機器 ディーゼル発電機	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該設備の運転時において、ぱい煙を機関内に吸い込むおそれがあるが、シリンドラまでの通気経路の間隔よりぱい煙の粒径が小さいため、通気経路が閉塞することなく、運転に影響はない。</li> <li>取り込まれたぱい煙はシリンドラ、ピストンの硬度より柔らかいと考えられることから、機関内の磨耗は発生せず、機能への影響はない。</li> </ul>	海水ポンスマータ	<ul style="list-style-type: none"> <li>電動機本体はぱい煙が侵入しない密閉構造であるとともに、電動機の空気冷却器冷却管径はぱい煙の粒径より大きいため、冷却管は閉塞しないことから、機能への影響はない。</li> </ul>	主蒸気逃がし弁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>建屋外部に開口部を有する主蒸気逃し弁等は、動作時の吹出力が十分大きいため、ぱい煙侵入による機能への影響はない。</li> </ul>	外気を取り込む空調系	換気空調設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>外気取り入れ運転を行っている換気空調設備は、外気取入口にはバグフィルタ（粒径約2μmに対して80%以上を捕集する性能）を設置しているため、一定以上の粒径のぱい煙を捕集するとともに、外気取入れダンパを閉止又は換気空調装置停止や循環運転により、建屋内へのぱい煙の侵入を阻止することができる（第2.4.2-2(a)（b）図）。</li> </ul>	屋外設置機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉補給冷却海水ポンプ・高圧保安心スプレイ装置冷卻塔冷却海水ポンプ</li> <li>ぱい煙の粒径は冷却塔冷却海水ポンプ出口の口径と比べて十分小さいことから閉塞することはない（第2.4.2-3(a)(b)図）。</li> </ul>	室内の空気を取り込む機器	非常用ディーゼル発電機（高圧保安心スプレイ装置を含む。）排気口	<ul style="list-style-type: none"> <li>ぱい煙が配管等の内部に侵入した場合においても、その動作時には長くしたばい煙は吹き出されることから、その機能に影響はない（第2.4.2-4図）。</li> </ul>	居住性への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央制御室</li> </ul>	居住性への影響	中央制御室	<ul style="list-style-type: none"> <li>外気取入れダンパを閉止し事故時運転モードへの切替により、酸素濃度及び有毒ガス濃度を考慮しても長時間室内へのぱい煙等の侵入を阻止することが可能である（第2.4.2-5(a)(b)図、第2.4.2-2表）。</li> <li>外気取入口での有毒ガス濃度が判定基準（IDLH値<sup>※</sup>）以下であることから、中央制御室の居住性に影響はない。</li> </ul>	※：30分暴露によって生命及び健康に対する即時の危険な影響を与える濃度限度					<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象設備</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">機器への影響</td> <td>外気を直接設備内に取り込む機器 ディーゼル発電機</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該設備の運転時において、ぱい煙を機関内に吸い込むおそれがあるが、シリンドラまでの通気経路の間隔よりぱい煙の粒径が小さいため、運転に影響はない（第2.4.2-1図）。</li> <li>通常運転においても燃料油（軽油）の燃焼に伴うぱい煙が発生していることから、機関に損傷を与えることや運転機能を阻害することはない。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>外気を取り込む換気空調設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>外気取り入れ運転を行っている換気空調設備は、外気取入口には平型フィルタ（主として粒径が5μmより大きい粒子を除去）を設置しているため、一定以上の粒径のぱい煙を捕集するとともに、外気取入れダンパを閉止又は換気空調設備停止や循環運転により、建屋内へのぱい煙の侵入を阻止することができる（第2.4.2-2(a)図）。</li> <li>室内の空気を機器内に取り込む安全保護系計装盤を設置している空調装置には、平型フィルタに加えて粗フィルタ（主として粒径が5μmより大きい粒子を除去）を設置しているため、更に繊かい粒子を捕集することができる（第2.4.2-2(b)図）。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>外気を取り込む機器</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>外気を電動機内部に取り込まない構造であり、電動機内部にぱい煙が侵入することはない。</li> <li>ぱい煙の粒径は冷却塔冷却海水ポンプ出口の口径と比べて十分小さいことから閉塞することはない（第2.4.2-3(a)(b)図）。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>建屋外部に開口部を有する機器</td> <td>主蒸気逃がし弁等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>ぱい煙が内部に侵入した場合においても、その動作時には長くしたばい煙は吹き出されることから、その機能に影響はない（第2.4.2-4図）。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>居住性への影響</td> <td>中央制御室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>外気取入れダンパを閉止し、閉回路循環運転への切替により、酸素濃度及び有毒ガス濃度を考慮しても長時間室内へのぱい煙侵入を阻止することが可能である（第2.4.2-5図）。</li> <li>外気取入口での有毒ガス濃度が判定基準（IDLH値<sup>※</sup>）以下であることから、中央制御室の居住性に影響はない。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>※：30分暴露によって生命及び健康に対する即時の危険な影響を与える濃度限度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	対象設備	評価結果	機器への影響	外気を直接設備内に取り込む機器 ディーゼル発電機	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該設備の運転時において、ぱい煙を機関内に吸い込むおそれがあるが、シリンドラまでの通気経路の間隔よりぱい煙の粒径が小さいため、運転に影響はない（第2.4.2-1図）。</li> <li>通常運転においても燃料油（軽油）の燃焼に伴うぱい煙が発生していることから、機関に損傷を与えることや運転機能を阻害することはない。</li> </ul>	外気を取り込む換気空調設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>外気取り入れ運転を行っている換気空調設備は、外気取入口には平型フィルタ（主として粒径が5μmより大きい粒子を除去）を設置しているため、一定以上の粒径のぱい煙を捕集するとともに、外気取入れダンパを閉止又は換気空調設備停止や循環運転により、建屋内へのぱい煙の侵入を阻止することができる（第2.4.2-2(a)図）。</li> <li>室内の空気を機器内に取り込む安全保護系計装盤を設置している空調装置には、平型フィルタに加えて粗フィルタ（主として粒径が5μmより大きい粒子を除去）を設置しているため、更に繊かい粒子を捕集することができる（第2.4.2-2(b)図）。</li> </ul>	外気を取り込む機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>外気を電動機内部に取り込まない構造であり、電動機内部にぱい煙が侵入することはない。</li> <li>ぱい煙の粒径は冷却塔冷却海水ポンプ出口の口径と比べて十分小さいことから閉塞することはない（第2.4.2-3(a)(b)図）。</li> </ul>	建屋外部に開口部を有する機器	主蒸気逃がし弁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>ぱい煙が内部に侵入した場合においても、その動作時には長くしたばい煙は吹き出されることから、その機能に影響はない（第2.4.2-4図）。</li> </ul>	居住性への影響	中央制御室	<ul style="list-style-type: none"> <li>外気取入れダンパを閉止し、閉回路循環運転への切替により、酸素濃度及び有毒ガス濃度を考慮しても長時間室内へのぱい煙侵入を阻止することが可能である（第2.4.2-5図）。</li> <li>外気取入口での有毒ガス濃度が判定基準（IDLH値<sup>※</sup>）以下であることから、中央制御室の居住性に影響はない。</li> </ul>	※：30分暴露によって生命及び健康に対する即時の危険な影響を与える濃度限度				
分類	対象設備	評価結果																																																
機器への影響	外気を直接設備内に取り込む機器 ディーゼル発電機	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該設備の運転時において、ぱい煙を機関内に吸い込むおそれがあるが、シリンドラまでの通気経路の間隔よりぱい煙の粒径が小さいため、通気経路が閉塞することなく、運転に影響はない。</li> <li>取り込まれたぱい煙はシリンドラ、ピストンの硬度より柔らかいと考えられることから、機関内の磨耗は発生せず、機能への影響はない。</li> </ul>																																																
	海水ポンスマータ	<ul style="list-style-type: none"> <li>電動機本体はぱい煙が侵入しない密閉構造であるとともに、電動機の空気冷却器冷却管径はぱい煙の粒径より大きいため、冷却管は閉塞しないことから、機能への影響はない。</li> </ul>																																																
	主蒸気逃がし弁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>建屋外部に開口部を有する主蒸気逃し弁等は、動作時の吹出力が十分大きいため、ぱい煙侵入による機能への影響はない。</li> </ul>																																																
外気を取り込む空調系	換気空調設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>外気取り入れ運転を行っている換気空調設備は、外気取入口にはバグフィルタ（粒径約2μmに対して80%以上を捕集する性能）を設置しているため、一定以上の粒径のぱい煙を捕集するとともに、外気取入れダンパを閉止又は換気空調装置停止や循環運転により、建屋内へのぱい煙の侵入を阻止することができる（第2.4.2-2(a)（b）図）。</li> </ul>																																																
	屋外設置機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉補給冷却海水ポンプ・高圧保安心スプレイ装置冷卻塔冷却海水ポンプ</li> <li>ぱい煙の粒径は冷却塔冷却海水ポンプ出口の口径と比べて十分小さいことから閉塞することはない（第2.4.2-3(a)(b)図）。</li> </ul>																																																
室内の空気を取り込む機器	非常用ディーゼル発電機（高圧保安心スプレイ装置を含む。）排気口	<ul style="list-style-type: none"> <li>ぱい煙が配管等の内部に侵入した場合においても、その動作時には長くしたばい煙は吹き出されることから、その機能に影響はない（第2.4.2-4図）。</li> </ul>																																																
	居住性への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央制御室</li> </ul>																																																
居住性への影響	中央制御室	<ul style="list-style-type: none"> <li>外気取入れダンパを閉止し事故時運転モードへの切替により、酸素濃度及び有毒ガス濃度を考慮しても長時間室内へのぱい煙等の侵入を阻止することが可能である（第2.4.2-5(a)(b)図、第2.4.2-2表）。</li> <li>外気取入口での有毒ガス濃度が判定基準（IDLH値<sup>※</sup>）以下であることから、中央制御室の居住性に影響はない。</li> </ul>																																																
※：30分暴露によって生命及び健康に対する即時の危険な影響を与える濃度限度																																																		
分類	対象設備	評価結果																																																
機器への影響	外気を直接設備内に取り込む機器 ディーゼル発電機	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該設備の運転時において、ぱい煙を機関内に吸い込むおそれがあるが、シリンドラまでの通気経路の間隔よりぱい煙の粒径が小さいため、運転に影響はない（第2.4.2-1図）。</li> <li>通常運転においても燃料油（軽油）の燃焼に伴うぱい煙が発生していることから、機関に損傷を与えることや運転機能を阻害することはない。</li> </ul>																																																
	外気を取り込む換気空調設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>外気取り入れ運転を行っている換気空調設備は、外気取入口には平型フィルタ（主として粒径が5μmより大きい粒子を除去）を設置しているため、一定以上の粒径のぱい煙を捕集するとともに、外気取入れダンパを閉止又は換気空調設備停止や循環運転により、建屋内へのぱい煙の侵入を阻止することができる（第2.4.2-2(a)図）。</li> <li>室内の空気を機器内に取り込む安全保護系計装盤を設置している空調装置には、平型フィルタに加えて粗フィルタ（主として粒径が5μmより大きい粒子を除去）を設置しているため、更に繊かい粒子を捕集することができる（第2.4.2-2(b)図）。</li> </ul>																																																
	外気を取り込む機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>外気を電動機内部に取り込まない構造であり、電動機内部にぱい煙が侵入することはない。</li> <li>ぱい煙の粒径は冷却塔冷却海水ポンプ出口の口径と比べて十分小さいことから閉塞することはない（第2.4.2-3(a)(b)図）。</li> </ul>																																																
建屋外部に開口部を有する機器	主蒸気逃がし弁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>ぱい煙が内部に侵入した場合においても、その動作時には長くしたばい煙は吹き出されることから、その機能に影響はない（第2.4.2-4図）。</li> </ul>																																																
居住性への影響	中央制御室	<ul style="list-style-type: none"> <li>外気取入れダンパを閉止し、閉回路循環運転への切替により、酸素濃度及び有毒ガス濃度を考慮しても長時間室内へのぱい煙侵入を阻止することが可能である（第2.4.2-5図）。</li> <li>外気取入口での有毒ガス濃度が判定基準（IDLH値<sup>※</sup>）以下であることから、中央制御室の居住性に影響はない。</li> </ul>																																																
※：30分暴露によって生命及び健康に対する即時の危険な影響を与える濃度限度																																																		

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

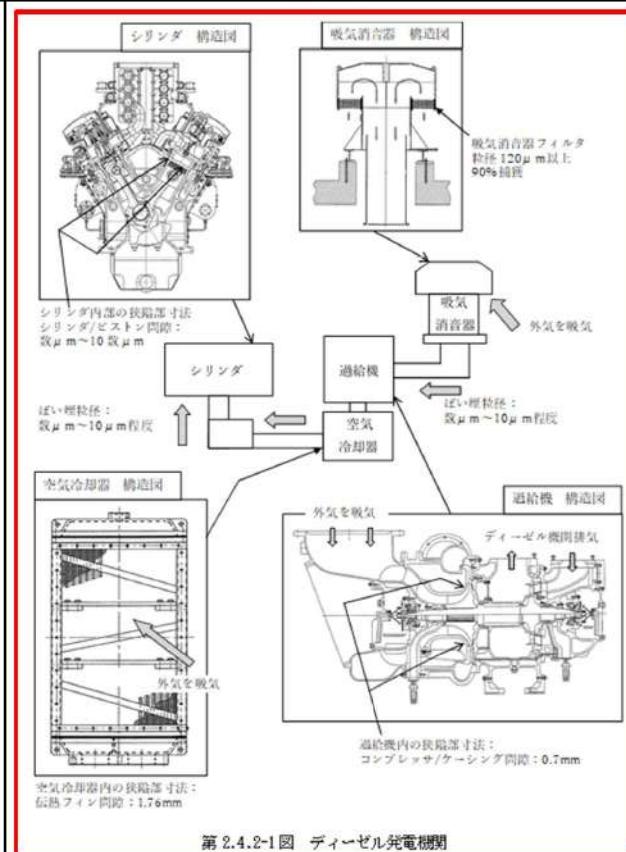
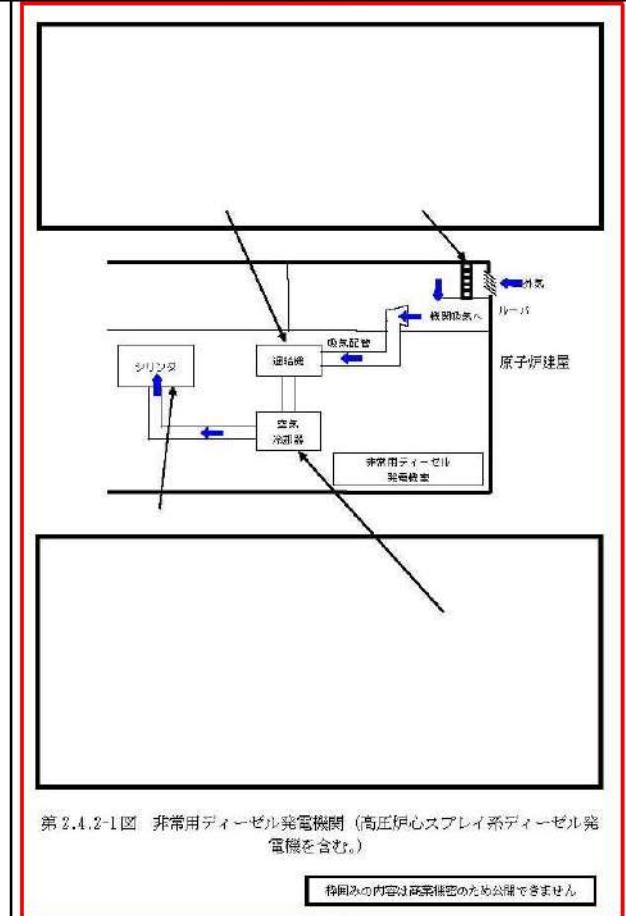
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第2.4.2-2(a)図 原子炉建屋換気空調系</p> <p>第2.4.2-2(b)図 制御建屋換気空調系</p>	<p>第2.4.2-2(a)図 原子炉補助建屋換気空調設備</p> <p>第2.4.2-2(b)図 安全補機開閉器室空調装置</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる空調系の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p>

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

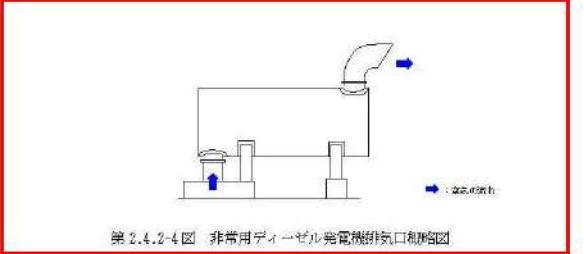
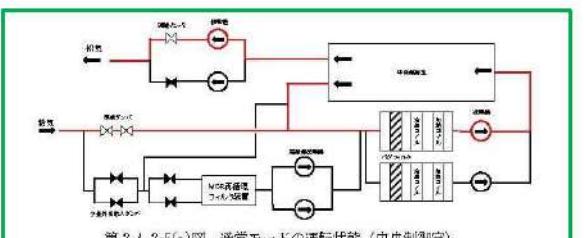
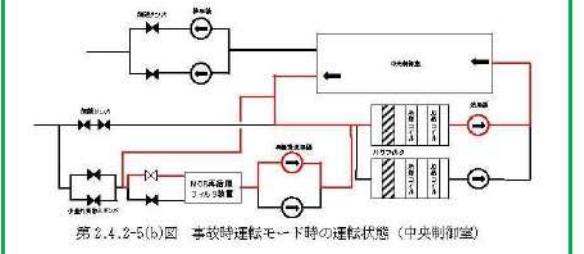
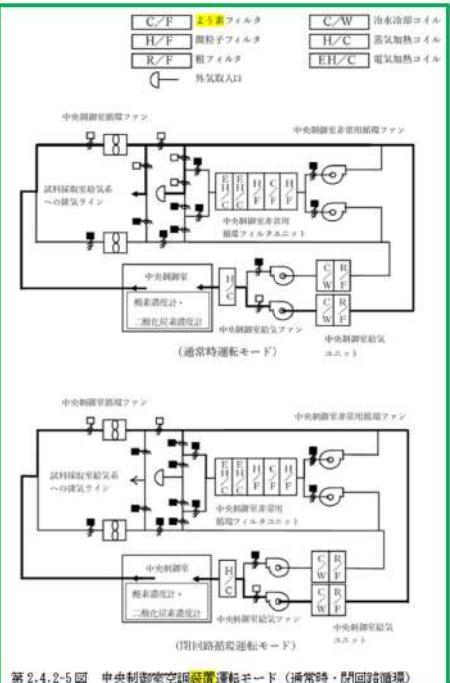
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>外気吸込口 ヒートエクスチーバ 冷却パイプ 内径：約 29mm</p> <p>上部軸受 下部軸受</p> <p>→：外気（冷却流） →：モータ内部の空気流</p> <p>第 2.4.2-3(a)図 原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機外形図</p> <p>ラビリンス カバー ブレケット 貫通部 承切カバー</p> <p>→：外気（冷却流）</p> <p>第 2.4.2-3(b)図 高圧炉心スプレイ噴射機冷却海水ポンプ用電動機外形図</p>	<p>冷却管 (内径：約 24mm)</p> <p>(電動機断面図)</p> <p>原子炉補機 冷却海水ポンプ電動機</p> <p>T.P.10.3m</p> <p>原子炉補機 冷却海水ポンプ本体</p> <p>原子炉補機 冷却海水ポンプ</p> <p>〔ポンプ断面図〕</p> <p>〔平面図（循環水ポンプ建屋）〕</p> <p>第 2.4.2-3 図 原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機外形図</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによるポンプの相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p>

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
	 <p>第2.4.2-4図 非常用ディーゼル発電機排気口和路図</p>	 <p>第2.4.2-4図 主蒸気逃がし弁出口配管形状及び消音器の構造</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価対象施設の相違 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p>																																							
	 <p>第2.4.2-5(a)図 通常モードの運転状態（中央制御室）</p>	 <p>第2.4.2-5(b)図 事故時運転モード時の運転状態（中央制御室）</p>	 <p>第2.4.2-5図 中央制御室空調装置運転モード（通常時・閉回路循環）</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・運転名称の相違 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p>																																							
以上	<table border="1"> <caption>第2.4.2-2表 外気遮断時の中央制御室の酸素・二酸化炭素濃度</caption> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>8時間</th> <th>12時間</th> <th>24時間</th> <th>許容濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化炭素濃度[%]</td> <td>0.06</td> <td>0.08</td> <td>0.12</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度[%]</td> <td>20.9</td> <td>20.8</td> <td>20.8</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table>	時間	8時間	12時間	24時間	許容濃度	二酸化炭素濃度[%]	0.06	0.08	0.12	1.0	酸素濃度[%]	20.9	20.8	20.8	18	<table border="1"> <caption>第2.4.2-2表 外気遮断時の中央制御室の酸素・二酸化炭素濃度</caption> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>2時間</th> <th>4時間</th> <th>6時間</th> <th>8時間</th> <th>10時間</th> <th>12時間</th> <th>許容濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化炭素濃度[%]</td> <td>0.06</td> <td>0.09</td> <td>0.11</td> <td>0.14</td> <td>0.17</td> <td>0.19</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度[%]</td> <td>20.91</td> <td>20.87</td> <td>20.83</td> <td>20.80</td> <td>20.76</td> <td>20.72</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table>	時間	2時間	4時間	6時間	8時間	10時間	12時間	許容濃度	二酸化炭素濃度[%]	0.06	0.09	0.11	0.14	0.17	0.19	1.0	酸素濃度[%]	20.91	20.87	20.83	20.80	20.76	20.72	18	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価結果の相違 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p>
時間	8時間	12時間	24時間	許容濃度																																						
二酸化炭素濃度[%]	0.06	0.08	0.12	1.0																																						
酸素濃度[%]	20.9	20.8	20.8	18																																						
時間	2時間	4時間	6時間	8時間	10時間	12時間	許容濃度																																			
二酸化炭素濃度[%]	0.06	0.09	0.11	0.14	0.17	0.19	1.0																																			
酸素濃度[%]	20.91	20.87	20.83	20.80	20.76	20.72	18																																			

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
添付資料1 外部火災の防護対象設備の考え方について	添付資料-1 外部火災影響評価対象の考え方について	添付資料-1 外部火災影響評価対象の考え方について	
<p>1.はじめに 原子力発電所における外部火災の影響を考慮する際には「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド（以下、「ガイド」という）」に基づき評価を実施するが、ここでは、外部火災における防護対象設備の選定方法について以下にまとめる。</p> <p>2.外部火災影響評価対象設備選定の考え方 ガイドの中には、以下の通り記載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第6条において、安全施設は、想定される自然現象又は人為事象に対して<u>安全機能<sup>※1</sup></u>を損なわないものでなければならない</li> <li>発電所敷地外で発生する火災が原子炉施設（本評価ガイドにおける「原子炉施設」は安全機能を有する構築物、系統及び機器を内包するものに限る。）へ影響を与えない事</li> </ul> <p>※1 安全機能：その機能の喪失により発電用原子炉施設に運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生し、これにより公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある機能（PS）。また、発電用原子炉施設の運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の拡大を防止し、又は速やかにその事故を収束させることにより、公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止する機能（MS）。</p> <p>以上より、外部火災に係る防護対象は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類指針」という。）において、安全機能を有する設備とされるクラス1、2、3に該当する構築物、系統及び機器が該当すると考えられる。 重要度分類指針内の付表を基に、大飯発電所3、4号炉の各設備への展開を図った。（添付資料-1参照）</p>	<p>1.外部火災影響評価対象の考え方 原子力規制委員会の定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）」第6条及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第7条において、外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならぬとされている。</p> <p>このため、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド（以下「評価ガイド」という。）」に基づき、外部火災影響評価を行い、外部火災により、発電用原子炉施設へ影響を与えないこと及び二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを評価する。</p> <p>外部火災の影響を受けた場合、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な設計上の要求事項を喪失し、安全性の確保が困難となるおそれがあることから、防護対象は「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」において安全機能を有する安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>今回、防護対象とした構築物、系統及び機器については、外部火災発生時には、原則防火帯の内側で防護し、建屋による防護等により影響を及ぼさないよう防護する。</p> <p>(1) 外部事象防護対象施設 外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設のうち、外部事象防護対象施設は、外部事象に対し必要な構築物、系統及び機器（発電用原子炉を停止するため、また、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機能、又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器、並びに、使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止の機能、又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器として安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器）に加え、それら</p>	<p>1.外部火災影響評価対象の考え方 原子力規制委員会の定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）」第6条及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第7条において、外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならぬとされている。</p> <p>このため、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド（以下「評価ガイド」という。）」に基づき、外部火災影響評価を行い、外部火災により、発電用原子炉施設へ影響を与えないこと及び二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを評価する。</p> <p>外部火災の影響を受けた場合、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な設計上の要求事項を喪失し、安全性の確保が困難となるおそれがあることから、防護対象は「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」において安全機能を有する安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>今回、防護対象とした構築物、系統及び機器については、外部火災発生時には、原則防火帯の内側で防護し、建屋による防護等により影響を及ぼさないよう防護する。</p> <p>(1) 外部事象防護対象施設 外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設のうち、外部事象防護対象施設<sup>※2</sup>は、外部事象に対し必要な構築物、系統及び機器（発電用原子炉を停止するため、また、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機能、又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器、並びに、使用済燃料ピットの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止の機能、又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器として安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器）に加え、それら</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】記載方針の相違・泊は6条全体で定義している通り、外部事象防護対象施設とそれらを内包する建屋を含めて外部事象防護対象施設等と記載している。</p> <p>【女川】名称の相違</p>

## 泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 影響評価内容</p> <p>(1) 火災に対する直接的な影響評価について</p> <p>発電所においては消防法等に基づく消火装置の設置、消防自動車の配備等の施設面での火災防護対策を適切に行うとともに、消火活動要員を24時間体制で配置するなど、火災発生時には要員の迅速な対応により、安全機能を有する設備の防護対策をとる事としている。</p> <p>上記設備のうち、高い信頼性を要求されるクラス1、2に該当する構築物、系統及び機器については、消火活動等の防護手段を期待しない条件のもと、想定される外部火災に対して構築物固有の熱影響評価を実施する。具体的には、評価対象設備として抽出した原子炉周辺建屋等内の設備については、建屋のコンクリート壁の耐性評価を実施し、建屋内の設備に影響を及ぼさない事を確認する。また、抽出した屋外の評価対象設備（海水ポンプ）については、固有の熱影響評価を実施する。</p> <p>クラス3に該当する構築物、系統及び機器については、一般産業施設と同等以上の信頼性の要求であり、屋内に設置している機器については、建屋により防護することとし、屋外機器については消火活動により防護していくため、個別施設の影響評価は行わない。</p> <p>(2) 二次的影響評価について</p> <p>(a) 二次的影響評価項目の選定について</p> <p>想定する以下の外部火災事象から二次的影響評価項目を検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林火災</li> <li>・石油コンビナート等の火災</li> <li>・発電所敷地内に存在する危険物タンク火災</li> <li>・発電所港湾内に入港する船舶の火災</li> <li>・航空機火災</li> </ul>	<p>を内包する建屋とする。その上で、消火活動等の防護手段を期待しない条件のもと、火元からの離隔で防護するため、想定される外部火災に対して熱影響評価、ばい煙等による影響評価を実施する（第3-2表）。</p> <p>(2) その他の安全施設</p> <p>その他の安全施設は、原則として、防火帯により防護し、外部火災で損傷した場合であっても、代替手段があること等により、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>2. 影響評価内容</p> <p>(1) 热影響評価について</p> <p>外部事象防護対象施設のうち、外部火災の影響を受ける評価対象施設については、評価ガイドに基づき、建屋の外側（コンクリート、鋼、扉、貫通部で形成される障壁）の熱影響に対する耐性評価を実施する。選定フロー（第2-1図）に基づき抽出する施設のうち、屋内設置の外部事象防護対象施設については、内包する建屋により防護することとし、評価対象施設として抽出された建屋側面のコンクリート壁の温度評価を実施し、建屋内の外部事象防護対象施設に影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>また、屋外の評価対象施設については、各機器について熱影響評価を実施する（第2-1表）。</p> <p>(2) 二次的影響評価</p>	<p>を内包する建屋とする。その上で、消火活動等の防護手段を期待しない条件のもと、火元からの離隔で防護するため、想定される外部火災に対して熱影響評価、ばい煙等による影響評価を実施する（第1-1図、第1-3表）。</p> <p>(2) その他の安全施設</p> <p>その他の安全施設は、原則として、防火帯により防護し、外部火災で損傷した場合であっても、代替手段があること等により、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>2. 影響評価内容</p> <p>(1) 热影響評価について</p> <p>外部事象防護対象施設のうち、外部火災の影響を受ける評価対象施設については、評価ガイドに基づき、建屋の外側（コンクリート、鋼、扉、貫通部で形成される障壁）の熱影響に対する耐性評価を実施する。選定フロー（第1-2図）に基づき抽出する施設のうち、屋内設置の外部事象防護対象施設については、内包する建屋により防護することとし、評価対象施設として抽出された建屋側面のコンクリート壁の温度評価を実施し、建屋内の外部事象防護対象施設に影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>ただし、評価対象施設のうち、原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナは、循環水ポンプ建屋に収納されており、直接火災の影響を受けることはないが、周囲空気の温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、原子炉補機冷却海水ポンプが取り込む冷却空気及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナを評価対象とする。</p> <p>なお、評価対象施設のうちタービン建屋に内包されているタービン保安装置及び主蒸気止め弁については、蒸気発生器への過剰給水の緩和手段（タービントリップ）として期待している。外部火災を起因として蒸気発生器への過剰給水が発生することはないが、独立事象としての重複の可能性を考慮し、タービン建屋も含め安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、安全機能を損なわない設計とすることから、熱影響評価は実施しない。</p> <p>また、屋外の評価対象施設については、各機器について熱影響評価を実施する（第1-1表）。</p> <p>(2) 二次的影響評価</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・外部事象防護対象施設の抽出フローの明記</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊の原子炉補機冷却海水ポンプは建屋内に収納されているが周囲空気によるポンプへの影響を確認するため評価を実施。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる防護方針の相違（島根の竜巻事象の考え方と同一）</p>

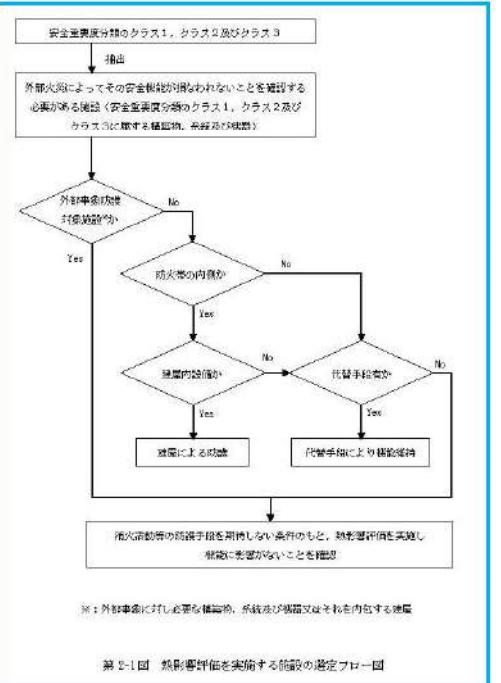
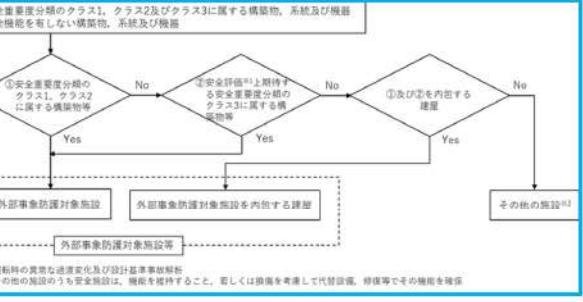
## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>上記の火災から想定される二次的影響としては、工場防災規定（富山県）、柏市消防局HP及び警防活動時等における安全管理マニュアル（H23年3月消防庁）を参照したところ、火災によるばい煙・有毒ガス以外に薬品による影響（毒劇物・有毒ガス）が考慮される。薬品（毒劇物・有毒ガス）においては、外部火災の影響を受けたとしても、薬品タンク周辺の堰に留まる事等により、二次的影響については考慮する必要はなく、二次的影響評価項目としては火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定する外部火災</th><th>二次的影響評価項目の考察</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林火災</td><td>発電所敷地内の薬品タンクにおいては防火帯で防護されるため、薬品による二次的影響ではなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる</td></tr> <tr> <td>石油コンビナート等の火災</td><td>発電所敷地外10km以内には石油コンビナートに相当する産業施設はないため、薬品による二次的影響ではなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる</td></tr> <tr> <td>発電所敷地内に存在する危険物タンク火災</td><td>危険物タンク（燃料）火災により敷地内薬品タンクが影響を受けたとしても、漏れ出した薬品は堰に留まるため、薬品による二次的影響ではなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる</td></tr> <tr> <td>発電所港湾内に入港する船舶の火災</td><td>船舶火災の想定地点から敷地内の薬品タンクは距離があるため、薬品による二次的影響を考慮する必要はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる</td></tr> <tr> <td>航空機火災</td><td>航空機火災により敷地内薬品タンクが熱影響を受けたとしても、漏れ出した薬品は堰に留まるため、薬品による二次的影響ではなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる</td></tr> </tbody> </table>	想定する外部火災	二次的影響評価項目の考察	森林火災	発電所敷地内の薬品タンクにおいては防火帯で防護されるため、薬品による二次的影響ではなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる	石油コンビナート等の火災	発電所敷地外10km以内には石油コンビナートに相当する産業施設はないため、薬品による二次的影響ではなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる	発電所敷地内に存在する危険物タンク火災	危険物タンク（燃料）火災により敷地内薬品タンクが影響を受けたとしても、漏れ出した薬品は堰に留まるため、薬品による二次的影響ではなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる	発電所港湾内に入港する船舶の火災	船舶火災の想定地点から敷地内の薬品タンクは距離があるため、薬品による二次的影響を考慮する必要はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる	航空機火災	航空機火災により敷地内薬品タンクが熱影響を受けたとしても、漏れ出した薬品は堰に留まるため、薬品による二次的影響ではなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる			
想定する外部火災	二次的影響評価項目の考察														
森林火災	発電所敷地内の薬品タンクにおいては防火帯で防護されるため、薬品による二次的影響ではなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる														
石油コンビナート等の火災	発電所敷地外10km以内には石油コンビナートに相当する産業施設はないため、薬品による二次的影響ではなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる														
発電所敷地内に存在する危険物タンク火災	危険物タンク（燃料）火災により敷地内薬品タンクが影響を受けたとしても、漏れ出した薬品は堰に留まるため、薬品による二次的影響ではなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる														
発電所港湾内に入港する船舶の火災	船舶火災の想定地点から敷地内の薬品タンクは距離があるため、薬品による二次的影響を考慮する必要はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる														
航空機火災	航空機火災により敷地内薬品タンクが熱影響を受けたとしても、漏れ出した薬品は堰に留まるため、薬品による二次的影響ではなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる														
<p>(b) 二次的影響（ばい煙及び有毒ガス）評価内容について</p> <p>外部火災の二次的な影響評価としては、ばい煙等の安全上重要な設備に対する影響評価として、外部電源喪失等において安全施設に給電を行うディーゼル発電機について、給気系への影響等について評価する。</p> <p>また、選定フロー（図1-1）に基づきばい煙等による影響評価対象として抽出した構築物、系統及び機器への影響防止の観点から、以下の通り評価を実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th><th>分類</th><th>影響評価設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">機器への影響</td><td>外気を取り入れる空調系</td><td>換気空調設備</td></tr> <tr> <td>外気を設備内に取り込む機器</td><td>ディーゼル発電機 海水ポンプ 主蒸気逃がし弁、排気筒等</td></tr> <tr> <td>室内空気を取り込む設備</td><td>安全保護系計装盤 制御用空気圧縮機</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>なお、ばい煙を含む外気、または室内空気を機器内に取り込む機構を有しない設備、または取り込んだ場合でも、その影響が非常に小さいと考えられる設備（ポンプ、モータ、弁、盤内に換気</p>	設置場所	分類	影響評価設備	機器への影響	外気を取り入れる空調系	換気空調設備	外気を設備内に取り込む機器	ディーゼル発電機 海水ポンプ 主蒸気逃がし弁、排気筒等	室内空気を取り込む設備	安全保護系計装盤 制御用空気圧縮機			<p>外部火災の二次的影響を受ける評価対象施設については、ばい煙等による安全上重要な設備に対する影響評価として、非常用ディーゼル発電機等について影響評価を実施する。</p> <p>選定フロー（第2-2図）に基づき、ばい煙等による影響評価の評価対象施設を抽出し、評価を実施する。</p> <p>a. 外気を取り込む屋外設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉補機冷却海水ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ</li> </ul> <p>b. 換気空調系で給気されるエリアの設置機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む）</li> <li>・安全保護系</li> </ul>	<p>外部火災の二次的影響を受ける評価対象施設については、ばい煙等による安全上重要な設備に対する影響評価として、ディーゼル発電機等について影響評価を実施する。</p> <p>選定フロー（第1-3図）に基づき、ばい煙等による影響評価の評価対象施設を抽出し、評価を実施する。</p> <p>a. 外気を取り込む設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉補機冷却海水ポンプ</li> </ul> <p>b. 換気空調設備で給気されるエリアの設置機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ディーゼル発電機</li> <li>・安全保護系</li> </ul>	<p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違</p> <p>・泊は外気を取り込む屋外設置設備はない。</p> <p>【女川】設計方針の相違</p> <p>・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の設備は無い）</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違</p> <p>・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p>
設置場所	分類	影響評価設備													
機器への影響	外気を取り入れる空調系	換気空調設備													
	外気を設備内に取り込む機器	ディーゼル発電機 海水ポンプ 主蒸気逃がし弁、排気筒等													
	室内空気を取り込む設備	安全保護系計装盤 制御用空気圧縮機													

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

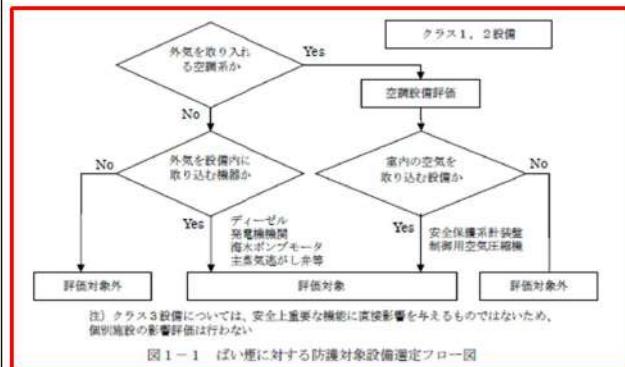
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ファンを有しない制盤、計器等)については、評価対象外とする。防護対象設備選定フロー図（図1-1）参照。</p> <p>また、有毒ガスに対する影響評価については、居住性の観点から、中央制御室等の居住性の評価を実施する。</p>  <p>※：外部事象に対応する施設に必要な構造物、系統及び機器又は記載箇所を内包する施設</p> <p>第2-1図 热影響評価を実施する施設の選定フロー図</p>	<p>c. 建屋外部に開口部を有する設備          •非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）排気口</p> <p>また、外部火災発生時のばい煙等による居住性の評価の観点から中央制御室及び緊急時対策所の影響評価を実施し、煙や埃に対して脆弱な設備として安全保護系について影響評価を実施する。</p>	<p>c. 建屋外部に開口部を有する設備          •主蒸気逃げ弁          •主蒸気安全弁          •排気筒          •ターピン動補助給水ポンプ排気管</p> <p>また、外部火災発生時のばい煙等による居住性の評価の観点から中央制御室及び緊急時対策所の影響評価を実施し、煙や埃に対して脆弱な設備として安全保護系について影響評価を実施する。</p>  <p>※1 運転時の異常な過度変化及び設計基準超脱      ※2 その他の施設のうち安全施設は、機能を維持すること、若しくは損傷を考慮して代替設備、修理等での機能を確保</p> <p>第1-1図 外部事象防護対象施設の抽出フロー</p>	<p>・制御用空気圧縮機</p> <p>【女川】設計方針の相違      •評価対象施設の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違      •プラント設計の違いによる対象設備の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違      •プラント設計の違いによる対象設備の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違      •外部事象防護対象施設の抽出フローの明記（6条全体で共通のフロー）</p> <p>【女川】記載方針の相違      •泊は外部事象防護対象施設の抽出フローと分けた記載している（外部事象防護対象施設抽出後のフロー内容の相違はない）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

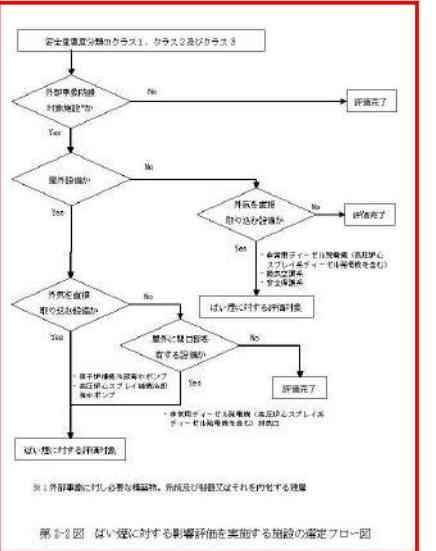
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

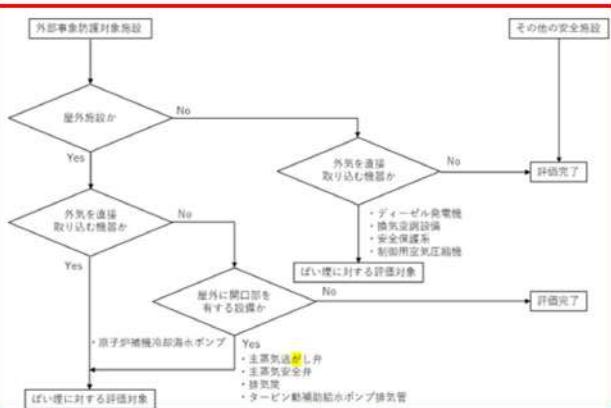
大飯発電所3／4号炉



女川原子力発電所2号炉



泊発電所3号炉



相違理由

【女川・大飯】

設計方針の相違

- ・プラント設計の違いによる選定設備の相違（フロー内容の相違はない）

【女川】 設計方針の相違

- ・プラント設計の違いによる対象設備の相違

第2-1表 防護対象及び防護方法

防護対象	防護方法	評価対象施設等 <sup>a)</sup>
外部事象防護対象施設	外部事象に対し必要な構築物、系統及び機器を内包する建屋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋</li> <li>・制御建屋</li> <li>・タービン建屋</li> </ul>
	外部事象に対し必要な構築物、系統及び機器を内包する屋外施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋内海水ポンプ・主蒸気止弁・主蒸気安全弁・給汽管・タービン動輪補助給水ポンプ排気管</li> <li>・原子炉建屋内海水ポンプ・主蒸気止弁・主蒸気安全弁・給汽管</li> <li>・原子炉建屋内海水ポンプ・主蒸気止弁</li> </ul>
その他の安全施設	防火帯の内側に原則的適応 屋内施設は、建屋による防護 屋外施設は、代替手段で安全機能を確保がないことを確認	

※1：破線内は評価対象施設である。

第1-1表 防護対象及び防護方法

防護対象	防護方法	評価対象施設等 <sup>a)</sup>
外部事象防護対象施設等	・外部事象に対し必要な構築物、系統及び機器を内包する建屋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋</li> <li>・制御建屋</li> <li>・タービン建屋</li> </ul>
	外部事象に対し必要な構築物、系統及び機器を内包する屋外施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火帯の内側に原則的設置</li> <li>・消防活動による防護手段を期待しない条件のもと、防火帯の設置、火元からの離隔距離の確保、建屋及び障壁で防護（熱影響評価を実施）</li> </ul>
その他の安全施設	防火帯の内側に原則的適応 屋内施設は、建屋による防護 屋外施設は、代替手段で安全機能に影響が無いことを確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・門洞所</li> <li>・固体廃棄物貯蔵庫</li> <li>・放射線監視設備（モニタリングポスト・ステーション）ほか</li> </ul>

※1 破線内は熱影響評価対象施設である。

※2 原子炉建屋内海水ポンプ及び原子炉建屋内海水ポンプ出口ストレーナについて、循環水ポンプ建屋に収納されており、直接火災の影響を受けることはないが、周囲空気の温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、原子炉建屋内海水ポンプが取り込む冷却空気及び原子炉建屋内海水ポンプ出口ストレーナを評価対象とする。

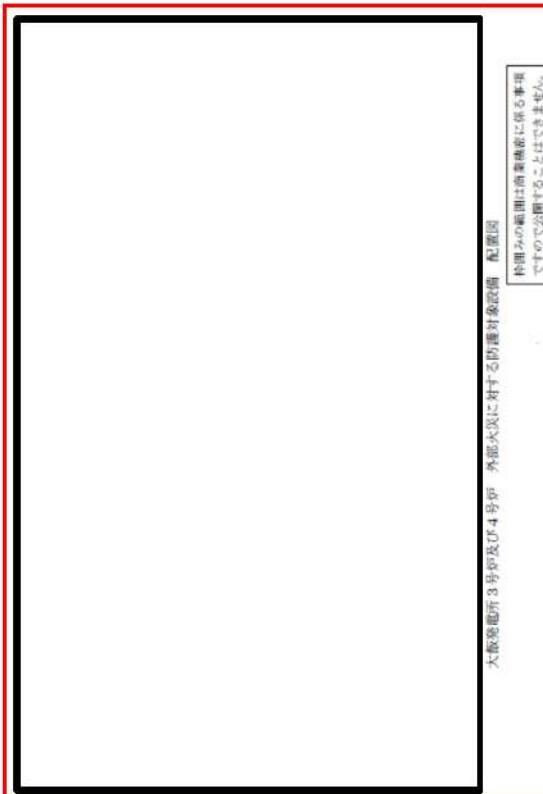
※3 タービン建屋内に内包されているタービン保安装置及び主蒸気止弁については、蒸気発生器への過剰給水の緩和手段（タービントリップ）として期待している。外部火災を起因として蒸気発生器への過剰給水が発生することはないが、独立事象としての重疊の可能性を考慮し、タービン建屋も含め安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、安全機能を損なわない設計とすることから、熱影響評価は実施しない。

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

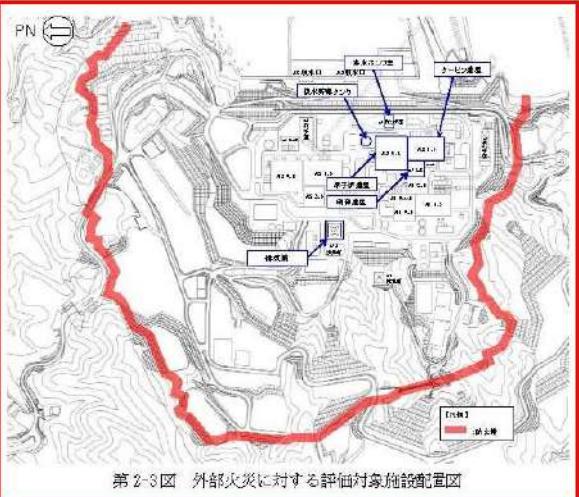
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉



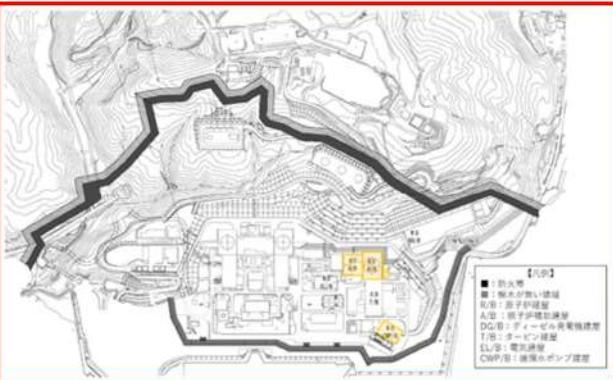
大飯発電所 3号炉及び4号炉 外部火災に対する防護対象設備 配置図  
 修理みの範囲は各施設間に係る事項  
 で示すので公開することはできません。

女川原子力発電所 2号炉



第2-3図 外部火災に対する評価対象施設配置図

泊発電所 3号炉



第1-4図 外部火災に対する評価対象施設配置図

3. 設備を防護する建屋の離隔距離

外部事象防護対象施設を内包する各建屋について、防火帯外縁からの離隔距離を下表に示す。

この離隔距離は想定される森林火災において、評価上必要とされる危険距離(16m)以上あることから、外部事象防護対象施設等に対して、森林火災が熱影響を及ぼすことはないと評価できる（添付資料-2 参照）。

第3-1表 各建屋の防火帯外縁からの離隔距離

設備を防護する建屋	離隔距離※
原子炉建屋	約 229m
制御建屋	約 180m
タービン建屋	約 180m

※：防火帯外縁から建屋までの最短距離

【女川・大飯】  
 設計方針の相違  
 • プラント設計の違い  
 による評価対象施設の相違

【大飯】記載方針の相違  
 (女川実績の反映)

【女川】設計方針の相違  
 • 地域特性による評価結果の相違

【女川】設計方針の相違  
 • 建屋配置及び地域特性による防火帯外縁からの離隔距離の相違



#### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

第1-3表 外部事象[方達対象施設]の抽出結果 (2/8)

油発電所 3号炉

【女川・大飯】  
設計方針の相違  
・プラント設計の違い  
による対象設備の相違

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉

分類	設備	現行		実質的相違		理由
		運転時	停機時	運転時	停機時	
P-1-1	防護壁	構造物、外壁の防護 （遮蔽物を有する外壁の防護、遮蔽物を有する外壁の防護）	構造物、外壁の防護 （遮蔽物を有する外壁の防護、遮蔽物を有する外壁の防護）	○	○	○
M-1-1	1. 運転時の防護壁より 外側に設けた遮蔽物。 （遮蔽物）	遮蔽物を有する外壁の防護 （遮蔽物を有する外壁の防護）	遮蔽物を有する外壁の防護 （遮蔽物を有する外壁の防護）	○	○	○
M-1-2	2. 運転時の防護壁より 外側に設けた遮蔽物。 （遮蔽物）	遮蔽物を有する外壁の防護 （遮蔽物を有する外壁の防護）	遮蔽物を有する外壁の防護 （遮蔽物を有する外壁の防護）	○	○	○

女川原子力発電所2号炉

分類	設備	現行		実質的相違		理由
		運転時	停機時	運転時	停機時	
N-1	1. 運転時の防護壁より 外側に設けた遮蔽物。 （遮蔽物）	遮蔽物を有する外壁の防護 （遮蔽物を有する外壁の防護）	遮蔽物を有する外壁の防護 （遮蔽物を有する外壁の防護）	○	○	○
M-1	2. 運転時の防護壁より 外側に設けた遮蔽物。 （遮蔽物）	遮蔽物を有する外壁の防護 （遮蔽物を有する外壁の防護）	遮蔽物を有する外壁の防護 （遮蔽物を有する外壁の防護）	○	○	○

第3-2表 外部事象防護対象施設の抽出結果（3/15）

第1-3表 外部事象防護対象施設の抽出結果（3/9）

泊発電所3号炉

分類	設備	現行		実質的相違		理由
		運転時	停機時	運転時	停機時	
M-1	1. 安全上計画的 に配置された 遮蔽物。	遮蔽物を有する外壁の防護 （遮蔽物を有する外壁の防護）	遮蔽物を有する外壁の防護 （遮蔽物を有する外壁の防護）	○	○	○
M-2	2. 安全上計画的 に配置された 遮蔽物。	遮蔽物を有する外壁の防護 （遮蔽物を有する外壁の防護）	遮蔽物を有する外壁の防護 （遮蔽物を有する外壁の防護）	○	○	○

【女川・大飯】

設計方針の相違

- ・プラント設計の違いによる対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉

表 3-2 表 外部事象防護対象施設の抽出結果 (4/15)

運営状況評定		運営状況評定		運営状況評定		運営状況評定	
分類	生産	機能	機器、保安系統	機器、保安系統	機器、保安系統	機器、保安系統	機器、保安系統
1) 安全上最も重要な機器、機能			安全上最も重要な機器、機能	安全上最も重要な機器、機能	安全上最も重要な機器、機能	安全上最も重要な機器、機能	安全上最も重要な機器、機能
2) 安全上特に重要な機器、機能			安全上特に重要な機器、機能	安全上特に重要な機器、機能	安全上特に重要な機器、機能	安全上特に重要な機器、機能	安全上特に重要な機器、機能
3) 全般に重要な機器、機能			全般に重要な機器、機能	全般に重要な機器、機能	全般に重要な機器、機能	全般に重要な機器、機能	全般に重要な機器、機能
4) 他の機器、機能			他の機器、機能	他の機器、機能	他の機器、機能	他の機器、機能	他の機器、機能

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

【女川・大飯】

設計方針の相違

・プラント設計の違いによる対象設備の相違

表 1-3 表 外部事象防護対象施設の抽出結果 (4/3)

運営状況評定		運営状況評定		運営状況評定		運営状況評定	
分類	定期	相続	定期	相続	定期	相続	定期
1) 安全上最も重要な機器、機能			安全上最も重要な機器、機能	安全上最も重要な機器、機能	安全上最も重要な機器、機能	安全上最も重要な機器、機能	安全上最も重要な機器、機能
2) 安全上特に重要な機器、機能			安全上特に重要な機器、機能	安全上特に重要な機器、機能	安全上特に重要な機器、機能	安全上特に重要な機器、機能	安全上特に重要な機器、機能
3) 全般に重要な機器、機能			全般に重要な機器、機能	全般に重要な機器、機能	全般に重要な機器、機能	全般に重要な機器、機能	全般に重要な機器、機能
4) 他の機器、機能			他の機器、機能	他の機器、機能	他の機器、機能	他の機器、機能	他の機器、機能



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉						泊発電所3号炉						相違理由		
外観	定義	機会	機会	機会	機会	外観	定義	機会	機会	機会	機会	外観	定義	機会
W-1	1) 工事用リフテ ンジ等の作業用 機械、工具等の搬入 搬出	天井構造部材 天井板等の作業 機械	壁の内装材 内装材等の作業 機械	床の内装材 内装材等の作業 機械	天井構造部材 天井板等の作業 機械	外構築等の資 材等の搬入搬出	外構築等の資 材等の搬入搬出	外構築等の資 材等の搬入搬出	外構築等の資 材等の搬入搬出	外構築等の資 材等の搬入搬出	外構築等の資 材等の搬入搬出	二重防 護柵等の設 置	外構築等の資 材等の搬入搬出	二重防 護柵等の設 置
MS-2	1) 建物外側の 構造部材等の 修理、改修等の工 事	建物外側の構 造部材等の修理 改修等の工事	二重防 護柵等の設 置	建物外側の構 造部材等の修理 改修等の工事	二重防 護柵等の設 置									

第3-2表 外部事象防護対象施設の抽出結果（6/15）

外観	定義	機会	機会	機会	機会	外観	定義	機会	機会	機会	機会	外観	定義	機会
W-1	1) 工事用リフテ ンジ等の作業用 機械、工具等の搬入 搬出	天井構造部材 天井板等の作業 機械	壁の内装材 内装材等の作業 機械	床の内装材 内装材等の作業 機械	天井構造部材 天井板等の作業 機械	外構築等の資 材等の搬入搬出	外構築等の資 材等の搬入搬出	外構築等の資 材等の搬入搬出	外構築等の資 材等の搬入搬出	外構築等の資 材等の搬入搬出	外構築等の資 材等の搬入搬出	二重防 護柵等の設 置	外構築等の資 材等の搬入搬出	二重防 護柵等の設 置
MS-2	1) 建物外側の 構造部材等の 修理、改修等の工 事	建物外側の構 造部材等の修理 改修等の工事	二重防 護柵等の設 置	建物外側の構 造部材等の修理 改修等の工事	二重防 護柵等の設 置									

第1-3表 外部事象防護対象施設の抽出結果（6/8）

外観	定義	機会	機会	機会	機会	外観	定義	機会	機会	機会	機会	外観	定義	機会
MS-2	1) 建物外側の 構造部材等の 修理、改修等の工 事	建物外側の構 造部材等の修理 改修等の工事	二重防 護柵等の設 置	建物外側の構 造部材等の修理 改修等の工事	二重防 護柵等の設 置									
W-1	1) 建物外側の 構造部材等の 修理、改修等の工 事	建物外側の構 造部材等の修理 改修等の工事	二重防 護柵等の設 置	建物外側の構 造部材等の修理 改修等の工事	二重防 護柵等の設 置									

注1 記載箇所の主な項目は、当該箇所に記載された項目を記載して下さい。記載箇所の差異がござる場合は、

注2 記載箇所の主な項目は、当該箇所に記載された項目を記載して下さい。記載箇所の差異がござる場合は、

## 【女川・大飯】

設計方針の相違

- ・プラント設計の違いによる対象設備の相違

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

表3-2 外部事象防護対象施設の抽出結果(7/15)

卷之三

前水路橋（電動主池水ポンプ、タービン駆動発電機）

前水路橋（電動主池水ポンプ、タービン駆動発電機）

【女川・大飯】  
設計方針の相違  
・プラント設計の違い  
による対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第3-2表 外部事象防護対象施設の抽出結果 (8/15)

卷之三

第1-3章 災害防護施設の抽出結果

卷之三

泊発電所 3号炉

相違理由  
川・大飯】  
方針の相違  
ラント設計の違  
る対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第3-2表 外部事象状況対象施設の抽出結果（9/15）

分類	定義	概念	女川原子力発電所2号炉		安全評価		外部事象状況 抽出結果		二次の 影響評 価方法	
			被災地、正常運行時	被災地、非常時	周辺下流側に設 置する機器等	周辺下流側に設 置する機器等	外避難者に及 ぶ影響	外避難者に及 ぶ影響	外避難者に及 ぶ影響	外避難者に及 ぶ影響
DPS-2の施設場所 不適切な防護施 設及び構造物の 設置又は設置位 置に当たる所 在地に当たる所 在地を十種類 のうちで下げるよ うに下げる所 在地を下げる所 在地に他の施 設又は構造物	1)機械アーム水 の緊急遮断	非常用遮断能力 水	機械遮断装置 の遮断操作	機械遮断装置 の遮断操作	外避難者に及 ぶ影響	外避難者に及 ぶ影響	× (原子炉建屋 内)	× (原子炉建屋 内)	× (原子炉建屋 内)	× (原子炉建屋 内)
NS-1 NS-2	2)放射性物質 放出の防止措 定	放射性物質 放出の防止措 定	放射性物質 放出の防止措 定	放射性物質 放出の防止措 定	外避難者に及 ぶ影響	外避難者に及 ぶ影響	× (原子炉建屋 内)	× (原子炉建屋 内)	× (原子炉建屋 内)	× (原子炉建屋 内)

注1：備考、被災地のうち生産地の比較は、当該区域及び隣接区域として記載し、同部類表示の記載は省略してある。  
 注2：面積表示の異なる場合、当該区域及び隣接区域を分析

第1-3表 外部事象防護対象施設の抽出結果（8/9）

| 分類               | 定義           | 被災地の想定範囲  |         |
|------------------|--------------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|
|                  |              | 被災地、正常運行時 | 被災地、非常時 |
| 1)原子炉建屋の周辺<br>施設 | 1)施設内<br>の施設 | 施設内       | 施設内     |
| NS-1<br>NS-2     | 2)施設外<br>の施設 | 施設外       | 施設外     |

注1：被災地のうち防護対象区域を示す。防護対象区域の外側を「外避難区域」として示す。  
 注2：被災地のうち防護対象区域を示す。防護対象区域の外側を「外避難区域」として示す。  
 注3：被災地のうち防護対象区域を示す。防護対象区域の外側を「外避難区域」として示す。

【女川・大飯】  
 設計方針の相違  
 • プラント設計の違い  
 による対象設備の相違

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所 3号炉

第3-2表 外部事象防護対象施設の抽出結果（12/15）

参考文献 1 電気・機械装置のうち主な絶縁の記述は、当該部及び電気関連部の規範を代表として記載し、同規範部の記載は省略した。

電気、機械装置のうち主な施設の配線は、当該平面図に示す。

泊発電所 3号炉

相違理由  
【女川・大飯】  
設計方針の相違  
・プラント設計の違い  
による対象設備の相違

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所 3号炉

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
	<p>表題：外部防護対象施設の抽出結果（13/15）</p> <p>大飯発電所3号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">被災区分別合計</th> <th colspan="2">被災区分別合計</th> </tr> <tr> <th>分類</th> <th>元時</th> <th>修正</th> <th>修正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口頭・説明会</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>書面、写真及び映像</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>郵便</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>電子メール</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考：写真及び映像は、被災区分別合計と一致する。</p> <p>※：監査官のうなづきが施設の名称は、当該施設が既存する施設として表示し、監査官が新規の施設を名前として表示。</p> <p>※：被災区分別合計は、各被災区分を算出する。</p>	被災区分別合計		被災区分別合計		分類	元時	修正	修正	口頭・説明会	○	○	○	書面、写真及び映像	○	○	○	電話	○	○	○	郵便	○	○	○	電子メール	○	○	○	その他	○	○	○	合計	○	○	○	<p>【女川・大飯】</p> <p>設計方針の相違</p> <p>・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p>
被災区分別合計		被災区分別合計																																				
分類	元時	修正	修正																																			
口頭・説明会	○	○	○																																			
書面、写真及び映像	○	○	○																																			
電話	○	○	○																																			
郵便	○	○	○																																			
電子メール	○	○	○																																			
その他	○	○	○																																			
合計	○	○	○																																			

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所 3号炉

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉

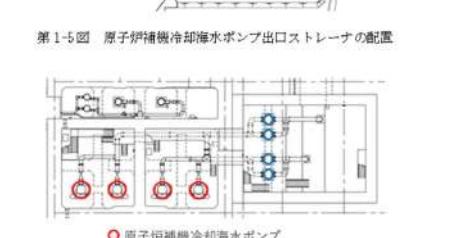
福井川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) その他の別の評価対象施設に包絡される評価対象施設について          a. <b>高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ</b>について  <b>高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ</b>は以下の理由により同じ<b>海水ポンプ室（補機ポンプエリア）</b>内にあり動的機器である<b>高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ</b>の評価に包絡される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>海水ポンプ室（補機ポンプエリア）</b>内にある機器の評価では、火災源から対象までの離隔距離を一律<b>海水ポンプ室（補機ポンプエリア）</b>外壁までとしているため、離隔距離が同じとなる。<b>海水ポンプとストレーナ</b>の位置を第3-1図及び第3-2図に示す。</li> <li>・動的機器である<b>高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ</b>は、受けた熱の転移及び冷却空気への影響度を踏まえ、より影響が大きい冷却空気への評価を行っており、この熱影響の評価は、同様の材質であるストレーナに対しても同じ結果となる。</li> </ul>  <p>第3-1図 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナの配置</p>  <p>第3-2図 海水ポンプとストレーナの位置</p> <p>4. 重大事故等対処設備について          評価対象施設を外部火災から防護することにより、外部火災によって重大事故等の発生に至ることはない。          また、重大事故等対処設備は、防火帯幅の確保及び建屋外壁等により防護する。</p>	<p>(1) その他の別の評価対象施設に包絡される評価対象施設について          a. <b>原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ</b>について  <b>原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ</b>は以下の理由により同じ<b>循環水ポンプ建屋</b>内にあり動的機器である<b>原子炉補機冷却海水ポンプ</b>の評価に包絡される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>循環水ポンプ建屋</b>内にある機器の評価では、火災源から対象までの離隔距離を一律<b>循環水ポンプ建屋</b>外壁までとしているため、離隔距離が同じとなる。<b>原子炉補機冷却海水ポンプ</b>と<b>原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ</b>の位置を第1-5図及び第1-6図に示す。</li> <li>・動的機器である<b>原子炉補機冷却海水ポンプ</b>は、冷却空気への評価を行っており、この熱影響の評価は、同様の材質である<b>原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ</b>に対しても同じ結果となる。</li> </ul>  <p>第1-5図 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナの配置</p>  <p>第1-6図 原子炉補機冷却海水ポンプと原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナの位置</p> <p>4. 重大事故等対処設備について          評価対象施設を外部火災から防護することにより、外部火災によって重大事故等の発生に至ることはない。          また、重大事故等対処設備は、防火帯幅の確保、建屋外壁等により防護する。</p> <p>5. タービン保安装置及び主蒸気止め弁について          タービン建屋に内包されているタービン保安装置及び主蒸気止め弁は、防火帶の内側及び航空機墜落確率が <math>10^{-7}</math> [回／炉・年] 未満の範囲に設置されており、発電所敷地内危険物施設等の火災で損傷した場合であっても、安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【女川】設計方針の相違          ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊の海水系設備は建屋内に設置されており直接火災の影響は受けないが、周囲空気の温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、原子炉補機冷却海水ポンプが取り込む冷却空気を評価対象としている）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違          ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績（外部事象防護対象施設）の反映）</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
<p>添付資料2</p> <p>FARSITE 解析に必要な入力データ（土地データ・気象データ）について</p>	<p>添付資料-2</p> <p>森林火災による影響評価について</p> <p>1. はじめに 本評価は、発電所敷地外で発生する火災に対して安全性向上の観点から、森林火災が<b>女川原子力発電所</b>に迫った場合でも発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価するものである。2章にて火炎の到達時間及び防火帯幅の評価、3章にて危険距離及び温度影響評価を実施する。</p> <p>2. 火炎の到達時間及び防火帯幅の評価 2.1 森林火災の想定 森林火災の想定は以下のとおりである。            • 植生データは、森林の現状を把握するため、森林簿を入手し、その情報を元に防火帯周辺の植生調査を実施する。その結果から、保守的な可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢によりさらに細分化する。            • 気象条件は過去10年間(2006～2015年)を調査し、森林火災の発生件数の多い3～5月の最小湿度、最高気温、及び最大風速の組み合わせとする。(第2.1-1図)             • 風向は卓越方向とし、<b>女川原子力発電所</b>の風上に発火点を設定する。気象条件を第2.1-1表に示す。            • <b>女川原子力発電所</b>からの直線距離10kmの間で設定する。            • 発火源は最初に人為的行為を考え、居住地区及び道路沿いを発火点とする。発火点位置を第2.1-3図～第2.1-6図に示す。            • 放水等による消火活動は期待しない。</p> <table border="1"> <caption>第2.1-1表 気象条件</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>風向 [16方位]</th> <th>3～5月 最大風速 [m/s]</th> <th>3～5月 最高気温 [℃]</th> <th>3～5月 最小湿度 [%]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発火点1</td> <td>北北東</td> <td>23.8</td> <td>30.7</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>発火点2-1</td> <td>南南西</td> <td>23.8</td> <td>30.7</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>発火点2-2</td> <td>南南西</td> <td>23.8</td> <td>30.7</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>発火点3</td> <td>西北西</td> <td>23.8</td> <td>30.7</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>		風向 [16方位]	3～5月 最大風速 [m/s]	3～5月 最高気温 [℃]	3～5月 最小湿度 [%]	発火点1	北北東	23.8	30.7	15	発火点2-1	南南西	23.8	30.7	15	発火点2-2	南南西	23.8	30.7	15	発火点3	西北西	23.8	30.7	15	<p>添付資料-2</p> <p>森林火災による影響評価について</p> <p>1. はじめに 本評価は、発電所敷地外で発生する火災に対して安全性向上の観点から、森林火災が<b>泊発電所</b>に迫った場合でも発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価するものである。2章にて火炎の到達時間及び防火帯幅の評価、3章にて危険距離及び温度影響評価を実施する。</p> <p>2. 火炎の到達時間及び防火帯幅の評価 2.1 森林火災の想定 森林火災の想定は以下のとおりである。            • 植生データは、森林の現状を把握するため、森林簿を入手し、その情報を元に防火帯周辺の植生調査を実施する。その結果から、保守的な可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢によりさらに細分化する。            • 気象条件は過去10年間(2003～2012年)を調査し、森林火災の発生件数の多い4～6月の最小湿度、最高気温、及び最大風速の組み合わせとする。(第2-1図)             • 風向は卓越方向とし、<b>泊発電所</b>の風上に発火点を設定する。気象条件を第2-1表に示す。            • <b>泊発電所</b>からの直線距離10kmの間で設定する。            • 発火源は最初に人為的行為を考え、居住地区及び道路沿いを発火点とする。発火点位置を第2-3図～第2-6図に示す。            • 放水等による消火活動は期待しない。</p> <p>第2-1表 気象条件</p> <table border="1"> <caption>第2-1表 気象条件</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>風向 [16方位]</th> <th>最大風速 [m/s]</th> <th>最大気温 [℃]</th> <th>最小湿度 [%]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発火点1</td> <td>東</td> <td>29.7</td> <td>30.0</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>発火点2</td> <td>北西</td> <td>29.7</td> <td>30.0</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>		風向 [16方位]	最大風速 [m/s]	最大気温 [℃]	最小湿度 [%]	発火点1	東	29.7	30.0	13	発火点2	北西	29.7	30.0	13	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【女川】発電所名の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・調査対象年の相違 ・地域特性による評価 対象月の相違</p> <p>【女川】発電所名の相違</p> <p>【女川】発電所名の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による気象 条件の相違</p>
	風向 [16方位]	3～5月 最大風速 [m/s]	3～5月 最高気温 [℃]	3～5月 最小湿度 [%]																																							
発火点1	北北東	23.8	30.7	15																																							
発火点2-1	南南西	23.8	30.7	15																																							
発火点2-2	南南西	23.8	30.7	15																																							
発火点3	西北西	23.8	30.7	15																																							
	風向 [16方位]	最大風速 [m/s]	最大気温 [℃]	最小湿度 [%]																																							
発火点1	東	29.7	30.0	13																																							
発火点2	北西	29.7	30.0	13																																							

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 発火点の設定について</p> <p>発火点については、過去の福井県における森林火災の発生原因を調査すると「野焼き」と「焚火」が最多となっているため、発電所付近にある、火が広がりやすい植生である田の領域を発火点として選定した。また、発電所から直線距離 10km の間で設定し、発火点1,2 については発電所の風上方向（卓越風向：南東、南南東）となる様に設定した。発火点3 については発火点1,2 とはなるべく異なる方角とし、風向についてはなるべく発電所に向かう卓越風向（南）を採用しております、厳しい条件としている。</p> <p>なお、想定発火点は田の領域である事から FARSITE のデフォルトパラメータである「TallGrass」の設定箇所であり、発火点周辺の火災の広がりが大きくなる事、かつ、山を登る方向に延焼が広がる（火炎が大きくなる広がり方）ため、発火点の設定は保守的と考えられる。</p>	<p>第2.1-1図 森林火災の月別発生件数(平成18年～平成27年)</p>	<p>第2-1図 森林火災の月別発生件数 (1993～2012年)</p>	<p>【女川】 設計方針の相違 ・地域特性による森林火災発生月の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず） 【女川】 設計方針の相違 ・地域特性による相違</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・地域特性による相違</p>

(1) 発火点の設定方針

- ・女川原子力発電所からの直線距離 10km の間に設定する。
- ・発電所風上を選定する。
- ・風向は、卓越風向の風である**北北東、南南西及び西北西**を選定する。（第2-1-2表）
- ・人為的行為を考え、居住地区及び道路沿いを選定する。

なお、平成18～27年度の宮城県の林野火災の主な発生原因是、第2.1-2図に示すとおり、割合の多い順でたき火 23%、たばこ 17%，放火・放火の疑い 11%，火入れ 10%となっている。いずれの発生原因も、民家、田畠周辺あるいは道路沿いで発生する人為的行為となっている。



(1) 発火点の設定方針

- ・泊発電所からの直線距離 10km の間に設定する。
- ・発電所風上を選定する。
- ・風向は、卓越風向の風である**東及び北西**を選定する。（第2-2-1表～第2-2-3表）
- ・人為的行為を考え、居住地区及び道路沿いを選定する。

なお、1993年～2012年度の北海道の林野火災の主な発生原因是、第2-2-2図に示すとおり、割合の多い順でごみ焼 20.6%，たばこ・マッチ 11.4%，たき火 6.7%，火遊び 5.4%となっている。いずれの発生原因も、民家、田畠周辺あるいは道路沿いで発生する人為的行為となっている。

第2-2-1表 発電所内気象観測所A点における卓越風向  
(2003～2012年)

場所	3月			4月			5月			6月			7月			8月		
	風向	最大風速 (1時間平均) の出現回数	測定の 時間(1時間) 最大値 (m/s)	山廻回数	風向	最大風速 (1時間平均) の出現回数	測定の 時間(1時間) 最大値 (m/s)	山廻回数	風向	最大風速 (1時間平均) の出現回数	測定の 時間(1時間) 最大値 (m/s)	山廻回数	風向	最大風速 (1時間平均) の出現回数	測定の 時間(1時間) 最大値 (m/s)	山廻回数		
北	001	4	8.1	89	0	9.3	33	0	0	0.9	25	0	0	0	0.9	0	0	
北東	003	5	7.9	131	0	8.3	63	0	0	8.7	360	0	0	0	8.7	0	0	
北北東	009	5	6.0	180	2	14.6	114	3	7.4	4	476	0	0	0	7.4	0	0	
東北東	011	4	17.2	228	6	20.5	328	4	12.0	100	1000	0	0	0	12.0	0	0	
東	049	95	25.2	2061	100	29.2	2111	110	19.5	4072	0	0	0	19.5	0	0	0	
東南東	023	19	23.3	791	21	23.3	507	18	24.4	1300	0	0	0	24.4	0	0	0	
南	029	12	25.2	252	2	18.9	203	2	17.1	100	1000	0	0	0	17.1	0	0	
南南東	008	4	14.3	149	2	13.8	103	1	9.6	297	0	0	0	9.6	0	0	0	
西南東	010	2	9.9	113	0	10.8	62	1	10.4	291	0	0	0	10.4	0	0	0	
南西	010	3	11.1	34	0	11.0	31	0	5.2	100	1000	0	0	0	5.2	0	0	
西南西	013	1	23.7	86	1	24.2	77	1	7.7	278	0	0	0	7.7	0	0	0	
西	000	29	28.0	275	19	25.1	179	6	21.2	844	0	0	0	21.2	0	0	0	
西北西	001	58	19.7	728	41	21.8	598	26	21.0	2349	0	0	0	21.0	0	0	0	
西北	011	81	15.6	1093	83	26.2	1160	60	15.9	2449	0	0	0	15.9	0	0	0	
北北西	015	21	18.1	954	98	13.5	1230	60	12.9	2919	0	0	0	12.9	0	0	0	
北	016	2	16.7	174	0	16.1	258	0	8.2	548	0	0	0	8.2	0	0	0	

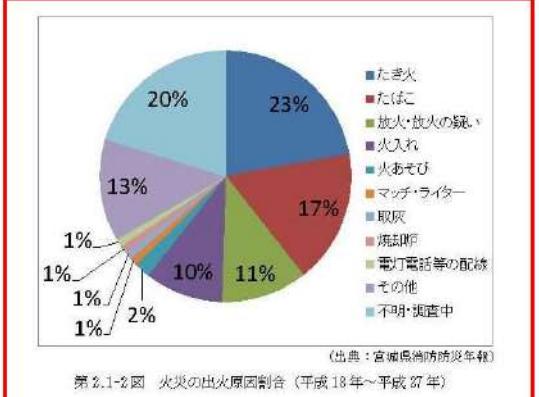
風向の出現回数：1時間値  
最大風速の出現回数：1時間値  
最大風速の時間間隔：1時間、1日の欠測が1時間以内、複数の場合は出現時間が差、時間風向の最大値：時間値  
■最多頻度  
■2番目に多い頻度

【女川】 設計方針の相違  
・女川は地域気象観測所の気象データから  
FARSITE 入力パラメータを設定しているが、泊は気象データの精度を上げるために、森林火災の発火点に最も近い発電所構内3箇所の気象データを使用している。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																									
			<p><b>【女川】 設計方針の相違</b>  <b>・女川は地域気象観測所の気象データからFARSITE入力パラメータを設定しているが、泊は気象データの精度を上げるために、森林火災の発火点に最も近い発電所構内3箇所の気象データを使用している。</b></p>																																																																																									
		<p>第2-2-2表 発電所内気象観測所C点における卓越風向 (2003~2012年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>風向</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北</td> <td>55</td> <td>4.7</td> <td>136</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>北北東</td> <td>84</td> <td>3</td> <td>100</td> <td>4.4</td> </tr> <tr> <td>北東</td> <td>128</td> <td>1</td> <td>43.6</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>東北東</td> <td>850</td> <td>12</td> <td>14.2</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>東</td> <td>1195</td> <td>76</td> <td>35.4</td> <td>179.1</td> </tr> <tr> <td>東南東</td> <td>421</td> <td>18</td> <td>23.1</td> <td>58.4</td> </tr> <tr> <td>南東</td> <td>271</td> <td>9</td> <td>22.6</td> <td>51.4</td> </tr> <tr> <td>西南東</td> <td>84</td> <td>4</td> <td>13.1</td> <td>21.0</td> </tr> <tr> <td>南</td> <td>96</td> <td>11</td> <td>8.1</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>西南西</td> <td>70</td> <td>3</td> <td>8.4</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>西</td> <td>71</td> <td>0</td> <td>11.6</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>西北西</td> <td>24</td> <td>1</td> <td>2.4</td> <td>21.7</td> </tr> <tr> <td>西南西</td> <td>1144</td> <td>65</td> <td>44.7</td> <td>658</td> </tr> <tr> <td>西北西</td> <td>150</td> <td>18</td> <td>18.4</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>西北西</td> <td>140</td> <td>0</td> <td>13.4</td> <td>643</td> </tr> <tr> <td>西北西</td> <td>151</td> <td>0</td> <td>7.1</td> <td>172</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1595</td> <td>105</td> <td>105.4</td> <td>3105</td> </tr> </tbody> </table> <p>風向の出現回数：1時間値 最大風速の出現回数：1時間値、1日の欠測が4時間以内、同様の場合は出現時間が遅い時間 風速の最大値：1時間値</p> <p>■ 最多頻度 ■ 2番目に多い頻度</p>	風向	4月	5月	6月	合計	北	55	4.7	136	4.2	北北東	84	3	100	4.4	北東	128	1	43.6	5.0	東北東	850	12	14.2	14	東	1195	76	35.4	179.1	東南東	421	18	23.1	58.4	南東	271	9	22.6	51.4	西南東	84	4	13.1	21.0	南	96	11	8.1	9	西南西	70	3	8.4	64	西	71	0	11.6	85	西北西	24	1	2.4	21.7	西南西	1144	65	44.7	658	西北西	150	18	18.4	100	西北西	140	0	13.4	643	西北西	151	0	7.1	172	合計	1595	105	105.4	3105
風向	4月	5月	6月	合計																																																																																								
北	55	4.7	136	4.2																																																																																								
北北東	84	3	100	4.4																																																																																								
北東	128	1	43.6	5.0																																																																																								
東北東	850	12	14.2	14																																																																																								
東	1195	76	35.4	179.1																																																																																								
東南東	421	18	23.1	58.4																																																																																								
南東	271	9	22.6	51.4																																																																																								
西南東	84	4	13.1	21.0																																																																																								
南	96	11	8.1	9																																																																																								
西南西	70	3	8.4	64																																																																																								
西	71	0	11.6	85																																																																																								
西北西	24	1	2.4	21.7																																																																																								
西南西	1144	65	44.7	658																																																																																								
西北西	150	18	18.4	100																																																																																								
西北西	140	0	13.4	643																																																																																								
西北西	151	0	7.1	172																																																																																								
合計	1595	105	105.4	3105																																																																																								
		<p>第2-2-3表 発電所内気象観測所Z点における卓越風向 (2003~2012年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>風向</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北</td> <td>330</td> <td>2</td> <td>7.6</td> </tr> <tr> <td>北北東</td> <td>29</td> <td>0</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>北東</td> <td>244</td> <td>3</td> <td>21.7</td> </tr> <tr> <td>東北東</td> <td>623</td> <td>4</td> <td>40.0</td> </tr> <tr> <td>東</td> <td>876</td> <td>3</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>東南東</td> <td>1035</td> <td>70</td> <td>142.5</td> </tr> <tr> <td>南東</td> <td>652</td> <td>14</td> <td>18.3</td> </tr> <tr> <td>西南東</td> <td>810</td> <td>10</td> <td>17.0</td> </tr> <tr> <td>南</td> <td>182</td> <td>2</td> <td>9.2</td> </tr> <tr> <td>西南西</td> <td>78</td> <td>5</td> <td>9.2</td> </tr> <tr> <td>西北西</td> <td>137</td> <td>15</td> <td>25.3</td> </tr> <tr> <td>西北西</td> <td>667</td> <td>43</td> <td>18.7</td> </tr> <tr> <td>西北西</td> <td>793</td> <td>34</td> <td>17.0</td> </tr> <tr> <td>西北西</td> <td>879</td> <td>59</td> <td>31.3</td> </tr> <tr> <td>西北西</td> <td>654</td> <td>29</td> <td>12.7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5595</td> <td>305</td> <td>305.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>風向の出現回数：1時間値 最大風速の出現回数：1時間値、1日の欠測が4時間以内、同様の場合は出現時間が遅い時間 風速の最大値：1時間値</p> <p>■ 最多頻度 ■ 2番目に多い頻度</p>	風向	4月	5月	合計	北	330	2	7.6	北北東	29	0	2.1	北東	244	3	21.7	東北東	623	4	40.0	東	876	3	11.5	東南東	1035	70	142.5	南東	652	14	18.3	西南東	810	10	17.0	南	182	2	9.2	西南西	78	5	9.2	西北西	137	15	25.3	西北西	667	43	18.7	西北西	793	34	17.0	西北西	879	59	31.3	西北西	654	29	12.7	合計	5595	305	305.0																						
風向	4月	5月	合計																																																																																									
北	330	2	7.6																																																																																									
北北東	29	0	2.1																																																																																									
北東	244	3	21.7																																																																																									
東北東	623	4	40.0																																																																																									
東	876	3	11.5																																																																																									
東南東	1035	70	142.5																																																																																									
南東	652	14	18.3																																																																																									
西南東	810	10	17.0																																																																																									
南	182	2	9.2																																																																																									
西南西	78	5	9.2																																																																																									
西北西	137	15	25.3																																																																																									
西北西	667	43	18.7																																																																																									
西北西	793	34	17.0																																																																																									
西北西	879	59	31.3																																																																																									
西北西	654	29	12.7																																																																																									
合計	5595	305	305.0																																																																																									

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

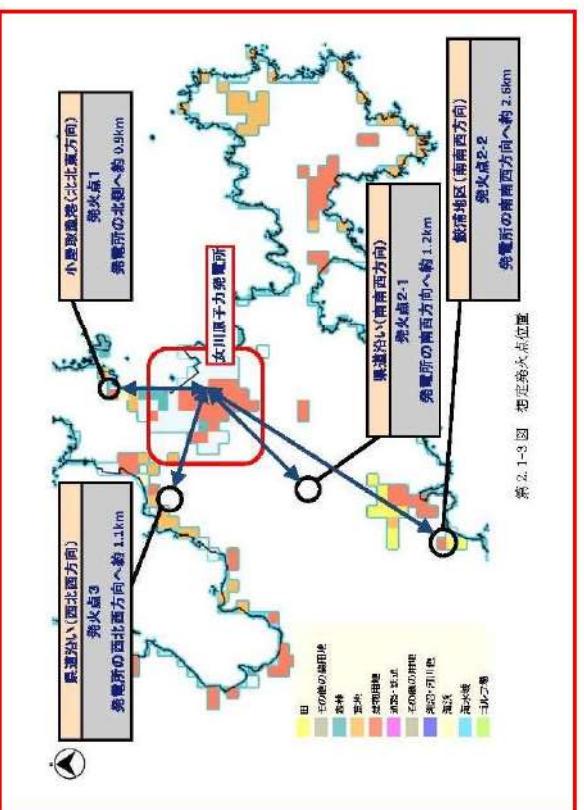
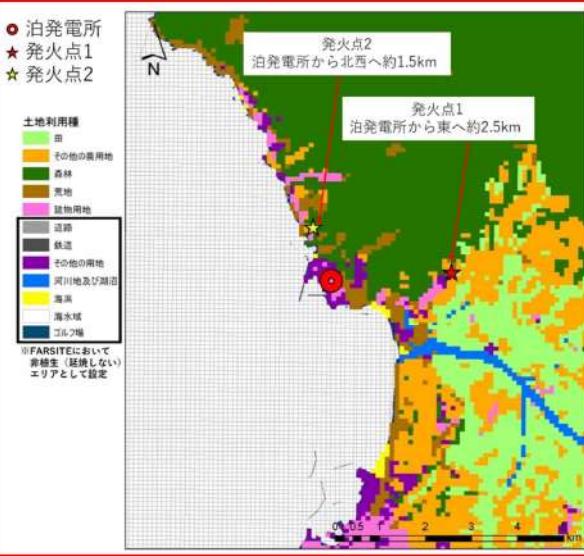
## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 立地条件を考慮した発火点の設定          (発火点1)          卓越風向の北北東方向において、民宿、社員寮等の居住区が存在する小屋取地区的漁港沿いに発火点を選定する。(2号炉原子炉炉心の中心から約0.9km)</p> <p>(発火点2-1)          卓越風向の南南西方向において、発電所に近い県道沿いに発火点を選定する。(2号炉原子炉炉心の中心から約1.2km)</p> <p>(発火点2-2)          卓越風向の南南西方向において、居住地区及び田が存在する鮫浦地区に発火点を選定する。(2号炉原子炉炉心の中心から約2.6km)</p> <p>(発火点3)          卓越風向の西北西方向において、発電所周辺の道路沿いから、発電所に近い地点に発火点を選定する。(2号炉原子炉炉心の中心から約1.1km)</p> <p>(3) 森林火災評価における発火点の妥当性          (発火点1)          当該地点は荒地であり、発電所への最短の延焼方向は海沿いに限定される。この方向は当社社員寮及び森林となっており、発火点を西側へ移動させたとしても付近の植生は森林であり植生データは大きく変わらないことから評価結果に有意な差が出ることはない。          よって、人為的行為を想定し漁港沿いの当該地点を選定した。</p> <p>(発火点2-1)          当該県道沿いのまわりは森林であり植生データは大きく変わらないことから、発火点を県道沿いに移動させたとしても評価結果に有意な差が出ることはない。          よって卓越風向の方向で県道沿いの近い点を発火点として設定した。</p> <p>(発火点2-2)          当該地点付近及び延焼方向の田には保守的にTall grassを設定していること並びにまわりは森林であり植生データは大きく変わらないことから、発火点を付近で移動させたとしても、当該地点より評価結果が厳しくなることはない。また、火災規模が大きくなる登り斜面になることを考慮している。          よって、卓越風向の方向で人為的行為を想定し道路脇畑を発火点として設定した。</p>	<p>(2) 立地条件を考慮した発火点の設定          (発火点1)          卓越風向の東方向において、社員寮等の居住区が存在する道路脇畑に発火点を選定する。(3号炉原子炉炉心の中心から約2.5km)</p> <p>(発火点2)          卓越風向の北西方向において、民家等の居住区が存在する集落端と森林の境界部に発火点を選定する。(3号炉原子炉炉心の中心から約1.5km)</p> <p>(3) 森林火災評価における発火点の妥当性          (発火点1)          当該地点付近の畑地には保守的にTall grassを設定していること並びにまわりは森林であり植生データは大きく変わらないことから、発火点を付近で移動させたとしても、当該地点より評価結果が厳しくなることはない。また、火災規模が大きくなる登り斜面になることを考慮している。          よって、卓越風向の方向で人為的行為を想定し道路脇畑を発火点として設定した。</p> <p>(発火点2)          当該地点付近は森林であり植生データは大きく変わらないことから、発火点を付近で移動させたとしても、当該地点より評価結果が厳しくなることはない。また、火災規模が大きくなる登り斜面になることを考慮している。          よって、卓越風向の方向で人為的行為を想定し集落端と森林の境界部を発火点として設定した。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違          (女川実績の反映)</p> <p>【女川】設計方針の相違          ・地域特性による発火点の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違          ・地域特性による発火点の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違          ・地域特性による発火点の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違          ・地域特性による発火点の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違          (女川実績の反映)</p> <p>【女川】設計方針の相違          ・地域特性による相違          (泊も女川も地域特性に応じて発火点の妥当性を説明していることに相違はなし)</p> <p>【女川】設計方針の相違          ・地域特性による相違          (泊も女川も地域特性に応じて発火点の妥当性を説明していることに相違はなし)</p> <p>【女川】設計方針の相違          ・地域特性による相違          (泊も女川も地域特性に応じて発火点の妥当性を説明していることに相違はなし)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(発火点3)          当該地点は荒地であり、この地点から発電所方向は森林となっており植生データは大きく変わらないことから、発火点を付近で移動させたとしても評価結果に有意な差が出ることはない。          よって卓越風向の方向で県道沿いの近い点を発火点として設定した。</p> <p>(4) 発火時刻の設定          日照による草地及び樹木の乾燥に伴い、火線強度が増大することから、これらを考慮して火線強度が最大となる発火時刻を設定する。</p>  <p>第2-1-3図 想定発火点位置</p>	<p>(4) 発火時刻の設定          日照による草地及び樹木の乾燥に伴い、火線強度が増大することから、これらを考慮して火線強度が最大となる発火時刻を設定する。</p>  <p>第2-3図 想定発火点位置</p>	<p>【女川】設計方針の相違          ・地域特性による相違          (泊も女川も地域特性に応じて発火点の妥当性を説明していることに相違はなし)</p> <p>【女川】設計方針の相違          ・地域特性による発火点の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

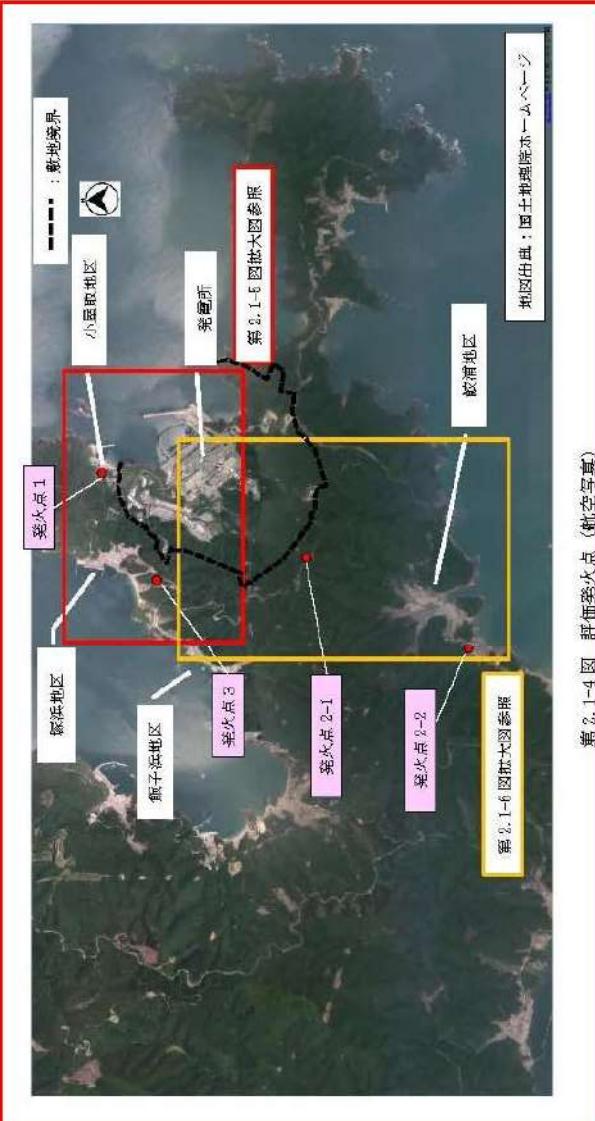
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



第2-4図 評価要火点位置(航空写真)

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

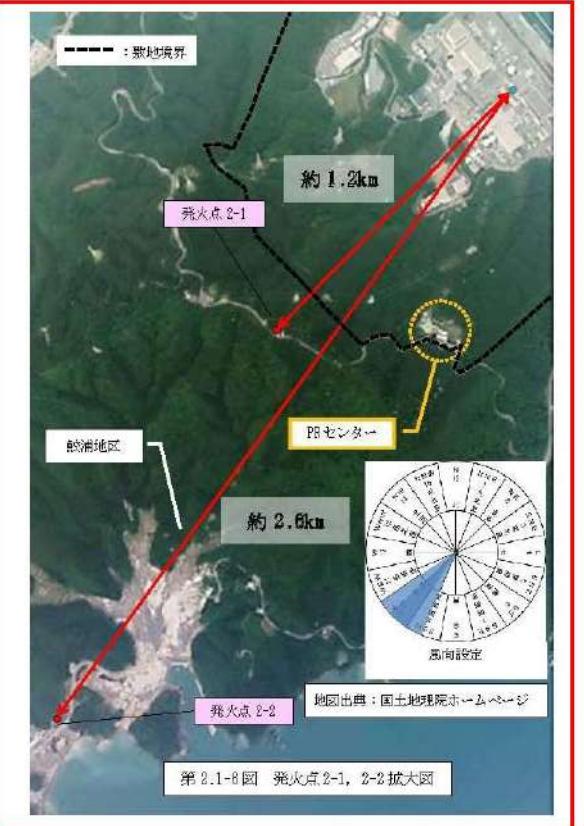
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による発火点の相違</p>

## 泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2.1-8図 発火点2-1, 2-2拡大図</p>	 <p>第2-6図 発火点2拡大図</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による発火点の相違</p>

### 2.2 森林火災による影響の有無の評価

#### (1) 評価手法の概要

本評価は、[女川原子力発電所](#)に対する森林火災の影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標と観点を以下に示す。

第2.2-1表 評価指標と観点

評価指標	評価の観点
延焼速度 [km/h]	・火災発生後、どの程度の時間で女川原子力発電所に到達するのか
火勢強度 [kW/m]	
反応強度 [kW/m <sup>2</sup> ]	・女川原子力発電所に到達し得る火災の規模はどの程度か
火災長 [m]	
火災輻射強度 [kW/m <sup>2</sup> ]	・必要となる消火活動の能力や防火帯の規模はどの程度か
火災輻射強度 [kW/m <sup>2</sup> ]	
火災到達幅 [m]	

### 2.2 森林火災による影響の有無の評価

#### (1) 評価手法の概要

本評価は、[泊発電所](#)に対する森林火災の影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標と観点を以下に示す。

第2-3表 評価指標と観点

評価指標	評価の観点
延焼速度 [km/h]	・火災発生後、どの程度の時間で泊発電所に到達するのか
火勢強度 [kW/m]	
反応強度 [kW/m <sup>2</sup> ]	
火炎長 [m]	
火災輻射強度 [kW/m <sup>2</sup> ]	・泊発電所に到達し得る火災の規模はどの程度か
火災輻射強度 [kW/m <sup>2</sup> ]	
火災到達幅 [m]	・必要となる消火活動の能力や防火帯の規模はどの程度か

【女川】発電所名の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
<p>FARSITE 解析に必要な入力データ（土地データ・気象データ）については、以下のデータを使用している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>データ種類</th><th>外部火災影響評価ガイドの記載</th><th>発電所での評価で用いたデータ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地利用データ</td><td>現地状況をできるだけ模擬するため、公開情報の中でも高い空間解像度である100mメッシュの土地利用データを用いる。 （国土数値情報 土地利用細分メッシュ）</td><td>同左 （国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用）</td></tr> <tr> <td>植生データ</td><td>現地状況をできるだけ模擬するため、樹種や生育状況に関する情報を有する森林薄の空間データを現地の地方自治体より入手する。森林薄の情報を用いて、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齡によりさらに細分化する。</td><td>○サイト外：同左 森井農より森林薄を入手し、森林薄の情報を用いて、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齡により細分化して10mメッシュで入力 ○サイト内：緑化計画書に基づきデータを入力</td></tr> <tr> <td>地形データ</td><td>現地の状況をできるだけ模擬するため、公開情報の中でも高い空間解像度である10mメッシュの地高データを用いる。傾斜度、傾斜方向については標高データから計算する。 （基盤地図情報 数値標高モデル 10mメッシュ）</td><td>同左 基盤地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用</td></tr> <tr> <td>気象データ</td><td>現地にて起こり得る最悪の条件を検討するため、発生件数の多い月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用する。</td><td>同左 森林火災発生件数の多い5月～6月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用</td></tr> </tbody> </table>	データ種類	外部火災影響評価ガイドの記載	発電所での評価で用いたデータ	土地利用データ	現地状況をできるだけ模擬するため、公開情報の中でも高い空間解像度である100mメッシュの土地利用データを用いる。 （国土数値情報 土地利用細分メッシュ）	同左 （国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用）	植生データ	現地状況をできるだけ模擬するため、樹種や生育状況に関する情報を有する森林薄の空間データを現地の地方自治体より入手する。森林薄の情報を用いて、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齡によりさらに細分化する。	○サイト外：同左 森井農より森林薄を入手し、森林薄の情報を用いて、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齡により細分化して10mメッシュで入力 ○サイト内：緑化計画書に基づきデータを入力	地形データ	現地の状況をできるだけ模擬するため、公開情報の中でも高い空間解像度である10mメッシュの地高データを用いる。傾斜度、傾斜方向については標高データから計算する。 （基盤地図情報 数値標高モデル 10mメッシュ）	同左 基盤地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用	気象データ	現地にて起こり得る最悪の条件を検討するため、発生件数の多い月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用する。	同左 森林火災発生件数の多い5月～6月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用	<p>(2) 評価対象範囲 評価対象範囲は発電所近傍の発火想定地点を10km以内とし、評価対象範囲は東側が海という発電所周辺の地形を考慮し女川原子力発電所から南に12km、北に12km、東に4km、西に12kmとする。</p> <p>(3) 必要データ a. 入力条件 評価に必要なデータ以下のとおり設定し、本評価を行った。</p>	<p>(2) 評価対象範囲 評価対象範囲は発電所近傍の発火想定地点を10km以内とし、評価対象範囲は泊発電所から南に13km、北に13km、東に13km、西に13kmとする。</p> <p>(3) 必要データ a. 入力条件 評価に必要なデータを以下のとおり設定し、本評価を行った。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違（泊も西側の海域にある範囲は評価対象外である）</p> <p>【女川・大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性による相違（ガイドに基づいたデータを使用していることに相違なし）</p>
データ種類	外部火災影響評価ガイドの記載	発電所での評価で用いたデータ																
土地利用データ	現地状況をできるだけ模擬するため、公開情報の中でも高い空間解像度である100mメッシュの土地利用データを用いる。 （国土数値情報 土地利用細分メッシュ）	同左 （国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用）																
植生データ	現地状況をできるだけ模擬するため、樹種や生育状況に関する情報を有する森林薄の空間データを現地の地方自治体より入手する。森林薄の情報を用いて、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齡によりさらに細分化する。	○サイト外：同左 森井農より森林薄を入手し、森林薄の情報を用いて、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齡により細分化して10mメッシュで入力 ○サイト内：緑化計画書に基づきデータを入力																
地形データ	現地の状況をできるだけ模擬するため、公開情報の中でも高い空間解像度である10mメッシュの地高データを用いる。傾斜度、傾斜方向については標高データから計算する。 （基盤地図情報 数値標高モデル 10mメッシュ）	同左 基盤地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用																
気象データ	現地にて起こり得る最悪の条件を検討するため、発生件数の多い月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用する。	同左 森林火災発生件数の多い5月～6月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用																

第2-2-2表 森林火災評価のための入力データ一覧		
データ種類	外部火災影響評価ガイドの記載	発電所での評価で用いたデータ
土地利用データ	現地状況をできるだけ模擬するため、公開情報の中でも高い空間解像度である100mメッシュの土地利用データを用いる。 （国土数値情報 土地利用細分メッシュ）	同左 （国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用した。）
植生データ	現地状況をできるだけ模擬するため、樹種や生育状況に関する情報を有する森林薄の空間データを現地の地方自治体より入手する。森林薄の情報を用いて、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齡により細分化して10mメッシュで入力	同左 宮城県及び東北森林管理局より森林薄を入手し、森林薄の情報を基に防火帯周辺の植生調査を実施した。その結果から、保守的に可燃物バラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齡により細分化する。
地形データ	現地の状況をできるだけ模擬するため、公開情報の中でも高い空間解像度である10mメッシュの標高データを用いる。 傾斜度、傾斜方向については標高データから計算する。（基盤地図情報 数値標高モデル 10mメッシュ）	同左 基盤地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用した。敷地内は、当社敷地配置図及び航空レーザー測量標高データを使用した。
気象データ	現地にて起こり得る最悪の条件を検討するため、森林火災の発生件数の多い5月～6月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用する。	同左 宮城県において森林火災発生件数の多い5月～6月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用した。 風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定した。

第2-4表 森林火災評価のための入力データ一覧

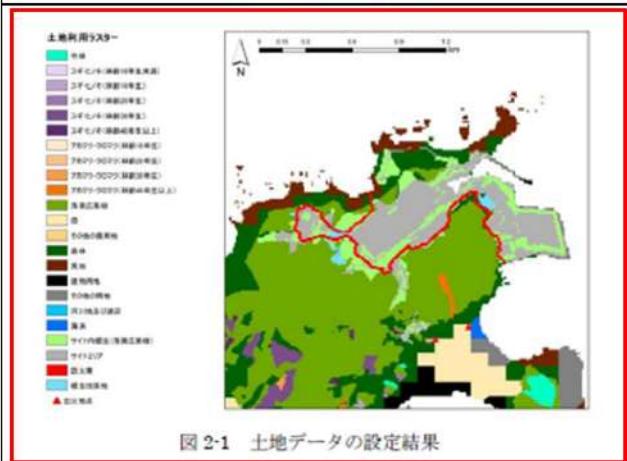
データ種類	外部火災影響評価ガイドの記載	発電所での評価で用いたデータ
土地利用データ	現地状況をできるだけ模擬するため、公開情報の中でも高い空間解像度である100mメッシュの土地利用データを用いる。（国土数値情報 土地利用細分メッシュ）	同左 国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用した。
植生データ	現地状況をできるだけ模擬するため、樹種や生育状況に関する情報を有する森林薄の空間データを現地の地方自治体より入手する。森林薄の情報を用いて、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齡により細分化する。	同左 北海道より森林薄を入手し、森林薄の情報を基に発電所周辺の植生調査を実施した。その結果から、保守的に可燃物バラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齡により細分化する。
地形データ	現地の状況をできるだけ模擬するため、公開情報の中でも高い空間解像度である10mメッシュの標高データを用いる。傾斜度、傾斜方向については標高データから計算する。（基盤地図情報 数値標高モデル 10mメッシュ）	同左 基盤地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用した。
気象データ	現地にて起こり得る最悪の条件を検討するため、森林火災の発生件数の多い月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用する。	同左 北海道において森林火災発生件数の多い4月～6月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用する。 風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定した。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

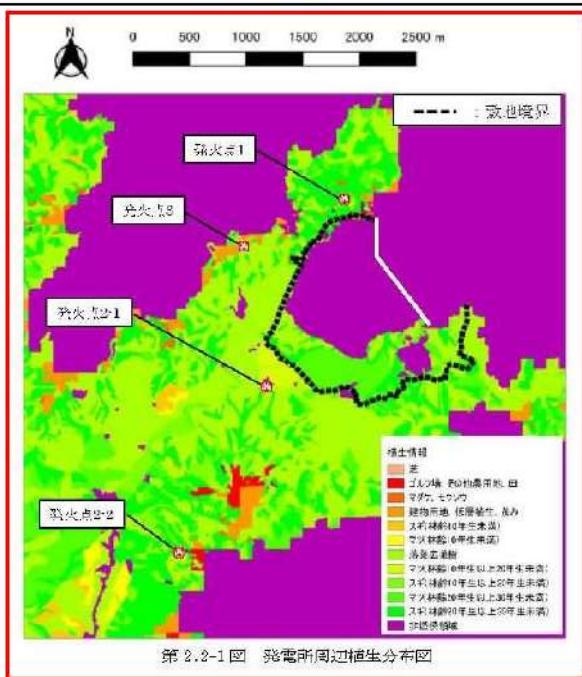
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

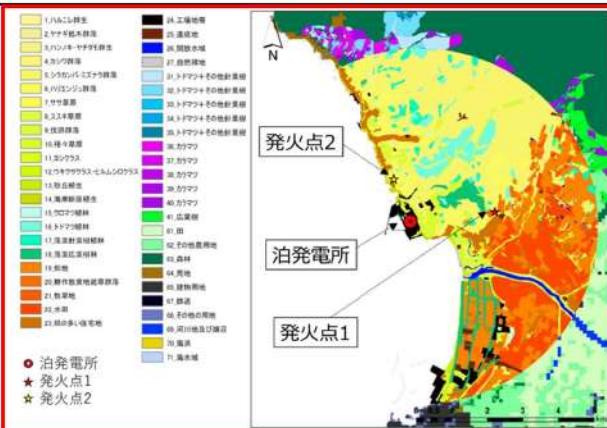
大飯発電所3／4号炉



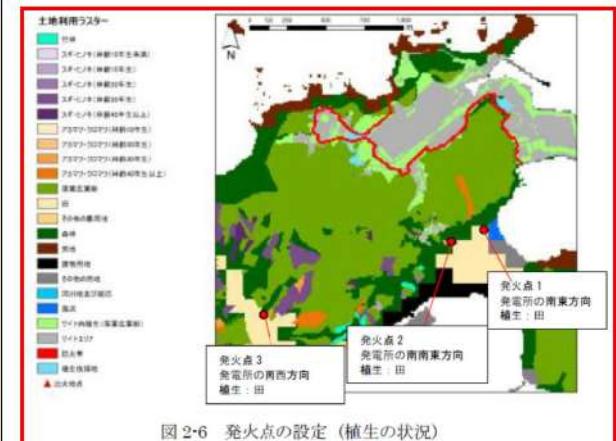
女川原子力発電所2号炉



泊発電所3号炉



【女川・大飯】  
設計方針の相違  
・地域特性による相違



発電所敷地外の標高データについては、外部火災影響評価ガイドに従い、現地状況をできるだけ模擬するため、公開情報の中で最も空間解像度の高い基盤地図情報数値標高モデル 10m メッシュの標高データを用いた。

東北地方太平洋沖地震に伴う地盤変動の影響については、国土地理院公開の補正パラメータを考慮した。

また、発電所敷地内の標高データについては、屋外配置全体図に記載された敷地標高に、地盤変動量として-1m を加算 (=地盤沈下量1m) した標高値を設定した。

傾斜及び傾斜方位データについては、上記の標高データより算出した。

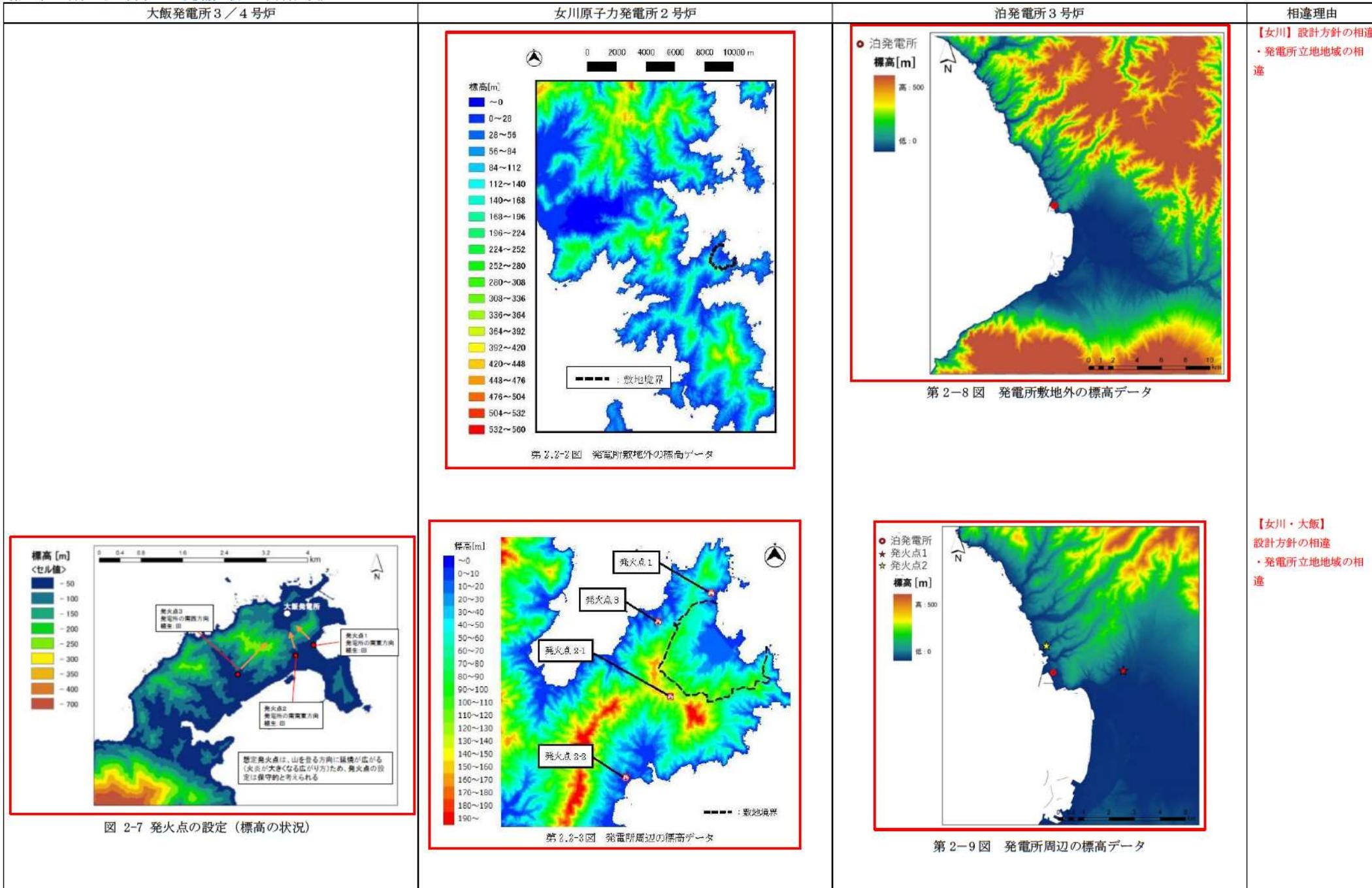
発電所敷地外の標高データについては、外部火災影響評価ガイドに従い、現地状況をできるだけ模擬するため、公開情報の中で最も空間解像度の高い基盤地図情報数値標高モデル 10m メッシュの標高データを用いた。

【女川】 設計方針の相違  
・泊は東北地方太平洋沖地震による地盤変位の影響はないため記載していない。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）



## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 気象条件の設定について</p> <p>気象条件（最高気温、最小湿度、最大風速）の設定については、「外部火災の影響評価ガイド」に「過去10年間の森林火災の発生件数の多い月を用いる」旨、記載されている。</p> <p>これを福井県に適用すると4月となるが、更に保守的な設定とするため、その前後の月である3～6月の気象条件を選定した。ただし、気象データについては大飯発電所から最も近い距離にある小浜地域気象観測システムのデータを使用しているが、湿度データについては小浜地域気象観測システムのデータがないため、舞鶴特別地域気象観測所のデータを使用している。</p> <p>また、風向は3～6月における卓越風向を選定すべく、小浜地域気象観測システムの最大風速における風向の出現回数および最多風向の出現回数を調査した。調査結果、風上方向に発火点と考えうる地点がある方角の中で出現回数が多い南東、南南東、南を卓越風向とした。</p>	<p>b. 気象条件の設定</p> <p>気象データには発電所内の気象観測データ及び発電所敷地外の公開情報である気象庁の気象統計情報があるが、外部火災影響評価においては<b>発電所敷地外</b>の火災の発生・進展を評価することから、<b>発電所敷地外の気象統計情報のデータ</b>を使用し、森林火災発生件数の多い3～5月の過去10年間の気象データを調査し、卓越風向、最大風速、最高気温、最小湿度の条件を選定した（第2.2-3表）。</p> <p>この調査結果に基づき FARSITE の入力値は第2.2-4表のとおり設定した。風向、風速及び気温は女川原子力発電所付近の江ノ島及び石巻の地域気象観測システム（アメダス）（以下「地域気象観測所」という。）の値とした。湿度を観測している観測所は「石巻」「仙台」とあるが、「仙台」よりも「石巻」の方が女川原子力発電所との距離が近いことから、最も女川原子力発電所の気象に近いと考えられる「石巻特別地域気象観測所」の値を用いた。宮城県における気象統計情報の観測所位置を第2.2-4図に示す。なお、女川地域気象観測所は2011年に設置されており過去10年間のデータがない。</p> <p>第2.2-4図 宮城県内の気象観測所位置</p>	<p>b. 気象条件の設定</p> <p>気象データには発電所内の気象観測データ及び発電所敷地外の公開情報である気象庁の気象統計情報があるが、外部火災影響評価においては<b>発火想定地点を発電所から10km以内とした敷地外</b>の火災の発生・進展を評価することから、<b>発火点に最も近い発電所内の気象観測データ</b>を使用し、森林火災発生件数の多い4～6月の過去10年間の気象データを調査し、卓越風向、最大風速、最高気温、最小湿度の条件を選定した（第2-5表）。</p> <p>この調査結果に基づき FARSITE の入力値は第2-6表のとおり設定した。発電所内の気象観測設備の配置位置を第2-10図に示す。また、発電所内の気象観測データから設定した入力値（気温:30.0°C、湿度:13%、最大風速:29.7m/s）は、発電所と同じく後志地方の海沿いにある神恵内地域気象観測所（アメダス）及び寿都特別地域気象観測所における同期間のデータを組み合わせた値（気温:27.7°C、湿度:10%、最大風速:20.5m/s）と比較すると、気温及び湿度は同等であり、風速は約10m/s高い。FARSITEにおいて、風速の上昇は延焼速度及び火線強度を上昇させる。一方、気温及び湿度は可燃物特性（含水比）に影響を与えるが、初期条件にて含水比を低く設定しているため解析結果に大きな影響がない。以上より、発電所内の気象観測データを使用することは保守的である。</p> <p>第2-10図 発電所内の気象観測設備位置</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・発火点位置が発電所から10km以内であることの明確化</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・女川は地域気象観測所の気象データから FARSITE 入力バラメータを設定しているが、泊は森林火災の模擬状況を向上させるため、森林火災の発火点に最も近い発電所構内の気象データを使用している。（東海第二も卓越風向の設定は、より発電所周辺の状況を模擬するため発電所のデータを採用している）</p> <p>また、近隣の地域気象観測所のデータと比較し、構内の気象データが保守的であることを確認している。（参考資料2-6）</p>

&lt;出典&gt;

気象庁 HP : [https://www.jma.go.jp/jp/amedas\\_h/map23.html](https://www.jma.go.jp/jp/amedas_h/map23.html)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉

気象条件選定表（気温、湿度、風速）

月	福井県 月別森林火災 発生頻度 <sup>※1</sup>	気象条件		
		最高気温 <sup>※2</sup> [°C]	最小湿度 <sup>※3</sup> [%]	最大風速 <sup>※4</sup> [m/s]
1月	1	16.0	23	20.0
2月	1	21.3	19	20.0
3月	10	23.4	10	20.0
4月	25	30.9	11	19.7
5月	9	31.0	16	21.0
6月	12	35.9	19	15.0
7月	2	37.8	20	15.5
8月	11	38.1	29	15.0
9月	6	37.4	29	18.0
10月	1	29.4	29	21.0
11月	1	25.5	24	15.1
12月	1	19.8	23	22.0

出典：※1 福井県統計年報（2002年～2011年版）

※2 小浜 地域気象観測システム（アメダス）観測記録（2003年～2012年）

※3 舞鶴特別地域気象観測所 観測記録（2003年～2012年）

3～6月の卓越風向選定表

風向	最大風速(日単位) における風向の 出現回数 <sup>※5</sup>	
	最高風向(日単位) における風向の 出現回数 <sup>※6</sup>	最高風向(日単位) における風向の 出現回数 <sup>※6</sup>
北	164	196
北北東	0	0
北東	0	0
東北東	3	1
東	157	44
東南東	213	326
南東	71	115
南南東	5	83
南	10	71
南南西	3	3
西南西	3	2
西南西	6	15
西	22	10
西北西	219	95
北西	105	78
北北西	239	181

出典：※4 小浜 地域気象観測システム（アメダス）観測記録（2003年～2012年）

女川原子力発電所2号炉

第2.2-3表 2008～2017年の3～5月の気象データ

年月	江ノ島					石巻				
	最高気温 [°C]	最大風速 [m/s]	風向	最高気温 [°C]	最小湿度 [%]	最大風速 [m/s]	風向			
2009年3月	西北西	13.2	17.0	北北東	15.2	23	14.1	西北西		
2009年3月	西北西	16.2	14.2	北西	15.9	22	16.7	西北西		
2010年3月	西北西	12.5	20.2	北北東	15.0	27	10.2	西北西		
2011年3月	西北西	10.3	18.8	西北西	12.6	29	12.6	西北西		
2012年3月	西北西	13.1	16.4	北北東	13.4	34	16.6	西北西		
2013年3月	西北西	17.2	20.5	西北西	17.5	24	19.5	西北西		
2014年3月	西北西	18.9	19.6	北北東	14.8	25	16.9	西北西		
2015年3月	西北西	16.5	16.8	西北西	17.1	18	20.4	東南東		
2016年3月	西北西	16.4	14.9	北西	15.7	21	14.1	西北西		
2017年3月	西北西	14.2	16.4	北北東	13.3	28	17.3	西北西		
2008年4月	北北東	19.3	20.5	北北東	20.5	15	21.3	北東		
2009年4月	西北西	21.5	18.4	北北東	22.4	19	15.6	西北西		
2010年4月	西北西	15.2	14.8	西北西	15.1	28	14.0	西北西		
2011年4月	欠測(震災による測定データ欠測)				21.0	19	15.6	北西		
2012年4月	西北西	18.7	17.1	南	21.1	20	16.5	南南東		
2013年4月	西北西	19.7	18.7	西北西	22.5	18	17.9	西北西		
2014年4月	西北西	19.3	16.4	西北西	21.6	15	14.9	西北西		
2015年4月	北	25.0	18.2	北西	24.0	16	18.0	西北西		
2016年4月	南南西	18.8	17.2	西北西	20.9	18	16.0	南南東		
2017年4月	西北西	21.0	19.8	西北西	25.2	20	16.3	西南西		
2008年5月	北東	22.0	14.8	南東	24.4	18	16.3	東南東		
2009年5月	南南西	23.2	18.5	西	24.0	17	16.5	西北西		
2010年5月	北東	25.2	11.7	北西	27.1	26	13.4	西北西		
2011年5月	欠測(震災による測定データ欠測)				22.7	26	23.8	北東		
2012年5月	西北西	21.7	12.9	西北西	24.2	23	16.4	東南東		
2013年5月	前	23.3	14.2	北北東	25.5	27	13.6	西北西		
2014年5月	南南西	24.5	16.3	西北西	30.0	21	14.8	西		
2015年5月	南南西	25.9	11.8	西北西	28.2	22	14.6	西北西		
2016年5月	北	27.5	11.1	西北西	31.7	18	14.7	南南東		
2017年5月	南南西	25.9	12.5	西北西	28.0	26	12.8	西北西		
最高値	西北西	27.5	20.6	西北西	30.7	18	23.8	西北西		

(出典・気象庁 HP 気象統計情報)

○過去10年間ににおける火災発生件数の多い、3月～5月の気象データを整理する。  
 ○過去10年間ににおける3月～5月の最小湿度、最高気温及び最大風速を選定している。

泊発電所3号炉

第2-5表 2003～2012年の4～6月の気象データ

月	泊発電所（観測期間：2003～2012年）					北海道 1983-2012年 月別 火災発生 頻度 <sup>※1</sup>
	気温 [°C]	風速[m/s]	卓越風向	湿度 [%]	最高 気温	
4月	22.6	29.7	西	東	13	227
5月	24.7	29.2	東	東	14	231
6月	30.0	24.4	東南東	東	18	57

\*1「林野火災被害統計書（平成24年度版）北海道水産林務部」

気温、湿度：瞬間値（D点）

風速、風向：1時間値（A, C, Z点）

□ : FAR SITE 入力データ

【女川・大飯】

設計方針の相違

・地域特性による相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
<p>1. 土地データの設定について 上記表うち、土地データに係る土地利用データ、植生データ、地形データについては、以下の順番でデータに上書きを実施し、土地データを作成している。</p> <p>①土地利用データと地形データを入力 a. 土地利用データ 田、森林、建物用地等の土地利用区分を、FARSITE での使用パラメータに当てはめて入力。</p> <p>b. 地形データ 標高データを入力（傾斜度、傾斜方向は計算値を使用）</p> <p>②森林簿データ（植生データ）を入力 土地利用データにおける森林領域に、より詳細なデータである森林簿データ（樹種・林齢）を、FARSITE での使用パラメータに当てはめて入力</p> <p>③サイト内植生データを入力 工場立地法に基づく緑化計画書に基づいた森林情報を FARSITE での使用パラメータに当てはめて入力</p>	<p>c. FARSITE 入出力データ FARSITE については、保守的な評価となるよう以下の観点から入力値及び入力条件を設定する。</p> <p style="text-align: center;">第2-3-4表 FARSITE 入力データ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大区分</th><th>小区分</th><th>入力値</th><th>入力値の根拠</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">気象データ</td><td>風速 [km/h]</td><td>38 (22.3m/s)</td><td>火災の延焼・規模の拡大を防ぐため、森林火災発生件数が多い月（3～5月）の発電所周辺の最大風速を入力</td></tr> <tr> <td>風向 [deg.]</td><td>351(北), 225(南西), 216(西南西), 288(西北西)</td><td>風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定</td></tr> <tr> <td>気温 [°C]</td><td>31</td><td>樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月（3～5月）の発電所周辺の最高気温を入力</td></tr> <tr> <td rowspan="3">湿度 [%]</td><td>15</td><td>樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月（3～5月）の発電所周辺の最小湿度を入力</td></tr> <tr> <td>場所</td><td>-</td><td>現地調査等で特定した樹種ごとの植生場所を入力</td></tr> <tr> <td>植生データ</td><td>-</td><td>森林簿データをベースに樹種を入力 火災周辺においては現地調査により確認した樹種を入力【森林簿データ】 3: Fall grass, 4: Chaparral, 5: Brush, 27: スギ林齢10年生未満, 28: マツ林齢10年生未満, 30: 落葉広葉樹, 31: スギ林齢10年生, 32: マツ林齢20年生, 33: スギ林齢20年生, 34: マツ林齢30年生, 35: マツ林齢30年生以上, 37: スギ林齢40年生以上, 39: 非樹木【植生調査データ】 38: Short grass, 39: Tall grass, 40: Chaparral, 41: Brush, 42: カラマツ10年生未満, 43: カラマツ10年生未満, 44: マツ林齢10年生未満, 45: 落葉広葉樹, 46: スギ林齢10年生未満, 47: マツ林齢10年生, 48: スギ林齢10年生, 49: マツ林齢20年生, 50: スギ林齢20年生, 51: マツ林齢20年生, 52: スギ林齢20年生</td></tr> <tr> <td rowspan="3">樹種</td><td>30区分</td><td>-</td><td>現地調査等で特定した樹種を入力</td></tr> <tr> <td>林齢</td><td>8区分</td><td>植生調査データに基づき、スギ・マツについて、10年生未満, 10年生, 20年生の3区分を設定</td></tr> <tr> <td>樹冠率</td><td>区分3</td><td>日照や風速への影響を考慮し、針葉樹、落葉広葉樹について、保守的な樹冠率区分（3:一般的な森林）を入力</td></tr> <tr> <td rowspan="2">土地利用データ</td><td>森林、田畠、建物用地等</td><td>-</td><td>発電所周辺の森林、田畠、建物用地等を入力（国土空域データ）</td></tr> <tr> <td>地形</td><td>標高、地形</td><td>-</td><td>土地の標高、地形（傾斜角度、傾斜方向）を基盤地図情報 数値標高モデル 10m メッシュを用いた</td></tr> </tbody> </table> <p>※1～99の数字は、FARSITE の植生番号に対応。 No.3, 4, 5, 39, 33, 40, 99は、FARSITE 内蔵値（FARSITE が保有する可燃物データ）。 No.27～37, 41～52は、福島第一原子力発電所への初期火災に関する影響評価（独立行政法人原子力安全基盤機構/JNES 平成24年2月）。</p>	大区分	小区分	入力値	入力値の根拠	気象データ	風速 [km/h]	38 (22.3m/s)	火災の延焼・規模の拡大を防ぐため、森林火災発生件数が多い月（3～5月）の発電所周辺の最大風速を入力	風向 [deg.]	351(北), 225(南西), 216(西南西), 288(西北西)	風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定	気温 [°C]	31	樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月（3～5月）の発電所周辺の最高気温を入力	湿度 [%]	15	樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月（3～5月）の発電所周辺の最小湿度を入力	場所	-	現地調査等で特定した樹種ごとの植生場所を入力	植生データ	-	森林簿データをベースに樹種を入力 火災周辺においては現地調査により確認した樹種を入力【森林簿データ】 3: Fall grass, 4: Chaparral, 5: Brush, 27: スギ林齢10年生未満, 28: マツ林齢10年生未満, 30: 落葉広葉樹, 31: スギ林齢10年生, 32: マツ林齢20年生, 33: スギ林齢20年生, 34: マツ林齢30年生, 35: マツ林齢30年生以上, 37: スギ林齢40年生以上, 39: 非樹木【植生調査データ】 38: Short grass, 39: Tall grass, 40: Chaparral, 41: Brush, 42: カラマツ10年生未満, 43: カラマツ10年生未満, 44: マツ林齢10年生未満, 45: 落葉広葉樹, 46: スギ林齢10年生未満, 47: マツ林齢10年生, 48: スギ林齢10年生, 49: マツ林齢20年生, 50: スギ林齢20年生, 51: マツ林齢20年生, 52: スギ林齢20年生	樹種	30区分	-	現地調査等で特定した樹種を入力	林齢	8区分	植生調査データに基づき、スギ・マツについて、10年生未満, 10年生, 20年生の3区分を設定	樹冠率	区分3	日照や風速への影響を考慮し、針葉樹、落葉広葉樹について、保守的な樹冠率区分（3:一般的な森林）を入力	土地利用データ	森林、田畠、建物用地等	-	発電所周辺の森林、田畠、建物用地等を入力（国土空域データ）	地形	標高、地形	-	土地の標高、地形（傾斜角度、傾斜方向）を基盤地図情報 数値標高モデル 10m メッシュを用いた	<p>c. FARSITE 入出力データ FARSITE については、保守的な評価となるよう以下の観点から入力値及び入力条件を設定する。</p> <p style="text-align: center;">第2-6表 FARSITE 入力データ（気象データ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大区分</th><th>小区分</th><th>入力値</th><th>入力値の根拠</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">気象データ</td><td>風速 [km/h]</td><td>100</td><td>火災の延焼・規模の拡大を防ぐため、森林火災発生件数が多い月（4～6月）の発電所の最大風速 27.0m/s に基づき入力可能な最大値である 100km/h を入力</td></tr> <tr> <td>風向 [deg.]</td><td>90(東) 315(北西)</td><td>風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定</td></tr> <tr> <td>気温 [°C]</td><td>30</td><td>樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月（4～6月）の発電所の最高気温を入力</td></tr> <tr> <td rowspan="3">湿度 [%]</td><td>13</td><td>樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数の多い月（4～6月）の発電所の最低湿度を入力</td></tr> </tbody> </table>	大区分	小区分	入力値	入力値の根拠	気象データ	風速 [km/h]	100	火災の延焼・規模の拡大を防ぐため、森林火災発生件数が多い月（4～6月）の発電所の最大風速 27.0m/s に基づき入力可能な最大値である 100km/h を入力	風向 [deg.]	90(東) 315(北西)	風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定	気温 [°C]	30	樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月（4～6月）の発電所の最高気温を入力	湿度 [%]	13	樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数の多い月（4～6月）の発電所の最低湿度を入力	<p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による気象データの相違</p>
大区分	小区分	入力値	入力値の根拠																																																										
気象データ	風速 [km/h]	38 (22.3m/s)	火災の延焼・規模の拡大を防ぐため、森林火災発生件数が多い月（3～5月）の発電所周辺の最大風速を入力																																																										
	風向 [deg.]	351(北), 225(南西), 216(西南西), 288(西北西)	風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定																																																										
	気温 [°C]	31	樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月（3～5月）の発電所周辺の最高気温を入力																																																										
湿度 [%]	15	樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月（3～5月）の発電所周辺の最小湿度を入力																																																											
	場所	-	現地調査等で特定した樹種ごとの植生場所を入力																																																										
	植生データ	-	森林簿データをベースに樹種を入力 火災周辺においては現地調査により確認した樹種を入力【森林簿データ】 3: Fall grass, 4: Chaparral, 5: Brush, 27: スギ林齢10年生未満, 28: マツ林齢10年生未満, 30: 落葉広葉樹, 31: スギ林齢10年生, 32: マツ林齢20年生, 33: スギ林齢20年生, 34: マツ林齢30年生, 35: マツ林齢30年生以上, 37: スギ林齢40年生以上, 39: 非樹木【植生調査データ】 38: Short grass, 39: Tall grass, 40: Chaparral, 41: Brush, 42: カラマツ10年生未満, 43: カラマツ10年生未満, 44: マツ林齢10年生未満, 45: 落葉広葉樹, 46: スギ林齢10年生未満, 47: マツ林齢10年生, 48: スギ林齢10年生, 49: マツ林齢20年生, 50: スギ林齢20年生, 51: マツ林齢20年生, 52: スギ林齢20年生																																																										
樹種	30区分	-	現地調査等で特定した樹種を入力																																																										
	林齢	8区分	植生調査データに基づき、スギ・マツについて、10年生未満, 10年生, 20年生の3区分を設定																																																										
	樹冠率	区分3	日照や風速への影響を考慮し、針葉樹、落葉広葉樹について、保守的な樹冠率区分（3:一般的な森林）を入力																																																										
土地利用データ	森林、田畠、建物用地等	-	発電所周辺の森林、田畠、建物用地等を入力（国土空域データ）																																																										
	地形	標高、地形	-	土地の標高、地形（傾斜角度、傾斜方向）を基盤地図情報 数値標高モデル 10m メッシュを用いた																																																									
大区分	小区分	入力値	入力値の根拠																																																										
気象データ	風速 [km/h]	100	火災の延焼・規模の拡大を防ぐため、森林火災発生件数が多い月（4～6月）の発電所の最大風速 27.0m/s に基づき入力可能な最大値である 100km/h を入力																																																										
	風向 [deg.]	90(東) 315(北西)	風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定																																																										
	気温 [°C]	30	樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月（4～6月）の発電所の最高気温を入力																																																										
湿度 [%]	13	樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数の多い月（4～6月）の発電所の最低湿度を入力																																																											

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p><b>第2-8-5表 FARSITE入力条件の整理（植生）</b></p> <pre> graph TD     A[國土數値情報 土地利用細分 メッシュ] --&gt; B[森林等 データ]     B --&gt; C[防火帯周辺 植生調査結果]     C --&gt; D[FARSITE 入力データ]     </pre> <p>1. 國土數値情報土地利用細分メッシュの入力      國土數値情報土地利用細分メッシュ(10mメッシュ)を読み込み、10mメッシュのデータに置換(内挿)する。      各メッシュの土地利用属性は、差となる國土數値情報土地利用細分メッシュと同じとする。</p> <p>2. 森林等データの入力      森林等データを読み込む(森林等データは、個々の森林等の領域がポリゴン(多角形)で表現されている形式)。      1. で作成した10mメッシュに、森林等データのポリゴンデータを重ね合わせる(森林等データの情報を優先され、森林等データがない領域は國土數値情報土地利用細分メッシュデータの情報をとる)。      重ね合わせた森林等データの各メッシュの属性は、森林等データの樹種を用いて設定する。</p> <p>3. 植生調査結果の入力      植生調査結果からの植生領域を読み取り、植生のポリゴンデータを作成する。      2. で作成した森林等データを重ね合わせたデータに、植生調査結果を重ね合わせる(植生調査結果の情報が優先され、植生調査結果がない領域は2.で作成したデータの情報をとる)。      重ね合わせた植生データの各メッシュの属性は、現地調査等を実施して設定する。</p> <p>4. FARSITE入力データの作成      5. で作成したデータを用いてFARSITE入力データを作成する。各メッシュの土地利用属性は、以下の30区分に整理する。      【森林等データ】 3: Tall grass, 4: Chaparral, 5: Brush, 14: カラマツ(林齢10年生未満), 15: カラマツ(林齢10年生), 16: カラマツ(林齢20年生), 17: カラマツ(林齢30年生), 18: カラマツ(林齢40年生以上), 19: ドマツ+その他の針葉樹(林齢10年生未満), 20: ドマツ+その他の針葉樹(林齢10年生), 21: トドマツ+その他の針葉樹(林齢20年生), 22: トドマツ+その他の針葉樹(林齢30年生), 23: トドマツ+その他の針葉樹(林齢40年生以上), 24: 落葉広葉樹, 99: 非植生域      【植生調査データ】 38: Short grass, 39: Tall grass, 40: Chaparral, 41: Brush, 42: フサ草 10年生未満, 43: マツ林齢 10年生未満, 44: マツ林齢 10年生未満, 45: ラクスルート樹 10年生未満, 46: ラクスルート樹 20年生未満, 47: マツ林齢 10年生, 48: フサ草 10年生, 49: マツ林齢 20年生, 50: フサ草 20年生, 51: 小竹 20年生, 52: スギ林齢 20年生      由来名は、火害強度が強くなる区分3を設定。※</p> <p>* 1~99の数字は、FARSITE の植生番号に対応。      No.3,4,5,38,39,40,99は、FARSITE 内蔵値(FARSITE が保有する可燃物データ)。      No.29~37,41~52は、福島第一原子力発電所への林野火災に関する影響評価(独立行政法人原子力安全基盤機構(NES) 平成24年6月)。</p>	<p><b>第2-8表 FARSITE入力条件の整理（植生）</b></p> <pre> graph TD     A[國土數値情報 土地利用細分 メッシュ] --&gt; B[森林等 データ]     B --&gt; C[防火帯周辺 植生調査結果]     C --&gt; D[FARSITE 入力データ]     </pre> <p>1. 國土數値情報土地利用細分メッシュの入力      國土數値情報土地利用細分メッシュ(100mメッシュ)を読み込み、10mメッシュのデータに変換(内挿)する。      各メッシュの土地利用属性は、基となる國土數値情報土地利用細分メッシュと同じとする。</p> <p>2. 森林等データの入力      森林等データを読み込む(森林等データは、個々の森林等の領域がポリゴン(多角形)で表現されている形式)。      1. で作成した10mメッシュに、森林等データのポリゴンデータを重ね合わせる(森林等データの情報を優先され、森林等データがない領域は國土數値情報土地利用細分メッシュデータの情報をとる)。      重ね合わせた森林等データの各メッシュの属性は、森林等データの樹種を用いて設定する。</p> <p>3. 植生調査結果の入力      植生調査結果からの植生領域を読み取り、植生のポリゴンデータを作成する。      2. で作成した森林等データを重ね合わせたデータに、植生調査結果を重ね合わせる(植生調査結果の情報を優先され、植生調査結果がない領域は2.で作成したデータの情報をとる)。      重ね合わせた植生データの各メッシュの属性は、現地調査等を実施して設定する。</p> <p>4. FARSITEデータの作成      3. で作成したデータを用いてFARSITE入力データを作成する。各メッシュの土地利用属性は、以下の15区分に整理する。      3: Tall grass, 4: Chaparral, 5: Brush, 14: カラマツ(林齢10年生未満), 15: カラマツ(林齢10年生), 16: カラマツ(林齢20年生), 17: カラマツ(林齢30年生), 18: カラマツ(林齢40年生以上), 19: ドマツ+その他の針葉樹(林齢10年生未満), 20: ドマツ+その他の針葉樹(林齢10年生), 21: トドマツ+その他の針葉樹(林齢20年生), 22: トドマツ+その他の針葉樹(林齢30年生), 23: トドマツ+その他の針葉樹(林齢40年生以上), 24: 落葉広葉樹, 99: 非植生域      樹冠率は、火害強度が強くなる区分3を設定。※</p> <p>No.3, 4, 5は、FARSITE 内蔵値 (FARSITE が保有する可燃物データ)。      No.14~24は、現地植生を踏まえて可燃物データを独自に設定した。</p>	<p><b>【女川】 設計方針の相違</b>      ・地域特性による植生の相違（泊も女川も保守性をもったデータを入力していることに相違はない）  <b>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映）</b></p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉

2. 土地データ設定の詳細について

(1) 土地利用データについて

土地利用データについては、国土交通省「国土数値情報土地利用細分メッシュ平成21年度」のデータを用いて設定した。なお、土地利用データ区分とFARSITE解析上の可燃物パラメータとの対応及び設定の考え方は以下のとおり。

土地利用区分	可燃物パラメータ	設定の考え方
田 その他の農用地	FARSITEデフォルトパラメータ「Tall Grass」	田・その他の農用地においては、農産物に加え草が主な可燃物となる。そこで、FARSITEデフォルトパラメータにおける草原(Grass)のパラメータの中で、可燃物量、可燃物厚さが大きい点で保守的である「Tall Grass」(2.5feet, 0.7m)を使用した。
森林	「落葉広葉樹」	発電所周辺の樹種を調査したところ、針葉樹は確認されず、広葉樹が支配的であった。このため、森林を落葉広葉樹として設定した。
草地	FARSITEデフォルトパラメータ「Brush」	草地は、崖や岩、湿地など、特定の植生がなく、延焼しにくい領域であるが、保守的な観点から、灌木等を可燃物として想定しているFARSITEデフォルトパラメータの「Brush (2feet: 0.61m)」を使用し、計算上延焼することとした。
建物用地 河川地及び湖沼 その他の用地 サイトエリア他	-	非燃生地域に区分した。

女川原子力発電所2号炉

第2-8-6表 各種土地利用情報とFARSITE入力データとの関係 (1/2)			
土地利用	FARSITE入力データ 区分#1 種類	備考	
田	3 Tall grass	春秋火災発生件数の多い、3～5月の田の可燃物量は少ないと考えられるが、保守的に「Tall grass」とする。 JNES-RC-Report <sup>※1</sup> と同等な設定	
ゴルフ場	3 Tall grass	ゴルフ場は管理されており可燃物量は少ないと考えられるが、保守的に「Tall grass」とする。 JNES-RC-Report <sup>※1</sup> と同等な設定	
その他農用地	3 Tall grass	その他農用地の可燃物量は少ないと考えられるが、保守的に「Tall grass」とする。 JNES-RC-Report <sup>※1</sup> と同等な設定	
森林	- 各樹種	森林清データから各樹種を人力	
草地	9 Brush	草の繁茂を考慮してFARSITEの「Brush茂み」とする。 JNES-RC-Report <sup>※1</sup> と同等な設定	
建物用地	9 Brush	植生が遠赤しておらず、コンクリート等の非植生も多、含まれ延焼しにくくと考えられるが、住む地台の樹木等を考慮し、FARSITEの「Brush茂み」とし計算上延焼することとする。 JNES-RC-Report <sup>※1</sup> より保守的な設定	
道路 鉄道 その他の用地 河川地及び湖沼 湖沼 海水域	99 非植生	樹木等がないと考えられるため、「非植生(延焼しない)」とする。 JNES-RC-Report <sup>※1</sup> と同等な設定方法	

\*1: 可燃物データの出典：

No.3~5, 39~41, 99 FARSITE 内蔵値 (FARSITE が保有する可燃物データ)

No.14~24 JNES-RC-Report<sup>※2</sup>の FARSITE 植生データ

\*2: 福島第一原子力発電所への林野火災に関する影響評価 独立行政法人原子力安全基盤機構 (JNES) 平成24年6月

泊発電所3号炉

第2-9表 各種土地利用情報とFARSITE入力データとの関係(1/3)

土地利用	FARSITE入力データ 区分#1 種類	備考	
田	3 Tall grass	田・農用地においては、農産物に加え草が主な可燃物となることから、保守的に Grass のパラメータの中で、可燃物量、可燃物厚さが大きい「Tall grass」とする。	
その他農用地	3 Tall grass	本領域はデータ上、樹種や林齢が不明であることから、独自設定したパラメータの中で最も火勢強度等が高くなり易く、保守的と考えられる「Tall grass」とする。	
森林	19 トドマツ+その他針葉樹(林齢10年生未満)	トドマツ+その他針葉樹(林齢10年生未満)	
草地	5 Brush	崖や岩、湿地など、特定の植生がなく、延焼しにくい領域であるが、保守的に「Brush」とする。	
建物用地 道路 鉄道 その他の用地 河川地及び湖沼 湖沼 海水域 ゴルフ場	99 非植生	樹木等がないと考えられるため、「非植生(延焼おそれない)」とする。	

\*1: 可燃物データの出典：

No.3, 4, 5, 99 は、FARSITE 内蔵値 (FARSITE が保有する可燃物データ)。

No.14~24 は、現地植生を踏まえた独自の可燃物データ

相違理由

【女川】 設計方針の相違  
 ・地域特性による各種土地利用情報の相違  
 (泊も女川も保守性をもったデータを入力していることに相違はない)  
**【大飯】**  
 記載方針の相違 (女川実績の反映 : 著色せず)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉

(2) 森林簿データ（植生データ）について

森林簿データについては、地方自治体から入手したものを使用している。地方自治体から入手した森林簿（H25年4月に入手）の中から「樹種」と「林齡」が特定できるものについては、以下の11区分の植生タイプに分類し、FARSITE 解析上の可燃物パラメータを設定した。植生区分と可燃物パラメータとの対応および設定の考え方は以下のとおり。

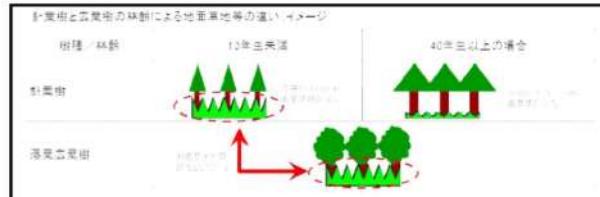
FARSITEにおける可燃物パラメータ	設定の考え方
スギ・ヒノキ(林齡10年生未満)	
スギ・ヒノキ(林齡10年生)	
スギ・ヒノキ(林齡20年生)	
スギ・ヒノキ(林齡30年生)	
スギ・ヒノキ(林齡40年生以上)	
アカマツ・クロマツ(林齡10年生未満)	参考：福島第一原子力発電所への林野火災に関する影響評価（独立行政法人原子力安全基盤機構）
アカマツ・クロマツ(林齡10年生)	
アカマツ・クロマツ(林齡20年生)	
アカマツ・クロマツ(林齡30年生)	
アカマツ・クロマツ(林齡40年生以上)	
落葉広葉樹	広葉樹は一般に高齢で下草の状況は林齡によってほとんど変わらないことを考慮し、林齡に依存しない可燃物パラメータになっている。ただし、下草等の可燃物量、可燃物厚さが保守的に大きな値に設定されている。



なお、落葉広葉樹について、林齡区分がない理由を以下に示す。  
 針葉樹については主に人工林であり、森林簿において樹木の生長状況を示す林齡が記載されている。これに対し、広葉樹については主に天然林であるため、林齡は一般に高齢で正確には把握されていない状況にある。

また、FARSITE の評価を実施するうえで針葉樹の設定については、実際の森林状況を可能な限り反映するため、針葉樹の地面草地等の可燃物量を林齡に基づき区分しており、下図のとおり林齡が増えると、地面草地等の燃えやすい可燃物量が減少し、延焼しにくくなる。

これに対して落葉広葉樹について林齡は設定していないものの、下草等の可燃物量は針葉樹（10年生未満）と同じとしており、保守的な設定としている。



女川原子力発電所2号炉

第2-2-6表 各種土地利用情報とFARSITE入力データとの関係 2/2)

土地利用	FARSITE入力データ		備考
	区分	種類	
マダケ、モウソウ	4	Chaparral	-
スギ、モミ、ヒノキ、サリヲ	27, 31 33, 35 37, 42 46, 48 50, 52	スギとして取扱い、森林簿記載もしくは植生調査結果に基づき林齡ごとに分類	-
森林薄及び敷地内植生調査	22, 29 32, 34 36, 43 44, 47 49, 51	マツとして取扱い、森林簿記載もしくは植生調査結果に基づき林齡ごとに分類	-
その他針葉樹、クヌギ、ナラ、エリ、エンジュ、クリ、ホオノキ、サクラ、ミズナラ、ケヤキ、コナラ	30	落葉広葉樹	-
芝(敷地内)	1	Short grass	-

泊発電所3号炉

第2-9表 各種土地利用情報とFARSITE入力データとの関係 2/3)

土地利用	FARSITE入力データ		備考
	区分	種類	
カラマツ	14, 15, 16, 17, 18	カラマツ（林齡10年生未満、10年生、20年生、30年生、40年生以上）	北海道のカラマツ林及びトドマツ林は林床に1~2m程度のササが繁茂していることを考慮し、下草の可燃物量は林齡によらず一定とすると共に、大きな火線強度が想定される保守的な「Chaparral」の可燃物パラメータを適用した。
トドマツ、アカマツ、クロマツ、ヨーロッパアカマツ、ストローブマツ、グイマツ、グイマツ雜種、アカエゾマツ、ヨーロッパトウヒ、その他人工林針葉樹	19, 20, 21, 22, 23	トドマツ+その他針葉樹（林齡10年生未満、10年生、20年生、30年生、40年生以上）	ただし、樹木の量に該当する「生きた木質量」のパラメータは、林齡と共に大きくなるよう設定した。生きた木質量は、水分量が多く燃えにくい効果を示す。従って、林齡が低い方が火線強度等が大きくなる。 JNES-RC-Report※1と同程度以上の設定
ボプラ、ドロヤナギ、ギンドロ、マカバ、シラカンバ、ハンノキ、ヤマハンノキ、コバノヤマハンノキ、ケヤマハンノキ、アサダ、カシワ、ミズナラ、ニセアカシヤ、イタヤカエデ、ヤチダモ、人工林広葉樹、天然林針葉樹	24	落葉広葉樹	広葉樹は一般に高齢で下草の状況は林齡によってほとんど変わらないこと、林床のササの繁茂は考慮せず、高木に加え草や灌木が存在する状況を想定していることから、JNES-RC-Report※1と同様な考え方で独自に設定した「落葉広葉樹」の可燃物パラメータを適用した。

※1：可燃物データの出典

No.14～24は、現地植生を踏まえた独自の可燃物データ

※2：福島第一原子力発電所への林野火災に関する影響評価 独立行政法人原子力安全基盤機構（JNES）平成24年6月

相違理由

【女川】設計方針の相違

- ・地域特性による各種土地利用情報の相違（泊も女川も保守性をもったデータを入力していることに相違はない）

【大飯】

記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
<p>(3) サイト内植生データについて</p> <p>サイト内植生データとして、発電所にて管理している緑化計画書のデータから、各領域内に存在する植生種類及びその組み合わせにより、可燃物パラメータを設定した。サイト内植生データ区分と可燃物パラメータとの対応及び設定の考え方は以下のとおり。なお、緑化計画書については、H26年11月時点のものを反映した。</p> <table border="1"> <tr> <th>緑化計画書<sup>※1</sup> 〔植生区分〕</th><th>FARSITEにおける 可燃物パラメータ</th><th>設定の考え方</th></tr> <tr> <td>スギ<sup>※2</sup>、カバノ、ヒヨコアザガホ、 ヤブガキ、ヤマモモ、ヤケモ、クヌ ギ、イチイ、ヤシバナシ、イー ラ、アキキ、アキモ、ヒサカキ、ナツ ノミモ、ナツモモ等</td><td>「落葉広葉樹」</td><td>緑化計画書記載の樹種は全て広葉樹であることから、落葉広葉樹の可燃物パラメータを設定した。</td></tr> </table> <p>※緑化計画書については、大飯3、4号増設等でサイト内に新たに植樹した区域と樹種情報から作成している。</p> <p>以上より、土地データの設定結果は以下の図のとおりとなった。</p>	緑化計画書 <sup>※1</sup> 〔植生区分〕	FARSITEにおける 可燃物パラメータ	設定の考え方	スギ <sup>※2</sup> 、カバノ、ヒヨコアザガホ、 ヤブガキ、ヤマモモ、ヤケモ、クヌ ギ、イチイ、ヤシバナシ、イー ラ、アキキ、アキモ、ヒサカキ、ナツ ノミモ、ナツモモ等	「落葉広葉樹」	緑化計画書記載の樹種は全て広葉樹であることから、落葉広葉樹の可燃物パラメータを設定した。		<p>第2-9表 各種土地利用情報とFARSITE入力データとの関係(3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">土地利用 区分<sup>※1</sup></th><th colspan="2">FARSITE入力データ</th><th rowspan="2">備考</th></tr> <tr> <th>種類</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハルニレ群生、ヤナギ 低木群落、ハンノキ ヤチダモ群生、カシワ 群落、シラカバーミズ ナラ群落、ハリエンジ ュ群落、落葉広葉樹林</td><td>24</td><td>落葉広葉樹</td><td>各植生区分はすべて落葉広葉樹であることから、JNES-RC-Report<sup>※2</sup>と同様な考え方で独自に設定した「落葉広葉樹」の可燃物パラメータを適用した。</td></tr> <tr> <td>ササ草原</td><td>4</td><td>Chaparral</td><td></td></tr> <tr> <td>ススキ草原、伐跡群 落、種々草原、ヨシク ラス、ウキクサクラ ス・ヒルムシロクラ ス、砂丘植生、海岸断 崖植生</td><td>3</td><td>Tall Grass</td><td></td></tr> <tr> <td>クロマツ植林、トドマ ツ植林、落葉針葉樹植 林</td><td>19</td><td>トドマツ+ その他針葉 樹（林齡10 年生未満）</td><td>針葉樹の植林地であり、林齡情報 がないことから、独自設定した可 燃物パラメータの中で最も保守的 と考えられる「トドマツ+その他 針葉樹（林齡10年生未満）」を設定 した。</td></tr> <tr> <td>畑地、耕作放棄地、雜 草群落、牧草地、水田</td><td>3</td><td>Tall Grass</td><td></td></tr> <tr> <td>緑の多い住宅地</td><td>5</td><td>Brush</td><td>植生が連続しておらず、コンクリ ート等の領域も多く含まれ、延焼 しにくいと考えられるが、保守的 な観点から「Brush」を設定した。</td></tr> <tr> <td>工業地帯、造成地、開 放水域、自然裸地</td><td>99</td><td>非植生</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※1：可燃物データの出典      No.3, 4, 5, 99は、FARSITE内蔵値（FARSITEが保有する可燃物データ）。      No.14～24は、現地植生を踏まえた独自の可燃物データ</p> <p>※2：福島第一原子力発電所への林野火災に関する影響評価 独立行政法人原子力安全 基盤機構（JNES）平成24年8月</p>	土地利用 区分 <sup>※1</sup>	FARSITE入力データ		備考	種類		ハルニレ群生、ヤナギ 低木群落、ハンノキ ヤチダモ群生、カシワ 群落、シラカバーミズ ナラ群落、ハリエンジ ュ群落、落葉広葉樹林	24	落葉広葉樹	各植生区分はすべて落葉広葉樹であることから、JNES-RC-Report <sup>※2</sup> と同様な考え方で独自に設定した「落葉広葉樹」の可燃物パラメータを適用した。	ササ草原	4	Chaparral		ススキ草原、伐跡群 落、種々草原、ヨシク ラス、ウキクサクラ ス・ヒルムシロクラ ス、砂丘植生、海岸断 崖植生	3	Tall Grass		クロマツ植林、トドマ ツ植林、落葉針葉樹植 林	19	トドマツ+ その他針葉 樹（林齡10 年生未満）	針葉樹の植林地であり、林齡情報 がないことから、独自設定した可 燃物パラメータの中で最も保守的 と考えられる「トドマツ+その他 針葉樹（林齡10年生未満）」を設定 した。	畑地、耕作放棄地、雜 草群落、牧草地、水田	3	Tall Grass		緑の多い住宅地	5	Brush	植生が連続しておらず、コンクリ ート等の領域も多く含まれ、延焼 しにくいと考えられるが、保守的 な観点から「Brush」を設定した。	工業地帯、造成地、開 放水域、自然裸地	99	非植生		<p>【女川】設計方針の相違      ・地域特性による各種 土地利用データの相違      (泊も女川も保守性を もったデータを入力し ていることに相違はない)  <p>【大飯】      記載方針の相違（女川実 績の反映：着色せず）</p> </p>
緑化計画書 <sup>※1</sup> 〔植生区分〕	FARSITEにおける 可燃物パラメータ	設定の考え方																																									
スギ <sup>※2</sup> 、カバノ、ヒヨコアザガホ、 ヤブガキ、ヤマモモ、ヤケモ、クヌ ギ、イチイ、ヤシバナシ、イー ラ、アキキ、アキモ、ヒサカキ、ナツ ノミモ、ナツモモ等	「落葉広葉樹」	緑化計画書記載の樹種は全て広葉樹であることから、落葉広葉樹の可燃物パラメータを設定した。																																									
土地利用 区分 <sup>※1</sup>	FARSITE入力データ		備考																																								
	種類																																										
ハルニレ群生、ヤナギ 低木群落、ハンノキ ヤチダモ群生、カシワ 群落、シラカバーミズ ナラ群落、ハリエンジ ュ群落、落葉広葉樹林	24	落葉広葉樹	各植生区分はすべて落葉広葉樹であることから、JNES-RC-Report <sup>※2</sup> と同様な考え方で独自に設定した「落葉広葉樹」の可燃物パラメータを適用した。																																								
ササ草原	4	Chaparral																																									
ススキ草原、伐跡群 落、種々草原、ヨシク ラス、ウキクサクラ ス・ヒルムシロクラ ス、砂丘植生、海岸断 崖植生	3	Tall Grass																																									
クロマツ植林、トドマ ツ植林、落葉針葉樹植 林	19	トドマツ+ その他針葉 樹（林齡10 年生未満）	針葉樹の植林地であり、林齡情報 がないことから、独自設定した可 燃物パラメータの中で最も保守的 と考えられる「トドマツ+その他 針葉樹（林齡10年生未満）」を設定 した。																																								
畑地、耕作放棄地、雜 草群落、牧草地、水田	3	Tall Grass																																									
緑の多い住宅地	5	Brush	植生が連続しておらず、コンクリ ート等の領域も多く含まれ、延焼 しにくいと考えられるが、保守的 な観点から「Brush」を設定した。																																								
工業地帯、造成地、開 放水域、自然裸地	99	非植生																																									

## 泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																		
<p>なお、入力した植生データの妥当性を確認するため、森林火災の評価（火線強度・火炎輻射発散度の算出）に係る防火帯外縁（森林側）周辺の植生調査を実施したところ、防火帯の外縁には、常緑広葉樹、落葉広葉樹、針葉樹を確認した。</p> <p>それぞれの樹種による火線強度を確認すると（図2-4）、常緑広葉樹よりも、落葉広葉樹及び針葉樹は高く、更に落葉広葉樹と針葉樹を比較すると、針葉樹については、樹齢が高くなると火線強度が低くなり、20年生以上の針葉樹は、落葉広葉樹よりも低くなる（図2-3 参照）。発電所の調査で確認した針葉樹は、運転開始以降に植樹したものではなく、調査結果からも樹齢は30年生以上であることを確認しており、落葉広葉樹よりも火線強度が低くなることから、植生調査結果において防火帯外縁の樹種を全て落葉広葉樹に設定することは妥当である。なお、別の論文によると、針葉樹と広葉樹の火線強度がほぼ同程度である、との知見もある（図2-4 参照）。</p> <p>植生調査において、調査対象箇所の周辺について、一箇所当たり約 1000m<sup>2</sup> にわたり目視にて調査を実施している。また、調査者は一級造園施工管理技師*（国家資格）の資格を保有し、植生調査に關</p>	<p>FARSITE からの出力データ及びその出力データを用いて算出したデータを以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">第 2.2-7 表 算出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大項目</th><th>小項目</th><th>出力値の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">FARSITE 出力</td><td>火炎長 [m]</td><td>火炎の高さ 【円筒火炎モデルの形態係数の算出】</td></tr> <tr><td>延焼速度 [km/h]</td><td>火炎の延焼する速さ</td></tr> <tr><td>単位面積当たり 熱量 [kJ/m<sup>2</sup>]</td><td>単位面積当たりの放出熱量</td></tr> <tr><td>火炎強度 [kW/m]</td><td>火炎最前線での単位幅当たりの発熱速度であり、火炎輻射強度となる火炎規模 【防火帶幅の算出】</td></tr> <tr><td>反応強度 [kW/m<sup>2</sup>]</td><td>単位面積当たりの発熱速度であり、火炎輻射強度となる火炎規模</td></tr> <tr> <td rowspan="4">上記出力値 より算定し たデータ</td><td>到達時間 [h]</td><td>出火から火炎の前線が当該地点に到達するまでの時間 【火炎距離時間の算出】</td></tr> <tr><td>火炎輻射強度 [kW/m<sup>2</sup>]</td><td>発電所所外縁より約 100m 以内における反応強度（最大）に米国消防技術者協会（NFPA）の係数 0.377<sup>**</sup> を乗じて算出 【円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出】</td></tr> <tr><td>火炎到達時間 [h]</td><td>到達時間から算出 【円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出】</td></tr> <tr><td>火炎到達距離 [m]</td><td>発電所敷地境界の火炎最前線の長さ 【円筒火炎モデル数の算出】</td></tr> <tr> <td>燃焼半径 [m]</td><td>火炎長に基づき算出 【円筒火炎モデルの形態係数の算出】</td></tr> </tbody> </table> <p>*1 発電所敷地近傍には針葉樹、落葉広葉樹がある。そのため、輻射熱割合は、針葉樹：0.377 並びに落葉広葉樹：0.371（米国消防技術者協会（NFPA）『THE SFPE HANDBOOK OF Fire Protection Engineering』に定める係数）のうち保守的に大きい値である 0.377 を採用した。</p> <p>e. 植生調査の詳細について</p> <p>植生調査は、防火帯周辺についてウォークダウンし、樹種、林齢、下草の確認を実施した。</p> <p>(a) 調査内容</p> <p>一箇所当たり 30m×30m の範囲で目視調査を実施した。</p> <p>調査内容は、樹種、林齢、下草の堆積厚さ（落枝等の可燃物平均高）とした。</p> <p>(b) 調査者の力量</p> <p>植生調査業務に必要な資格（1級造園施工管理技士）を有する者又は植生調査業務に 10 年以上の経験を有している者とした。</p> <p>(c) 調査体制</p> <p>i. 業務指導者（1級造園施工管理技士の資格を有し、10 年以上の植生調査業務経験者）：1 名</p> <p>ii. 植生調査者（10 年以上の植生調査業務経験者）：4 名</p> <p>(d) 調査期間</p> <p>平成 26 年 2 月 25 日～28 日、8 月 4 日～5 日、9 月 1 日～3 日</p>	大項目	小項目	出力値の内容	FARSITE 出力	火炎長 [m]	火炎の高さ 【円筒火炎モデルの形態係数の算出】	延焼速度 [km/h]	火炎の延焼する速さ	単位面積当たり 熱量 [kJ/m <sup>2</sup> ]	単位面積当たりの放出熱量	火炎強度 [kW/m]	火炎最前線での単位幅当たりの発熱速度であり、火炎輻射強度となる火炎規模 【防火帶幅の算出】	反応強度 [kW/m <sup>2</sup> ]	単位面積当たりの発熱速度であり、火炎輻射強度となる火炎規模	上記出力値 より算定し たデータ	到達時間 [h]	出火から火炎の前線が当該地点に到達するまでの時間 【火炎距離時間の算出】	火炎輻射強度 [kW/m <sup>2</sup> ]	発電所所外縁より約 100m 以内における反応強度（最大）に米国消防技術者協会（NFPA）の係数 0.377 <sup>**</sup> を乗じて算出 【円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出】	火炎到達時間 [h]	到達時間から算出 【円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出】	火炎到達距離 [m]	発電所敷地境界の火炎最前線の長さ 【円筒火炎モデル数の算出】	燃焼半径 [m]	火炎長に基づき算出 【円筒火炎モデルの形態係数の算出】	<p>FARSITE からの出力データ及びその出力データを用いて算出したデータを以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">第 2-10 表 算出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大項目</th><th>小項目</th><th>出力値の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">FARSITE 出力</td><td>火炎長[m]</td><td>火炎の高さ 【円筒火炎モデルの形態係数の算出】</td></tr> <tr><td>延焼速度[km/h]</td><td>火炎の延焼する速さ</td></tr> <tr><td>単位面積当たり 熱量 [kJ/m<sup>2</sup>]</td><td>単位面積当たりの放出熱量</td></tr> <tr><td>火炎強度 [kW/m]</td><td>火炎最前線での単位幅当たりの発熱速度であり、火炎輻射強度の根拠となる火炎規模 【防火帶幅の算出】</td></tr> <tr><td>反応強度 [kW/m<sup>2</sup>]</td><td>単位面積当たりの発熱速度であり、火炎輻射強度の根拠となる火炎規模</td></tr> <tr> <td rowspan="4">上記出力値 より算定し たデータ</td><td>到達時間[h]</td><td>出火から火炎の前線が当該地点に到達するまでの時間 【火炎距離時間の算出】</td></tr> <tr><td>火炎輻射強度 [kW/m<sup>2</sup>]</td><td>発電所防火帶外縁より約 100m 以内における反応強度（最大）に米国消防技術者協会（NFPA）の係数 0.377<sup>**</sup> を乗じて算出 【円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出】</td></tr> <tr><td>火炎到達時間[h]</td><td>到達時間から算出 【円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出】</td></tr> <tr><td>火炎到達距離[m]</td><td>発電所敷地境界の火炎最前線の長さ 【円筒火炎モデル数の算出】</td></tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td><td>火炎長に基づき算出 【円筒火炎モデルの形態係数の算出】</td></tr> </tbody> </table> <p>*発電所敷地近傍には針葉樹、落葉広葉樹がある。そのため、輻射熱割合は 0.377(針葉樹), 0.371(広葉樹) のうち保守的に大きい値である 0.377 を選択している。</p> <p>(出典：『SFPE HANDBOOK OF Fire Protection Engineering』)</p> <p>d. 植生調査の詳細について</p> <p>植生調査は、発電所を中心とする半径 5 km の範囲で、樹種及び下草の有無を確認した。</p> <p>(a) 調査内容</p> <p>発電所を中心とする半径 5 km の範囲の植生を調査し記録した。</p> <p>(b) 調査者の力量</p> <p>調査者は平成 17 年以降国土交通省北海道開発局連業務のうち植生図作成を含む 4 件の業務に従事しており、すべての業務にて平均以上の評価点を得ている。</p> <p>また、調査者は環境省の自然環境保全基礎調査植生図作成業務に従事している。</p> <p>(c) 調査期間</p> <p>平成 24 年 5 月 10 日、8 月 20 日～22 日</p>	大項目	小項目	出力値の内容	FARSITE 出力	火炎長[m]	火炎の高さ 【円筒火炎モデルの形態係数の算出】	延焼速度[km/h]	火炎の延焼する速さ	単位面積当たり 熱量 [kJ/m <sup>2</sup> ]	単位面積当たりの放出熱量	火炎強度 [kW/m]	火炎最前線での単位幅当たりの発熱速度であり、火炎輻射強度の根拠となる火炎規模 【防火帶幅の算出】	反応強度 [kW/m <sup>2</sup> ]	単位面積当たりの発熱速度であり、火炎輻射強度の根拠となる火炎規模	上記出力値 より算定し たデータ	到達時間[h]	出火から火炎の前線が当該地点に到達するまでの時間 【火炎距離時間の算出】	火炎輻射強度 [kW/m <sup>2</sup> ]	発電所防火帶外縁より約 100m 以内における反応強度（最大）に米国消防技術者協会（NFPA）の係数 0.377 <sup>**</sup> を乗じて算出 【円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出】	火炎到達時間[h]	到達時間から算出 【円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出】	火炎到達距離[m]	発電所敷地境界の火炎最前線の長さ 【円筒火炎モデル数の算出】	燃焼半径[m]	火炎長に基づき算出 【円筒火炎モデルの形態係数の算出】	<p>【女川】 設計方針の相違</p> <p>・本項について、女川は防火帯周辺をウォークダウンにて実施しているが、泊については発電所 5 km 圏内の植生調査を実施しているため差異となっている。力量を有している者にて調査していることに相違はない。</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p>
大項目	小項目	出力値の内容																																																			
FARSITE 出力	火炎長 [m]	火炎の高さ 【円筒火炎モデルの形態係数の算出】																																																			
	延焼速度 [km/h]	火炎の延焼する速さ																																																			
	単位面積当たり 熱量 [kJ/m <sup>2</sup> ]	単位面積当たりの放出熱量																																																			
	火炎強度 [kW/m]	火炎最前線での単位幅当たりの発熱速度であり、火炎輻射強度となる火炎規模 【防火帶幅の算出】																																																			
	反応強度 [kW/m <sup>2</sup> ]	単位面積当たりの発熱速度であり、火炎輻射強度となる火炎規模																																																			
上記出力値 より算定し たデータ	到達時間 [h]	出火から火炎の前線が当該地点に到達するまでの時間 【火炎距離時間の算出】																																																			
	火炎輻射強度 [kW/m <sup>2</sup> ]	発電所所外縁より約 100m 以内における反応強度（最大）に米国消防技術者協会（NFPA）の係数 0.377 <sup>**</sup> を乗じて算出 【円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出】																																																			
	火炎到達時間 [h]	到達時間から算出 【円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出】																																																			
	火炎到達距離 [m]	発電所敷地境界の火炎最前線の長さ 【円筒火炎モデル数の算出】																																																			
燃焼半径 [m]	火炎長に基づき算出 【円筒火炎モデルの形態係数の算出】																																																				
大項目	小項目	出力値の内容																																																			
FARSITE 出力	火炎長[m]	火炎の高さ 【円筒火炎モデルの形態係数の算出】																																																			
	延焼速度[km/h]	火炎の延焼する速さ																																																			
	単位面積当たり 熱量 [kJ/m <sup>2</sup> ]	単位面積当たりの放出熱量																																																			
	火炎強度 [kW/m]	火炎最前線での単位幅当たりの発熱速度であり、火炎輻射強度の根拠となる火炎規模 【防火帶幅の算出】																																																			
	反応強度 [kW/m <sup>2</sup> ]	単位面積当たりの発熱速度であり、火炎輻射強度の根拠となる火炎規模																																																			
上記出力値 より算定し たデータ	到達時間[h]	出火から火炎の前線が当該地点に到達するまでの時間 【火炎距離時間の算出】																																																			
	火炎輻射強度 [kW/m <sup>2</sup> ]	発電所防火帶外縁より約 100m 以内における反応強度（最大）に米国消防技術者協会（NFPA）の係数 0.377 <sup>**</sup> を乗じて算出 【円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出】																																																			
	火炎到達時間[h]	到達時間から算出 【円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出】																																																			
	火炎到達距離[m]	発電所敷地境界の火炎最前線の長さ 【円筒火炎モデル数の算出】																																																			
燃焼半径[m]	火炎長に基づき算出 【円筒火炎モデルの形態係数の算出】																																																				

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

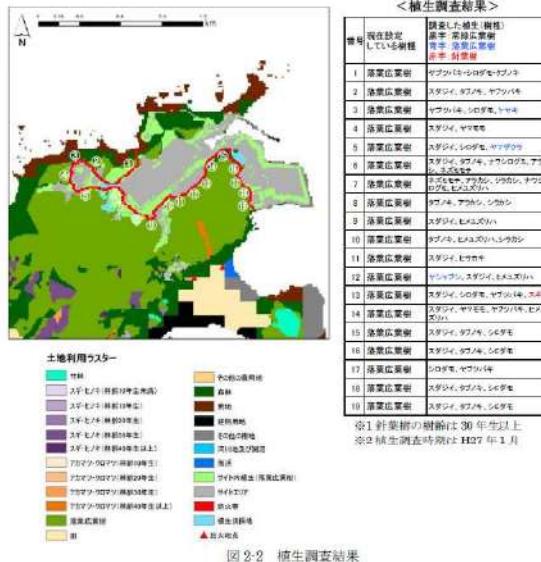
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

#### 大飯発電所3／4号炉

する業務についても10年以上従事しており、十分な力量を保有していることから、植生調査結果は妥当である。

※造園施工管理技師：公園や緑地、遊園地などの造園工事の施工計画を作成し、現場の施工管理、資材等の品質管理、作業の安全管理等の業務を行う



#### 女川原子力発電所2号炉

(e) 調査結果  
現地調査は、防火帯周辺で実施した。

第2-2-8表 代表的な調査ポイント及び植生調査結果

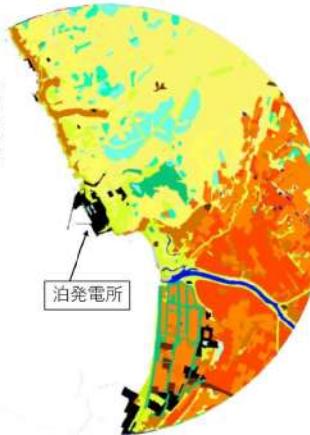
調査 ポイント	植生調査結果		設定する可燃物パラメータ	
	樹種	林齡	樹種	林齡
1 スギ	40年生以上	約20m	スギ	20年生以上 30年生未満
20 マツ	40年生以上	約20m	マツ	20年生以上 30年生未満
40 マツ	30年生以上 30年生未満	約20m	マツ	20年生以上 30年生未満
80 Brush	-	約20m	Brush	-
90 落葉広葉樹	40年生以上	約10m	落葉広葉樹	一
100 スギ	30年生以上 40年生未満	約10m	スギ	20年生以上 30年生未満
110 スギ	40年生以上	約10m	スギ	20年生以上 30年生未満
120 マツ	40年生以上	約10m	マツ	20年生以上 30年生未満
140 マツ	40年生以上	約10m	マツ	20年生以上 30年生未満
150 常葉広葉樹	10年生以上 20年生未満	約10m	落葉広葉樹	-
160 常葉広葉樹	40年生以上	約10m	落葉広葉樹	-
165 スギ	40年生以上	約10m	スギ	20年生以上 30年生未満
170 マツ	20年生以上 30年生未満	約30m	マツ	20年生以上 30年生未満
180 スギ	40年生以上	約30m	スギ	20年生以上 30年生未満
180 マツ	40年生以上	約50m	マツ	20年生以上 30年生未満
200 マツ	30年生以上 40年生未満	約60m	マツ	20年生以上 30年生未満
210 落葉広葉樹	20年生以上 30年生未満	約30m	落葉広葉樹	-
240 スギ	40年生以上	約30m	スギ	20年生以上 30年生未満
250 Brush	-	約50m	Brush	-
260 スギ	40年生以上	約30m	スギ	20年生以上 30年生未満
270 落葉広葉樹	40年生以上	約30m	落葉広葉樹	-
270 スギ	40年生以上	約30m	スギ	20年生以上 30年生未満



第2-2-4図 発電所植生調査範囲及び代表的な調査ポイント

#### 泊発電所3号炉

相違理由



第2-11図 植生調査結果

第2-11表 防火帯周辺の代表的な植生調査ポイント及びFARSITE入力データ

ポイント	植生調査結果		設定する可燃物パラメータ		
	樹種	林齡	樹種	林齡	
①	カシワ群落	-	有	落葉広葉樹	132.8cm
②	サザ草原	-	有	Chaparral	132.8cm
③-a	種々草原	-	有	Tall Grass	76.2cm
③-b	海岸断崖植生	-	有	-	-
④	落葉針葉樹植林	-	有	トドマツ	10年生未満



第2-12図 防火帯周辺の代表的な植生調査ポイント

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉

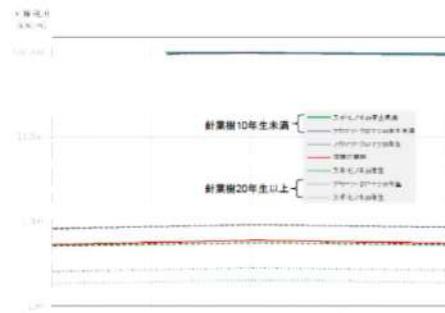


図 2-3 樹種の違いによる火線強度の変化

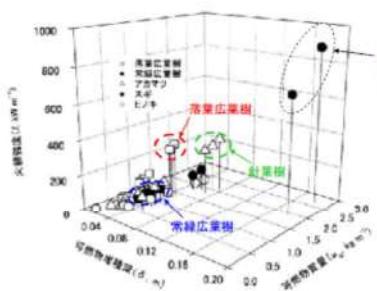


図 2-4 異なる樹種における火線強度比較

（引用論文：日本で発生する山火事強度の検討—Rothermel の延焼速度予測モデルを用いた Byram の火線強度の推定— 日本誌 87: 193～201, 2005）

女川原子力発電所2号炉



調査ポイント 80  
 植生調査所見  
 • Brush (茂み)  
 • Brush は平均 20cm 程度

第 2.2-6 図 防火帯周辺における代表的な調査ポイントの植生 (1/5)



調査ポイント 110  
 植生調査所見  
 • スギ 40 年生以上  
 • 下草は平均 10cm 程度

第 2.2-6 図 防火帯周辺における代表的な調査ポイントの植生 (2/5)

泊発電所3号炉

第 2-12 表 防火帯周辺における代表的な調査ポイントの植生

ポイント No.	植生区分	植生写真
①	カシワ群落	
	主に発電所北側及び堀株川河口部周辺において確認された。林床は、多様な種が混生するほか、ササ類が独占する箇所も見られる。	
②	ササ草原	
	主に発電所北側山地部において小面積が点在していた。	
③-a	種々草原	
	山間部を除く調査範囲のほぼ全域で確認された草本群落である。	
③-b	海岸断崖植生	
	発電所周辺から稚丹半島に向かう海岸線において確認された草本・低木群落である。	
④	落葉針葉樹植林	
	主に発電所北側に点在していた。林床はササ類が独占していた。	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>調査ポイント 170</p>  <p>植生調査所見          ・マツ 20年生以上 30年生未満          ・下草は平均 20cm 程度</p>		
	<p>調査ポイント 210</p>  <p>植生調査所見          ・落葉広葉樹 20年生以上 30年生未満          ・下草は平均 30cm 程度</p>		

第2.2-6図 防火帯周辺における代表的な調査ポイントの植生 (3/5)

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

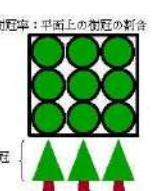
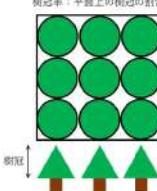
## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>調査ポイント 240</p>  <p>植生調査所見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スギ 40年生以上</li> <li>・下草は平均 30cm 程度</li> </ul> <p>第 2.2-6 図 防火帯周辺における代表的な調査ポイントの植生 (5/5)</p> <p>f. 植生入力の保守性について          植生の入力にあたって、地方自治体より入手した森林簿及び国土数値情報土地利用細分メッシュに基づき、入力データを整備しているが、以下のとおり保守的な入力としている。          i. 土地利用細分メッシュからの植生データ入力          (i) ゴルフ場、田及びその他農業用地の植生入力  <i>Short grass を保守的に燃えやすい Tallgrass として FARSITE の入力としている。</i>          (ii) 荒地の植生入力  <i>非燃焼領域を燃えやすい Brush (茂み) として FARSITE の入力としている。</i>          ii. 森林簿及び植生調査からの植生データ入力  <i>複数混在樹種、林齡より、火線強度の大きいものを代表として FARSITE の入力としている。</i></p>	<p>e. 植生入力の保守性について          植生の入力にあたって、地方自治体より入手した森林簿及び国土数値情報土地利用細分メッシュに基づき、入力データを整備しているが、以下のとおり保守的な入力としている。          (a) 土地利用細分メッシュからの植生データ入力          i. 田及びその他農業用地の植生入力  <i>Grass を保守的に燃えやすい Tallgrass として FARSITE の入力としている。</i>          ii. 荒地の植生入力  <i>非燃焼領域を燃えやすい Brush (茂み) として FARSITE の入力としている。</i>          iii. 森林の植生入力  <i>本領域はデータ上、樹種や林齡が不明であることから、FARSITE デフォルトパラメータの中で火線強度が高くなりやすい「Chaparral」をベースに独自設定したパラメータの中で最も保守的と考えられる「トドマツ+その他針葉樹（林齡 10 年生未満）」として FARSITE の入力としている。</i>          (b) 森林簿及び植生調査からの植生データ入力  <i>複数混在樹種、林齡より、火線強度の大きいものを代表として FARSITE の入力としている。</i></p>	<p>【大飯】記載方針の相違          (女川実績の反映)</p> <p>【女川】設計方針の相違          ・地域特性による植生の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違          ・地域特性による植生の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
	<p>防火帯周辺の植生調査を実施し、森林簿データに植生調査結果を反映した上で、保守的な可燃物パラメータを入力している。</p> <p>可燃物パラメータ入力の考え方は、植生調査結果を踏まえ、森林の下草状況、樹種及び林齢を考慮し、以下とおり保守的に林齢を設定した。なお、林齢が低いほどfuel量（水分含有量等）が少ないため燃えやすい。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">第2.2-9図 林齢の設定</td></tr> <tr> <td>森林簿・植生調査結果</td> <td>保守的林齢設定後</td></tr> <tr> <td>10年生未満</td> <td>10年生未満</td></tr> <tr> <td>10年生以上 20年生未満</td> <td>10年生未満</td></tr> <tr> <td>20年生以上 30年生未満</td> <td>10年生以上 20年生未満</td></tr> <tr> <td>30年生以上 40年生未満</td> <td>20年生以上 30年生未満</td></tr> <tr> <td>40年生以上</td> <td>20年生以上 30年生未満</td></tr> </table>	第2.2-9図 林齢の設定		森林簿・植生調査結果	保守的林齢設定後	10年生未満	10年生未満	10年生以上 20年生未満	10年生未満	20年生以上 30年生未満	10年生以上 20年生未満	30年生以上 40年生未満	20年生以上 30年生未満	40年生以上	20年生以上 30年生未満	<p>発電所周辺の植生調査を実施し、森林簿データに植生調査結果を反映した上で、保守的な可燃物パラメータを入力している。</p> <p>可燃物パラメータ入力の考え方は、植生調査結果を踏まえ、森林の下草状況、樹種及び林齢を考慮し設定した。ただし、植生調査から得られたデータの林齢は10年生未満として設定した。なお、林齢が低いほどfuel量（水分含有量等）が少ないため燃えやすい。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・女川は防火帯周辺、泊は発電所周辺について植生調査を実施しており、実態を正確に捉えた上で、保守的なパラメータ設定をしている。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・女川は表に記載のとおり林齢を保守的に設定しているが、泊も植生調査で得られたデータの林齢はすべて「10年生未満」とすることで保守的な設定としている。</p>																																														
第2.2-9図 林齢の設定																																																															
森林簿・植生調査結果	保守的林齢設定後																																																														
10年生未満	10年生未満																																																														
10年生以上 20年生未満	10年生未満																																																														
20年生以上 30年生未満	10年生以上 20年生未満																																																														
30年生以上 40年生未満	20年生以上 30年生未満																																																														
40年生以上	20年生以上 30年生未満																																																														
	<p>g. 樹冠率の設定</p> <p>樹冠率は、上空から森林を見た場合の平面上の樹冠が占める割合をいう。</p> <p>FARSITEでは、実際の森林状況による自然現象を可能な限り反映するため、樹冠率の割合が高くなると、風速の低減、地面草地への日照が低減（水分蒸発量が減ることで燃えにくくなる）する。</p> <p>具体的にはFARSITEにおいて樹冠率を4つに区分し、4つのいずれかを設定するようになっている。今回の評価では、植生調査データにより森林と定義できる区分3、4から選択することとし、保守的に区分3を設定する。</p> <p>樹冠率：平面上の樹冠の割合</p>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">FARSITE区分</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>樹冠率[%]</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>~20</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>21~50</td> <td>非森林を含む領域</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>51~80</td> <td>一般的な森林</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>81~100</td> <td>原生林を含む森林</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">区分3の場合</td> </tr> <tr> <td>風速低減効果</td> <td>風速が弱まりにくい</td> </tr> <tr> <td>日射低減効果</td> <td>地面下草が燃えにくい</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">区分4の場合</td> </tr> <tr> <td>風速低減効果</td> <td>風速が弱まる</td> </tr> <tr> <td>日射低減効果</td> <td>地面下草が燃えやすい</td> </tr> </table> <p>第2.2-7図 樹冠率の設定</p>	FARSITE区分			1	樹冠率[%]	備考	~20			2	21~50	非森林を含む領域	3	51~80	一般的な森林	4	81~100	原生林を含む森林	区分3の場合		風速低減効果	風速が弱まりにくい	日射低減効果	地面下草が燃えにくい	区分4の場合		風速低減効果	風速が弱まる	日射低減効果	地面下草が燃えやすい	<p>f. 樹冠率の設定</p> <p>樹冠率は、上空から森林を見た場合の平面上の樹冠が占める割合をいう。</p> <p>FARSITEでは、実際の森林状況による自然現象を可能な限り反映するため、樹冠率の割合が高くなると、風速の低減、地面草地への日照が低減（水分蒸発量が減ることで燃えにくくなる）する。</p> <p>具体的にはFARSITEにおいて樹冠率を4つに区分し、4つのいずれかを設定するようになっている。今回の評価では、植生調査データにより森林と定義できる区分3、4から選択することとし、保守的に区分3を設定する。</p> <p>樹冠率：平面上の樹冠の割合</p>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">FARSITE区分</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>樹冠率[%]</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>~20</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>21~50</td> <td>非森林を含む領域</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>51~80</td> <td>一般的な森林</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>81~100</td> <td>原生林を含む森林</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">区分3の場合</td> </tr> <tr> <td>風速低減効果</td> <td>風速が弱まりにくい</td> </tr> <tr> <td>日射低減効果</td> <td>地面下草が燃えやすい</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">区分4の場合</td> </tr> <tr> <td>風速低減効果</td> <td>風速が弱まる</td> </tr> <tr> <td>日射低減効果</td> <td>地面下草が燃えにくい</td> </tr> </table> <p>第2-13図 樹冠率の設定</p>	FARSITE区分			1	樹冠率[%]	備考	~20			2	21~50	非森林を含む領域	3	51~80	一般的な森林	4	81~100	原生林を含む森林	区分3の場合		風速低減効果	風速が弱まりにくい	日射低減効果	地面下草が燃えやすい	区分4の場合		風速低減効果	風速が弱まる	日射低減効果	地面下草が燃えにくい	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
FARSITE区分																																																															
1	樹冠率[%]	備考																																																													
~20																																																															
2	21~50	非森林を含む領域																																																													
3	51~80	一般的な森林																																																													
4	81~100	原生林を含む森林																																																													
区分3の場合																																																															
風速低減効果	風速が弱まりにくい																																																														
日射低減効果	地面下草が燃えにくい																																																														
区分4の場合																																																															
風速低減効果	風速が弱まる																																																														
日射低減効果	地面下草が燃えやすい																																																														
FARSITE区分																																																															
1	樹冠率[%]	備考																																																													
~20																																																															
2	21~50	非森林を含む領域																																																													
3	51~80	一般的な森林																																																													
4	81~100	原生林を含む森林																																																													
区分3の場合																																																															
風速低減効果	風速が弱まりにくい																																																														
日射低減効果	地面下草が燃えやすい																																																														
区分4の場合																																																															
風速低減効果	風速が弱まる																																																														
日射低減効果	地面下草が燃えにくい																																																														

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																									
	<p><b>h. FARSITEへの入力値まとめ</b></p> <p>第2-2-10表 FARSITEへの入力値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大区分</th><th>小区分</th><th>入力値</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">気象</td><td>気温</td><td>31[°C]</td><td>気温が高い方が可燃物の水分量が少なく燃えやすくなることから、森林火災が多い4~6月における過去10年間の最高気温を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最高気温が継続するように設定</td></tr> <tr> <td>湿度</td><td>15[%]</td><td>湿度が高い方が可燃物の水分量が少なく燃えやすくなることから、森林火災が多い4~6月における過去10年間の最高湿度を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最高湿度が継続するように設定</td></tr> <tr> <td>風速</td><td>23.8[m/s]</td><td>風が強い方が延焼速度・火勢強度が大きくなることから、森林火災が多い3~5月における過去10年間の最大風速を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最大風速が継続するように設定</td></tr> <tr> <td>雲量</td><td>0[%]</td><td>日射量が多い方が可燃物の水分量が少なくなるため、日射量が多くなるように、雲量 0[%]設定</td></tr> <tr> <td>降水量</td><td>0[m]</td><td>降水がない方が可燃物の水分量が少くなるため、降水量は 0[m]に設定</td></tr> <tr> <td rowspan="4">地形</td><td>高低差</td><td>数値標高モデル</td><td>現地状況を模擬するため、基盤地図情報数値標高モデルの 10m メッシュデータを用いる。</td></tr> <tr> <td>輝度</td><td>0 度</td><td>日射量が多い方が可燃物量の水分量が少なくて燃えやすくなることから、日射量が多くなるように、赤道直下に設定</td></tr> <tr> <td>植生</td><td>樹木高さ</td><td>15[m]</td><td>データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用</td></tr> <tr> <td></td><td>枝下高さ</td><td>4[m]</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>かさ密度</td><td>0.8[kg/m³]</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>樹冠率</td><td>区分 3</td><td>森林と定義される区分 3,4 のうち、風速が弱まりにくく、日射の影響を受けやすくなる区分 3 を設定</td></tr> <tr> <td rowspan="4">初期水分量</td><td>f_u</td><td>時間以内に乾燥する木質</td><td>データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用</td></tr> <tr> <td>e_i</td><td>10 時間以内に乾燥する木質</td><td>データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用</td></tr> <tr> <td>水</td><td>100 時間以内に乾燥する木質</td><td>データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用</td></tr> <tr> <td>水分量</td><td>生きた草</td><td>100[%]</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>生きた木質</td><td>100[%]</td><td></td></tr> </tbody> </table>	大区分	小区分	入力値	備考	気象	気温	31[°C]	気温が高い方が可燃物の水分量が少なく燃えやすくなることから、森林火災が多い4~6月における過去10年間の最高気温を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最高気温が継続するように設定	湿度	15[%]	湿度が高い方が可燃物の水分量が少なく燃えやすくなることから、森林火災が多い4~6月における過去10年間の最高湿度を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最高湿度が継続するように設定	風速	23.8[m/s]	風が強い方が延焼速度・火勢強度が大きくなることから、森林火災が多い3~5月における過去10年間の最大風速を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最大風速が継続するように設定	雲量	0[%]	日射量が多い方が可燃物の水分量が少なくなるため、日射量が多くなるように、雲量 0[%]設定	降水量	0[m]	降水がない方が可燃物の水分量が少くなるため、降水量は 0[m]に設定	地形	高低差	数値標高モデル	現地状況を模擬するため、基盤地図情報数値標高モデルの 10m メッシュデータを用いる。	輝度	0 度	日射量が多い方が可燃物量の水分量が少なくて燃えやすくなることから、日射量が多くなるように、赤道直下に設定	植生	樹木高さ	15[m]	データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用		枝下高さ	4[m]			かさ密度	0.8[kg/m³]			樹冠率	区分 3	森林と定義される区分 3,4 のうち、風速が弱まりにくく、日射の影響を受けやすくなる区分 3 を設定	初期水分量	f_u	時間以内に乾燥する木質	データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用	e_i	10 時間以内に乾燥する木質	データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用	水	100 時間以内に乾燥する木質	データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用	水分量	生きた草	100[%]			生きた木質	100[%]		<p><b>g. FARSITEへの入力値まとめ</b></p> <p>第2-1-13表 FARSITEへの入力値 (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大区分</th><th>小区分</th><th>入力値</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">気象</td><td>気温</td><td>30[°C]</td><td>気温が高い方が可燃物の水分量が少なく燃えやすくなることから、森林火災が多い4~6月における過去10年間の最高気温を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最高気温が継続するように設定</td></tr> <tr> <td>湿度</td><td>13[%]</td><td>湿度が低い方が可燃物の水分量が少なく燃えやすくなることから、森林火災が多い4~6月における過去10年間の最小湿度を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最小湿度が継続するように設定</td></tr> <tr> <td>風速</td><td>100[m/s]</td><td>風が強い方が延焼速度・火線強度が大きくなることから、森林火災が多い4~6月における過去10年間の最大風速 29.7[m/s]に基づき入力可能な最大値である 100[m/s](27.8[m/s])を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最大値の風速が継続するように設定</td></tr> <tr> <td>雲量</td><td>0[%]</td><td>日射量が多い方が可燃物の水分量が少なくなるため、日射量が多くなるように、雲量 0[%]に設定</td></tr> <tr> <td>降水量</td><td>0[m]</td><td>降水がない方が可燃物の水分量が少なくななるため、降水量は 0[m]に設定</td></tr> <tr> <td rowspan="2">地形</td><td>高低差</td><td>数値標高モデル</td><td>現地状況を模擬するため、基盤地図情報数値標高モデルの 10m メッシュデータを用いる。</td></tr> <tr> <td>輝度</td><td>0 度</td><td>日射量が多い方が可燃物量の水分量が少なくて燃えやすくなることから、日射量が多くなるように、赤道直下に設定</td></tr> </tbody> </table> <p>第2-1-13表 FARSITEへの入力値 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大区分</th><th>小区分</th><th>入力値</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">植生</td><td>樹木高さ</td><td>20.0[m]</td><td>データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用</td></tr> <tr> <td>枝下高さ</td><td>4.0[m]</td><td></td></tr> <tr> <td>かさ密度</td><td>0.200[kg/m³]</td><td></td></tr> <tr> <td>樹冠率</td><td>区分 3</td><td>森林と定義される区分 3,4 のうち、風速が弱まりにくく、日射の影響を受けやすくなる区分 3 を設定</td></tr> <tr> <td rowspan="6">初期水分量</td><td>f_u</td><td>1 時間以内に乾燥する木質</td><td>データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用</td></tr> <tr> <td>e_i</td><td>10 時間以内に乾燥する木質</td><td>データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用</td></tr> <tr> <td>水</td><td>100 時間以内に乾燥する木質</td><td>データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用</td></tr> <tr> <td>水分量</td><td>生きた草</td><td>100[%]</td></tr> <tr> <td></td><td>生きた木質</td><td>100[%]</td></tr> </tbody> </table>	大区分	小区分	入力値	備考	気象	気温	30[°C]	気温が高い方が可燃物の水分量が少なく燃えやすくなることから、森林火災が多い4~6月における過去10年間の最高気温を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最高気温が継続するように設定	湿度	13[%]	湿度が低い方が可燃物の水分量が少なく燃えやすくなることから、森林火災が多い4~6月における過去10年間の最小湿度を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最小湿度が継続するように設定	風速	100[m/s]	風が強い方が延焼速度・火線強度が大きくなることから、森林火災が多い4~6月における過去10年間の最大風速 29.7[m/s]に基づき入力可能な最大値である 100[m/s](27.8[m/s])を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最大値の風速が継続するように設定	雲量	0[%]	日射量が多い方が可燃物の水分量が少なくなるため、日射量が多くなるように、雲量 0[%]に設定	降水量	0[m]	降水がない方が可燃物の水分量が少なくななるため、降水量は 0[m]に設定	地形	高低差	数値標高モデル	現地状況を模擬するため、基盤地図情報数値標高モデルの 10m メッシュデータを用いる。	輝度	0 度	日射量が多い方が可燃物量の水分量が少なくて燃えやすくなることから、日射量が多くなるように、赤道直下に設定	大区分	小区分	入力値	備考	植生	樹木高さ	20.0[m]	データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用	枝下高さ	4.0[m]		かさ密度	0.200[kg/m³]		樹冠率	区分 3	森林と定義される区分 3,4 のうち、風速が弱まりにくく、日射の影響を受けやすくなる区分 3 を設定	初期水分量	f_u	1 時間以内に乾燥する木質	データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用	e_i	10 時間以内に乾燥する木質	データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用	水	100 時間以内に乾燥する木質	データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用	水分量	生きた草	100[%]		生きた木質	100[%]	<p>【女川】設計方針の相違      ・本項については、発電所が設置されている地域、地形、植生及び気候の相違により入力値が異なっている。（泊も女川も保守性をもつたデータを入力していることに相違はない）</p> <p>【大飯】記載方針の相違      (女川実績の反映)</p>
大区分	小区分	入力値	備考																																																																																																																									
気象	気温	31[°C]	気温が高い方が可燃物の水分量が少なく燃えやすくなることから、森林火災が多い4~6月における過去10年間の最高気温を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最高気温が継続するように設定																																																																																																																									
	湿度	15[%]	湿度が高い方が可燃物の水分量が少なく燃えやすくなることから、森林火災が多い4~6月における過去10年間の最高湿度を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最高湿度が継続するように設定																																																																																																																									
	風速	23.8[m/s]	風が強い方が延焼速度・火勢強度が大きくなることから、森林火災が多い3~5月における過去10年間の最大風速を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最大風速が継続するように設定																																																																																																																									
	雲量	0[%]	日射量が多い方が可燃物の水分量が少なくなるため、日射量が多くなるように、雲量 0[%]設定																																																																																																																									
降水量	0[m]	降水がない方が可燃物の水分量が少くなるため、降水量は 0[m]に設定																																																																																																																										
地形	高低差	数値標高モデル	現地状況を模擬するため、基盤地図情報数値標高モデルの 10m メッシュデータを用いる。																																																																																																																									
	輝度	0 度	日射量が多い方が可燃物量の水分量が少なくて燃えやすくなることから、日射量が多くなるように、赤道直下に設定																																																																																																																									
	植生	樹木高さ	15[m]	データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用																																																																																																																								
		枝下高さ	4[m]																																																																																																																									
	かさ密度	0.8[kg/m³]																																																																																																																										
	樹冠率	区分 3	森林と定義される区分 3,4 のうち、風速が弱まりにくく、日射の影響を受けやすくなる区分 3 を設定																																																																																																																									
初期水分量	f_u	時間以内に乾燥する木質	データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用																																																																																																																									
	e_i	10 時間以内に乾燥する木質	データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用																																																																																																																									
	水	100 時間以内に乾燥する木質	データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用																																																																																																																									
	水分量	生きた草	100[%]																																																																																																																									
	生きた木質	100[%]																																																																																																																										
大区分	小区分	入力値	備考																																																																																																																									
気象	気温	30[°C]	気温が高い方が可燃物の水分量が少なく燃えやすくなることから、森林火災が多い4~6月における過去10年間の最高気温を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最高気温が継続するように設定																																																																																																																									
	湿度	13[%]	湿度が低い方が可燃物の水分量が少なく燃えやすくなることから、森林火災が多い4~6月における過去10年間の最小湿度を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最小湿度が継続するように設定																																																																																																																									
	風速	100[m/s]	風が強い方が延焼速度・火線強度が大きくなることから、森林火災が多い4~6月における過去10年間の最大風速 29.7[m/s]に基づき入力可能な最大値である 100[m/s](27.8[m/s])を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最大値の風速が継続するように設定																																																																																																																									
	雲量	0[%]	日射量が多い方が可燃物の水分量が少なくなるため、日射量が多くなるように、雲量 0[%]に設定																																																																																																																									
降水量	0[m]	降水がない方が可燃物の水分量が少なくななるため、降水量は 0[m]に設定																																																																																																																										
地形	高低差	数値標高モデル	現地状況を模擬するため、基盤地図情報数値標高モデルの 10m メッシュデータを用いる。																																																																																																																									
	輝度	0 度	日射量が多い方が可燃物量の水分量が少なくて燃えやすくなることから、日射量が多くなるように、赤道直下に設定																																																																																																																									
大区分	小区分	入力値	備考																																																																																																																									
植生	樹木高さ	20.0[m]	データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用																																																																																																																									
	枝下高さ	4.0[m]																																																																																																																										
	かさ密度	0.200[kg/m³]																																																																																																																										
	樹冠率	区分 3	森林と定義される区分 3,4 のうち、風速が弱まりにくく、日射の影響を受けやすくなる区分 3 を設定																																																																																																																									
初期水分量	f_u	1 時間以内に乾燥する木質	データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用																																																																																																																									
	e_i	10 時間以内に乾燥する木質	データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用																																																																																																																									
	水	100 時間以内に乾燥する木質	データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用																																																																																																																									
	水分量	生きた草	100[%]																																																																																																																									
		生きた木質	100[%]																																																																																																																									

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

## 大飯発電所3／4号炉

## 添付資料3

## FARSITE の解析結果について

添付資料2のデータ（土地データ、気象条件、発火点）をFARSITEに入力し、解析を実施したところ、結果は以下のとおりとなった。

## 1. 火線強度について

火線強度についてはケース2が最も高い結果となったものの、各ケース間の違いはそれほどない結果となった。理由として植生が全て落葉広葉樹であり、斜面を下る形で炎が広がったためと考察される。また、火炎の前線における火線強度最大値となるメッシュの到達時刻はより厳しい結果となる様、昼間に到達する様に設定した。

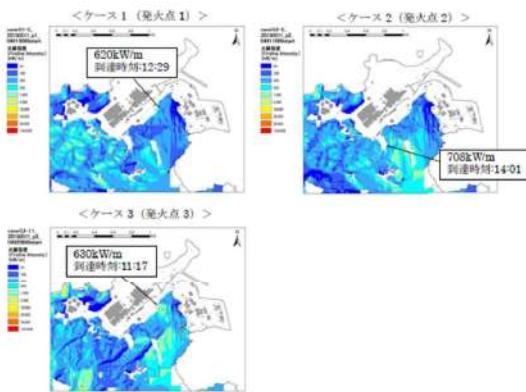


図1 火線強度分布

## 2. 到達時間について

到達時間についてはケース2が最も短い結果となった。理由として発電所までの距離が短い事が考えられる。

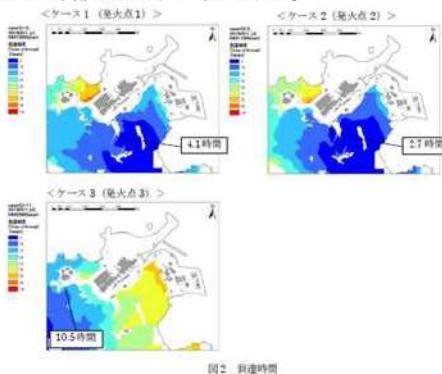
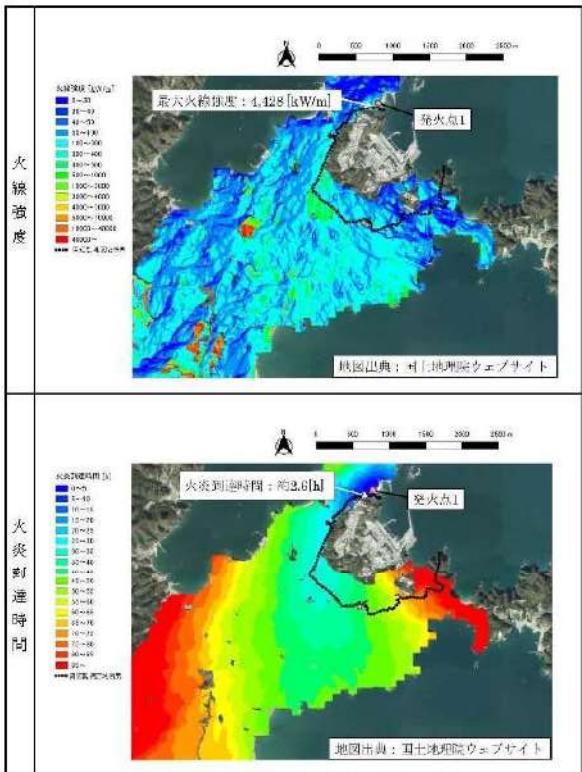


図2 到達時間

## 女川原子力発電所2号炉

## (4) FARSITE の解析結果

各発火点のFARSITEによる解析結果図を以下に示す。

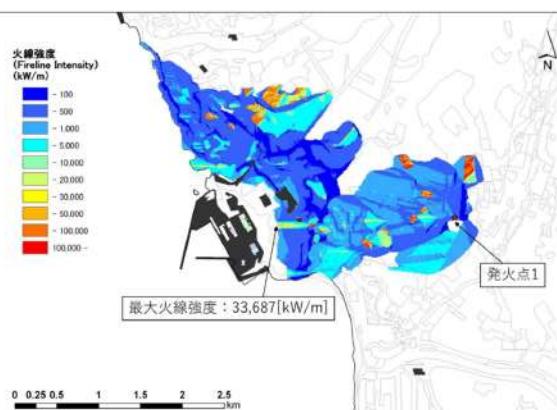


第2-2-8図 発火点1：北（小屋取漁港道路沿い）の火線強度及び火炎到達時間

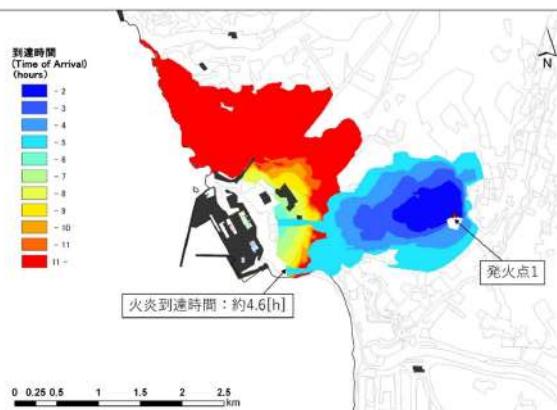
## 泊発電所3号炉

## (4) FARSITE の解析結果

各発火点のFARSITEによる解析結果図を以下に示す。



第2-14-1図 発火点1：東（道路脇畠）の火線強度



第2-14-2図 発火点1：東（道路脇畠）の火炎到達時間

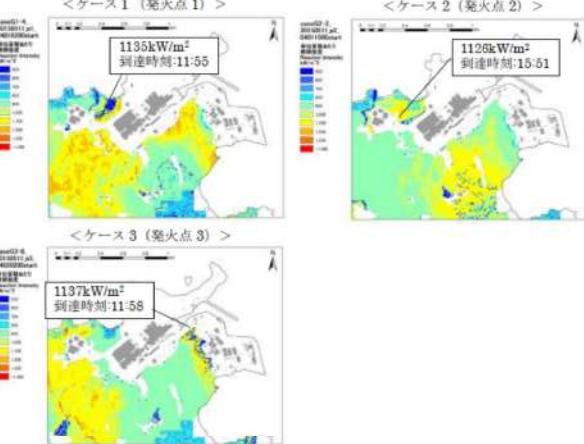
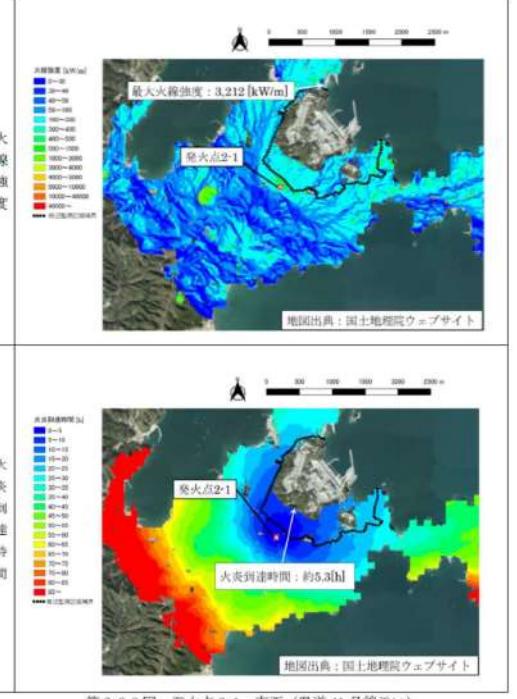
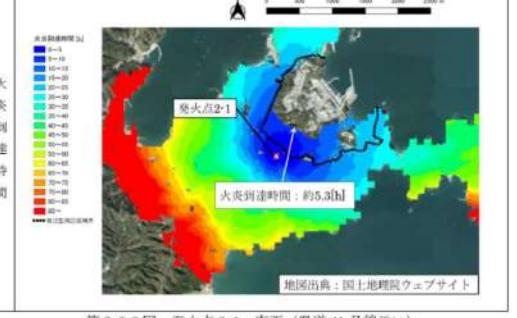
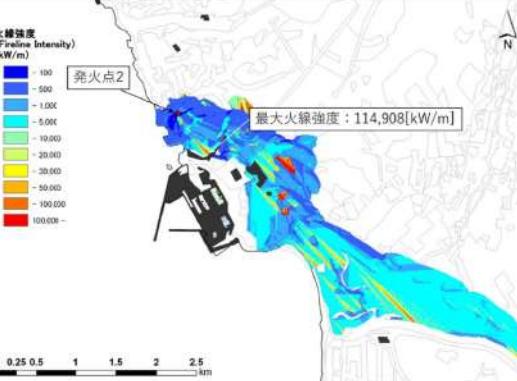
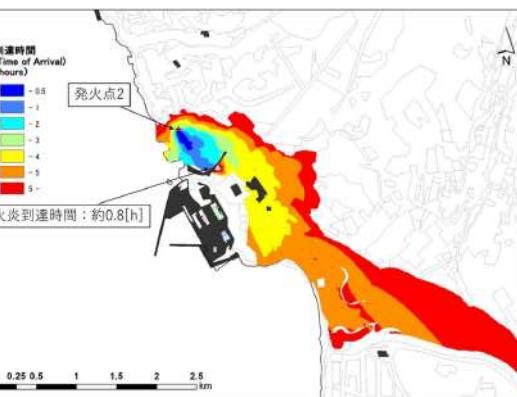
## 相違理由

【女川】設計方針の相違  
 ・地域特性による  
 FARSITE 解析結果の相違  
 【大飯】  
 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せざり）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

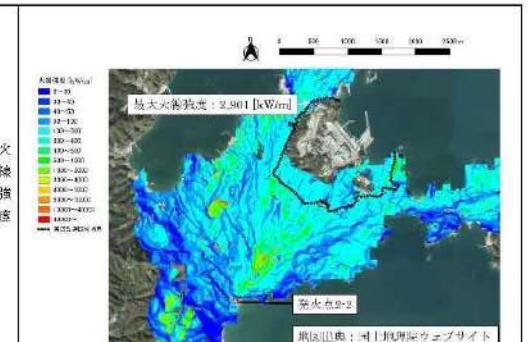
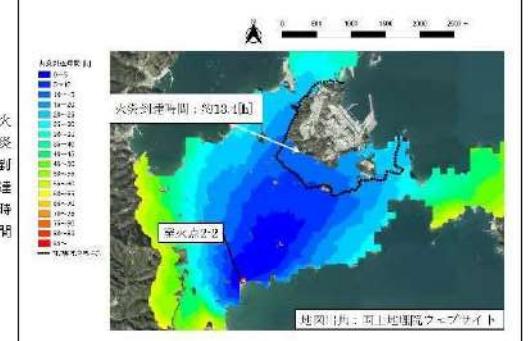
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 反応強度について</p> <p>反応強度については全ケースともあまり大きく値は変わらないが、ケース3が最も高い結果となった。理由として、植生が全て落葉広葉樹である事が考えられる。なお、火炎前線における反応強度最大値となるメッシュの到達時刻はより厳しい結果となる様、昼間に到達する様に設定した。</p> <p>図3 反応強度分布図</p> 	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>火線強度 (Fireline Intensity) [kW/m]</p>  <p>地図出典：国土地理院ウェブサイト</p> <p>火炎到達時間 (Time of Arrival) [hours]</p>  <p>地図出典：国土地理院ウェブサイト</p> <p>最大火線強度: 3,212 [kW/m] 最大火炎到達時間: 約 5.3 [h]</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>火線強度 (Fireline Intensity) [kW/m]</p>  <p>発火点2 最大火線強度: 114,908 [kW/m]</p> <p>火炎到達時間 (Time of Arrival) [hours]</p>  <p>発火点2 火炎到達時間: 約 0.8 [h]</p> <p>地図出典：国土地理院ウェブサイト</p>	

## 泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

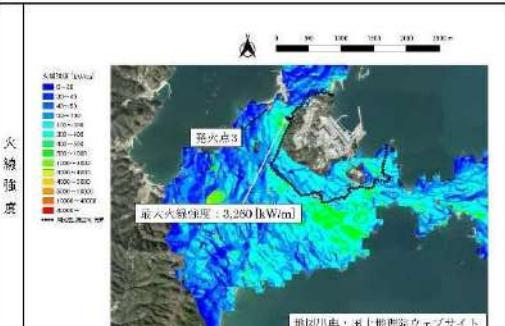
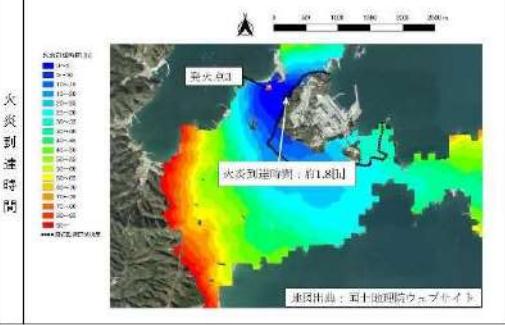
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>火線強度</p>  <p>最大火線強度: 2,901 [kW/m] 発火点2-2 地区広域: 国土地理院ウェブサイト</p> <p>火炎到達時間</p>  <p>火炎到達時間: 約13.4[時] 発火点2-2 地図出典: 地図情報: 地図情報ウェブサイト</p>		

第2.2-10図 発火点2-2: 南南西(較浦地区(田))  
の火線強度及び火炎到達時間

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
	<p>火 災 強 度</p>  <p>地図出典：国土地籍地図ウェブサイト</p> <p>火 炎 到 達 時 間</p>  <p>地図出典：国土地籍地図ウェブサイト</p> <p>第2.2-11図　発火点3：西北西（塩浜地区道路沿い）の火災強度及び火炎到達時間</p>																																		
	<p>(5) 火炎到達時間と最大火線強度について</p> <p>各発火点における防火帯外縁に最も早く火炎が到達する火炎到達時間と防火帯外縁より 100m の範囲における最大火線強度を第 2.2-11 表に示す。</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%; text-align: center;"> <caption>第2.2-11表 解析結果</caption> <thead> <tr> <th>発火点位置</th> <th>発火点1</th> <th>発火点2-1</th> <th>発火点2-2</th> <th>発火点3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延焼速度 [m/h]</td> <td>1.73</td> <td>1.26</td> <td>1.13</td> <td>1.28</td> </tr> <tr> <td>最大火線強度 [kW/m]</td> <td>4,428</td> <td>3,212</td> <td>2,901</td> <td>3,250</td> </tr> <tr> <td>火炎到達時間 [h]</td> <td>約 2.6</td> <td>約 5.3</td> <td>約 13.4</td> <td>約 1.8</td> </tr> </tbody> </table>	発火点位置	発火点1	発火点2-1	発火点2-2	発火点3	延焼速度 [m/h]	1.73	1.26	1.13	1.28	最大火線強度 [kW/m]	4,428	3,212	2,901	3,250	火炎到達時間 [h]	約 2.6	約 5.3	約 13.4	約 1.8	<p>(5) 火炎到達時間と最大火線強度について</p> <p>各発火点における防火帯外縁に最も早く火炎が到達する火炎到達時間と防火帯外縁より 100m の範囲における最大火線強度を第 2-14 表に示す。</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%; text-align: center;"> <caption>第2-14表 解析結果</caption> <thead> <tr> <th>発火点位置</th> <th>発火点1</th> <th>発火点2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延焼速度 [m/s]</td> <td>2.88</td> <td>3.11</td> </tr> <tr> <td>最大火線強度 [kW/m]</td> <td>33,687</td> <td>114,908</td> </tr> <tr> <td>火炎到達時間 [h]</td> <td>約 4.6</td> <td>約 0.8</td> </tr> </tbody> </table>	発火点位置	発火点1	発火点2	延焼速度 [m/s]	2.88	3.11	最大火線強度 [kW/m]	33,687	114,908	火炎到達時間 [h]	約 4.6	約 0.8	<p>【女川】設計方針の相違      ・地域特性による解析      結果の相違</p>
発火点位置	発火点1	発火点2-1	発火点2-2	発火点3																															
延焼速度 [m/h]	1.73	1.26	1.13	1.28																															
最大火線強度 [kW/m]	4,428	3,212	2,901	3,250																															
火炎到達時間 [h]	約 2.6	約 5.3	約 13.4	約 1.8																															
発火点位置	発火点1	発火点2																																	
延焼速度 [m/s]	2.88	3.11																																	
最大火線強度 [kW/m]	33,687	114,908																																	
火炎到達時間 [h]	約 4.6	約 0.8																																	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																													
<p>添付資料4 防火帯の設定について</p> <p>1. 防火帯幅の設定について 防火帯幅の設定については、「外部火災の影響評価ガイドに基づき、FARSITE解析から得られた最も厳しいケースの火線強度を用い防火帯幅を算出したところ、評価上必要とする防火帯幅は16.2mとなつた。この結果から余裕を見込み、設定する防火帯幅は18mとした。</p> <p>風上に樹木がある場合の火線強度と最小防火帯幅の関係 (火炎の防火帶突破確率1%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火線強度 [kW/m]</th> <th>500</th> <th>1,000</th> <th>2,000</th> <th>3,000</th> <th>4,000</th> <th>5,000</th> <th>10,000</th> <th>15,000</th> <th>20,000</th> <th>25,000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防火帯幅 [m]</td> <td>16</td> <td>16.4</td> <td>17.4</td> <td>18.3</td> <td>19.3</td> <td>20.2</td> <td>24.9</td> <td>29.7</td> <td>34.4</td> <td>39.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：原子力発電所の外部火災影響評価ガイド</p> <p>添付資料2</p> <p>敷地内にて森林火災が発生・拡大した場合のクラス1、2設備への延焼及び熱影響を考えると、原子炉施設（建屋）については、敷地内の森林から原子炉施設（建屋）までの最短離隔距離は16.4mであり、延焼を考慮した評価上必要な離隔距離（16.2m）及び熱影響を考慮した危険距離（16m）が確保できている事から、影響はないと考えられる。また、海水ポンプについては、敷地内の森林からの最短離隔距離は約22mであり、延焼を考慮した評価上必要な離隔距離（16.2m）及び熱影響を考慮した危険距離（20m）が確保できている事から、影響はないと考えられる。さらに海水ポンプは周辺を巻き防護対策設備で覆われている事から、森林火災からの延焼及び熱影響はほとんど受けないと考えられる。</p> <p>また、敷地内で森林火災が発生した際には、運転員による1回/直の屋外パトロールや周辺監視センサーの故障警報および周辺監視カメラの監視等により、森林火災を覚知し、設備周辺の道路に沿った放水による火災防護活動を実施する。なお、原子炉施設（建屋）及び海水ポンプ周辺には、一部、植生伐採後の切株等はあるものの、燃料タンク等の有意な可燃物はなく、火災防護活動に支障を及ぼす事はないと考える。</p> <p>なお、敷地内の発火原因としては、燃焼物の処理忘れ等、人為的なものが考えられるが、火気の使用に際しては、燃焼物の後処理や消火器設置等の措置および喫煙箇所を限定するなど、厳正に管理している事から、人為的原因で発火し、森林火災にまで拡大する事は考えにくい。人為的な原因以外には落雷が考慮されるが、落雷による森林火災については、落雷時は雲に覆われている事及び降雨等により、森林の水分量が増えると考えられるため、万一落雷による森林火災が発生したとしても、火災が拡大することは考えにくい。なお、「国内の森林火災は落雷など自然現象によるものは極めて稀（林</p> <p>(6)防火帯幅の算出 外部火災影響評価ガイドに基づき、防火帯外縁より約100mの範囲における最大火線強度から「Alexander and Fogartyの手法（風上に樹木が有る場合）」を用いて、防火帯幅（火炎の防火帶突破確率1%の値）を算出した結果、評価上必要とされる防火帯幅が19.7mであるため、20mの防火帯幅を確保することにより延焼による防護対象設備への影響がないことを確認した。</p> <p>FARSITE解析における主な入力パラメータは保守的な設定（参考資料2-2）としているが、他に解析結果に影響するパラメータとしては最大火線強度の出現時刻（日射量に影響を及ぼす）がある。 最大火線強度出現時刻の保守性を確認するため、最大火線強度が最も大きい発火点1について9パターンの出火時刻を入力して最大火線強度出現時刻の感度解析を実施した。</p> <p>第2-12表に示すとおり、最大火線強度は日中帯（10時～14時頃）に高くなる傾向がある。これは日射により可燃物の水分量変化を計算上考慮しているためである。</p> <p>第2-12表 感度解析結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発火点1出火時刻</th> <th>23:18</th> <th>4:23</th> <th>8:28</th> <th>9:21</th> <th>10:00</th> <th>10:23</th> <th>11:23</th> <th>13:23</th> <th>18:24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大火線強度出火時刻</td> <td>2:45</td> <td>7:01</td> <td>10:58</td> <td>11:58</td> <td>12:35</td> <td>12:59</td> <td>14:00</td> <td>16:11</td> <td>21:52</td> </tr> <tr> <td>最大火線強度 [kW/m]</td> <td>1,493</td> <td>3,429</td> <td>8,845</td> <td>14,428</td> <td>33,530</td> <td>3,308</td> <td>4,692</td> <td>8,874</td> <td>2,439</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2-13表 風上に樹木が有る場合の火線強度と最小防火帯幅の関係 (火炎の防火帶突破確率1%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火線強度 [kW/m]</th> <th>500</th> <th>1,000</th> <th>2,000</th> <th>3,000</th> <th>4,000</th> <th>5,000</th> <th>10,000</th> <th>15,000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防火帯幅 [m]</td> <td>16</td> <td>16.4</td> <td>17.4</td> <td>18.3</td> <td>19.3</td> <td>20.2</td> <td>24.9</td> <td>29.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出典：外部火災影響評価ガイド）</p> <p>評価上必要とされる防火帯幅 19.7m ↓ 防火帯幅 20m</p>	火線強度 [kW/m]	500	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	10,000	15,000	20,000	25,000	防火帯幅 [m]	16	16.4	17.4	18.3	19.3	20.2	24.9	29.7	34.4	39.1	発火点1出火時刻	23:18	4:23	8:28	9:21	10:00	10:23	11:23	13:23	18:24	最大火線強度出火時刻	2:45	7:01	10:58	11:58	12:35	12:59	14:00	16:11	21:52	最大火線強度 [kW/m]	1,493	3,429	8,845	14,428	33,530	3,308	4,692	8,874	2,439	火線強度 [kW/m]	500	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	10,000	15,000	防火帯幅 [m]	16	16.4	17.4	18.3	19.3	20.2	24.9	29.7	<p>(6)防火帯幅の算出 外部火災影響評価ガイドに基づき、防火帯外縁より約100mの範囲における最大火線強度から「Alexander and Fogartyの手法（風上に樹木が無い場合）」を用いて、防火帯幅（火炎の防火帶突破確率1%の値）を算出した結果、評価上必要とされる防火帯幅が17.8m（発火点1）であるため、20mの防火帯幅、45.3m（発火点2）であるため、46mの防火帯幅を確保することにより延焼による防護対象設備への影響がないことを確認した。ただし、20mの防火帯幅とする敷地東部の防火帯の一部は、植生等による影響を考慮し、自主的に25mの防火帯幅を確保する。（第2-17表 地点B）</p> <p>FARSITE解析における主な入力パラメータは保守的な設定（参考資料2-1）としているが、他に解析結果に影響するパラメータとしては最大火線強度の出現時刻（日射量に影響を及ぼす）がある。</p> <p>最大火線強度出現時刻の保守性を確認するため、最大火線強度が最も大きい発火点2について3パターンの出火時刻を入力して最大火線強度出現時刻の感度解析を実施した。（参考資料2-3）</p> <p>第2-15表に示すとおり、最大火線強度は8時～9時頃に高くなる傾向がある。これは傾斜の影響を踏まえた上で日射により可燃物の水分量変化を計算上考慮しているためである。</p> <p>第2-15表 感度解析結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発火点2出火時刻</th> <th>8:00</th> <th>8:53</th> <th>9:53</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大火線強度 [kW/m]</td> <td>96,712</td> <td>114,308</td> <td>85,929</td> </tr> <tr> <td>発火時刻</td> <td>8:00</td> <td>8:53</td> <td>9:53</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2-16表 風上に樹木が無い場合の火線強度と最小防火帯幅の関係（火炎の防火帶突破確率1%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火線強度 [kW/m]</th> <th>500</th> <th>1,000</th> <th>2,000</th> <th>3,000</th> <th>4,000</th> <th>5,000</th> <th>10,000</th> <th>15,000</th> <th>20,000</th> <th>25,000</th> <th>50,000</th> <th>100,000</th> <th>125,000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防火帯幅 [m]</td> <td>6.2</td> <td>8.4</td> <td>6.7</td> <td>9.5</td> <td>13.1</td> <td>14.8</td> <td>23.3</td> <td>40.3</td> <td>48.3</td> <td>56.3</td> <td>100.0</td> <td>125.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※外部火災影響評価ガイドに記載の数値から外挿して算出</p> <p>第2-17表 各地点における防火帯幅の設定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点</th> <th>火線強度 [kW/m]</th> <th>評価上必要とされる防火帯幅 [m]</th> <th>防火帯幅 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>20,738</td> <td>966</td> <td>13.4</td> <td>6.4</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>33,687</td> <td>720</td> <td>17.8</td> <td>6.3</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1,229</td> <td>1,540</td> <td>6.5</td> <td>6.6</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>783</td> <td>114,908</td> <td>6.4</td> <td>45.3</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>1,642</td> <td>6,931</td> <td>6.6</td> <td>8.5</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>※防火帯幅については火線強度、風向、植生を考慮して自主的に設定（参考資料2別表2-12）</p>	発火点2出火時刻	8:00	8:53	9:53	最大火線強度 [kW/m]	96,712	114,308	85,929	発火時刻	8:00	8:53	9:53	火線強度 [kW/m]	500	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	10,000	15,000	20,000	25,000	50,000	100,000	125,000	防火帯幅 [m]	6.2	8.4	6.7	9.5	13.1	14.8	23.3	40.3	48.3	56.3	100.0	125.0	地点	火線強度 [kW/m]	評価上必要とされる防火帯幅 [m]	防火帯幅 [m]	A	20,738	966	13.4	6.4	20	B	33,687	720	17.8	6.3	25	C	1,229	1,540	6.5	6.6	20	D	783	114,908	6.4	45.3	46	E	1,642	6,931	6.6	8.5	20
火線強度 [kW/m]	500	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	10,000	15,000	20,000	25,000																																																																																																																																						
防火帯幅 [m]	16	16.4	17.4	18.3	19.3	20.2	24.9	29.7	34.4	39.1																																																																																																																																						
発火点1出火時刻	23:18	4:23	8:28	9:21	10:00	10:23	11:23	13:23	18:24																																																																																																																																							
最大火線強度出火時刻	2:45	7:01	10:58	11:58	12:35	12:59	14:00	16:11	21:52																																																																																																																																							
最大火線強度 [kW/m]	1,493	3,429	8,845	14,428	33,530	3,308	4,692	8,874	2,439																																																																																																																																							
火線強度 [kW/m]	500	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	10,000	15,000																																																																																																																																								
防火帯幅 [m]	16	16.4	17.4	18.3	19.3	20.2	24.9	29.7																																																																																																																																								
発火点2出火時刻	8:00	8:53	9:53																																																																																																																																													
最大火線強度 [kW/m]	96,712	114,308	85,929																																																																																																																																													
発火時刻	8:00	8:53	9:53																																																																																																																																													
火線強度 [kW/m]	500	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	10,000	15,000	20,000	25,000	50,000	100,000	125,000																																																																																																																																			
防火帯幅 [m]	6.2	8.4	6.7	9.5	13.1	14.8	23.3	40.3	48.3	56.3	100.0	125.0																																																																																																																																				
地点	火線強度 [kW/m]	評価上必要とされる防火帯幅 [m]	防火帯幅 [m]																																																																																																																																													
A	20,738	966	13.4	6.4	20																																																																																																																																											
B	33,687	720	17.8	6.3	25																																																																																																																																											
C	1,229	1,540	6.5	6.6	20																																																																																																																																											
D	783	114,908	6.4	45.3	46																																																																																																																																											
E	1,642	6,931	6.6	8.5	20																																																																																																																																											

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉

野原HP)との知見もあり、落雷による発電所敷地内での森林火災の発生は考えにくい。

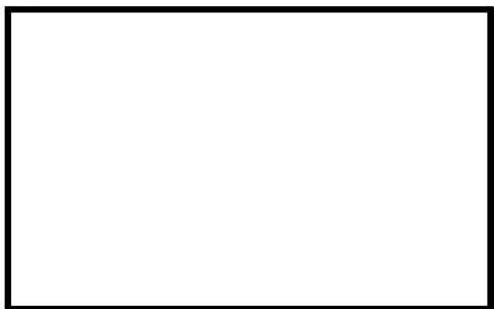


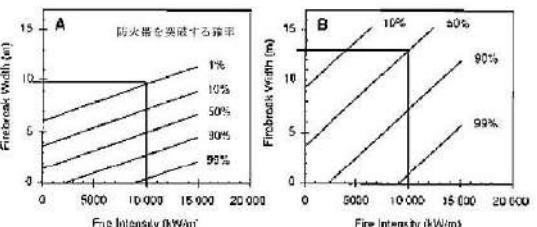
図2-8 敷地内森林と原子炉施設（建屋）の離隔距離



図2-9 海水ポンプの巻き飛来物防護対策設備のイメージ

敷地外における発火原因として、落雷の影響について、現在設定している発火点は、福井県における森林火災の発生原因を考慮し設定しているが、防火帯の設定においては、防火帶外縁における火線強度の最大値から算出している。この火線強度においては、発火時刻を変更させる事で、防火帶外縁に森林火災が到達する時間帯がちょうど昼間になる様（森林の水分量が低くなる様）に感度解析を実施して設定しており、大変厳しい評価となっている。今回、発火点を3地点設定し、FARSITE 解析を実施しているものの、各発火点における防火帶外縁における火線強度の最大値はおよそ 600～700kW/m であり、発火点を変更したとしても、火線強度値があまり変わることなく、同様に厳しい火線強度値が得られている。なお、防火帶幅については、算出された火線強度値よりも更に余裕を見込み、18m の防火帶幅（火線強度値：2,667kW/m）としている。また、FARSITE 解析においては、雲量も 0% として設定しているが、落雷時には雲に覆われている事及び降雨等により森林の水分量が増えると考えられる。以上より、落雷による森林火災が発生したとしても、現在設定している 18m の防火帶幅の火線強度値を超える事は考えにくく、現在設定している防火帶にて十分防護できると考えられる。

女川原子力発電所2号炉

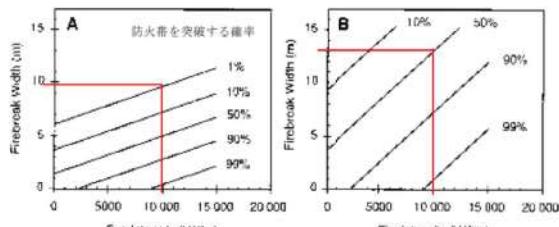


第2-12図 火線強度に対する防火帯の相関図（出典：外部火災影響評価ガイド）

(8) 危険物施設の火災が森林等に延焼した場合の女川原子力発電所への影響について

女川原子力発電所における各発火点について危険物施設の火災を想定した場合、各発火点以遠の風上は海であり危険物施設はないことから、女川原子力発電所への熱影響が大きくなるような火災にはならないと考えられる。

泊発電所3号炉



第2-16図 火線強度に対する防火帯の相関図  
(出典：外部火災影響評価ガイド)

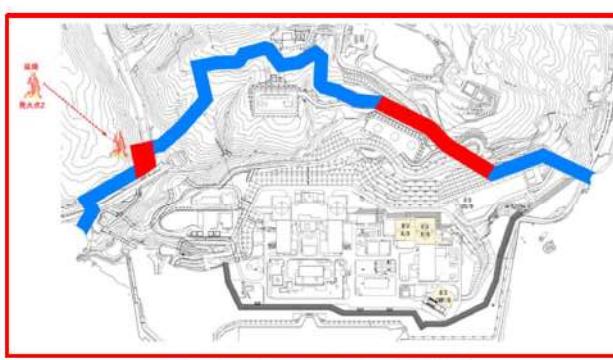
(7) 危険物施設の火災が森林等に延焼した場合の泊発電所への影響について

泊発電所における各発火点について危険物施設の火災を想定した場合、各発火点以遠の風上は海又は危険物施設が 5km 以遠であることから、泊発電所への熱影響が大きくなるような火災にはならないと考えられる。

【女川】発電所名の相違

【女川】設計方針の相違  
・地域特性による相違

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料 6</p> <p>森林火災の到達時間（自衛消防隊の消火活動の成立性）について</p> <p>1. FARSITE 解析による到達時間までに消火活動が開始できることの確認について FARSITE 解析結果、到達時間は評価上厳しいケースにおいて約 2.7 時間という結果が得られている。森林火災発生時の覚知方法は以下の方法がある。</p>	<p>2.3 森林火災時の対応の評価結果 森林火災影響評価においては、以下に示す到達時間及び防火帯幅の条件を満足していること、森林火災時の可搬型モニタリングポストの対応が可能であることを確認した。</p> <p>2.3.1 火炎の到達時間の評価結果 2.3.1.1 火炎到達時間 防火帯を設置することで、森林火災が発電用原子炉施設へ延焼する可能性は低いが、森林火災の状況に応じて防火帯付近にて散水を行い、万が一の飛び火による延焼を防止する。 FARSITE の解析により、森林火災を想定した場合、<b>発火点3</b> の火炎が防火帯外縁に到達する最短時間は 1.8 時間（約 108 分）であるため、この時間以内で予防散水が可能であることを確認する。 発火点3の位置関係を第 2.3.1.1-1 図に示す。</p>  <p>第 2.3.1.1-1 図 発火点3との位置関係</p> <p>2.3.1.2 火災の覚知 発電所敷地及び敷地境界付近における森林火災については、以下の方法で早期覚知が可能である。</p> <p>(1) <b>自然現象監視カメラ監視</b> 想定される自然現象等の影響について、昼夜にわたり発電所周辺の状況を把握する目的で設置する<b>自然現象監視カメラ</b>を使用して森林火災に対する監視を行う。<b>自然現象監視カメラ</b>は、発電所周辺の森林火災を監視できる位置（<b>1号炉排気筒</b>）に設置し、24 時間要員が常駐する中央制御室からの監視が可能な設計とする。</p>	<p>2.3 森林火災時の対応の評価結果 森林火災影響評価においては、以下に示す到達時間及び防火帯幅の条件を満足していること、森林火災時の可搬型モニタリングポストの対応が可能であることを確認した。</p> <p>2.3.1 火炎の到達時間の評価結果 2.3.1.1 火炎到達時間 防火帯を設置することで、森林火災が発電用原子炉施設へ延焼する可能性は低いが、森林火災の状況に応じて防火帯付近にて散水を行い、万が一の飛び火による延焼を防止する。 FARSITE の解析により、森林火災を想定した場合、<b>発火点2</b> の火炎が防火帯外縁に到達する最短時間は 0.8 時間（約 52 分）であるため、この時間以内で予防散水が可能であることを確認する。 発火点2の位置関係を第 2-17 図に示す。</p>  <p>第 2-17 図 発火点2との位置関係</p> <p>2.3.1.2 火災の覚知 発電所敷地及び敷地境界付近における森林火災については、以下の方法で早期覚知が可能である。</p> <p>(1) <b>監視カメラによる監視</b> 想定される自然現象等の影響について、昼夜にわたり発電所周辺の状況を把握する目的で設置する<b>監視カメラ</b>を使用して森林火災に対する監視を行う。<b>監視カメラ</b>は、発電所周辺の森林火災を監視できる位置（<b>開閉所遮風建屋屋上</b>）に設置し、24 時間要員が常駐する中央制御室からの監視が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による解析結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による防火帯及び想定する発火点の相違。</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによるカメラ設置位置の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>①灾害情報受信者が森林火災情報を受信し、中央制御室（通報連絡者）へ連絡</p> <p>②24時間常駐している警備員が森林火災を発見し、中央制御室（通報連絡者）へ連絡</p> <p>③24時間常駐している自衛消防隊、運転員が夜間も含めたパトロール時に森林火災を発見し、中央制御室（通報連絡者）へ連絡</p>	<p>(2) 発電所構内にいる者による覚知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 24時間常駐している警備員による覚知</li> <li>b. 24時間常駐している運転員によるパトロールによる覚知</li> <li>c. 通常勤務の構内の社員及び協力会社従業員による覚知</li> </ul> <p>(a) 発見者は、消防機関へ直接119番通報し、その後、発電課長へ連絡する。</p> <p>(b) 発電課長は、発見者からの連絡を受けた場合は、消防機関へ119番通報したかどうか確認し、未通報の場合は中央制御室より通報を行う。</p> <p>(3) 外部からの情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 事務所内に設置している地元自治体の防災行政無線傍受による覚知</li> <li>b. 消防機関からの連絡による覚知</li> </ul> <p>発電所に迫る可能性があると消防機関が判断した火災は消防機関から連絡が入る。</p> <p>(4) 発火点の火災覚知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 発火点1付近は、自然現象監視カメラ監視で直接視認し覚知を行う。また、発火点1付近には民家及び当社の社員寮も近傍に立地していることから外部からの情報が入りやすい。</li> <li>b. 発火点2-1付近は、自然現象監視カメラ監視で直接視認し覚知を行う。また、発電所構内にいる者による覚知を行う。</li> <li>c. 発火点2-2付近は、自然現象監視カメラ監視で直接視認できないことから、火災延焼が自然現象監視カメラで直接視認（尾根付近）できる箇所で覚知を行う。また、自然現象監視カメラで直接視認できない範囲は、外部からの情報による覚知を行う。</li> <li>d. 発火点3付近は、火災の発生から1時間後には、正門守衛所から目視にて覚知可能な範囲まで火災が延焼することから、正門守衛所に24時間常駐している警備員が覚知を行う（第2.3.1.2-2図）。また、自然現象監視カメラ監視では、敷地内高台に遮られ直接視認できないことから、火災による炎（明かり）、煙で覚知を行う。</li> </ul>	<p>(2) 発電所構内にいる者による覚知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 24時間常駐している警備員による覚知</li> <li>b. 24時間常駐している運転員によるパトロールによる覚知</li> <li>c. 通常勤務の構内の社員及び協力会社従業員による覚知</li> </ul> <p>(a) 発見者は、発電課長へ連絡し、その後、運営課長（夜間、休日は当番者）へ連絡する。</p> <p>(b) 運営課長（夜間、休日は当番者）は、消防機関へ119番通報する。</p> <p>(3) 外部からの情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 守衛所に設置している地元自治体の防災行政無線傍受による覚知</li> <li>b. 消防機関からの連絡による覚知</li> </ul> <p>発電所に迫る可能性があると消防機関が判断した火災は消防機関から連絡が入る。</p> <p>(4) 発火点の火災覚知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 発火点1付近は、民家及び当社の社員寮も近傍に立地していることから外部からの情報による覚知を行う。また、監視カメラでは、直接視認できないことから、火災による炎（明かり）、煙で覚知を行う。</li> <li>b. 発火点2付近は、茶津守衛所に24時間常駐している警備員が覚知を行う。また、監視カメラでは、直接視認できないことから、火災による炎（明かり）、煙で覚知を行う。</li> </ul>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災覚知後の連絡体制の相違（覚知後に消防機関へ連絡することに相違はない）</li> </ul> <p>【女川】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線傍受場所の相違。</li> </ul> <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特性により、発火点が相違しているため、その発火点の覚知方法が相違している。 (覚知可能な点について相違はない)</li> </ul>